

平成20年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成20年3月4日 火曜日

1. 議事日程第1号

平成20年3月4日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第1号 平成19年度人吉市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第4 議第2号 平成19年度人吉市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 議第3号 平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議第4号 平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議第5号 平成19年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第6号 平成19年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第7号 平成19年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議第8号 平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議第9号 平成19年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議第10号 平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議第11号 平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議第12号 平成19年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議第13号 平成19年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議第14号 平成19年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第15号 平成20年度人吉市一般会計予算
- 日程第18 議第16号 平成20年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算
- 日程第19 議第17号 平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議第18号 平成20年度人吉市老人保健医療特別会計予算
- 日程第21 議第19号 平成20年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議第20号 平成20年度人吉市介護保険特別会計予算
- 日程第23 議第21号 平成20年度人吉市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第24 議第22号 平成20年度人吉市水道事業特別会計予算
- 日程第25 議第23号 平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第26 議第24号 平成20年度人吉市国民宿舎特別会計予算
- 日程第27 議第25号 平成20年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第28 議第26号 平成20年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算

- 日程第29 議第27号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第28号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例及び人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第29号 人吉市不当要求行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第30号 人吉市個人情報保護に関する条例及び人吉市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第31号 人吉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議第32号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第33号 人吉市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議第34号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議第35号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議第36号 特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議第37号 人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例及び人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議第38号 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議第39号 人吉市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第42 議第40号 人吉市し尿処理場条例を廃止する条例の制定について
- 日程第43 議第41号 人吉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第44 議第42号 人吉市農林道管理条例の制定について
- 日程第45 議第43号 人吉市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第46 議第44号 人吉市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第47 議第45号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第48 議第46号 損害の賠償について

- 日程第49 議第47号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第50 議第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第51 議第49号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第52 議第50号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第53 議第51号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第54 予算委員の選任
- 日程第55 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

=====

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

=====

3. 出席議員 (20名)

1 番	松 岡 隼 人 君
2 番	井 上 光 浩 君
3 番	豊 永 貞 夫 君
4 番	川 野 精 一 君
5 番	笹 山 欣 悟 君
6 番	村 上 恵 一 君
7 番	西 信 八 郎 君
8 番	松 田 茂 君
9 番	永 山 芳 宏 君
10番	福 屋 法 晴 君
11番	森 口 勝 之 君
12番	田 中 哲 君
13番	本 村 令 斗 君
14番	立 山 勝 徳 君
15番	仲 村 勝 治 君
16番	三 倉 美 千 子 君
17番	山 下 幸 一 君
18番	下 田 代 勝 君
19番	簀 毛 正 勝 君
20番	大 王 英 二 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
収 入 役	大 松 克 己 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	鳥 井 正 徳 君
総 務 部 長	秋 山 健 兒 君
企 画 部 長	井 上 修 二 君
福 祉 生 活 部 長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	俣 野 一 君
建 設 部 長	丸 山 善 利 君
総 務 部 次 長	深 水 雄 二 君
企 画 部 次 長	上 田 泉 君
福 祉 生 活 部 次 長	久 本 一 富 君
経 済 部 次 長	蓑 毛 幸 一 君
建 設 部 次 長	山 上 茂 君
秘 書 課 長	福 山 誠 二 君
地 域 生 活 課 長	東 俊 宏 君
財 政 課 長	井 上 祐 太 君
福 祉 課 長	椎 葉 幹 夫 君
農 業 振 興 課 長	中 村 憲 司 君
管 理 課 長	松 田 知 良 君
会 計 課 長	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	濱 田 芳 彰 君
水 道 局 次 長	多 武 芳 美 君
教 育 部 長	浦 川 康 徳 君
教 育 部 次 長	中 村 明 公 君
教 育 総 務 課 長	坂 崎 博 憲 君
農 業 委 員 会 長	吉 川 泰 人 君
事 務 局 長	
監 査 委 員 長	松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局	長	永	田	正	二	君
次	長	赤	池	謙	介	君
庶務係	長	村	並	成	二	君
書	記	和	泉	龍	二	君

=====

午前10時 開会

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成20年第1回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程（第1号）によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略させていただき、書類報告にかえさせていただきます。

なお、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただけますようお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

=====

日程第1 会期の決定

○議長（大王英二君） 日程第1、会期の決定については、去る2月26日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇） おはようございます。平成20年3月第1回人吉市議会定例会に当たりまして、去る2月26日、議会運営委員会を開きまして会期日程等について協議をいたしておりますので、御報告を申し上げます。

まず、会期につきましては、本日3月4日開会、5日から10日まで休会、11日議案質疑、12日、13日一般質問、14日一般質問及び委員会付託、15日、16日休会、17日予算委員会、18日、19日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、20日休会、21日の午前、休会、21日の午後、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、22日、23日休会、24日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、24日の午後、予算委員会、25日休会、26日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

一般質問の通告は、3月7日金曜日、午後3時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は、一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。また、議案質疑の回数は質問席から2回以内ということに決定をしております。

なお、本日提案されます議案の中で、議第1号平成19年度人吉市一般会計補正予算（第5号）、議第10号平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議第27号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件につい

ては、委員会付託を省略して、本日採決することにいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、予算委員の選任及び熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙も本日举行されますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） 会期の決定については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。よって、日程第1、会期の決定は委員長報告どおり決定いたしました。

=====

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（大王英二君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に、11番、森口勝之議員、12番、田中哲議員を指名いたします。

=====

日程第3 議第1号から日程第53 議第51号まで

○議長（大王英二君） 次に、日程第3、議第1号から日程第53、議第51号までの51件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆様、おはようございます。平成20年第1回人吉市議会定例会の初めに当たりまして、発言の機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

早速でございますが、先月発生いたしました元本市職員の不祥事につきまして、御報告並びにおわびを申し上げます。

平成20年2月11日に、元福祉生活部福祉課職員が市内の全保護世帯情報245世帯286人分、及び人吉球磨剣道連盟会員名簿189人分を金融関係者に漏えいしていたことが判明いたしました。事実関係の調査に伴う報告をもとに、職員懲戒等審議会を開催し、本人は懲戒免職、管理監督者である当該部の部長及び部次長を戒告、課長及び担当係長を文書訓告という処分を行いました。

また、この元職員による市内全保護世帯情報の漏えい事件に関しまして、平成20年2月29日、人吉警察署長に対し、告発状を提出いたしました。被告発人は、元職員及び住所、氏名不詳のやみ金融業者と思われる貸し金業者の2人でございます。告発の趣旨といたしましては、地方公務員法第34条第1項に規定する秘密を守る義務違反でございまして、貸し金業者につきましても、刑法60条に規定する共同正犯ととらえ、両者を告発するものでございます。

このような不祥事により市民の皆様の本市に対する信頼を著しく損なう結果となったことを心からおわびし、今後二度とこのような不祥事が起こらないように綱紀の粛正と服務規律

の保持について、職員を厳しく指導するとともに、個人情報の管理についても見直しを行うなど、再発防止に向け指導を強化してまいりたいと存じます。

なお、私自身の責任につきましては、後ほど御説明申し上げますが、条例を改正して給与を減額いたしたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、市政に対する所信を申し述べさせていただきます。

昨年中は、国・県の格別のご高配を賜り、また議員各位をはじめ多くの市民の皆様方からいただきました御指導御激励に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

ここで、若干の時間を拝借いたしまして、本市をとりまく諸情勢についてその一端を申し述べさせていただきます。

平成20年度の地方財政対策についてその概要を申し上げますと、地方税収入や、地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどから、依然として大幅な財源不足が生じると見込まれております。このため、今回の地方財政計画の歳出につきましては、「国の歳出予算と歩みを一つにして地方歳出を見直すこととし、定員の純減や給与構造改革などによる給与関係経費の抑制、並びに地方単独事業費の抑制を図りながら、地方財政計画の規模の抑制に努めることとする一方、喫緊の課題である地方の再生に向けた自主的・主体的な地域活性化施策の充実などに対処するため、安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を確保することを基本として地方財政対策を講じることとした」とされております。

このような地方財政計画の中にあつて、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な「一般財源総額」につきましては、平成19年度以上の額を確保したとされ、総額で6,592億円の増となっております。中でも、地方財政計画の根幹を支えています地方交付税の総額は、1.3%の増とされておりますが、その中には、地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策に必要な特別枠であります「地方再生対策費」4,000億円が計上されております。地方の財源不足を補う臨時財政対策債は、前に述べました「地方再生対策費」の財源を確保するため、7.7%の増とされておりますが、市町村分に限りますと6.3%の減とされているところでございます。

また、平成19年度に所得税から住民税への本格的な税源移譲が実施されましたが、都市と地方の財政力格差は依然として大きく、財政力の弱い地方自治体は所要一般財源の確保に相当な困難を要しております。財政力格差を埋めるために、今回の地方財政計画において「地方再生対策費」が創設されるものの、今後も厳しい財政運営を強いられると予想されております。

このような財政困難な状況ではございますが、今後も、市民の皆様にご安心していただける健全な財政運営を行ってまいりますので、議員各位並びに市民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まちづくり関係でございますが、本市の地域情報を市内外に発信し、地域の活性化及び質の向上を図るために、平成19年度からまちづくり親善大使を任命いたしております。

平成19年度におきましては、教育・文化の分野から2人の方に親善大使となっただいたところでございます。平成20年度におきましても、様々な分野において御活躍させている方々に親善大使となっただき、本市の対外的な宣伝活動や有意義な情報提供とともに、まちづくりについての御提言をいただきたいと存じます。

また、これと併せて市民協働のまちづくりといたしまして、平成百人委員会の組織づくりに向け、検討を進めているところでございます。今後、プロジェクトの進捗状況を見ながら、市民の皆様からの公募を含めた組織づくりに取り組んでまいり所存でございます。

国際交流関係でございますが、人吉市国際交流協会において、民間主導による事業の企画、運営などを検討するための運営委員会を立ち上げられ、協議が進められております。国際化の時代にあって、次世代を担う郷土の子どもたちの人材育成のため、異文化に触れる機会となる青少年の相互交流を基軸として、いろいろな角度から併せて御検討いただいているところでございます。

去る2月21日には熊本県出身で駐ポルトガル日本国大使の原聰氏に來人いただき、「日本とポルトガル」と題して、第一中学校全校生徒並びに人吉市国際交流協会の皆様を対象に講演をしていただきました。本市におきましても、ヨーロッパ諸国の歴史・文化を見聞するとともに、文化的にも縁のあるポルトガルとの青少年交流の実現に向け現地調査を行うなど、具体的なプログラムの策定に取り組んでまいりたいと存じます。

防災・消防関係でございますが、近年、異常気象が頻発し、これまでの予想をはるかに超える集中豪雨などにより、日本各地で大きな災害が発生しております。特にここ数年は、人吉地方の南と北に位置する地域において甚大な被害を受けており、次に本地域が被災地となる可能性も十分にありえます。このことを心に留め、準備万端怠りなく、今後さらに訓練や防災活動に力を入れていく必要があると存じます。そのためにも平成20年度におきましては、市民の皆様を対象に本市をはじめ関係機関が一体となった防災訓練の実施を計画してまいりたいと存じます。

児童福祉関係でございますが、マニフェストに掲げておりました乳幼児医療費の無料化につきましても、厳しい財政状況を考慮し、段階的に就学前までの無料化に取り組んでまいりたいと存じます。また、併せまして、保護者の方々から多くの要望がありました申請手続きの簡素化につきましても、市内医療機関での診療につきましても、毎月の市役所への申請手続きが不要となるよう、その見直しを行うことといたしております。

限りある資源を次世代の子どもたちへ残していくために、持続型社会の形成を目指してまいりたいと存じます。その根幹にあたる環境問題でございますが、平成18年度から平成22年度までを第二次人吉市地球温暖化対策実行計画の実行期間としまして、市役所内の電気・水

道使用量の削減、ガソリンなど燃料使用量の抑制及び、ごみの減量化に取り組んでいるところでございます。また、この1月から温暖化対策の一環としまして、マイ箸・マイポット・マイバック・自転車の利用など人吉市役所エコ推進運動を開始しております。平成20年度は、増加傾向にある事業所などから排出される一般廃棄物の排出量削減のため、市内の各事業所などを対象に研修会を開催しまして、ごみ減量化の啓発を行ってまいりたいと存じます。

老人保健医療制度は、平成20年3月で廃止となり、4月1日からは、原則75歳以上の方を対象にした「後期高齢者医療制度」に移行いたします。この新しい制度は、運営主体が「熊本県後期高齢者医療広域連合」になることや保険料が年金から差し引かれるなど、これまでの老人保健医療制度とは異なる点が多いため、昨年11月から12月にかけて校区ごとに制度説明会を開催したところでございます。また、本年の1月25日から単位老人クラブを中心に制度説明会を開催しております。4月の制度施行に向けて、対象者の方々が混乱されることのないよう、なお一層周知に努めてまいりたいと存じます。

国民健康保険事業でございますが、平成20年度の医療費を前年度比7.1%増と見込んでおりますほか、保険者に義務づけられました生活習慣病に着目した特定健康診査等の財源確保など、国保財政は厳しくなっております。また、後期高齢者医療制度のスタートに伴い、これまでの医療給付費分と介護納付金分に加えて、新たに後期高齢者支援金としての税負担がございますので、税率等の改正をお願いする次第でございます。

介護保険関係でございますが、平成20年度は、平成18年度から3年間を計画期間とし、「自立支援」と「尊厳の保持」を基本理念とした「人吉市いきいき高齢プラン」（第3期介護保険事業計画・老人保健福祉計画）の最終年度であり、介護予防、認知症ケア、地域ケアの推進のための施策を着実に実行してまいり所存でございます。また同時に、第3期計画の達成状況の点検・評価を行いながら、今後、団塊の世代が高齢者となる時期を見据えた第4期事業計画を策定してまいりたいと存じます。

人吉市障害者計画でございますが、この度ノーマライゼーションの理念の下、「みとめあい ささえあい とともに笑顔で生きるまちひとよし」を将来像とした人吉市障害者プランを策定いたしました。障害を持つ人の生活上の様々な課題に対しましては、行政はもちろんのこと、市民の皆様のご理解とご協力がなければ、達成し得ないものでございます。観光などで本市においでいただく方々も含めまして、すべての人にとってやさしいまちとなりますよう、着実に施策を推進してまいり所存でございます。

その手始めとして、社会福祉事業団のうぐいす荘、希望ヶ丘学園の利用者が、障害者自立支援法による負担増を補う方策の一つとして、「人吉温泉きくらげ」と銘打ち、国産きくらげの栽培に着手いたしました。現在は、ハウス1棟につき菌床5,000本ですが、将来は、4棟、5棟と増やし、収入の安定化を図ってまいりたいと存じます。そこで、確実な販売ルートの確保が最重要課題となることは、いうまでもございません。本市といたしましても

生産指導者の方々とともに、この「人吉温泉きくらげ」が、日本のブランドとなり広く国民に食していただけるように、また2次製品とするための加工食品製造にも全力を傾注してまいる決意でございます。

さて、ノーマライゼーションの推進も、社会的文化的な生活環境改善の重要課題でございますが、私は平成19年6月議会におきまして、市民ひとり一人の幸せ度を基準とした市民総幸福量という秤を大切にしたいと申し上げました。幸せには、「してもらう幸せ」「自分でできる幸せ」「あなたにしてあげる幸せ」の3つの側面があります。もともと、市役所の仕事は市民の皆さんの幸せを向上するためのものがございます。しかし、高度成長期からバブル期そして、バブル崩壊の時期を経て、現代社会においては「してもらう幸せ」を向上する施策に偏りがちでございました。今後は、自分でできる幸せ、さらにあなたにしてあげる幸せまで含めた、真の市民の幸せを本市全体で幸福追求する体制づくりを進めてまいりたいと存じます。

そのために、平成20年度におきましては、各部において「幸せ追求」という尺度によるモデル事業を選定し、全庁的に展開いたしたいと存じます。まず先行して、「幸福追求人間学講座」を開講し、学ぶ人が受講料を自己負担し、ボランティアとして企画・運営にも参画するような、協働による学びの場を創設してまいります。

農業振興関係でございますが、本市の農産物ブランド化への取り組みにつきましては、平成19年12月、庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、その中に農産物生産・加工推進作業部会と健康づくり推進作業部会を設置し、これまで具体的な検討を重ねてきたところでございます。今後は、平成20年3月末までに農産物ブランド化への基本構想を策定するとともに、平成20年度におきましては、その基本構想に基づき、市内の生産者や農業団体、旅館業者や小売業関係者などのご意見をお聞きしながら、より具体的な実行計画を作成してまいる所存でございます。

平成19年度から導入されました品目横断的経営安定対策、米政策改革及び農地・水・環境保全向上対策について、着実な推進を図るため、実態に即した改善などが行われております。その主なものでございますが、品目横断的経営安定対策では水田経営所得安定対策と名称を変更し、制度の基本を維持しつつ、現在の物理的特例や所得特例などの既存の各種特例を活用しても本対策に加入できない人々にも、国との協議により本対策への加入の道が開かれるようにするため、従来の知事特認制度に代えて、新たに市町村特認制度が創設されております。

米政策改革では、主食用米の消費の減少傾向を踏まえ、全都道府県・全地域で10年程度先を見通した水田農業のあり方、個別の農業経営のあり方を検討した上で、平成20年産以降の生産調整の実効性の確保を目指し、生産数量目標を県間で調整する仕組みなどが導入されております。

特に米生産調整におきましては、全国において平成19年度から20年度にかけて生産調整を拡大すべき面積が、10万ヘクタールを確実に実施するよう指導がございました。本市では、生産目標数量が平成19年度に比べ3トン少ない3,112トンとなっております。この2月から説明会や集落座談会を実施し制度の理解と協力を得られるよう推進しているところでございます。また、この制度に対応すべく、今後とも担い手や集落営農組織の育成を図ってまいりたいと存じます。

企業誘致関連でございますが、現在企業誘致に有利な条件整備を進めているところでございます。今後の企業誘致活動といたしまして、これまで本市への立地に関心を示されている企業や、関東・関西の織月会などのネットワークを活用いたしまして、ねばり強く誘致活動を推進してまいりたいと存じます。

中心市街地活性化でございますが、人吉商工会議所の中心市街地活性化推進委員会におかれまして、主軸事業に関する提案に向け、今月末をめどに種々検討がなされております。検討の過程では、既に中心市街地活性化計画を認定されております大分県豊後高田市・八代市の視察研修など研究を重ねられておりまして、本市ならではの具体的な活性化策を取りまとめた提案がなされるものと期待いたしております。その提案をもとに、本市といたしましては、5年以内の実現可能か、また投資効果が見込める事業であるかなど、様々な角度から人吉市中心市街地活性化基本計画策定庁内推進会議において協議・検討を重ねまして、基本計画の策定に向け取り組んでまいり所存でございます。

球磨焼酎関係でございますが、中国や香港など東アジアを中心とした海外への販路を拡大するため、中国上海を拠点に御活躍され、本市がアドバイスをいただいている株式会社ドリームスの添谷徹氏を先月再度本市にお迎えし、各蔵元と具体的な意見交換をいただきました。今後の事業展開といたしましては、上海の間屋へ添谷氏と各蔵元が直接出向き、球磨焼酎の試飲会を開催されるとのことでございます。また、商工会議所が窓口となって取り組まれている「JAPANブランド」事業につきましても、平成19年度の戦略策定に続きまして、今後3年間にわたりJAPANブランド確立事業を推進することになっており、平成20年度は、首都圏及び関西圏において球磨焼酎の認知度向上を目指されておりますので、本市といたしましても販路拡大をはじめとした各種事業を支援してまいりたいと存じます。

観光施策でございますが、日本観光協会の調査によりますと、団体旅行が3割、個人旅行が7割と、近年の旅行形態が個人旅行へと変化する傾向が著しいとのことでございます。

また、経済的にも余裕がある団塊の世代が定年退職を迎えるここ数年は、観光市場にも大きな影響を与えるものと思われ、観光施策は新しい展開が求められております。

平成21年の肥薩線（旧鹿児島本線）の全線開通100周年とSLの熊本・人吉間の運行、平成23年の九州新幹線鹿児島ルート全線開業に伴いまして、九州旅客鉄道株式会社で肥薩線の観光路線化も進めておられるところでございます。これを機に本市を訪れるお客様は間違

いなく増加するものと存じます。しかし、現在の人吉駅前広場の状況では、単なる乗換えの駅となるのではないかと懸念されます。このような背景において、人吉駅をただの通過点とさせないためにも、人吉駅前広場に魅力ある空間を創りだし、市民の憩いの場、観光客の方への癒しの場として、また、本市民が温かく観光客の方をお迎えすることのできる環境を提供する必要があります。駅に地域情報の拠点としての機能を持たせ、観光客の方への観光情報の提供とともに、地域づくりの核としての情報も併せて発信していく拠点として整備いたしますとともに、大型バスを考慮した駐車場の整備及び駅を中心とした交通網の集積地として整備を計画しているところでございます。

今後も各関係団体と連携をとりながら、魅力ある観光地とするためにも常に「おもてなしの心」をもって本市の観光客の増加を図ってまいりたいと存じます。

平成19年度まで本市最大のまつりとして開催しておりました人吉温泉球磨焼酎まつりでございますが、SL運行や九州新幹線鹿児島ルートの特急開業を絶好の機会と捉え、観光客の増加にも繋がる事を期待し、今後のまつりのあり方について、人吉温泉球磨焼酎まつり実行委員会で協議検討を行っていただいた結果、32年間継承されたまつりではあるものの様々なことを考慮し発展的解散をされております。その後、新加入の会員も含めた新まつり実行委員会の設立総会を平成20年1月18日に開催し、規約と役員承認をいただきました。平成20年度のまつりの日程につきましては、ゴールデンウィークの5月3日・4日の土日に決定しておりまして、また、名称につきましては、実行委員会新役員で、新しい企画などを踏まえ決定いただいたところでございます。

新名称の「いで湯と球磨焼酎・笑顔の里「日本百名城 人吉お城まつり」」につきましては、民間と行政が一体となって相良700年の歳月に育まれた人吉城と城下町を中心とした歴史や文化に基づいた祭事の展開を目指して命名したもので、県内はもとより九州有数のまつりへと発展させていただき全国からの観光客誘致をもって観光産業の浮揚を図ってまいりたいと願っているところでございます。

ここで、注釈をさせていただきますが、まつりの新名称につけております「いで湯と球磨焼酎・笑顔の里」というキャッチフレーズにつきましては、「ひとよし春風マラソン」実行委員会で「いで湯と焼酎・笑顔の里」を作成していただいております。その後、多くの方々から焼酎に「球磨」をつけて「球磨焼酎」としていただけないかとの御要望を受けまして、関係各位と協議、了承を得まして、今後「いで湯と球磨焼酎・笑顔の里」とさせていただきますと存じます。よろしくお願いをいたします。

国営川辺川総合土地改良事業でございますが、事業を円滑に進めるため、関係6市町村で構成しております一部事務組合の川辺川総合土地改良事業組合が、事業離脱を表明している相良村からの負担金納入が行われないため、2月及び3月の組合運営に支障を来したことは皆様すでにマスメディアなどを通じて御承知のことかと存じます。事業組合としましては、

これまで相良村に対し納付のお願いや督促を行ってまいりましたが、応じていただけないことから平成19年度内の歳出不足分を補うため、一時借入金の措置を行ったところでございます。平成20年度から事業は休止となり、本市にあります九州農政局川辺川農業水利事業所は閉鎖されますが、去る2月6日に若林農林水産大臣にもお会いして早期再開に向けて要望を行ったところでございまして、大臣からは、「関係市町村などからの相談や問い合わせに応じられるように、九州農政局内に連絡調整を行う窓口及び支援体制を整え、6市町村の合意が得られたら手続に入れるようにしたい」というお答えをいただいております。球磨郡市の北部台地に必要量の農業用水手当てを行う方法としては、事業復活の道が残されておりまして、今後、事業組合の見直しを含めた6市町村の協議が不可欠となりますので、最大限の努力を傾注してまいりたいと存じます。

錦南部農免農道整備につきましては、球磨郡市における南部山麓地域の基幹農道として、人吉市上田代町の県道・大畑西線を起点に錦町横山の県道・錦湯前線までを県営事業で進めていただいておりますが、このたび、本市区間1.35キロメートルの工事が完成し、起点から約4.5キロメートル区間が1月29日から通行可能となっております。これもひとえに地権者をはじめ地元の皆様の御協力により早期完成につながったものと改めて感謝申し上げます。

田代溝整備でございますが、疏水後90数年を経過している歴史ある農業用水路が、いたるところで老朽化による漏水が発生し、必要水量の確保ができず農業生産活動に支障を来していたため、国からの事業交付金を活用し、平成17年度から整備を行っているところでございます。最終年度となります20年度は、用水路整備工事を実施したいと存じます。

分収造林につきましては、現在、13の分収造林組合との分収造林契約をいたしております。そのうち、昭和35年4月及び昭和36年4月に契約締結しました、3分収造林組合につきましては、45年間の契約を終了し、その後、暫定的な契約を行い地元分収造林組合と更新を含めた協議を重ねてまいりました。しかしながら、地元の強い処分意向を踏まえ、今般、公売入札を実施いたしました結果、いずれも落札となり、分収造林組合への配分見通しができたところでございます。今回、3分収造林組合の皆様方には長期契約の中、数々の御苦勞に対しまして心から敬意を表するものでございます。なお、処分後は、本市におきまして補助事業を活用しながら、新しく植栽などを行い、維持管理を行ってまいりたいと存じます。

街路事業でございますが、紺屋町南町線外1線事業として、平成15年度に道路改築に着手、平成16年度から進めてまいりました大橋架け替え工事が、いよいよ平成20年4月に完了いたします。橋の完成を祝い、来る4月20日の日曜日に、完成式を行う運びとなりました。工事に伴い御協力やお力添えをいただきました国、県、議員各位並びに市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成16年度から地方道路整備臨時交付金事業で整備を進めております、(仮称)球磨川架橋でございますが、平成19年度から上部工に着手しており、両岸取付道路とともに平成20年

度の完成を目指し鋭意努力してまいります。

また、下林南願成寺線、西間地内第3号線をはじめとした市道の改良や、汚泥再生処理センターの条件整備事業である祇園堂栗林線外1線につきましても、快適な生活道路確保のため整備を進めてまいります。

平成16年度から進めております鍛冶屋町通り街なみ環境整備事業でございますが、平成19年度におきましても修景施設の整備に対する補助を行いまして、通りの雰囲気にあった景観がまた一つ形成されております。平成20年度も引き続き、職人町として特有の歴史・文化を育んできておりますこの通りの貴重な資源を生かし、街なみの景観を地域住民の皆様の協力をいただきながら整備し、活気ある街なみづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

昭和32年に架設され既に50年を経過しております人吉橋は、平成18年度には床版コンクリートが剥離落下するなど経年劣化が確認されましたので、平成19年度に橋梁調査を行ったところでございます。この調査結果をもとに平成20年度に詳細設計を行い、その後補修工事をするなど、安全性の確保を図ってまいりたいと存じます。

ローカルマニフェストに掲げております限界集落元気度アップ作戦関係でございますが、山間部の集落において、65歳以上の高齢者の人口が過半数を超え、冠婚葬祭や道路管理、自治など共同体としての機能が維持できなくなった集落を限界集落と言われておりまして、このような集落は、高齢化、過疎化の進展により共同体の機能が急速に衰えてしまい、やがて消滅に向かうとされております。このような限界集落は現在のところ市内山間部にはございませんが、少子高齢化、過疎化により、小中学校が休校又は廃校になったところもございます。そこで、関係機関と協議を持ちながら、このような地域で交流人口を増やして元気と活力を取り戻す取り組みを行ってまいりたいと存じます。

具体的に申し上げますと矢岳町、鹿目町におきまして、学校施設を利用した交流事業を進めることにいたしております。今後、各町内と話し合いの場を設けるなど、町内の皆様とともに、より効果の上がる方策につきまして検討してまいりたいと存じます。

小中学校の耐震化推進計画でございますが、対象となる施設は新耐震基準施行前の昭和56年5月以前に建設された校舎で、非木造2階建て以上又は200平方メートルを超える建物でございます。市内小中学校併せて、26棟の施設が該当し、平成17年度と18年度に耐震化優先度調査を行っております。その結果を踏まえ、東小と西小の体育館は、災害発生時の避難所に指定していることから、平成19年度に耐震補強実施設計を行い、20年度には耐震補強工事に着手する計画でございます。他の施設も優先度調査に準じて耐震診断、耐震補強実施設計、耐震補強工事を行い、順次改修を進めてまいりたいと存じます。

学校教育関係でございますが、去る2月上旬、市内全小・中学校の児童・生徒を対象とした、「リテラシー（読み書き能力・計算能力）促進のための実態調査」を実施いたしました。これは、学力の基礎となる、「漢字の読み書き、計算、英単語」の確実な習得を促進するた

め、教育委員会と市内各小・中学校の先生方が共同で問題を独自に作成して実施した、初めての試みでございます。この調査結果に基づき、効果的な学習指導の工夫改善を図るとともに、児童・生徒の基礎学力の定着をめざして、今後も継続的に実施してまいりたいと存じます。

特別支援教育でございますが、通常の学級に在籍しながら、学習障害や発達障害などを抱えるため、教育上、特別の支援を必要とする児童・生徒に対し、学習支援や学校生活上の介助を行う、「特別支援教育支援員」につきまして、平成20年度から市内の小学校を中心に配置することといたしております。今後、各学校での支援体制の充実を図るため、保健医療、福祉関係の機関とも連携を深め、特別支援教育の推進体制整備に努めてまいりたいと存じます。

学校給食センター関係でございますが、平成19年4月から民間委託いたしました給食調理業務については、やがて1年を迎えようとしているところでございます。これからも原材料の吟味も含めまして児童・生徒に「安全・安心」でおいしい給食を提供することはもとより、給食内容の充実と食育活動の推進に全力で取り組んでまいります。

人吉城跡の整備でございますが、平成15年度から実施してまいりました「ふるさと歴史の広場事業」は、平成19年度で完了いたします。現在、相良神社北側の元テニスコートの場所にあたる「御館（みたち）跡」の復元整備を計画中で、平成20年度は実施設計に着手する所存でございます。

マニフェストに掲げております「お城全体名城作戦」につきましては、現在、職員のプロジェクトチームによる検討を行っております。駐車場の整備や売店・休息所の確保、モミジやウメ、さくらなどの植栽などによる彩りのある城跡公園を創出しながら市民や観光客の皆さんが安らぎを感じる環境づくりに取り組んでまいり所存です。さらに本年は相良氏が入国して810年になりますので、人吉城歴史館におきましてこれを記念する特別展を開催したいと存じます。

また、市内に所在します国指定の重要文化財の中で、青井阿蘇神社の屋根修理工事や岩屋熊野座神社の保存修理工事などが早期に着手できるよう文化庁に働きかけるとともに、創建1200年を過ぎた青井阿蘇神社の社殿について、引き続き国宝に格上げ指定されるよう努力してまいり所存でございます。

永い伝統を持つ「犬童球溪顕彰音楽祭」につきましては、アメリカの歌曲を日本に紹介した球溪の功績をたたえ、後世へ残すために、将来的には、在日アメリカ人の音楽団体やアーティストの招致などができるよう、本音楽祭の国際化への取り組みをはじめたいと存じます。また、本年度で55回の節目を迎える「人吉球磨総合美展」は記念展となりますので、例年にも増してたくさんの観覧者に楽しんでもらえるよう総合美展の運営委員会とともに協議を重ねてまいり所存でございます。

このように本市の歴史や文化にまつわる様々な建造物や先人たちが育まれてきた事業は比類なき歴史と伝統があります。こうした風土をもっと多くの県民や国民に知っていただくため、本年の10月から11月を文化・芸術・観光月間とし、市内各所での美術展やコンサート、文化行事、旅行企画などを練り上げ、民間との共同による本市ならではの「(仮称)人吉ジュグリット博覧会」を展開し、文化の香り高い人吉の創造を図ってまいるとともに、まちの魅力を郡市民や観光客の皆様方に御堪能いただきたいと存じております。

また、5月3日・4日に開催いたします新しいまつりに合わせ、歴史的人物に焦点をあてまして、「おどんな日本一全国少年剣道大会」を計画いたしました。これは、江戸時代初期に日本一の剣豪として名を馳せ、人吉藩の剣術指南役であった丸目蔵人を顕彰する大会として開催するものでございまして、人吉城跡三の丸において小中学生を対象とした剣道大会を野試合形式で開催いたします。また、くま川下り発船場付近では、弓による実戦さながらの演武を披露していただく「おどんな日本一弓取り大会」を検討しております。新しいイベントでございまして、関係団体との協働で、市民の皆様が笑顔になるような大会を目指してまいりたいと存じます。

2月17日に開催いたしました「いで湯と焼酎・笑顔の里 ひとよし春風マラソン」は、大会名を改称して最初の大会でございましたが、北は北海道から南は沖縄まで、全国各地から2,300人余りのランナーに参加をいただき、盛会のうちに大会を終えることができました。また、招待選手として先の大坂国際女子マラソンで何度も倒れながらも完走し、全国に感動を与えた福土加代子選手と、1月の都道府県対抗女子駅伝で快走を見せた湯田友美選手に参加していただき、より話題性の高い大会になりました。次回大会から更にパワーアップした企画で、市民の皆様が自然に笑顔となるような大会にしていきたいと思います。今大会のPRに御協力いただきましたスポンサーの皆様をはじめ観光関係者、ボランティアとして御協力いただきました皆様、そして沿道で御声援いただいた多くの市民の皆様にお礼を申し上げる次第でございます。

なお、この「ひとよし春風マラソン」につきましても、今後は大会名を「いで湯と球磨焼酎・笑顔の里 ひとよし春風マラソン」とさせていただきたいと存じます。

総合型地域スポーツクラブでございますが、平成19年6月から活動してまいりました設立準備委員会も本年2月までに予定した事業を完了いたしました。4月からは運営委員会を組織し、本年11月のクラブ設立を目指し、取り組んでまいります。「いきいきとしたコミュニティの創造と健康で笑顔あふれる街づくり」を合言葉に、本市らしい特色あるクラブを設立したいと存じます。皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

カルチャーパレス自主文化事業でございますが、平成20年度は劇団わらび座による天草四郎公演を予定しております。本年は、天草島原の乱から370年の節目の年となることから、時の総大将となった16歳の少年「天草四郎時貞」を題材に九州発信のミュージカルとして全

国各地で300回の公演が予定されております。ミュージカルを通して生の舞台の素晴らしさや相良清兵衛と天草の乱の関わりなど、歴史的側面も思い浮かべて頂きながら、劇団と地域住民との心の交流を図るものでございます。多くの皆様の御来場を心からお待ち申し上げております。

上水道関係でございますが、簡易水道から上水道へ切り替えるため、平成17年度から施工してまいりました下戸越地区配水管布設工事も、平成19年度で完了いたします。平成20年度におきましては、瓦屋町配水管改良工事や球磨川架橋配水管添架工事などを予定しており、より一層の有収率向上を目指すとともに、安全でおいしい水の供給に努めてまいりたいと存じます。

公共下水道関係でございますが、平成13年度から着工しております第6期事業認可区域の整備につきましては、平成21年度内完了を見込んでおります。平成20年度におきましては、区域内の整備を図りながら、今後取り組む整備区域の範囲と汚水処理の手法など、更に検討を重ねてまいりたいと存じます。また、終末処理場「人吉浄水苑」は、供用開始から26年が経過し、維持管理費の増加も見込まれます。今後は、安全で円滑な維持管理運営を確保しながら、コストを縮減し、効率的な維持管理を行うことにより公共下水道事業の経営健全化を目指すために、性能発注及び複数年契約を基本的要素とする包括的な民間委託を行う方式へ移行してまいりたいと存じます。

また、「人吉浄水苑」につきましては、平成15年度から5箇年計画で行ってまいりました、第1期機械電気設備の改築更新工事が、平成19年度で完了いたしますので、平成20年度から平成24年度までの5箇年計画で第2期改築更新工事を行ってまいりたいと存じます。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時5分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

○市長（田中信孝君）（登壇） 引き続きまして、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして概要を御説明申し上げます。

議第1号平成19年度人吉市一般会計補正予算案（第5号）は、平成20年3月23日に執行される熊本県知事選挙に要する経費の追加補正を行うものでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ915万円を追加し、歳入歳出予算の総額を149億7,645万円とするものでございます。

議第2号平成19年度人吉市一般会計補正予算案（第6号）は、国・県の補助事業の決定による事業費の確定や最終決算見込みによるもののほか、職員の希望退職に伴う退職手当などの追加補正を行うものでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出をそれぞれ2億3,521万4,000円減額し、歳入歳出の総額を147億4,123万6,000円とするものでございます。

議第3号平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算案（第4号）は、歳入歳出をそれぞれ300万円減額し、歳入歳出予算の総額を8,581万7,000円とするものでございます。

議第4号平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第5号）は、事業費がほぼ確定したことによる補正でございます。

歳入歳出をそれぞれ4,902万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を50億4,144万7,000円とするものでございます。

議第5号平成19年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算案（第2号）は、主に医療給付費の増に伴うものでございまして、歳入歳出にそれぞれ1億899万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億4,231万8,000円とするものでございます。

議第6号平成19年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出をそれぞれ472万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ667万6,000円とするものでございます。

議第7号平成19年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第4号）は、介護保険料の歳入見込みによる減額及び国庫負担金・県負担金・支払基金交付金の内示に伴うものでございまして、歳入歳出をそれぞれ4,847万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を32億3,147万4,000円とするものでございます。

議第8号平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第4号）は、主にサービス計画費収入の減に伴うものでございまして、歳入歳出をそれぞれ214万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,832万8,000円とするものでございます。

議第9号平成19年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第4号）は、事務事業費の精算でございまして、収益的収入の営業収益を334万8,000円減額し、支出の営業費用を233万1,000円増額いたしております。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を569万5,000円減額いたしております。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額2億9,604万2,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,049万円、当年度分損益勘定留保資金1億7,568万円と繰越利益剰余金処分額1億987万2,000円で補てんすることにいたしております。

議第10号平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第4号）は、公的資金補償金免除繰上償還に伴います公債費などの補正でございます。

歳入歳出にそれぞれ2億9,160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億8,181万6,000円とするものでございます。

議第11号平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第5号）は、歳入歳出にそれぞれ2,965万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億1,147万2,000円とするもので

ございます。

議第12号平成19年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出それぞれ7万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27万3,000円とするものでございます。

議第13号平成19年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算案（第3号）は、歳入歳出にそれぞれ25万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を969万円とするものでございます。

議第14号平成19年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ3,046万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,418万9,000円とするものでございます。

議第15号平成20年度人吉市一般会計予算案についてご説明いたします前に、今回の予算の概要について申し上げます。

まず、歳入のうち、主要一般財源の市税でございますが、市民税のうち個人所得割、法人税割の大幅な減が見込まれ、平成19年度当初予算と比較いたしまして1億8,900万円あまりの減、3月最終補正予算と比較いたしましても、8,100万円あまりの減と見込んでおります。また、地方交付税のうち、普通交付税につきましては、自治体間の財政力格差を埋めるために「地方再生対策費」が新たに創設されたところでございますが、補正係数などが不明で、交付見込みが困難でございますので、平成19年度交付決定額に地方財政計画の伸び率を乗じ、更に5%を減額したところで見込んでおります。また、特別交付税が平成19年度最終見込額と同額の5億円、臨時財政対策債が地方財政計画の伸び率、マイナス6.3%を乗じ3億1,500万円あまりと見込んでいるところでございます。

一方、歳出につきましては、既存事務事業の見直しを含め、財源の重点的・効率的配分に努めまして、可能な限りの経費削減を図るとともに、安定した市民生活に不可欠な社会保障関係経費につきましては、必要な予算の計上をいたしております。

しかしながら、歳入でご説明いたしましたように、市税の大幅な落ち込みなどにより、財源不足を生じたところでございまして、これら財源不足を補うために、当初予算におきましては、減債基金及び地域福祉助成基金の取り崩しなどで対応をいたしております。

歳入歳出予算の総額は、134億8,746万6,000円となり平成19年度当初予算と比較いたしますと3.3%の減となっております。

議第16号平成20年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,511万6,000円といたしております。

議第17号平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億5,596万9,000円といたしております。

議第18号平成20年度人吉市老人保健医療特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,857万4,000円といたしております。

議第19号平成20年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算案は、後期高齢者医療制度が開始されるに伴い、新たに設置する特別会計の予算案でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,750万5,000円といたしております。

議第20号平成20年度人吉市介護保険特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億3,528万9,000円といたしております。

議第21号平成20年度人吉市介護サービス事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,491万9,000円といたしております。

議第22号平成20年度人吉市水道事業特別会計予算案は、収益的収入では水道料金による営業収益を主とする水道事業収益5億7,966万2,000円を計上いたしております。支出では水道事業の運営及び維持管理などの営業費用を主とする水道事業費用5億1,641万9,000円を計上し、当年度予定純利益5,675万5,000円を見込んでおります。

資本的収入及び支出の予算額は、収入では3,450万1,000円で、主なものは企業債3,000万円と工事負担金450万円でございます。支出では2億8,879万7,000円で、主なものは建設改良費1億9,887万2,000円と企業債償還金8,792万5,000円となっております。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額2億5,429万6,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額825万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,399万6,000円と繰越利益剰余金処分額7,204万3,000円で補てんすることにいたしております。

議第23号平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額を19億5,836万4,000円とするものでございます。

議第24号平成20年度人吉市国民宿舎特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25万5,000円といたしております。

議第25号平成20年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40万3,000円といたしております。

議第26号平成20年度人吉市球磨地域交通体系整備特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ383万1,000円とするものでございます。

議第27号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正案は、今般の市職員が金融業者に個人情報情報を意図的に漏えいさせた不祥事に関しまして、市政及び公務員の信用失墜と市民の皆様に多大な御迷惑をおかけしましたことにつきまして、市長としての監督責任を明らかにするため、平成20年3月分から5月分までの市長給料の10分の1を減額するものでございます。

議第28号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例及び人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部改正案は、平成20年4月1日からそれぞれの任期の間、給料月額を副市長が10分の1、収入役、常勤の監査委員及び教育長が20分の1を減額するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第29号人吉市不当要求行為等の防止に関する条例の一部改正案は、不当要求行為等の定義を改め、また、その行為があったときは、その概要を記録するなどの対応について規定を追加するものでございます。

議第30号人吉市個人情報の保護に関する条例及び人吉市情報公開等審査会条例の一部改正案は、市職員による個人情報漏えいの不祥事が発生したことを受けまして、市職員、受託業者及び指定管理者の従業員並びに情報公開等審査会委員の個人情報の取扱いに関しまして、罰則規定を追加するものでございます。

議第31号人吉市行政財産使用料条例の一部改正案は、行政財産の使用料の額の算定等について見直しを図るため、改正するものでございます。

議第32号人吉市国民健康保険税条例の一部改正案は、後期高齢者医療制度の創設により、国民健康保険税の賦課額の算定基準等について改正するものでございます。

議第33号人吉市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正案は、乳幼児医療費助成の一部負担金の全額助成の対象年齢を5歳未満までに拡大することなどに伴う改正でございます。

議第34号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案は、生活保護を受けている方などが経済的・社会的に自立できるよう就労に関し指導する就労促進指導員を設置することに伴う改正でございます。

議第35号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正案は、平成18年度及び平成19年度に実施しました税制改正に伴う保険料の激変緩和措置を、平成20年度においても引き続き実施するための改正でございます。

議第36号特別会計条例の一部改正案は、平成19年度をもちまして人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業を廃止し、また、平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されることにより、新たに後期高齢者医療特別会計を設置するものでございます。

議第37号人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例及び人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会条例の一部改正案は、健康保険法等の一部を改正する法律により老人保健法の名称が高齢者の医療の確保に関する法律となり、内容につきましても大幅に改正されたことに伴いまして、関係条例の整備を行うものでございます。

議第38号人吉市国民健康保険条例の一部改正案は、出産育児一時金及び葬祭費について、重複支給をしないよう支給の区分を明確にするため、条例を改正するものでございます。

議第39号人吉市後期高齢者医療に関する条例案は、後期高齢者医療制度が平成20年度から開始されることにより、本市が行う事務、保険料の徴収などについて条例を制定するものでございます。

議第40号人吉市し尿処理場条例を廃止する条例案は、人吉市し尿処理場の廃止に伴いまして条例を廃止するものでございます。

議第41号人吉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する

法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定により、梢山工業団地に企業が進出した際の敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積率の緩和について、条例を制定するものでございます。

議第42号人吉市農林道管理条例案は、本市が管理する農道及び林道に関しまして、通行の制限、占用許可などの管理につきまして、必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

議第43号人吉市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部改正案は、人吉市中山間ふるさと・水と土保全基金の原資の一部を取り崩し、関連事業の負担金に充てるため、条例を改正するものでございます。

議第44号人吉市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正案は、農業情勢の変化に対応して、選挙による委員の定数を1人減員し、定数を14人とするものでございます。

議第45号人吉市営住宅条例の一部改正案は、市営住宅の入居資格者に暴力団関係者排除の規定を追加し、また東間団地の建てかえに伴い、住宅戸数などを変更するため所要の改正をするものでございます。

議第46号損害の賠償についての案件は、平成19年12月20日午後5時ごろ、人吉市消防団の消防積載車が対向車を交わすために後進を始めた際、後方にあった相手方車両に接触し、損傷を与えた事故に関しまして、損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第47号副市長の選任につき同意を求める案件は、経済産業省の林健善氏を選任することにつきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

議第48号及び議第49号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める案件の2件は、徳澄貞夫氏及び赤坂重勝氏の任期が本年3月31日をもって満了となりますので、両氏を再任することにつきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

議第50号固定資産評価員の選任につき同意を求める案件は、このたび副市長に選任同意をお願いしております、林健善氏を固定資産評価員に選任することにつきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

議第51号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての案件は、西岡公生氏の任期が本年3月31日で満了となりますので、同氏を再任することにつきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

以上御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げますが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩をいたします。

午前11時27分 休憩

午後1時5分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

○企画部長（井上修二君）（登壇） それでは、私の方から議第2号平成19年度人吉市一般会計補正予算案（第6号）について、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により御説明いたします。第2条の継続費の補正につきましては、第2表、継続費補正により御説明いたします。第3条の繰越明許費につきましては、第3表、繰越明許費により御説明いたします。第4条の債務負担行為の補正につきましては、第4表、債務負担行為補正により御説明いたします。第5条の地方債の補正につきましては、第5表の地方債補正により御説明いたします。

8ページをお願いします。第2表の継続費の補正でございますが、8款土木費、2項道路橋梁費の球磨川架橋建設事業の変更でございますが、20年度に予定しておりました橋梁上部工事の一部を前倒ししたことなどに伴い、総額及び年割額をそれぞれ変更するものでございます。

9ページをお願いします。第3表の繰越明許費でございますが、3款民生費の地域密着型サービス拠点施設整備補助金から、8款土木費、地方道路整備臨時交付金事業、紺屋町南町線外1線までの6件につきましては、年度内の完了ができないため繰越明許をお願いするものでございます。

10ページをお願いします。第4表の債務負担行為の補正は、いずれも変更でございますが、公用車リース料から住民基本台帳ネットワークシステム機器使用料までの3件は、事業費の確定に基づき限度額を変更するものでございます。

11ページをお願いします。第5表の地方債の補正でございますが、まず追加といたしまして、小学校屋根改修事業債は西小学校、高学年棟の屋根改修工事に対するものでございまして、充当率75%の1,480万円を計上いたしております。

次に、変更でございますが、退職手当債から12ページの地域再生事業債までの7件の変更は、事業費の確定により限度額を変更するものでございます。

歳入でございますが、1款市税、1項市民税から、20ページの7項都市計画税までは、最終調定見込み額及び18年度決算における収納率などを勘案し、それぞれ補正をいたしております。このうち法人税割の減は、法人所得の大幅な落ち込みなどによるものでございます。

21ページをお願いします。2款、1項、1目自動車重量譲与税から27ページの8款、1項、1目の自動車取得税交付金までは、いずれも最終見込みによる補正でございます。

28ページをお願いします。12款、1項、1目民生費負担金1,746万2,000円の減額は、児童福祉施設保護者負担金などの最終見込みによる補正などでございます。

29ページをお願いします。13款、1項、6目土木使用料476万9,000円の減額は、市営住宅家賃などの最終見込みによる補正でございませう。

30ページを省略いたします。

31ページをお願いします。14款、1項、1目民生費国庫負担金426万9,000円の増額は、自立支援給付費負担金のうち、更生医療費が障害者医療費負担金に名称を変更されたことに伴う補正、及び生活保護費負担金などの事業費の最終見込みによる補正でございませう。

32ページをお願いします。2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金2,128万6,000円の減額は、地域介護福祉空間整備等交付金などの最終見込みによる補正でございませう。

3目土木費国庫補助金2億6,837万1,000円の減額は、3節都市計画費補助金の地方道路整備臨時交付金でございませうして、継続費を設定しておりました大橋架け替え事業の最終年度などに伴い、事業費を大幅に減額いたしておられますので、それに伴い2億9,975万円の減額補正となっております。追加といたしましては、1節の道路橋梁費補助金の地方道路整備臨時交付金でございませうして、球磨川架橋建設事業の20年度予定の橋梁上部工工事の一部を前倒したことに伴い、3,135万円の増となっております。そのほかの補助金につきましては、事業費の最終見込みによる補正でございませう。

33ページを省略いたしまして、34ページをお願いします。15款、1項、1目民生費県負担金227万1,000円の減額は、国庫負担金と同じく自立支援給付費負担金のうち、更生医療費が障害者医療費負担金に名称変更されたことに伴う補正及び保育所運営費負担金などの最終見込みによる補正などでございませう。

35ページをお願いします。2項県補助金、7目土木費県補助金822万9,000円の増額は、産交バス29系統の運行補助に対する地方バス運行等特別対策費補助金の補正でございませう。

36ページから37ページを省略しまして、38ページをお願いします。16款、2項、1目不動産売払収入3,022万5,000円の増額でございませうますが、土地売払収入246万8,000円は、法定外公共物の里道及び水路の売払収入206万6,000円のほか、山腹地すべり対策などの事業に伴い、熊本県に売却した売払収入40万2,000円でございませう。また、立木売払収入の2,775万7,000円は、分収造林の立木処分に伴う売払収入3,434万3,000円の増のほか、素材生産販売収入の減によるものでございませう。

39ページを省略して40ページをお願いします。18款、1項、5目高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計繰入金でございませうますが、これは事業廃止に伴い、特別会計の剰余金を受け入れるため、存目予算1,000円でございませう。

41ページをお願いします。2項基金繰入金、3目地域づくり推進事業基金繰入金100万円の増額は、史跡人吉城跡保存整備事業に伴い、同基金を取り崩すものでございませう。

42ページをお願いします。19款、1項、1目繰越金を1億414万3,000円追加いたしております。

43ページから44ページを省略いたしまして、45ページをお願いします。20款、4項、3目雑入423万5,000円の増額でございますが、7節土木費雑入の橋梁添架物設置工事重量負担金660万円は、大橋かけかえに伴い電話線及び電線の添架物設置に対する九州電力及びN T Tからの負担金でございます。

46ページをお願いします。21款市債は、第5表の地方債補正で説明しましたので、説明を省略いたします。

47ページを省略しまして、48ページをお願いします。歳出でございますが、2款、1項、1目一般管理費1億7,878万9,000円の増額補正でございますが、この中には職員の希望退職などに伴う退職手当2億217万9,000円などの計上をいたしております。

49ページから55ページを省略しまして、56ページをお願いします。3款、1項、1目社会福祉総務費1,716万1,000円の減額補正でございますが、この中には介護保険特別会計繰出金の減額848万1,000円などを計上いたしております。

57ページをお願いします。3目老人福祉費1,725万5,000円の減額補正でございますが、これは要介護者の様態や希望に応じて、介護施設が実施する認知症対応型通所介護事業に対する地域密着型サービス拠点施設整備補助金の確定による補正などがございます。

58ページをお願いします。2項児童福祉費、2目児童措置費1,247万8,000円の減額補正でございますが、これは保育所運営費負担金の最終見込みなどによるものでございます。

それから、59ページを省略しまして、60ページをお願いします。4款、1項、4目老人福祉費1,110万円の減額補正でございますが、これは総合健診委託料等の最終見込みなどによるものでございます。

61ページをお願いします。2項清掃費、1目清掃総務費1,766万6,000円の減額補正でございますが、これは人吉球磨広域行政組合負担金の確定などによるものでございます。

62ページから63ページまでを省略しまして、64ページをお願いします。6款、2項、2目林業振興費996万3,000円の増額補正でございますが、これは分収造林の立木処分に伴う西大塚下小野分収造林組合外2造林組合への分収配分金1,881万円の増額補正などがございます。

65ページを省略しまして、66ページをお願いします。8款、2項、3目道路新設改良費472万9,000円の増額補正でございますが、この中には県営事業負担金941万5,000円などを計上いたしております。

5目橋梁新設改良費の5,577万3,000円の増額補正でございますが、これは球磨川架橋建設事業の20年度予定いたしておりました橋梁上部工工事の前倒しに伴う追加補正などがございます。

67ページを省略しまして、68ページをお願いします。4項都市計画費、1目都市計画総務

費の4,980万1,000円の増額補正でございますが、この中には産交バス29系統の運行補助に対する地方バス運行等特別対策補助金4,989万2,000円などを計上いたしております。

4目街路事業費5億2,571万3,000円の減額補正でございますが、これは継続費を設定しておりました大橋架け替え事業の最終年度などに伴い、事業費を大幅に減額いたしましたので、それに伴う減額補正でございます。

69ページをお願いします。5項河川費、2目河川改良費1,358万2,000円の増額補正でございますが、この中には県営事業負担金1,370万円などを計上いたしております。

70ページから71ページまでを省略いたしまして、72ページをお願いします。10款、2項、3目学校建設費223万1,000円の減額補正でございますが、これは西小学校屋上防水改修工事などの入札に伴う減額補正でございます。

73ページから78ページまでを省略しまして、79ページをお願いします。12款、1項、2目の利子の1,299万4,000円の減額補正でございますが、18年度借り入れ分の利率の確定などに伴い減額補正するものでございます。

80ページをお願いします。13款、2項、1目人吉市財政調整基金費218万8,000円の増額補正から、81ページの11目人吉市減債基金費の217万8,000円までの増額補正は、それぞれの基金の最終見込みによる運用利息などの補正でございます。

82ページをお願いします。14款予備費に1億4,380万7,000円の増額補正をいたしております。

以上で、議第2号についての補足説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議第15号平成20年度一般会計当初予算案の補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いします。第1条の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により御説明をいたします。第2条の地方債につきましては、第2表の地方債により御説明をいたします。第3条の一時借入金につきましては、一時借入金の最高限度額を20億円と定めております。第4条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

10ページをお願いします。第2表の地方債でございますが、臨時財政対策債は、対前年度比6.3%減の地方財政計画の伸びで計上いたしております。退職手当債は、20年度におきましても国の発行条件に基づき試算を行い、計上いたしております。地方公営企業等金融機構出資債は、公営企業金融公庫の廃止に伴い、新たに新機構を立ち上げるための資本金を全地方自治体で出資するものでございまして、出資額280万に対するものでございます。次に、元気な地域づくり事業債から小学校屋根改修事業債までの7項目につきましては、それぞれの事業に対するものでございまして、地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。それから、行政改革等推進債は、昨年までの地域再生事業債が平成20年度

地方財政計画において、行政改革等推進債として一本化されたものでございまして、臨時地方道整備事業債など通常の起債を充当した残りの一般財源に対して起債を充当するものでございます。

次に、第1条の内容につきまして、主なものを事項別明細書により御説明いたします。

14ページをお願いします。歳入でございまして、1款市税、1項市民税のうち、個人が12億5,358万4,000円で、前年度と比較しまして1億1,616万円の大減となっております。これは個人所得割でございまして、19年度の最終補正予算と比較しますと5,200万円余りの減となっております。減となった理由でございまして、団塊の世代の退職等に伴い、就労人口及び給与所得の減によるものでございます。

2目の法人が3億6,030万9,000円で、前年度と比較しまして5,968万7,000円の減となっております。これは、19年度最終調定見込みにおける法人所得の落ち込みによるものでございます。

15ページをお願いします。2項固定資産税、1目固定資産税が17億6,278万1,000円で、前年度と比較しますと983万4,000円の減となっております。これは、土地及び償却資産の減によるものでございます。

2目国有資産等所在市町村交付金が1,828万9,000円で、前年度と比較しまして354万2,000円の減となっております。これは、日本郵政公社からの納付金が郵政民営化に伴い廃止となったことによるものでございます。

16ページをお願いします。3項軽自動車税、1目軽自動車税が7,843万1,000円で、前年度と比較しまして55万4,000円の増となっております。

17ページをお願いします。4項市たばこ税、1目市たばこ税が2億2,038万7,000円で、前年度と同額を計上いたしております。

18ページから19ページまでを省略させていただきます。

20ページをお願いします。7項の都市計画税が2億2,430万5,000円で、前年度と比較しまして104万7,000円の減となっております。なお、税につきましては、19年度調定見込額に18年度決算における収納率等を勘案し計上をいたしております。

21ページをお願いします。2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税1億3,897万3,000円、それから22ページ、2項地方道路譲与税の4,767万8,000円、23ページの3款利子割交付金の2,266万6,000円、24ページ、4款配当割交付金1,363万3,000円、25ページ、5款株式等譲渡所得割交付金520万6,000円、26ページ、6款地方消費税交付金3億8,488万6,000円につきましては、19年度最終見込額及び20年度地方財政計画の伸びを勘案いたしまして計上いたしております。

27ページを省略いたします。

28ページをお願いします。8款自動車取得税交付金が5,123万5,000円で、19年度最終見込額

及び20年度地方財政計画の伸びを勘案し計上いたしております。

29ページお願いします。9款地方特例交付金、1項地方特例交付金の2,892万7,000円でございますが、児童手当の特例交付金のほか、今回は、税源移譲に伴い住宅借り入れ等の特別税額控除により生じる個人住民税の減収分を補てんするため、減収補てん特例交付金の創設に伴い増となっております。

30ページお願いします。2項特別交付金1,613万1,000円は、減税補てん特例交付金が19年度から廃止されたことに伴い、経過措置として設けられたものでございまして、前年度交付額と同額を計上いたしております。

31ページお願いします。10款地方交付税のうち普通交付税でございますが、国が新たに創設した地方再生対策費が基準財政需要額に算入されるなど、平成20年度地方財政計画では1.3%増となっておりますが、補正系数等が不明であるため、この段階において最終的な交付額を見込むことができませんので、19年度確定額の1.3%の増で試算しまして、そのうち5%を減額した37億3,300万円を計上いたしております。

次に、特別交付税でございますが、19年度交付につきましては、18年度に引き続き、災害及び合併関係経費に重点的に配分されることから、過大見積もりをしないよう国、県から説明を受けているところでございまして、19年度現計予算額と同額の5億円を計上いたしております。

32ページを省略しまして、33ページお願いします。12款分担金及び負担金、1項負担金のうち、1目民生費負担金の2億6,489万2,000円でございますが、前年度と比較して2,155万3,000円の減となっております。これは、児童福祉施設保護者負担金の減などによるものでございます。

2目の農林水産業費負担金139万1,000円で、前年度比較しますと361万6,000円の減となっております。これは、元気な地域づくり整備事業の事業費の減によるものでございます。

なお、衛生費負担金は、病院群輪番制病院運営事業及び小児初期救急医療推進事業の事務局が20年度からは湯前に移ったことに伴い廃目となっております。

34ページお願いします。13款使用料及び手数料、1項使用料のうち、6目土木使用料が2億802万2,000円で、前年度と比較して244万9,000円の増となっております。これは市営住宅家賃の増によるものでございます。

8目教育使用料が829万5,000円で、前年度と比較して1,436万4,000円の減となっております。これは、体育施設の指定管理に伴うスポーツパレス使用料などの減によるものでございます。

36ページを省略しまして、37ページをお願いします。14款国庫支出金、1項国庫負担金のうち、1目民生費国庫負担金が12億3,629万円、前年度と比較しまして6,875万6,000円の増となっております。これは、被用者児童手当負担金及び生活保護費負担金などの増によるも

のでございます。

なお、衛生費国庫負担金は、後期高齢者医療制度の創設に伴い老人保健医療制度が廃止になりましたことから、老人保健事業負担金が減となり廃目となっております。

38ページをお願いします。2項国庫補助金のうち、1目民生費国庫補助金が2,386万6,000円で、前年度と比較しまして560万4,000円の減となっております。これは、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金の減などによるものでございます。

3目土木費国庫補助金7,072万4,000円で、前年度と比較しまして5億9,303万円の大幅な減となっております。これは、球磨川架橋建設事業が最終年度により事業費が減額となったこと及び大橋架け替え事業が19年度で終了したことに伴う地方道路整備臨時交付金の減などによるものでございます。

4目教育費国庫補助金が3,116万7,000円で、前年度と比較して1,869万1,000円の減となっております。これは、弓道場建設のための安心・安全な学校づくり交付金及び人吉城跡保存整備事業費補助金の減などによるものでございます。増分といたしましては、広域避難所にも指定されております東小学校及び西小学校の屋内運動場耐震補強工事のための安心・安全な学校づくり交付金2,419万9,000円などを計上いたしております。

39ページをお願いします。3項委託金のうち、3目土木費委託金が1,102万5,000円で、前年度と比較しまして526万1,000円の増となっております。これは、国土交通省が球磨川の環境美化を強化することに伴う河川管理費委託金の増でございます。

40ページをお願いします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金が6億3,140万7,000円で、前年度と比較しまして9,179万6,000円の増となっております。これは、後期高齢者医療制度の創設に伴い、75歳以上の低所得者の保険料軽減分の一定割合を補てんする後期高齢者医療保険基盤安定負担金の増などによるものでございます。

なお、衛生費県負担金は、後期高齢者医療制度の創設に伴い老人保健医療制度が廃止となりましたことから、老人保健事業費負担金が減となりましたので廃目といたしております。

41ページをお願いします。2項県補助金のうち、2目民生費県補助金が7,882万2,000円で、前年度と比較しまして710万5,000円の増となっております。これは、障害者自立支援法を円滑に施行していくために、特別対策事業として昨年度から実施されました勤労意欲促進事業に対する障害者自立支援特別対策事業費補助金の増などによるものでございます。

3目衛生費県補助金が609万8,000円で、前年度と比較しますと234万3,000円の増となっております。これは、本年度から新しく施行されます特定健康診査制度に伴い、健康診査などに対する健康増進事業費補助金243万4,000円の増によるものでございます。

4目農林水産業費県補助金が4,154万1,000円で、前年度と比較しまして2,790万8,000円の減となっております。これは、今年度が最終年度となります元気な地域づくり交付金の減などによるものでございます。

42ページお願いします。5目教育費県補助金が92万円で、前年度と比較しまして249万1,000円の減となっております。これは人吉城跡保存整備事業費補助金の減などによるものでございます。

43ページお願いします。3項委託金のうち、1目総務費委託金が6,916万7,000円で、前年度と比較しまして3,671万円の減となっております。これは、県議会議員選挙などの選挙費委託金の減によるものでございます。

44ページから45ページまでを省略させていただきます。

46ページお願いします。17款寄附金のうち、2目民生費寄附金が300万円、これは、老人福祉センターマイクロバス購入に対し、同施設の指定管理者でもあります老人クラブ連合会からの寄附でございます。

47ページを省略しまして、48ページお願いします。18款繰入金、2項基金繰入金のうち、4目地域福祉助成基金繰入金1億1,186万2,000円でございますが、これは、在宅福祉の充実などを目的とした事業などに対し基金を取り崩すものでございます。

5目中山間ふるさと・水と土保全基金繰入金219万3,000円でございますが、これは、今議会にこれまでの果実運用の規定を廃止し、原資活用を可能にするための条例改正案を御提案申し上げておりますが、それに伴い、農地・水・環境保全向上対策事業負担金に対し基金を取り崩しております。

7目減債基金繰入金でございますが、昨年度と同額の1億円の基金取り崩しをお願いいたしております。

49ページをお願いします。3項財産区繰入金のうち、1目財産区繰入金が624万3,000円で、前年度と比較しまして606万4,000円の減となっております。これは、藍田財産区議会議員選挙費繰入金の減などによるものでございます。

50ページお願いします。19款繰越金に1億2,000万円を計上いたしております。

51ページから52ページまでを省略しまして、53ページお願いします。20款諸収入、3項貸付金元利収入のうち、2目高齢者住宅整備資金貸付金元利収入394万6,000円は、特別会計の廃止に伴い、20年度以降の貸付回収金の経理を一般会計に引き継ぐことから新しく目を設置するものでございます。

54ページお願いします。4項雑入のうち、3目雑入が1億3,633万円で、前年度と比較しますと4,842万9,000円の増となっております。増となりました主なものは、2節民生費雑入のうち、後期高齢者医療広域連合健康診査業務委託費1,804万6,000円、これは、特定健診制度の導入に伴い、75歳以上の高齢者の健診業務を熊本県後期高齢者広域連合との委託契約により本市が受託するものでございます。

55ページお願いします。7節土木費雑入のうち、一般廃棄物処理施設周辺整備事業負担金5,050万円でございますが、これは汚泥再生処理センターの周辺整備の一環として、城本荒

毛線と祇園堂栗林線の道路改良工事に対する人吉球磨広域行政組合からの負担金でございます。

9節教育費雑入のうち、幸せ追求人間学講座受講料50万円、これは、幸せをテーマに講演会を開催することに伴う受講料でございます。

56ページお願いします。21款市債につきましては、第2表の地方債の方で説明しましたので省略させていただきます。

57ページから58ページまでを省略しまして、59ページお願いします。歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費のうち、1目一般管理費が8億1,553万8,000円で、前年度と比較しますと5,774万9,000円の減となっております。これは、定年退職者の減に伴う退職手当の減などによるものでございます。このほか主なものとしまして、国際交流事業として、ポルトガルとの青少年交流に向けての現地調査などの経費のほか、人吉大橋開通記念大綱引き大会補助金及び地方公営企業等金融機構出資金などを計上いたしております。

65ページお願いします。6目財産管理費が4,739万9,000円で、前年度と比較しますと667万2,000円の増となっております。これは、公用車の集中管理に伴い、各部各課に予算措置しておりました車検経費及び修繕並びに燃料代等をまとめたことによる増でございます。

66ページお願いします。7目企画費が4,988万3,000円で、前年度と比較しますと675万2,000円の減となっております。これは人吉球磨広域行政組合負担金の減などによるものでございます。

67ページから69ページまでを省略させていただきます。

70ページお願いします。1項徴税費のうち、1目税務総務費が1億4,521万1,000円で、前年度と比較しますと1,199万2,000円の減となっております。これは人件費の減などによるものでございます。

71ページを省略させていただきます。72ページお願いします。3項戸籍住民基本台帳費のうち、1目戸籍住民基本台帳費が7,728万円で、前年度と比較しますと2,544万8,000円の減となっております。これは、戸籍電算システム導入事業におけるO A機器使用料の債務負担が終了しましたが、今回はリプレースを行わず、再リースで対応することに伴いO A機器使用料が減となったものでございます。

次に、74ページお願いします。4項選挙費のうち、2目農業委員会選挙費に511万2,000円の選挙執行経費を計上いたしております。

75ページから79ページまでを省略させていただきます。

80ページお願いします。3款民生費、1項社会福祉費のうち、1目社会福祉総務費が16億4,548万4,000円で、前年度と比較しますと5億6,264万7,000円の大幅な増となっております。これは、後期高齢者医療制度創設に伴う熊本県後期高齢者医療広域連合負担金の増及び後期高齢者医療特別会計繰出金の増などによるものでございます。このほか、国民健康保険事業

特別会計繰出金の中に財政安定化支援のための繰出金として1億5,000万円を計上いたしております。

82ページお願いします。2目心身障害者福祉費が5億9,198万2,000円で、前年度と比較しますと1,388万6,000円の増となっております。これは、生活保護者にかかわる更生医療費が自立支援医療費の中に組み込まれたことに伴い増となっております。

84ページお願いします。3目老人福祉費が3,968万1,000円で、前年度と比較しますと1,996万5,000円の増となっております。これは、特定健康診査制度導入により、75歳以上の高齢者の健康業務を熊本県後期高齢者広域連合との委託契約により本市が受託することに伴う後期高齢者健康診査委託料の増などによるものでございます。

86ページお願いします。6目老人福祉センター費が1,619万円で、前年度と比較しますと637万円の増となっております。これは老人福祉センターマイクロバス購入によるものでございます。

88ページを省略させていただきます。

89ページお願いします。2項児童福祉費のうち、2目児童措置費が16億3,149万2,000円で、前年度と比較しますと2,406万4,000円の増となっております。これは、昨年度児童手当法の改正に伴い児童手当が増となっているほか、乳幼児医療助成について、現行の2歳まで無料化を4歳まで無料化に拡大したことによる増などでございます。

3目母子福祉費が1,746万4,000円で、前年度と比較して618万円の増となっております。これは、母子自立支援事業のうち、高等職業訓練促進費の増によるものでございます。

91ページを省略させていただきます。

92ページお願いします。3項生活保護費、2目生活扶助費が5億5,611万5,000円で、前年度と比較しますと5,909万3,000円の増となっております。これは医療扶助の伸びなどによるものでございます。

93ページを省略させていただきます。

94ページお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費のうち、1目保健衛生総務費が1億7,188万1,000円で、前年度と比較しますと3億3,731万5,000円の大幅な減となっております。これは、後期高齢者医療制度の創設により老人保健医療制度は廃止となりますので、それに伴う老人保健医療特別会計繰出金の減などによるものでございます。なお、同会計は20年3月診療分及び過誤調整などを考慮し、平成24年度まで存続することとなっております。

95ページをお願いします。2目予防費が4,387万2,000円で、前年度と比較しますと602万4,000円の増となっております。これは、国の麻疹排除計画に基づく予防接種委託料の増などによるものでございます。

96ページお願いします。3目保健センター費が2,849万8,000円で、前年度と比較しますと431万4,000円の増となっております。これは、妊産婦健康診査が現行の2回から5回へ回数

をふやしたことに伴う増などがございます。

98ページをお願いします。4目健康増進費の7,302万9,000円でございますが、これは、老人保健法の廃止及び特定健康診査制度の導入に伴い、従来の老人保健費を廃目とし、新規に目を設置したものでございまして、各種がん検診、複合検診、超音波検診、前立腺がん検診委託料などを計上いたしております。なお、特定健康診査制度の導入に伴い、40歳以上74歳未満の成人の方の基本健診は各医療保険者が実施することとなり、国保加入者の基本健診委託料は国民健康保険事業特別会計へ移行することから、基本健診に要する委託費は減額となっております。

100ページから101ページまでを省略させていただきます。

102ページをお願いします。2項清掃費のうち、1目清掃総務費が9億8,035万7,000円で、前年度と比較しますと2,127万8,000円の減となっております。これは、人吉球磨広域行政組合負担金のうち、赤池ごみ処理施設運営費の減などによるものでございます。

103ページから105ページまでを省略させていただきます。

106ページをお願いします。6款農林水産業費、1項農業費のうち、2目農業総務費が1億3,089万円で、前年度と比較しますと2,772万8,000円の減となっております。これは人件費の減などによるものでございます。

107ページをお願いします。3目農業振興費が7,054万9,000円で、前年度と比較しますと345万8,000円の減となっております。これは、ほ場整備事業償還金補助の減などによるものでございます。このほか主なものとしまして、健康農産物ブランド化推進事業に要する経費及び中山間地域等直接支払事業交付金などを計上いたしております。

110ページをお願いします。5目農地費が4,150万8,000円で、前年度と比較しまして4,645万5,000円の減となっております。これは、田代溝地区の農業用水施設整備に伴う元気な地域づくり事業の減などによるものでございます。なお、同事業につきましては今年度が最終年度となっております。このほか主なものとしまして、品目横断的経営安定対策に基づく施策の農地・水・環境保全向上対策事業負担金などを計上いたしております。

113ページをお願いします。2項林業費のうち、2目林業振興費が4,829万1,000円で、前年度と比較しまして3,110万1,000円の増となっております。これは、昨年度当初予算は骨格予算のために投資的な事業費を計上しなかったことによるものでございます。主なものとしまして、市有林整備事業、造林事業及び素材生産販売委託事業にかかわる事業費などを計上いたしております。

114ページから115ページまでを省略しまして、116ページをお願いします。7款商工費、1項商工費のうち、1目商工総務費が1億2,896万8,000円で、前年度と比較しますと1,976万6,000円の増となっております。これは人件費の増などによるものでございます。

2目商工業振興費が2億7万円で、前年度と比較しますと185万円の減となっております。

これは、空き店舗を活用した創業支援事業に対する人吉市商店街活性化事業補助金の減などによるものでございます。主なものとしましては、中国の上海への球磨焼酎販路拡大計画推進に要する経費のほか、中小企業経営安定資金貸付預託金などを計上いたしております。

118ページお願いします。3目観光費が6,239万4,000円で、前年度と比較しますと502万6,000円の増となっております。これは、5月のゴールデンウィークに実施します日本百名城人吉市お城まつり実行委員会補助金のほか、肥薩線100周年特別事業に要する経費として、人吉温泉観光協会の補助金の増などによるものでございます。このほか主なものとしまして、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会負担金などを計上いたしております。

120ページから124ページまでを省略しまして、125ページお願いします。8款土木費、2項道路橋梁費のうち、1目道路橋梁総務費が7,276万5,000円で、前年度と比較しますと1,629万円の減となっております。これは人件費の減によるものでございます。

126ページお願いします。3目道路新設改良費が2億6,135万7,000円で、前年度と比較しますと2億228万4,000円の増となっております。これも昨年度当初予算は骨格予算のために投資的な事業を計上しなかったということによるものでございまして、主なものとしましては、臨時地方道整備事業の球磨川架橋取り付け道路中神鹿目線、一般廃棄物処理施設周辺整備事業の祇園堂栗林線などを計上いたしております。

127ページお願いします。5目橋梁新設改良費が9,251万8,000円で、前年度と比較しますと2億3,858万8,000円の大幅な減となっております。これは、球磨川架橋建設事業が最終年度により事業費が減となったことによるものでございます。

128ページから129ページを省略しまして、130ページお願いします。3項住宅費のうち、2目住宅建設費が6,490万6,000円で、前年度と比較しますと428万2,000円の増となっております。これは、131ページの立野団地の外壁改修工事の増などによるものでございます。このほか主なものとしまして、鶴田団地外3団地236戸に住宅用火災警報器を設置するための工事費などを計上いたしております。

4項都市計画費のうち、1目都市計画総務費が4億6,249万3,000円で、前年度と比較しますと4,936万4,000円の減となっております。これは、公共下水道事業特別会計繰出金の減などによるものでございます。また、主なものとしまして、人吉駅前広場整備事業の基本計画及び基本設計業務委託料のほか、都市計画道路見直し業務委託事業負担金、街なみ環境整備事業の修景整備補助金、それから、4月20日に実施します大橋完成記念式典に要する経費などを計上いたしております。

134ページお願いします。4目街路事業費が4億5,733万3,000円で、前年度と比較しますと4億2,112万1,000円の大幅な減となっております。これは、街路事業紺屋町南町線外1線の人吉大橋架け替え事業の事業終了によるものでございまして、今年度は地方特定道路整備事業で実施します紺屋町南町線外1線の家屋移転に要する補償費などを計上いたしております。

す。

135ページから136ページまでを省略しまして、137ページお願いします。9款消防費、1項消防費のうち、1目消防総務費が4億1,096万5,000円で、前年度と比較しますと651万7,000円の減となっております。これは人吉下球磨消防組合負担金の減などによるものでございます。

139ページお願いします。3目消防施設費が2,813万8,000円で、前年度と比較しますと2,223万9,000円の増となっております。これは、昨年当初予算が骨格予算ということで投資的な事業費を計上しなかったことによるものでございまして、主なものとしましては、防火水槽築造工事、小型動力ポンプ購入経費及び防災に関する情報の伝達を迅速に行うための熊本県防災情報ネットワーク整備事業負担金などを計上いたしております。

140ページから141ページまでを省略しまして、142ページお願いします。10款教育費、1項教育総務費のうち、2目事務局費が1億4,841万6,000円で、前年度と比較しますと2,393万2,000円の増となっております。これは人件費の増のほか、特別支援教育関係経費としまして、発達障害の児童生徒に対する学習支援などを行います支援員7名分の報酬の増などによるものでございます。

143ページから145ページまでを省略させていただきます。

146ページお願いします。2項小学校費のうち、1目学校管理費が1億451万5,000円で、前年度と比較しますと992万1,000円の減となっております。これは人件費の減などによるものでございます。

148ページお願いします。3目学校建設費が1億101万9,000円でございます。東小学校及び西小学校の屋内運動場耐震補強工事のほか、大畑小学校及び西瀬小学校の耐震補強床改修工事設計委託料を計上いたしております。

150ページから155ページまでを省略しまして、156ページお願いします。5項社会教育費のうち、2目公民館費が3,586万5,000円でございます。幸せ追求人間学講座に要する経費などを計上いたしております。

158ページから159ページまでを省略させていただきます。

160ページお願いします。5目文化財保護費が2,455万6,000円で、前年度と比較しますと2,983万7,000円の減となっております。これは史跡人吉城跡保存整備事業の減などによるものでございます。今回主なものとしましては、御館跡の復元整備計画に伴う実施設計委託料及び人吉城歴史館特別展示等に要する経費などを計上いたしております。

163ページお願いします。6項保健体育費のうち、1目保健体育総務費が8,693万7,000円で、前年度と比較しますと3,025万1,000円の減となっております。これは体育施設の指定管理移行に伴う人件費の減によるものでございます。また、主なものとしましては、第6回ひとよし春風マラソン実行委員会補助金のほか、おどんな日本一武道大会実行委員会補助金な

どを計上いたしております。

165ページをお願いします。2目体育施設費が6,675万4,000円で、前年度と比較しますと6,887万8,000円の減となっております。これは、弓道場建設に伴う建設工事及び設備備品などの減によるものでございます。また、主なものとしましては、体育施設指定管理料などを計上いたしております。なお、市民プール及びスポーツパレス運営費は、指定管理への移行に伴い廃目となっております。

166ページをお願いします。7項学校給食センター費の1目学校給食センター運営費が1億4,573万7,000円で、前年度と比較しますと1,210万円の減となっております。これは人件費の減などによるものでございます。

167ページから172ページまでを省略させていただきます。

173ページをお願いします。12款公債費、1項公債費のうち、1目元金が13億612万7,000円で、前年度と比較しますと3,399万4,000円の増となっております。これは、臨時財政対策債などの据置期間が終了し、元金償還が始まったことに伴う長期債元金の増でございます。

2目利子が2億9,098万8,000円で、前年度と比較しますと2,113万6,000円の減となっております。これは義務教育施設整備事業債などの減などによるものでございます。

174ページを省略させていただきます。

175ページをお願いします。13款諸支出金、2項基金費につきましては、各基金に運用利息の積み立てを計上いたしております。

177ページをお願いします。14款予備費に4,731万1,000円を計上いたしております。

以上で、議第15号についての補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○福祉生活部長（尾方 篤君）（登壇）私の方から、議第17号平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算書につきまして補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、先ほど市長からの御説明がございましたので省略をさせていただきます。第2条は、一時借入金の最高額を4億円とするものでございます。第3条は、保険給付費の各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、事項別明細書により主なものを説明させていただきます。国保予算の性格上、歳出の方から説明をさせていただきます。

26ページをお願いしたいと思います。1款総務費、1項総務管理費のうち、1目一般管理費に7,492万3,000円を計上しております。国保担当職員の給与、諸手当等の計上事務が主なものでございます。

27ページから31ページを省略させていただきます。

32ページをお願いいたします。2款保険給付費でございますが、1項療養諸費は医療費の支払いに要するものでございまして、療養給付費、療養費、それに医療費審査支払い手数料

を合わせまして30億740万6,000円を計上いたしております。

33ページをお願いいたします。2項高額療養費といたしまして3億1,177万5,000円を計上しておりますが、高額な医療につきまして、自己負担が一定の額を超えたときにその超えた分を支給するものでございます。

34ページから36ページは省略させていただきます。

37ページをお願いいたします。3款後期高齢者支援金等でございますが、これは新規でございますまして、75歳以上の医療費を保険者として負担するものでございまして、5億142万7,000円を計上いたしております。

38ページは省略をさせていただきます。

39ページをお願いいたします。5款老人保健拠出金でございますが、1億2,229万6,000円を計上いたしております。

40ページをお願いいたします。6款介護納付金に1億9,944万1,000円を計上しておりますが、介護保険第2号被保険者の分でございます。

41ページ、7款共同事業拠出金は高額な医療費を保険者間で共同で支弁する事業でございますが、5億5,417万7,000円を計上いたしております。

42ページお願いいたします。8款1項特定健康診査等事業費に2,764万円を計上しておりますが、これは新規事業でございますまして、特定健診または特定保健指導などの事業費を計上いたしております。

43ページから47ページは省略をさせていただきます。

48ページをお願いいたします。12款予備費に1億円を計上いたしております。

続きまして、歳入を御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。1款国民健康保険税につきましては後ほど説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。3款、1項国庫負担金でございますが、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金合わせまして8億7,307万6,000円を計上いたしております。

12ページお願いいたします。3款、2項国庫補助金でございますが、1目財政調整交付金として2億5,516万5,000円を計上いたしております。

13ページお願いいたします。4款、1項県負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金合わせまして2,244万7,000円を計上いたしております。

次の14ページになりますが、2項県補助金、1目県財政調整交付金に1億8,074万1,000円を計上いたしております。

15ページお願いいたします。5款療養給付費等交付金は退職被保険者等の医療費に対する交付金でございますまして、2億8,245万1,000円を計上いたしております。

16ページをお願いいたします。6款前期高齢者交付金でございますが、これも新規でございますいて、前期高齢者の医療費を各保険者間で財政調整を行うことによる交付金でございますいて、11億5,683万5,000円を計上いたしております。

17ページをお願いいたします。7款共同事業交付金でございますが、共同事業拠出金を財源として交付されるものでございまして、5億7,654万1,000円を計上いたしております。

18ページは省略をさせていただきます。

19ページをお願いいたします。9款繰入金でございますが、1項、1目一般会計繰入金は、4億7,580万5,000円を一般会計から繰り入れていただくものでございます。

20ページの2項、1目財政調整基金繰入金は、3,000万円の基金取り崩しをお願いするものでございます。

21ページをお願いいたします。10款繰越金に5,000万1,000円を計上いたしております。

22ページから25ページまでは省略をさせていただきます。

それでは、もとに戻りまして、国保税につきまして御説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。国保税の予算といたしましては、事業に要する経費から国庫支出金、交付金等を差し引きました残りを国民健康保険税で賄うという仕組みになっております。したがって、平成20年度に被保険者の方に御負担をお願いする国保税は、医療費分と介護納付金分に本年度から新たに後期高齢者支援分をあわせた一般被保険者国民健康保険税を9億7,575万8,000円、同じく退職被保険者等国民健康保険税を7,218万3,000円と見込んでおりまして、合計10億4,794万1,000円を計上をいたしております。ちなみに、国保税の収入全体に占める割合は21.2%になっております。

以上が国民健康保険事業の予算の補足説明でございます。

続きまして、議第19号平成20年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算案につきまして御説明を申し上げます。

この特別会計予算案につきましては、4月1日から施行されます後期高齢者医療制度に伴い新たに設置する特別会計の予算案でございます。予算書の1ページは先ほど御説明がございましたので省略をさせていただきます。

事項別明細書により主なものを御説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。まず、歳入の主なものとしましては、1款、1項被保険者の方々の保険料でございますが、介護保険と同様に、年金から差し引かれます特別徴収保険料と納付書または口座振替により納めていただく普通徴収保険料でございますいて、総額3億4,007万9,000円を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。3款繰入金、1項一般会計繰入金は、事務費の繰入金と国民健康保険と同様に、保険料の軽減された分を県と市で負担する保険基盤安定繰入金でございますいて、総額1億1,741万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費357万7,000円は、電算システムの保守委託料や保険証送付のための郵送料などを計上いたしております。

15ページをお願いいたします。1款、2項徴収費、1目徴収費105万9,000円は、保険料納付書の印刷製本費や納付書発送のための郵便料等を計上いたしております。

16ページをお願いいたします。2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金4億5,286万3,000円は、歳入で御説明いたしました保険料と保険基盤安定負担金を熊本県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

以上が後期高齢者医療特別会計の説明でございます。

続きまして、議第20号平成20年度人吉市介護保険特別会計予算案につきまして御説明を申し上げます。議第20号でございます。

予算書の1ページは先ほど市長から説明がございましたので省略をさせていただきます。第2条は、一時借入金の最高額を2億円とするものでございます。第3条は、保険給付費の各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして主なものを御説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。まず、歳入の主なものとしましては、1款、1項、1目、65歳以上の第1号被保険者の方々の保険料でございますが、保険料段階の第1段階から第6段階までの年額を算定しておりまして、現年度分特別徴収保険料と普通徴収保険料を計上しております。それに過年度分の滞納繰越分普通徴収を合計いたしまして、総額5億4,488万1,000円を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金5億553万2,000円は、本市介護保険財政に国からの現年度負担分として、居宅給付費、施設等給付費及び過年度分の費目の設置による合計額でございます。

11ページをお願いいたします。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金2億3,167万8,000円は、現年度分の介護給付費に対します交付額と過年度分の費目の設置によります合計額でございます。

2目及び3目の地域支援事業交付金につきましては、要支援、要介護状態になることを防止するための事業に対する交付金でございます。2目の介護予防事業に1,111万7,000円を計上いたしております。また、3目の包括的支援事業、任意事業は、地域包括支援センターの運営費などに関する経費964万5,000円を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。4款支払基金交付金、1項、1目介護給付費交付金は、現年度分で8億9,999万9,000円と過年度分の費目の設置でございます。これは、40歳から64歳までの第2号被保険者から支払っていただきます保険料についての社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

2目の地域支援事業支援交付金は介護予防事業に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます、1,378万5,000円を計上いたしております。

13ページお願いいたします。5款県支出金、1項、1目介護給付費負担金は、現年度分で4億3,801万5,000円と過年度分の費目の設置でございます。これは本市介護保険財政への県からの負担金でございます。

14ページから16ページまでは省略をさせていただきます。

17ページをお願いいたします。7款、1項一般会計繰入金の合計4億6,805万円は市の一般会計からの繰入金でございます。

18ページから22ページまでを省略をさせていただきます、23ページをお願いいたします。歳出でございます。1款、1項、1目一般管理費の6,264万5,000円は、介護保険関係職員の給料、諸手当、一般事務費でございます。

26ページお願いいたします。1款、3項介護認定審査会費でございますが、1目の介護認定審査会費1,240万4,000円と2目の認定調査費1,730万3,000円を計上いたしております。

30ページお願いいたします。2款保険給付費でございます、1項が要介護1から5までに認定された方々の介護サービス等の諸費でございます。これには1目の居宅介護サービス給付費から6目の居宅介護サービス計画給付費までの総額25億6,285万4,000円を計上いたしております。

31ページをお願いいたします。2項の介護予防サービス等諸費でございますが、これは、要支援1及び要支援2と認定されました要介護状態が軽度の高齢者を対象とする介護予防サービスに対する保険給付費でございます、1目の介護予防サービス給付費から5目の介護予防サービス計画給付費までの総額1億2,721万1,000円を計上いたしております。

32ページをお願いいたします。3項の高額介護サービス等費は、被保険者が介護サービス等を利用された場合、原則1割の自己負担を支払うことになっておりますが、この自己負担が一定の額を超えた場合に保険から支給されるものでございまして、合計6,808万5,000円を計上いたしております。

34ページをお願いいたします。5項の特定入所者介護サービス等費は、施設サービスでは居住費や食費が利用する方の負担となりますが、所得の低い方への負担軽減措置としまして、限度額を超えた分につきましては保険から支給されるものでございまして、合計1億4,134万6,000円を計上いたしております。

35ページをお願いいたします。3款、1項、1目財政安定化基金拠出金303万6,000円でございますが、保険給付の財政不足を生じたとき、貸付金や交付金などの必要な費用に充てるための拠出金でございます。

37ページお願いいたします。5款は地域支援事業費でございます、1項、1目の介護予防特定高齢者施策事業費2,710万7,000円は、要支援、要介護になるおそれのある高齢者に対

する介護予防事業費でございます。

2目の介護予防一般高齢者施策事業費1,937万円は、介護予防の推進、啓発などに要する経費を計上いたしております。

39ページをお願いいたします。2項、1目包括的支援事業費1,912万1,000円は地域包括支援センターの運営費でございます。

40ページをお願いいたします。2目の任意事業費472万7,000円は家族介護支援事業費などでございます。

41ページをお願いいたします。6款、1項、1目財政安定化基金償還金は、過年度分介護保険給付において不足した分を財政安定化基金から借り入れておりまして、本年度の償還分といたしまして3,130万円を計上いたしております。

42ページ以降は省略させていただきます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩をいたします。

午後2時20分 休憩

午後2時32分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

○水道局長（濱田芳彰君）（登壇） それでは、私の方から議第22号平成20年度人吉市水道事業特別会計予算案につきまして補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条の業務の予定量につきましては、給水戸数1万5,563戸、総給水量416万4,907立方メートル、1日平均給水量を1万1,411立方メートルといたしております。第3条、収益的収入及び支出、それから、2ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算実施計画書により説明をさせていただきます。第5条、債務負担行為でございますが、積算システムリース料につきまして、期間及び限度額を定めるものでございます。第6条、企業債でございますが、配水管改良工事に係る財源として借り入れを予定しております上水道事業債の限度額、起債の方法、それから利率及び償還の方法を定めるものでございます。3ページをお願いいたします。第7条、一時借入金でございますが、当該年度の一時借入金の限度額を100万円といたしております。第8条、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたものでございまして、各項間の流用することができる場合は、第1項営業費用、第2項営業外費用でございます。第9条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1億5,058万4,000円、交際費5万3,000円でございます。第10条、利益剰余金の処分でございますが、繰越利益剰余金のうち7,204万3,000円を減債積立金として処分するものでございます。第11条、たな卸資産の購入限度額を996万2,000円とするものでございます。これは量水器や

材料等の購入費の限度額を定めたものでございます。

それでは、4ページをお願いいたします。第3条、収益的収入及び支出の内容につきまして御説明させていただきます。収入でございますが、1款水道事業収益を5億7,966万2,000円といたしております。内訳といたしまして、第1項営業収益が5億7,823万1,000円で、これは水道料金、各種手数料等でございます。第2項営業外収益が142万8,000円、これは預金利息等でございます。第3項特別利益3,000円は存目でございます。

次に、5ページをお願いいたします。支出でございますが、1款水道事業費用を5億1,641万9,000円といたしております。内訳といたしまして、第1項営業費用が4億4,756万4,000円で、これは各施設の維持管理費、人件費、物件費等のほか、建物、構築物、機械装置等の減価償却費、それから構築物、量水器等の撤去に伴います資産減耗費等でございます。第2項営業外費用が6,478万1,000円、これは企業債の支払い利息分と、それから消費税でございます。第3項特別損失が207万4,000円、これは過年度損益修正損などでございます。第4項予備費を200万円計上いたしております。

7ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の内容につきまして説明いたします。収入でございますが、1款資本的収入を3,450万1,000円といたしております。内訳は、企業債が3,000万円、工事負担金450万円、固定資産売却が1,000円でございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出を2億8,879万7,000円といたしております。内訳は、建設改良費が1億9,887万2,000円、これは、一般改良工事、負担金工事、起債対象工事の構築物費、それから機械及び装置費、営業設備費でございます。企業債償還金が8,792万5,000円でございます。それから予備費が200万円でございます。

なお、収入額が支出額に対して不足する額につきましては、先ほど市長の方から説明がっておりますので省略させていただきます。

以上で、水道事業特別会計予算の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大王英二君） 以上で、議第1号から議第51号までの提案理由の説明は全部終了いたしました。

=====

日程第3 議第1号

日程第12 議第10号

日程第29 議第27号

○議長（大王英二君） 次に、議会運営委員長の方から報告があり、決定しましたとおり、日程第3、議第1号、日程第12、議第10号、日程第29、議第27号の3件について、本日委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議、採決をいたします。

それでは、まず、議第1号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第1号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案可決確定いたしました。

次に、議第10号について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第10号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第10号は原案可決確定いたしました。

次に議第27号について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第27号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第27号は原案可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時42分 休憩

午後3時58分 開議

○議長（大王英二君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで時間の延長をいたします。暫時休憩でございます。

午後3時59分 休憩

午後4時54分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

=====

日程第54 予算委員の選任

○議長（大王英二君） 次に、日程第54、予算委員の選任を議題とし、委員の選任を行います。

委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名をすることになっております。予算委員には、松岡議員、井上議員、豊永議員、川野議員、笹山議員、村上議員、西議員、松田議員、永山議員、福屋議員、森口議員、田中議員、本村

議員、立山議員、仲村議員、三倉議員、山下議員、下田代議員、簗毛議員、それに私大王、以上のとおりを指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました議員を予算委員に選任することに決しました。

ただいま選任をされました委員は直ちに御会合の上、委員長及び副委員長を互選していただき、議長に報告をお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後4時55分 休憩

午後5時17分 開議

○議長（大王英二君） ただいま休憩前に引き続き再開いたします。

予算委員会において委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたします。委員長に森口議員、副委員長に村上議員、以上のとおり決定いたしました。

また、議会運営委員長から委員長の辞任願が提出されましたので、議会運営委員会が開催され、辞任が許可されました。それに伴い委員長が欠員になりましたので委員長の互選が行われ、永山議員が委員長に決定しましたので報告をいたします。

=====

日程第55 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

○議長（大王英二君） 次に、日程第55、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

熊本県後期高齢者医療広域連合は、本市を初め県内全市町村で構成し、平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体でございます。広域連合は平成19年2月1日に設置され、広域連合議会議員の定数は32人となっております。県内市町村の長及び議員のうちから市町村区分8人、町村長区分8人、市議会議員区分8人、町村議会議員区分8人から構成されております。今回市議会議員区分に1人の欠員が生じたため、候補者受け付けの告示を行い、届け出を締め切ったところ、2人の候補者がありましたので、初めて広域連合議会議員の選挙投票になります。この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することとなりますので、会議規則第32条の規定に基づき、選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（大王英二君） ただいまの出席議員は20名であります。

候補者名簿を配付いたします。

[候補者名簿配付]

○議長（大王英二君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○議長（大王英二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○議長（大王英二君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。投票用紙に候補者の氏名を記載の上、1番議員から順次投票をお願いいたします。氏名以外は何も書かないように御注意ください。

[議員投票]

○議長（大王英二君） 投票漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。ここで、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に永山議員及び本村議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

[投票 点検]

○議長（大王英二君） 選挙結果の報告いたします。

投票総数 20票

有効投票 20票

無効投票 0票

有効投票中

渡辺俊雄議員 15票

益田牧子議員 5票

以上のとおりでございます。

ここで議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

=====

○議長（大王英二君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後5時28分 散会

平成20年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成20年3月11日 火曜日

1. 議事日程第2号

平成20年3月11日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第1 | 議第2号 | 平成19年度人吉市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第2 | 議第3号 | 平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第3 | 議第4号 | 平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第4 | 議第5号 | 平成19年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議第6号 | 平成19年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議第7号 | 平成19年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第7 | 議第8号 | 平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第8 | 議第9号 | 平成19年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第9 | 議第11号 | 平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第10 | 議第12号 | 平成19年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議第13号 | 平成19年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議第14号 | 平成19年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議第15号 | 平成20年度人吉市一般会計予算 |
| 日程第14 | 議第16号 | 平成20年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算 |
| 日程第15 | 議第17号 | 平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議第18号 | 平成20年度人吉市老人保健医療特別会計予算 |
| 日程第17 | 議第19号 | 平成20年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第18 | 議第20号 | 平成20年度人吉市介護保険特別会計予算 |
| 日程第19 | 議第21号 | 平成20年度人吉市介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議第22号 | 平成20年度人吉市水道事業特別会計予算 |
| 日程第21 | 議第23号 | 平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第22 | 議第24号 | 平成20年度人吉市国民宿舎特別会計予算 |
| 日程第23 | 議第25号 | 平成20年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第24 | 議第26号 | 平成20年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算 |
| 日程第25 | 議第28号 | 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例及び人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第26 | 議第29号 | 人吉市不当要求行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例の |

制定について

- 日程第27 議第30号 人吉市個人情報保護に関する条例及び人吉市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議第31号 人吉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第32号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第33号 人吉市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第34号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第35号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第36号 特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議第37号 人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例及び人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第38号 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議第39号 人吉市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第37 議第40号 人吉市し尿処理場条例を廃止する条例の制定について
- 日程第38 議第41号 人吉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第39 議第42号 人吉市農林道管理条例の制定について
- 日程第40 議第43号 人吉市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議第44号 人吉市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議第45号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 議第46号 損害の賠償について
- 日程第44 議第47号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第45 議第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第46 議第49号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第47 議第50号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

日程第48 議第51号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

=====

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

=====

3. 出席議員 (20名)

1 番	松 岡 隼 人 君
2 番	井 上 光 浩 君
3 番	豊 永 貞 夫 君
4 番	川 野 精 一 君
5 番	笹 山 欣 悟 君
6 番	村 上 恵 一 君
7 番	西 信 八 郎 君
8 番	松 田 茂 君
9 番	永 山 芳 宏 君
10番	福 屋 法 晴 君
11番	森 口 勝 之 君
12番	田 中 哲 君
13番	本 村 令 斗 君
14番	立 山 勝 徳 君
15番	仲 村 勝 治 君
16番	三 倉 美 千 子 君
17番	山 下 幸 一 君
18番	下 田 代 勝 君
19番	簀 毛 正 勝 君
20番	大 王 英 二 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
収 入 役	大 松 克 己 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	鳥 井 正 徳 君
総 務 部 長	秋 山 健 兒 君

企 画 部 長	井 上 修 二 君
福 祉 生 活 部 長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	俣 野 一 君
建 設 部 長	丸 山 善 利 君
総 務 部 次 長	深 水 雄 二 君
企 画 部 次 長	上 田 泉 君
福 祉 生 活 部 次 長	久 本 一 富 君
経 済 部 次 長	蓑 毛 幸 一 君
建 設 部 次 長	山 上 茂 君
秘 書 課 長	福 山 誠 二 君
地 域 生 活 課 長	東 俊 宏 君
財 政 課 長	井 上 祐 太 君
福 祉 課 長	椎 葉 幹 夫 君
農 業 振 興 課 長	中 村 憲 司 君
管 理 課 長	松 田 知 良 君
会 計 課 長	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	濱 田 芳 彰 君
水 道 局 次 長	多 武 芳 美 君
教 育 部 長	浦 川 康 徳 君
教 育 部 次 長	中 村 明 公 君
教 育 総 務 課 長	坂 崎 博 憲 君
農 業 委 員 会 長	吉 川 泰 人 君
農 事 務 局 長	
監 査 委 員 長	松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	永 田 正 二 君
次 長	赤 池 謙 介 君
庶 務 係 長	村 並 成 二 君
書 記	和 泉 龍 二 君

=====

午前10時 開議

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は議案質疑を行います。議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、直ちに質疑を行います。

=====

日程第1 議第2号

○議長（大王英二君） まず、日程第1、議第2号平成19年度人吉市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第2 議第3号

○議長（大王英二君） 次に、日程第2、議第3号平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第3 議第4号

○議長（大王英二君） 次に、日程第3、議第4号平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第4 議第5号

○議長（大王英二君） 次に、日程第4、議第5号平成19年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

=====

日程第5 議第6号

○議長（大王英二君） 次に、日程第5、議第6号平成19年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付金事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

=====

日程第6 議第7号

○議長（大王英二君） 次に、日程第6、議第7号平成19年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

=====

日程第7 議第8号

○議長（大王英二君） 次に、日程第7、議第8号平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

=====

日程第8 議第9号

○議長（大王英二君） 次に、日程第8、議第9号平成19年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

=====

日程第9 議第11号

○議長（大王英二君） 次に、日程第9、議第11号平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

=====

日程第10 議第12号

○議長（大王英二君） 次に、日程第10、議第12号平成19年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

=====

日程第11 議第13号

○議長（大王英二君） 次に、日程第11、議第13号平成19年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

=====

日程第12 議第14号

○議長（大王英二君） 次に、日程第12、議第14号平成19年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

=====

日程第13 議第15号

○議長（大王英二君） 次に、日程第13、議第15号平成20年度人吉市一般会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「5番」と呼ぶ者あり）

5番。

○5番（笹山欣悟君） おはようございます。声が枯れていますので、聞き取りにくい部分があるかもしれませんが、お許しいただきたいと思ひます。

67ページであります。歳出に關係して、常任委員会關係、厚生委員会以外の部分で確認をしていきたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

67ページ、2款総務費、1項総務管理費であります。10目の情報管理費、13節委託料の裁判員制度データ抽出プログラム作成委託料、これについては恐らく初めて出てきたものと思ひますが、これについての内容はこういったものかということと、裁判員制度に伴って、この人吉の自治体がこういった形でかかわっていくのか、もしくは、これは多分法務省の關係の事業だと思ひますが、国からの助成とか、委託に伴って幾らかの国からの負担があるのか、この点についてお尋ねをしたいと思ひます。

それから、120ページであります。7款商工費、第1項商工費の3目観光費の19節負担金の部分であります。補助金の人吉観光温泉協会、肥薩線100周年特別事業補助金240万計上されております。この特別事業の事業内容等について、具体的に決まっているのかどうか、また、この観光協会に補助金として出してありますので、事業主体は観光協会がするのかどうか、人吉市とはこういったかかわりで事業を実施されるのか、その点についてお尋ねしておきたいと思ひます。

それから、133ページであります。8款土木費、4項都市計画費の1目都市計画総務費の

19節負担金・補助及び交付金の中の都市計画道路見直し業務委託事業負担金、これについて、見直し業務の事業負担金ということで、若干、よくわかりませんので、これの中身について説明をいただければと思います。

それから、142ページであります。10款教育費、1項教育総務費であります。2目の事務局費、1節の報酬の特別支援教育支援員、7名、報酬として計上されております。この特別支援教育支援員の配置箇所とか、また、この支援員の資格、もしくは要件等が、支援員としてなっただけのための資格要件等があるのかどうか、その点について一応お尋ねをしておきたいと思っております。

以上であります。

○総務部長（秋山健児君） おはようございます。笹山議員の議案質疑にお答えいたします。

まず、2款1項10目裁判員制度データ抽出プログラム作成委託料についてと、その内容についてということでございますが、裁判員制度に関しましては、各市町村では選挙人名簿登録者の中から、裁判員候補者予定者をくじで抽出をしまして、裁判員候補者予定者名簿を調整する事務を行う必要がございます。

裁判員データ制度抽出プログラム作成委託料は、平成21年5月から実施されます裁判員制度に関しまして、最高裁判所が開発いたします裁判員候補者名簿管理システムに適合するデータ形式で、市町村が裁判員候補者予定者名簿を作成するためにシステムの改修を行うというものでございます。

どのようにかかっていくのかということでございますが、今、裁判所の方では熊本県下を幾つかのブロックで検討をされておまして、基本的には1事件について6名を予定されているようです。年間にどれくらい事件があるのかというデータをとって、その辺で何人ぐらいという候補者を選定をしまして、市町村には何名ということで依頼があってくるものと思っております。

それから、助成はあるのかということでございますが、これについては各市町村、開発費がまちまちでございますので、一応今、仮申請を行っております。最終的に確定した後に、来年度で全額これは助成していただけるものと思っております。

以上、お答えいたします。

○経済部長（俣野一君） おはようございます。笹山議員の議案質疑にお答えをいたします。

7款1項3目観光費、19節補助金、人吉観光協会肥薩線100周年特別事業補助金の内容についてでございますが、この補助金につきましては、県地域振興局内に事務局がございます肥薩線開通100周年記念事業実行委員会で、平成21年度の肥薩線全線開通100周年を前に、平成20年度をプレ・イヤーと位置づけまして、観光客誘致を目的とした川線、すなわち八代一人吉間の開通100周年記念イベントや記念キャンペーンを実施いたしまして、観光客の受入

体制の整備や、翌年度のS L復活運行に向けて、地域の機運向上を図る事業が計画されています。

その中で、実行委員会の事業計画のうち、6月1日に運行されます川線100周年記念列車ゆふデラックス号の歓迎セレモニーや出発式、キャンペーンの広報宣伝費、のぼり旗等の啓発事業費などを、人吉温泉協会で受け持ち実施する事業の予算でございます。補助金の流れといたしましては、市より、人吉温泉観光協会へ補助いたしまして、事業主体は人吉温泉観光協会で行うものでございます。

以上、お答えいたします。

○建設部長（丸山善利君） おはようございます。笹山議員の御質疑にお答えいたします。

8款4項1目都市計画総務費、19節負担金の都市計画道路見直し業務委託事業負担金についてでございますが、都市計画道路の整備は長期にわたって進められておりますため、社会経済状況や都市を取り巻く状況の変化に伴い、計画決定時からその必要性が変化している路線や、厳しい財政状況のもと、長期間にわたって事業未着手の路線が存在しているところがございます。

都市計画道路の区域には、都市計画法に基づく建築制限がかかっております。都市計画道路の見直しの必要性が高まっておりまして、その背景には長期未着手に対する訴訟事例も出てきてまいっております。都市計画道路の計画路線は、県の方で管理を行っております国道・県道もこれに含まれますので、市道も含めた道路網について今回、県と一緒に見直しの業務を行うことになりました。

指導する際の専門知識、技術面での組織体制を考慮いたしまして、県の方で発注していただき、その費用負担を県と市で折半することとなっております。その費用といたしまして350万円をお願いしたところでございます。

見直し業務の内容といたしましては、計画を、現時点で将来の見通し、検証を行いまして、適正化どうかというふうなことの検討でございます。

以上、お答えいたします。

○教育長（鳥井正徳君） おはようございます。笹山議員の御質疑にお答えいたします。

特別支援教育支援員7名の配置と資格要件についてでございますが、まず、配置についてお答えいたします。

市内の小中学校に個別の支援を要する児童生徒数の在籍数について、直近の実態調査を実施しまして、学級の児童生徒数等の状況、県費職員の通級加配の見込み等を加味しまして、7名の支援員の配置を検討しているところでございます。

また、年度を追うごとに個別の支援を要する児童の増加傾向があること、また、障害を持つ子供の早期対応が必要であること等から、小学校への配置を優先して考慮しているところでございます。

資格要件についてでございますが、法的には支援員の資格は定められておりませんが、市といたしましては、原則として教員免許状を要する者としております。

以上でございます。

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 1点だけ確認したいと思いますが、裁判員制度のデータ抽出の委託料の部分ですけれども、最高裁の指導によってというふうな形で受け取りましたけれども、市町村がまちまちの開発をしながら、恐らく全額を市町村で開発した分を負担してもらおうと、市町村がまちまちの開発をしながら国がすべてを見るというふうなところにおいては、基本的な国からの指針といいますか、開発に伴う指針、そういったものがあって、それに基づいて開発をしていいというふうなことで、そういったまちまちの開発でもいいというふうに答弁されたのか、確認をしておきたいと思います。

それと、都市計画の負担金であります。これについては、都市計画を有する市については、すべての自治体がこれに今回加入をして、すべての自治体が今回、県の都市計画道路の見直し業務等については、都市計画を有している自治体がすべて加入をして、すべての自治体が県との折半で実施をするということなのか、人吉だけがそれに入って見直しをされるということなのか、それについて確認をしたいと思います。

以上です。

○総務部長（秋山健児君） お答えいたします。

各市町村が一応データをつくり出すのは、先ほども申しましたとおり、裁判員候補者名簿管理システムに適合するデータをそれぞれつくるということでございます。それぞれ市町村で、今持っている住基システムがまちまちなものですから、その適合するデータを、プログラムを改修するのに、改修費用がどれくらい、各市町村で違うということで、うちの場合は一応50万4,000円ということで改修費があります。

一応、仮申請を行っております。これが確定してから来年度50万4,000円を国から助成いただけるということでございます。

以上、お答えいたします。

○建設部長（丸山善利君） 御質疑にお答えいたします。

今回、先ほど御答弁申し上げましたのは、人吉市と人吉管内の県道・国道等を含むところでございます。ただ、二、三年前からそういうふうな同じような形態で都市計画調査を行っておられまして、18年度が宇城、玉名など、それから、19年度が八代、宇土などがそういう方法で行っております。20年度は人吉市ということでございます。

以上、お答えいたします。

○5番（笹山欣悟君） 終わります。（「16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） 132ページですが、8款4項13節委託料の中の人吉駅前広場整備事業測定業務委託料についてですけれども、ここに1,788万1,000円、今言いました事業については1,650万円だと思っておりますが、これについて、人吉駅前整備事業の基本的な構想について市長にお尋ねしたいと思います。

次に、建設部長に、整備事業について、事業の範囲、それと、JRとの協議は終わっているのか、行っているかということと、地元商店街との協議はどのようになっているかということ。

それともう一つ、今後の工程についてお尋ねをいたします。

以上です。

○市長（田中信孝君） おはようございます。人吉駅はJRの肥薩線、そして、第三セクターのくま川鉄道の乗降駅として、約年間70万人ほどの皆様方が御利用されておられる人吉の玄関口でございます。

駅舎は昭和52年、駅前広場は平成4年から8年にかけて整備をされたそうでございまして、近代的な駅に生まれ変わっておりますが、時代の変遷とともに駅を取り巻く環境というのは変化してまいりまして、さまざまな問題も現在発生しているところでございます。

また、平成21年には、御承知のとおり熊本一人吉間SLの運行が開始されますし、平成20年春には九州新幹線全線ルート開通という運びでございます。

鉄道に関する大きな動きが来年、そして、3年後にはやっておりますので、今回、新しい時代に対応した人吉駅を目標に、整備計画の基本構想をただいま策定中でございます。

人吉駅整備の主な施策といたしましては、各種乗り物の駅の始発駅としての整備、それから、観光バス専用乗降所並びにその駐車場、足湯、または人吉球磨地方を訪れていただく観光客の皆様方へのさまざまな、きめ細かなおもてなしを基本とした環境情報の提供等々を考慮しております。今回、基本計画、基本設計の中で詳細に内容を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○建設部長（丸山善利君） 三倉議員の御質疑にお答えいたします。

人吉駅前広場整備事業といたしまして、今回、人吉駅前広場整備事業測量業務基本計画、基本設計業務委託の予算を計上させていただいておりますが、人吉駅前広場整備事業の整備の範囲といたしましては、人吉駅前の駐車場及びロータリーから現在、市が西側に設置しております駅前ふれあい広場を一体的な区域として計画したいと考えているところでございます。

駅前の駐車場等につきましては、JR九州様の土地でございますので、整備を行いたい旨の説明につきましては、事前にお話をさせていただいているところでございます。

今後、基本計画、基本設計を進めていく中で、詳細につきましてはJR九州様と協議を行

っていくことになってまいるわけでございます。

同時に、駅前の整備につきましては、幅広く市民並びに関係者の皆様の御意見をお伺いしながら整備計画を策定してまいりたいと考えておりますので、地元商店街の方も参加していただき、御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

今後の工程でございますが、今回計上させていただきました基本計画、基本設計業務が完了いたしますと、引き続き実施設計業務の予算をお願いいたしまして、工事の着手は平成21年度を予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） 今、観光バスの駐車場を予定しているとおっしゃいましたけども、大体何台とか、そういうスペースが、詳細なところが決まっておりましたら、お尋ねしたいんですが。

以上です。

○建設部長（丸山善利君） 駐車場の台数等についてお答えいたします。

今回、基本計画、基本設計をお願いいたしておりまして、その中で詳細に内容を今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○16番（三倉美千子君） 終わります。

○議長（大王英二君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第14 議第16号

○議長（大王英二君） 次に、日程第14、議第16号平成20年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第15 議第17号

○議長（大王英二君） 次に、日程第15、議第17号平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第16 議第18号

○議長（大王英二君） 次に、日程第16、議第18号平成20年度人吉市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第17 議第19号

○議長（大王英二君） 次に、日程第17、議第19号平成20年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第18 議第20号

○議長（大王英二君） 次に、日程第18、議第20号平成20年度人吉市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第19 議第21号

○議長（大王英二君） 次に、日程第19、議第21号平成20年度人吉市介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第20 議第22号

○議長（大王英二君） 次に、日程第20、議第22号平成20年度人吉市水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第21 議第23号

○議長（大王英二君） 次に、日程第21、議第23号平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第22 議第24号

○議長（大王英二君） 次に、日程第22、議第24号平成20年度人吉市国民宿舎特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第23 議第25号

○議長（大王英二君） 次に、日程第23、議第25号平成20年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第24 議第26号

○議長（大王英二君） 次に、日程第24、議第26号平成20年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第25 議第28号

○議長（大王英二君） 次に、日程第25、議第28号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例及び人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第26 議第29号

○議長（大王英二君） 次に、日程第26、議第29号人吉市不当要求行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第27 議第30号

○議長（大王英二君） 次に、日程第27、議第30号人吉市個人情報の保護に関する条例及び人吉市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第28 議第31号

○議長（大王英二君） 次に、日程第28、議第31号人吉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第29 議第32号

○議長（大王英二君） 次に、日程第29、議第32号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第30 議第33号

○議長（大王英二君） 次に、日程第30、議第33号人吉市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第31 議第34号

○議長（大王英二君） 次に、日程第31、議第34号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第32 議第35号

○議長（大王英二君） 次に、日程第32、議第35号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第33 議第36号

○議長（大王英二君） 次に、日程第33、議第36号特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第34 議第37号

○議長（大王英二君） 次に、日程第34、議第37号人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例及び人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第35 議第38号

○議長（大王英二君） 次に、日程第35、議第38号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第36 議第39号

○議長（大王英二君） 次に、日程第36、議第39号人吉市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第37 議第40号

○議長（大王英二君） 次に、日程第37、議第40号人吉市し尿処理場条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第38 議第41号

○議長（大王英二君） 次に、日程第38、議第41号人吉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第39 議第42号

○議長（大王英二君） 次に、日程第39、議第42号人吉市農林道管理条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第40 議第43号

○議長（大王英二君） 次に、日程第40、議第43号人吉市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第41 議第44号

○議長（大王英二君） 次に、日程第41、議第44号人吉市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第42 議第45号

○議長（大王英二君） 次に、日程第42、議第45号人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第43 議第46号

○議長（大王英二君） 次に、日程第43、議第46号損害の賠償についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第44 議第47号

○議長（大王英二君） 次に、日程第44、議第47号副市長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「14番」と呼ぶ者あり）

○14番（立山勝徳君） 議第47号について、市長にお尋ねをしたいと思います。

私は、副市長の選任の問題につきましては、昨年9月議会の一般質問で質問をいたしました。非常に多様化した、あるいは煩雑化する市政の中で、市としての執行体制を整え、市長を補佐し、市長のマニフェストを実現するためにも副市長の選任を早くされるべきであろうという立場から質問をしたわけです。

そして、さらに人選にあたっては、市長の基本的な政治公約とされてきました「公平・公正・公明」な市政を貫ける、しがらみのない人物を選択してほしいと要望してまいりました。

これに対して市長は、「マニフェストの進捗状況の把握や行政運営の一端を担っていただくためにも、しがらみのない公平・公正・公明な目を持つ立場の人をできるだけ早く、人選を急ぎたい」との答弁でありました。そして、今回、経済産業省の中小小売商業一係長の林健善氏を提案をされたわけであります。

私たちも、実はきのうお会いしただけということになるわけでありますが、若干34歳ということで、若過ぎる。あるいは人吉市は初めてということでありますから、人吉のこともわかっていないであろう。さらには人格・識見、人柄も、全く知らなかった人をいきなり引っ張ってきて、副市長の重要な仕事ができるのかどうか、そういったようないろんな意見が市民の中から出ているのもまた事実であります。

こういった不安や疑問の声に対して、市長はどのように考えておられるか、その点について、市長の思いも込めて説明をいただきたいと思っております。

○市長（田中信孝君） お答えを申し上げます。

年齢、または人格・識見、または面識がない、そういう方をどのようにして、なぜ選任をお願いをするのかという御質問だろうと思っておりますが、まず一つは、やはりしがらみのないといえば、この地方の人でない方が、やはりしがらみはないだろうというのが1点でございます。

もう一つは、今後、私自身のマニフェストを推進させていただく中で、やはりさまざまな人材というものを思い浮かべてきたわけでございますが、熊本県並びに国の各省庁の方から御出向いただくのが一番ではないかというふうに思ったところでございます。

よって、国の各機関、省庁等々を眺め渡してまいりました中で、やはり経済産業省というのが、企業誘致並びに中心市街地活性化という大きな命題に向けて、いわゆるそれらを所管

しておられるところでございますので、最も私といたしましては適切な省庁ではなかろうかなというふうに考えたところでございます。

そして、経済産業省へ出向の御依頼をお願いしていく過程の中で、さまざまにございましたけれども、もし万が一出すならばエース級を出したいというふうに秘書課長からお話をいただいたわけでございます。

よって、経済産業省の秘書課長がエース級を出すということは、つまり経済産業省に私は全幅の信頼を寄せて、そして、経済産業省からしかるべき人を御出向願うのではなかろうかなというふうに期待を寄せたところでございます。

よって、さまざまにはございましたけれども、最終的には経済産業省から人選をいただき、林健善氏を我々にお示しをいただいたところでございます。

よって、今後、先ほど申し上げましたように、経済産業省への全幅の信頼を寄せたというところがゆだねた結果でございます。

本市にも経済産業省のさまざまな推進の光を、ぜひ林健善氏を窓口にしてお与えいただければ大変ありがたいということをお願いをしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今の市長の方からの答弁で、まちづくり中心商店街の活性化、あるいは企業誘致、そういった分野を中心的に役割を担ってもらうために招聘をしたというような意向であります。私が一市民として考えた場合には、やはり、どうしても元助役、今の副市長というのは、田中市長自身が非常に、初めての市長ということでありまして、そういった意味では行政経験が少ない。

あるいは、職員の人たちと市長との中間に立って、職員の人たちのまとめ役といたしますか、そういった役割がやはり副市長には、一般的に考えれば非常に期待をされる部分でもあります。

そういった立場から見ますと、市職員のまとめ役としては余りにも年齢が若過ぎるとか、あるいは人吉市の職員のことについては熟知しておられないと、そういったものが現実にあるわけですから、そこらあたりのまとめ役、あるいは市長の代理としてどう市長を助けて市政を発展をさせるか、その辺についての力不足といたしますか、そういったものがどうも不安として残るわけですが、その点について、市長はどのように考えておられるか、2回目の質疑をいたします。

○市長（田中信孝君） おっしゃるとおり、従前の助役制度であるとか副市長というのは、確かに市長と職員の皆様方との間のジョイントといたしますか、つなぎ役といたしますか、さまざまな役割を担っていただき、または市長を側近にて支えていただくというのが従来の役割ではなかったらうかというふうに思っております。

そういう点が、今回の林健善氏は若干34歳でこの地方出身ではないということで御不安に市民の皆様方も思われるかもしれません。その点は、今後、三役並びに五役、部長等々としてしっかりと職員とのパイプ役、またはジョイント、そして市長を支えていただく面にお回りいただいて、私は、先ほど申し上げましたように、今度の副市長に関しましては、御承認をいただければ、企業誘致並びに中心市街地、それに特化したお仕事、またはマニフェストの進捗管理等々をお願いしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○14番（立山勝徳君） もう1回いいですか。

○議長（大王英二君） 14番。（「もう2回ぞ」と呼ぶ者あり）

○14番（立山勝徳君） 後ろにそういう声がありますからいいです。

○議長（大王英二君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第45 議第48号

○議長（大王英二君） 次に、日程第45、議第48号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「5番」と呼ぶ者あり）

5番。

○5番（笹山欣悟君） 48号、49号関連しますが、執行部の提案に伴う基本的な考えをお聞きしたいと思っております。

この48号、49号の提案を見たときに、どちらも3期経験をしていらっしゃる、4期目の提案という形になります。この方の年齢を見たときに、昭和6年もしくは、49号については昭和7年生まれということで、考えますと76歳、77歳の年齢になるというふうに考えるところであります。

副市長については若過ぎるというような先ほど意見がありましたけども、今度は、今回については結構年をめしていらっしゃるなというふうに考えるわけであります。

ですので、やはり今のこれだけの高度化社会の中でこういった委員を選任するにあたっては、基本的に3期終わったら新しい方を選任していくとか、そういった基本的な考えの中で選任をしていかないと、公平・公正な人事の選任ができないんじゃないかなと考えるところであります。

そういったところで、この48号、49号について、そういった選任に伴う執行部の基本的な考えについてお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（秋山健児君） お答えいたします。

固定資産評価審査委員会の役割でございますが、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置するものでございます。本市では、より中立性・公平性を高めるため、審査会の事務局を平成17年度、税務課から総務課に移したところでございます。

そのような中、固定資産評価審査委員会につきましては、今年度におきまして固定資産税評価額に対する不服申し立てが1件ございまして、延べ4回の審査委員会を開催をしているところでございます。

審査委員会の審議の概要を申し上げますと、審査申し出人物件に出向き調査する実施調査、審査申し出人に来庁いただき意見を聞く口頭審理、資産税係の弁明書及び審査申し出者の反論書等の資料審査などを行いまして、担当係職員が算出しました評価額と申立者の言う不服の内容の双方を十分に把握した上で、その評価額の妥当性を見きわめ、場合によっては評価額に対し修正等の決定を行うというものでございます。

今年度の申し立てに際しましても、真剣かつ熱心に現地調査も含めて審議をしていただき、審議の結果につきましては、審査申し出人にも納得をいただいているところでございます。

よって、今回の委員の選任に当たりましては、税の中立・公平性を保ち、固定資産税の課税の仕組みを十分に理解できる学識経験を有する、この職にふさわしい方として、年齢等も十分に考慮した上で、徳澄、赤坂両氏の選任につきまして御提案をさせていただいたものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 基本的な選任のあり方、考えについては答弁いただけなかったのかなってちょっと思います。

そういった経過について、こういう理由で今回はこの両氏を選任したというような答弁がありますが、そういった十分な学識経験者を持つ中でもやはり年齢的なもの、またはその委員として担う、期数とかそういった部分についても十分判断をする必要があるのかなって私は思います。

やはり、ほかにも、若い方でもかなり詳しい方がいらっしゃると思いますし、例えば、基本的には3期ほどお願いをしていくということであれば、やはり10年、もしくは12年ほど引き続き委員として務めていただくという形になりますので、その辺を考慮した選任のあり方があってもいいのかなと思います。

今回、この提案について反対するとか賛成するとか、そういった考えで言っているわけがありません。やはり今後、そういった人事については基本的な執行部としての考えをはっきりした中で私は提案をしていただきたいなということで今回質疑を行ったものであります。

以上、終わります。

○議長（大王英二君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第46 議第49号

○議長（大王英二君） 次に、日程第46、議第49号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第47 議第50号

○議長（大王英二君） 次に、日程第47、議第50号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

日程第48 議第51号

○議長（大王英二君） 次に、日程第48、議第51号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

=====

○議長（大王英二君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。どうもお疲れでございました。

午前10時51分 散会

平成20年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成20年3月12日 水曜日

1. 議事日程第3号

平成20年3月12日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 福屋法晴君
 2. 田中哲君
 3. 下田代勝君
 4. 山下幸一君
 5. 笹山欣悟君
- =====

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- =====

3. 出席議員（20名）

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 松岡隼人君 |
| 2番 | 井上光浩君 |
| 3番 | 豊永貞夫君 |
| 4番 | 川野精一君 |
| 5番 | 笹山欣悟君 |
| 6番 | 村上恵一君 |
| 7番 | 西信八郎君 |
| 8番 | 松田茂君 |
| 9番 | 永山芳宏君 |
| 10番 | 福屋法晴君 |
| 11番 | 森口勝之君 |
| 12番 | 田中哲君 |
| 13番 | 本村令斗君 |
| 14番 | 立山勝徳君 |
| 15番 | 仲村勝治君 |
| 16番 | 三倉美千子君 |
| 17番 | 山下幸一君 |
| 18番 | 下田代勝君 |

19番 簀毛正勝君

20番 大王英二君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
収 入 役	大 松 克 己 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	鳥 井 正 徳 君
総 務 部 長	秋 山 健 兒 君
企 画 部 長	井 上 修 二 君
福祉生活部長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	俣 野 一 君
建 設 部 長	丸 山 善 利 君
総 務 部 次 長	深 水 雄 二 君
企 画 部 次 長	上 田 泉 君
福祉生活部次長	久 本 一 富 君
経 済 部 次 長	簀 毛 幸 一 君
建 設 部 次 長	山 上 茂 君
秘 書 課 長	福 山 誠 二 君
地域生活課長	東 俊 宏 君
財 政 課 長	井 上 祐 太 君
福 祉 課 長	椎 葉 幹 夫 君
農業振興課長	中 村 憲 司 君
管 理 課 長	松 田 知 良 君
会 計 課 長	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	濱 田 芳 彰 君
水 道 局 次 長	多 武 芳 美 君
教 育 部 長	浦 川 康 徳 君
教 育 部 次 長	中 村 明 公 君
教育総務課長	坂 崎 博 憲 君
農業委員会 農事務局長	吉 川 泰 人 君
監 査 委 員 監事務局長	松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局	長	永	田	正	二	君
次	長	赤	池	謙	介	君
庶務係	長	村	並	成	二	君
書	記	和	泉	龍	二	君

=====

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

本日は一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

=====

一般質問

○議長（大王英二君） それでは、直ちに一般質問を行います。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇） おはようございます。10番議員の福屋です。本日のまず初めに合い言葉は、「桜咲く」で始まるのではないかなと考えております。高校生が新たに生まれる日でもあります。

3月第1回定例会議会から初めての予算委員会が、全委員参加のもと、行われることに決まりました。また、学校では、新しい夢に向かって、学び舎を巣立っていく希望の3月でもあります。

卒業式での見なれた今までの光景であります。ことしは私は少し違って見えました。突然、ある学校のことなんですが、自信を持って校歌を歌えますかとの問いに、いきなり何のことか、戸惑いを隠せませんでした。学び舎に対して、親に対し、また周りの人に対し、一番大切な友達に、過ごした時間に対し、感謝と自信を持って人に言えることだとの話を聞き、なるほどだなと思いました。

そういえば、人吉市にも市民の歌がありますが、私を初め、市の市民の皆様、また市職員の皆様がどれぐらい歌を御存じで、自信を持って、ほかの土地に行ったときに、人吉市の歌を歌えるのかなと考えました。また、川中美幸という人が、人吉市の歌をカラオケの中でも歌っております。それをどれぐらいの方が、また市長も知っておられるのかなというのを、自信を持って歌うということで考えてみました。

また、3月第1回定例会が最後になる秋山総務部長、丸山建設部長、俣野経済部長を含む18名の市の職員の方が市役所を退職されるそうですが、これまで人吉市のため、市民の奉仕者として、長きの間、御尽力をいただきましたことに、人吉市民の負託を受けました一議員として、本当にありがとうございました。お礼を申し上げます。今後皆様方には、人吉市民として、また地域のために御活躍をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。通告は人吉市消防団の組織、指揮系統、また市道・里道の安全性について行ってまいります。

初めに、人吉市消防団についての質問をいたします。

この件については、総務課の方から資料をいただきまして、ある程度は把握をしているんですが、まず自治体消防が昭和22年4月30日に発足をし、人吉市消防団が生まれたと聞いております。これまで、人吉市民の安全・安心な生活を見守り続けていただいております。また、火災活動だけではなく、水害、捜索活動、夜間の警戒、防犯活動を初め、いろいろな奉仕活動に従事をしていただいておりますことに大変感謝を申し上げます。今後とも、人吉市民の安心・安全生活をお願いを申し上げておきます。人吉市消防団員の御家族、職場の皆様に対しましても、今後とも絶大な協力を賜りますようお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして、質問に移ります。

まず、人吉市消防団の分団制から部制へ移行をして、現在に至っておりますが、何年に移行をしたのか。それと二つ目に、部制になってのメリット、デメリットについて、3点目に、これまでの団員数の変動について、4点目、団員出動の指揮系統について、以上4点についてお尋ねをいたします。

○総務部長（秋山健児君） おはようございます。福屋議員の御質問にお答えいたします。

まず、分団制から部制に移行しましたのはいつかという御質問でございますが、平成8年4月1日でございます、今月末で12年を経過することとなります。

次に、部制に移行してのメリット、デメリットについてでございますが、メリットといたしましては、この消防団再編は、消防団員の人員及び施設の適正な配置を図るべく実施されたものであり、特に多数の動員を必要とする大規模災害時においては、広域的な組織編制による避難誘導、災害防御活動による団員の要請が可能となってまいります。また、消防団再編に伴い、多大な経費を必要とする消防詰所の整備につきましては、地域の統合化により効率的な拠点施設の整備が図られ、小型動力ポンプつき積載車を各部に完備するなど、緊急時の機動力を確保し、地域の消防防災体制の充実が図られました。

さらに、消防組織の再編成は、年次計画による財源の重点的配分が可能となり、装備品の充実が短期間のうちに行われ、また人員の効率的な配置編成が行われたことで、常備消防ともに最も親しみのある消防防災体制の中核としまして、地域に密着した活躍が展開をされております。

最後に、団本部組織の充実により、団員の教育訓練等、指導体制の確立、事業運営の円滑化が図られ、明確な出動区分と指揮系統の確保により、効率的な消防防災活動が可能となっております。

一方、デメリットにつきましては、特段そのような評価はいただいておりますが、強いて申し上げますと、再編時におきましては、それまでの慣例的な地域集団を広域的に広げたことにより、多少連帯感を阻害した面はあったかもしれませんが、現在では解消されているものと確認いたしております。

次に、団員数の推移についてでございますが、分団制でありました平成7年4月1日現在

の消防団員数は、条例定数573名に対して、523名でございます。また、先ほど答弁申し上げましたように、平成8年4月1日に部制に移行いたしました。これに伴いまして、条例が一部改正され、条例定数が512名に削減されまして、当時の実員数は511名でございます。さらに、平成20年3月1日現在の実員数は、468名となっております。

最後に指揮系統についてでございますが、現部制における命令系統は、現組織体系のとおりでございます。正副団長から方面隊長へ、方面隊長から分団長へ、分団長から副分団長へ、副分団長から部長へととなっております。なお、火災現場等における現場指揮は、主に方面隊長が行っており、命令系統も状況によって臨機応変な対応を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 大変わかりやすく丁寧に答弁をいただきました。災害時においても、デメリットがない、現在解消されているということで、大変ありがたく思っております。それとまた、地域にもしっかりと密着しているようで、安心をいたしております。団員数については、部制に移行したということで、非常に少なくなっているのかなと。少なくなった割には、広域的に広がったんじゃないかなと。このあたりは今後考えていただく必要があるのではないかなと考えます。

また、出動の指揮系統、これが余りにも複雑過ぎるのではないかなと。現場に行った場合には、そのいろんな部から次々に指揮系統するのではなくて、団員に直接ぽんと指揮系統が行くようにしないと、現場では団員はどうやっていいのかなと。団員がその前に教育をしっかりしていただいて、現場ではどうということをするんだという意識をつけるためにも、いろんな勉強会をしていただければ、この辺は解消していくのかなと考えます。

2回目に移りますが、今現在、議会でもよく言われる少子高齢化問題なんですけど、消防団においても、ますます少子高齢化が進んでいく中で、人吉市においても消防団員の果たす役割は、地域にとってなくてはならないものだと考えます。団員の確保もだんだん少子高齢化によって、難しくなってくるのではないかなと、私はそのように考えておるんですが、そこで3点ほど質問させていただきますが、まず1点目に、少子高齢化が進む中での消防団員の確保は、今後どのように行っていくのか、またおられるのかについて。2点目、部制が始まって、12年が経過をしているようですが、現在の団員数の状況について、流れについてお願いをいたします。3点目に、部制の中で、地域によっては消防団員が確保できない町内が出てきていると思います。もし町内に消防団がないということになった場合に、その町内に対して、支障が出ないかどうか、この3点についてお尋ねをいたします。

○総務部長（秋山健児君） 2回目の御質問にお答えします。

まず、現在の団員確保について御説明をいたします。

それぞれ地域においては、消防団や各部、それに後援会も含めまして、地域ぐるみでの団員確保に努めておられます。一方、市も団員の処遇改善等を含めまして、消防団へ理解を深めるための広報ひとよしの活用、入団募集のポスターの掲示等による広報、各企業に消防団員の消防活動に関する協力依頼等を行っているところでございます。これらに加え、市職員に対しましては、地域への貢献と自己啓発の観点から、できるだけ地元の消防団に入団するよう勧めております。

また、少子高齢化等に伴います団員減少傾向につきましては、全国的な課題でございまして、総務省消防庁は、消防団協力事業所表示制度、消防団員確保アドバイザー派遣制度などを提唱推進されるとともに、消防団員入団促進キャンペーンを積極的に展開をされております。本市におきましても、これまでの団員確保対策に加え、このような制度も参考にさせていただきながら、消防委員会や消防団で御検討をいただき、少子高齢化における団員確保に対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、現在の団員数の状況についてでございますが、消防団員数は先ほど御答弁申し上げましたように年々減少傾向にあり、地域及び市は大変憂慮いたしておりまして、強い危機感を抱き、鋭意努力しているところでございますが、残念ながら厳しい状況であることは否めない事実でございます。

最後に、地域によっては団員の確保ができない町内があるのか、あるとすれば、そのことにより町内の消防活動に支障はないのかという御質問でございますが、少なからず消防団員が町内に一人もいない町内もございますが、現在の方面体制において、このような町内における消防活動に支障を来さないよう、体制を整備するなどの配慮をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 答弁の中で、後援会とか市が協力をしながら、団員の確保を行っているということには、その努力はわかります。ただ、広報活動という言葉が出てきましたけども、なかなかこの広報活動というのが、どのような活動をされているのかというのが見えないんです。例えば広報ひとよしなのか、掲示物なのか、どういうことをされているのかというのが、私も消防団に在籍をしておりましてけども、退職しましてから、その後、その広報というのがほとんど見えてまいりません。町内においても、どここのだれだれ君を帰って来ているから入れましょうというだけの話であって、どういう目的があって、どういうことを消防団には求めているのか。それとまた、団員が消防団活動を通して、自分はどのような達成感があったんだとか、どういう地域のために自分の力を尽くしたいんだとか、そういう声が上がらない限りは、団員の中できついんだとか、つらいんだとか、そういう話ばかり出てきましたら、その活動広報、そういうのは一切マイナスになっていくんじ

ゃないかなと思うんです。この広報というのを、1点だけ、今行われてきた広報、どうい
うのかというのをお聞きしたいと思いますが、この広報についての答弁をお願いします。

○総務部長（秋山健児君） 先ほども御答弁申し上げましたが、広報ひとよしの活用、それ
から入団募集のポスターの掲示等による広報、それから各企業におきましては、消防団員の
消防活動に関する協力依頼等を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） ありがとうございます。私の方も聞き取りが難しいというふうに。

それともうちょっと消防団組織に対して、市民にですね、地域のために一生懸命している
んだというアピール、出初め式とかいろんな問題もありますけども、そのほかに、やはり広
報のやり方というのを今後検討していただく必要があるんじゃないかなと私は思いますので、
その点よろしく願いしておきます。

それでは、部制へ移行し、小型ポンプから積載車へ移行をしてまいりましたが、管轄範囲
も非常に広くなり、行動範囲も分団制の時代よりもはるかに広がっておると思います。今
までになかった車の管理、または車に対する知識とか、そういうものが団員の皆さんにも要
求をされてくると思います。消防団活動も非常に大変難しい時代へと突入しているよう
ですが、ここで車に関しての質問ですが、積載車ですので、点検とか整備とか車検とか、そ
うい
うのがあります。このようなことについて、どのように対応をされておられるのか。それと
積載車に車検中に万が一、あつては絶対いけないということなんですけど、火災が発生した
ときに、例えば6分団2部ですけど、6分団2部の車検中に火災が発生した。その対応はど
のようにされているのか、また考え方、それについて答弁をお願いします。

○総務部長（秋山健児君） まず、消防積載車の車検についてでございますが、市の公用車
と同様に、24台の全消防積載車を2年に1回車検を行っております。また、各部におきま
しては、毎月1回ないし2回、定期的に消防積載車を移動させ、防火パトロールを実施して
おられますが、これは積載車の定期点検の意味もございまして、故障等が認められた場合
は、即座に修理を行うようにいたしております。これにより、消防団員の安全の確保を図ると
ともに、有事の際、消火活動等に支障を来さないように努めているところでございます。

次に、車検時の火災の対応についてでございますが、車検の際は、基本的に消防積載車に
搭載しております小型ポンプを初め、すべての資機材を格納庫におろして車検に出して
おります。したがって、万が一火災が発生した場合でも、消火に必要な消防資機材はすべて
備わっておるわけでございまして、以前のように軽トラック等を使いまして、これらを運搬
し、消火活動を行うこととなります。

また、方面体制におきましては、火災が発生した場合は、管轄消防部のみで対応する
のではなく、強固な指揮命令系統及び協力体制が構築されております地元方面隊で消火活動に当た

っておりますので、さほど支障はないものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 昔みたいに小型ポンプを置いて、トラックで対応はできるということで、一通りの安心をしておりますけども、それと点検の方、月2回行っていただいているということで、車ですので、いつ何どき故障というのはあるかもしれません。バッテリー切れというのものもあるかもしれませんので、そのあたりはしっかりと点検をやっていただきたいなと思います。車検の方は公用車扱いということで行っておられるようです。

それでは、次にですけど、火災が発生したときに、消防団、常備消防ですね、こちらの方から消防団の本部といいますか、連絡があると思うんですけども、私たちも消防車が走ったときに、サイレンが近くに走ってきたときに、近所の方からよくお電話をいただきます。お宅の近くではないですかとか、どのあたりですかとか、お電話をいただくわけですけども、確実な情報が現在とれない状況です。消防問い合わせというのがありますけども、火災のときには必ずそれはつながらないという状況です、現在は。それで、常備消防本部、こちらから消防に関係のある連絡は、人吉の方にどういうふうに連絡があって、人吉市消防団員、末端まで、どのような系統を使って連絡が行われているのか、一連の連絡方法について答弁をお願いします。

○総務部長（秋山健児君） 火災発生時の情報連絡系統でございますが、消防本部から開庁時には担当課へ、夜間や休日につきましては、直接あるいは守衛を通じまして、担当者に一報が入ってまいります。すぐさま管轄区域の方面隊長へ電話連絡し、次に管轄部の部長へ電話連絡をとった後に、登録消防団員、これは部長以上の団幹部及び各部の班長1名でございますが、こちらへメール送信を行いまして、火災の現場、火災の種別等を伝達をいたしております。ただし、このメール送信は、あくまで情報提供の位置づけであり、出動要請ではありませんので、出動の有無は方面隊の判断で行っていただいております。

その後、各部におきましては、それぞれ連絡通信網により伝達を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 連絡については、常備消防から地域生活課、防災安全係に連絡が来、それから消防団、部の方へ連絡が行くということでよろしいんですかね。それで、今答弁の中で電話とかメールというのがありましたが、メールに関しては出動に関係ないということで、情報提供ということですので、できましたら、市役所にもたくさんの方が消防団におられると思いますので、消防団が市役所に何人もおられて、情報が一番早く伝わると思うんです。それと、私たちにも、例えば市の防災係、こちらの方に登録をいたしまして、議会とか、

町内会長とか、民生委員とか、希望登録できた場合に、そこにもメールを発信することができないかどうか。そういうのをメールをいただければ、早く近くの町内の場合には、初期消火にも私たちが参加できるんじゃないかなと考えますので、市役所に消防団、人吉消防団に何名ぐらいが参加されているのか。それと、私たちにメール発信ができないのか、この2点についてお尋ねします。

○総務部長（秋山健児君） まず、市職員の消防団員数でございしますが、全21部中、19部に64名在団をいたしております。またこのほかに3名の女性職員が本部づけの女性消防隊に在籍をいたしております、計67名でございします。実に全団員の約14%を占めております。これらの職員は、率先して地域に根差し、地域に貢献するという意思から、主に居住地の部に所属しまして、地域に密着した活動に励んでいるところでございます。

次に、消防団以外の方へのメール配信ができないかという御質問でございしますが、現在、消防団幹部等に配信しております消防団メール配信システムにおきましては、管理運用上の問題から、消防団幹部に限定をさせていただいているところでございます。

今後につきましては、さまざまな御意見をお伺いしながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） お聞きしましたところに、全体の14%、67名の方が市の方においでになるということを知りまして、市役所にもたくさんいていただくんだなと。67名もいたら、1発目に連絡ができるし、活動ができるのかなと考えました。

そこで、私なりに今までの経験とか、いろいろなことを考えながら、これは市長のお考えも必要になるかと思うんですけども、情報を一番知り得る市役所職員に67名の方がおられるということで、提案なんですけど、市役所にゼロ番隊員をつくっていただけないかなということをお私に考えております。一番早く情報が知り得て、現場にも早く行けるんじゃないかなと。そのことによって、初期消火もできますし、例えば交通整理もできますし、市民のための奉仕者でもありますし、また常備消防と早く連携がとれて、火災を初期消火のうちに鎮火させることもできないのかなと考えます。そのゼロ番隊員の方は、いろんな部制がありますので、部から参加されてきますけど、その後は、その部の部長さんの指揮のもと、行動をとっていただければいいのかなと。そのような方向をとっていただくことによって、市民はまだ安心ができるのかなと。消防署は遅いとか、そうじゃなくて、市の職員の方が早く駆けつけてくれるということで、市民は市役所職員に対しての信頼関係も非常に高まってくるんじゃないかなと私は考えます。

67名いらっしゃいますので、例えば5週ですので、10名にしても、今週1週間は、担当者、市役所に多分おるだろうなという人たちの名前をぱっと列記してもらって、いない場合には

しようがありませんけど、10名にしても17名余りますので、そういう人をこう、うまく配置をして、市役所の方に防災用のロッカーでも、自分のロッカーでもいいですから、ヘルメットとか団服だけ置いて、先ほど言いましたゼロ番隊をつくっていただいて、1台積載車を置いていただいて、先に駆けつけるというような方法。そういうことをするとき、先ほどはトラックで行かれるという話がありましたよね、万が一のときには。小型ポンプをトラックに載せて現場へ行く、その準備をしているということだったですね。車検のときに、その車をその分団に貸し出しをすとか、一時的にそこに貸し出すことによって、安心して走れるんじゃないかなと、消防団はそれで行けますし、市役所の方は市の公用車を、こちらも公用車ですので、公用車を使って火災現場に行っても、市民は何にも言わないと思うんです。早く安心・安全なまちのために動くんですから、そのあたりを配置していただければどうかなということを考えております。この件には、私提案ですので、総務部の方で、また市役所の消防団員に参加されている皆さんで検討していただいて、市民のためにいい方向に進んでいけばいいのかなと思っております。

そこで、最後に田中市長に、こういうことを踏まえながら、人吉市のいつも言われております安全・安心なまちづくりということについて、田中市長の考えがあれば御答弁をいただきたいと思っておりますけど、よろしく申し上げます。

○市長（田中信孝君） おはようございます。御承知のとおり、本市も大変財政状況が厳しい中ではございますが、市民の皆様方の生活、安全・安心という課題というのは、きわめて重要なテーマでございます。よって、長期的かつ継続的に推進していかなければならないということをまず申し上げておきたいと思っております。

今の時代は、単に今御質問の消防のこと、防災のことだけにとどまらず、国民保護、防犯や交通安全、さらに例えば鳥インフルエンザのような問題なども含めまして、さまざまなテーマを列記していかなければならないと思っております。

そういう危機管理という形でまとめて対処しようという動きになってきておまして、安全・安心という言葉が重要なキーワードとして国や県からも出てきておまして、市民の方からもそれへの希求が出てくるものと考えております。

安全・安心まちづくりの基本は、日常的な脆弱性にいかに効果的に対応していくかということにあると思っております。非常時の状況というものは、日常的な脆弱性、つまり弱い部分というものが突出してくる。そういう側面が強調されてあらわれるからでございます。このことは、日常のさまざまな弱さを理解しておくということ、有事の際に強調されてあらわれてくる弱点、脆弱性、諸様相に対応できないことを意味しているからでございます。

つまり、地域の安全・安心まちづくりを推進するということは、日常的に地域の弱点をしつかりと把握しておく。それに対処していくことにほかならないと思うからでございます。

一例を挙げますと、おっしゃるとおり、消防団員が減少している地域であれば、その地域

の自主防災組織をどのようにしていくのか。地域の方と市がタイアップして、一層の強化、拡充を図っていくことも一つの選択肢であるというふうに考えております。よって、安全・安心なまちづくりは、それに関する施策だけではなく、日常的なまちづくりの中で危機管理との関係を意識しつつ、地域の弱点を見出していかなければなりません。日常の問題を解決しながら、危機管理の問題も解決していくことであり、そのためにも、今後ますます個人、家族、地域といった市民の皆様たちと市とのパートナーシップ、これを強化していくことが最も大切なことではなかろうかなと思っております。

最後にまとめさせていただきますと、安全・安心まちづくりは、安全・安心なまちづくり行政の中だけで完結できるものではないということでございます。さまざまなまちづくりが実現する過程の中で、安全・安心なまちづくりが構築されていくものではなかろうかと考えているところでもございます。

このようなことを踏まえまして、施政方針でも触れさせていただいておりますが、本年6月1日、集中豪雨による災害発生を想定し、それに備え、市及び防災関係機関の防災体制の確立並びに市民の皆様の方の防災意識の高揚を図ることを目的に、防災訓練を実施する予定にしておりますので、議員各位におかれましても、御協力、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） ありがとうございます。市長のいろんな多方面からの安心・安全なまちづくりというのをお考えになっているんだなということと、ことし6月1日に災害発生を想定した防災訓練をされるということですので、このことも先ほど総務部長にお願いしました消防団確保と一緒に、市民全域にこういうことをやるんだよと、市役所の行政だけではなく、市民みんな、両方で防災意識のためにこういうことをするんですよという啓発をしていただきたい。今回、出初め式でも初めての消防ヘリが来ましたので、あれで市民の方は、人吉の出初め式はおもしろいなと、今度また行こうかなと、郡部に行ったときにもそのような話がありました。私も誇大にすばらしいものですよと、ああいうのはなかなか見れません。人吉市の消防団の出初め式に来ないと、球磨郡の消防の出初め式をばかにするわけじゃないですけど、1回来る価値はありますよということを今地域にいろいろ言って回っております。やはり、啓発活動というのが非常に大切じゃないかなと考えます。総務部の方も知恵に困ったら、いろんな、前も言いましたように、現市長はアイデアポケットというのを持っておりますので、いろんなアイデアをどこそこのポケットから出してくれるんじゃないかなと。それをやはり引っ張り出して、それが市民のためになるのかどうか、その判断をしていただければいいのかなと思っております。消防団に関しては、非常に私たち感謝を申し上げますので、今後とも団員のことをしっかりと考えた取り組みをしていただきたいなと考えてお

ります。よろしく願いしておきます。消防団に関しては終わります。

次に、通告の2点目、市道・里道について、市道の安全性。私も出したときに、市道とか里道、道路の形態、それから道路のどういうものかというのは、ある程度把握しているんですけど、これは消防団の今の質問と関連し、またこれは学校の通学路とも関係をしております。市道だけが通学路でないし、里道を通学しているところもありますし、農道をしているところもあります。そういうことで、項目等挙げさせておりますが、それでは、市道・里道について、この安全性について質問を行いたいと思います。

まずは、人吉市における市道・里道の今後の計画を執行部としてはどのような計画を考えておられるのか、まずそのことについてお尋ねをいたします。

○建設部長（丸山善利君） おはようございます。市道、里道の今後の計画についてということでございますが、道路は市民生活に欠くことのできないものでございます。したがって、安全・安心な通行を確保することは、道路行政の基本的な使命と考えているところでございます。

まず、市道の整備計画はということでございますが、現況を申し上げますと、平成18年度で市道実延長約404キロメートルでございます。路線数は633本でございます。現在の改良率は約50%でございます。道路の改良計画につきましては、633本ある市道について、緊急性や交通安全面など勘案し、実施計画に基づいて順次整備を進めているところでございます。また、里道につきましては、国有財産でございましたが、平成16年度にその一部が市に譲与されておりまして、市がその財産管理を行っている状況でございます。里道につきましては、事業計画的なものはございません。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 今、丸山建設部長から答弁をいただきましたが、改良率が50%ということで、うまく言えばよくやっているのかなと。一般市民としては余り進んでないのかなという感覚的にとらえるんですが、51%だったら、これはうまく進んでいるなど考えるんですけど、半々ですので、どちらともとられるんじゃないかなと。そのあたりは、そちら執行部の考えでの答弁だと思いますが、やはり道路というのは、生活道路というのは、全部市民の道路なんです。市道と思わないかんとですよね。市道だから市の整備をせないかんとか、計画をせないかんとか、そういう問題じゃないと思います。里道についても、農道についても、市民が利用する道路はすべて市道扱いするのが普通だろうと私は考えます。

里道については、これは国から一昨年だったですか、そういう話があって、人吉市の方でも管理をしていきますということですので、やはり管理を人吉がするのであって、国からそれに対して管理をしろと言われたら、建設部としても、国に対して管理をするんだから、何らかのお金をくれというのが市の体制じゃないかなと。今道路特定財源でいろいろもめてお

りますので、こういうチャンスに、地元国会議員もおりますので、管理をするかわりに金をくれというような強い気持ちを持って、里道に対しては、これはいろんなことを言っても始まりませんので、国に対して言っていただければと思います。どうかそのあたりをしっかりとお願いしておきたいと思います。

それで、今まで一般質問とか、いろいろなところでしておる中で、例え話ではあるんですが、質問の中で中神地区、現在非常に住宅がふえております。ここは市民の方もふえまして、たくさんの方が生活されております。この地域には中原小学校があり、たくさんの児童が毎日のように登下校に道路を利用しています。今、人吉市でも一番多い小学校ではないかなと、ほかの学校は減り続けるのに、中原はふえ続けているという状況だと思えます。ここは住宅もふえ続けておりますし、生活道路でもある道路整備はそんなに進んでいるとは私は考えません。また行っても危ないなという感覚でしかありません。先ほどの消防団の活動においても、道路の幅が非常に狭いので、拡幅というのも大変重要な問題だと考えております。こういうこの地区に関して、執行部ではどのような対応、今後の計画を行っていかうと考えておられるのかについてお尋ねをいたします。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

市道につきましては、先ほど第1回目でお答えを申し上げましたように、実施計画によりまして改良を進めているところでございます。大変厳しい財政状況の中、大橋架け替え工事や、球磨川架橋などの大型工事を進めながら、継続工事を含めまして、毎年度約30カ所の工事を限られた予算内で行っている状況でございます。狭隘道路につきましては、緊急車両の通行など、交通の利便性と安全向上に向け、離合箇所を設置などの検討もしてまいっているところでございますが、このようなことで、議員申されました中神地区も含めまして、緊急性などを勘案しながら、整備を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 中神地区においては、今後またその他のところも考えていきたいということですので、これまではいろんな話をする中で、必ず大橋かけかえという話が出てきます。それと球磨川架橋のかけかえという話がいつも出てまいりますが、大橋も今度、今年で待ちに待って開通いたしますので、その他の予算が余ってくるんじゃないかなと思いますので、どうかそちらの方も回していただきたいなというふうに考えております。この中神地区というのは、非常にふえておりますので、やはりできるところからでもいいですから、拡幅をしていただきたいと思います。非常のときに大変なところだと思いますので、よろしくお願いをしておきます。

続きまして、先ほど最初に話しました児童の通学道路というような関連から、これも16年だったですか、一般質問しておりますが、東間校区にあります東間地内第8号線、これは大

型遊戯施設ができるということで、質問をいたしております。この東間地内第8号線は、東間小学校の通学道路にも指定をされておられますし、児童の登下校の際、大変危険です。前回のときに、私、雨の日に傘を差して歩いたことがありますけど、車が来たら田んぼの中に梅雨どきは足を入れなければいけないのかなというような危険な状況でございます。この危険な道路、これの拡幅工事ができないか。またできないければ、側溝もありますので、それにふたをつけて、歩道の確保、こういうことができないかなと考えております。そのときにも教育委員会に対してそのような質問を行っております。そのとき教育委員会の答弁の中に、お願いをしたんですけども、教育委員会は管理はしますけども、施行は建設部がしますので、教育委員会として、建設部と密にお話し合いをしていただきたいなというようなことを要望をしておりました。その結果、約4年目になるんですけど、余り状況は変わってない。この間見てまいりましたが、黄色いくぎが打ってありましたので、何か今度変化があるのかなということで期待をしておりますが、近所の方から、また保護者から、危険であるのではという指摘を、いつも学校の方に行くとお話をされますので、どのような対応をされているのかを建設部長、それと関連で教育部長、鳥井教育長にもお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘の東間地内第8号線でございますが、通学児童の安全確保のため、現地調査を済ませております。その結果を踏まえまして、側溝改良による通路の確保など、安全性向上に向けて対応を検討したいと考えているところでございます。

また、通学道路の歩道確保等について、要望などございましたときには、教育委員会との情報の共有を行っているところでございます。通学路の安全対策につきましては、地域の学校からの御意見や御要望等を踏まえまして、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

まず初めに、子供の安全・安心確保につきましては、この1年間、市民の皆さんや関係機関等の各方面からの御協力によりまして、命にかかわるような事故、交通事故等もございませんでした。心から感謝を申し上げたいと思っております。

ただ、子供の通学路の安全につきましては、危険箇所も多く、対策の必要性を教育委員会といたしましても痛感しているところでございます。議員御指摘の東間地内第8号線を通る子供の安全確保につきましては、東間小校長から、毎年詳しい要望をいただいております。私も、学校訪問等でよく承知しているところでございまして、特に学校では、登下校時の安全確保について、力を入れているところでございます。ほとんど低学年は途中まで送っていくんではないかと思っております。私も、車で両方から通ってみたところでご

ざいます。

したがいまして、この改修につきましては、ただいま建設部長からありましたように、相互の情報提供を行う、あるいは情報の共有を行っているところでございます。できるだけ、このところは特に危険なところと認識をしておいて、今後ともそのように努力をしてまいりたい、このように思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 建設部長、教育長から安全についてのお話をいただきました。やはり事故がなかったからいいんだではなくて、事故があつてからでは遅いわけです。今、東間小の校長から、毎年同じような話が出ているということは、毎年同じ論議をするのではなくて、少しでもいいから先に進めるようなことを考えていただかないと、何のための校長会があつたり、話し合いがあるのか意味がわからない。また、教育委員会から、そういうことを校長から受けたというときに、今は市と別館とでも歩いてもすぐですので、建設部といろいろな話し合いをしていただく。また、それで建設部の方ができないといたら、じゃ財政課とも話をするとか、それでもだめだったら市長にでも、命の大切さというのは何なのかという訴えをするような気持ちを持って対処をしていただかないと、少子高齢化ですので、子供1人の命が大変な人吉市にとって財産なんですよ、今は。そういうことをこれ以上余り言いませんけども、今後そういうことを考えながら進めていただきたいなということを考えております。どうか子供の命の大切さというのを実感をしていただきたいなと。私は何回も子供の命の重さ、いじめというのを質問しておりますので、こういうのがもし進んでいかなければ、また同じような命の大切さの話を大瀬校長の話を持ち出しながら、またここで論議をせないかんのかなと。そのときには、市長と対等でやりたいなと考えておりますので、よろしく願いしておきます。

次に、同じようなことなんですけど、ここも私、2年ぐらい前にお聞きをしておるんですけども、赤池水無の第1号線であります。ここも通学路指定がされているんです。これは地元町内の生活道路ともなっております。ここはいろんな問題があるということは承知しておりますが、見にいきましたところ、舗装の上部はきれいにしているんです。ただ舗装の下が空洞化をしております。これは万が一、車も通っておりますので、例えば割れたり、すべったり、割れたところで子供が足をかけて事故が起きたというときには、教育委員会の責任なのか、建設部の責任なのか、最後には人吉市の責任になるんじゃないかなと考えます。本来、安全でなければならない市道、また里道は、先ほど国のと言いましたが、児童が通っておりますので、このような道路は市民の安全な生活道路でなければならないと私は考えております。この路線について多分御存じだと思いますので、もう一度建設部長にお考えをお聞きしたいなと思います。建設部長に答弁を求めます。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘の赤池水無第1号線でございますが、議員申されましたように、コンクリートの舗装に空洞が生じているということでございますので、現地調査を行いまして、修繕できるかなどの対応を検討してまいりたいと存じます。

また、里道の管理につきましては、現在、従来からでございますが、地区住民の方々、また利用されている方々などに草払い等を行っていただいたり、原材料支給によります生コン舗装など、労力提供による舗装などをお願いしてきたところでございます。今後もこのような形態でお願いしていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 献身的な意見をいただきました。丸山部長、今回、退職をされるということですので、きょうで終わりじゃなくて3月31日まであります。また、その後、建設部もなくなるわけではありませんので、建設部に人吉市の道路については、くれぐれも思いを込めた訓示をしていただき、3月31日までしっかりとお仕事をさせていただきたいと思えます。また、今後ともよろしく願いしておきます。

確認の意味なんですけども、鳥井教育長の方にお尋ねをいたしますが、通学路については毎年各学校に、先ほども言われましたとおり、学校で、市民、保護者を対象に調査をされておられると思いますので、危険と判断された通学路について、鳥井教育長はどのような方法で、今後、学校に対して、保護者に対して対応されていくのかなど。その辺の考えを鳥井教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

通学路の安全性についてどう思うかということでございますが、毎年各学校から通学路等の危険箇所、点検箇所の結果を受け、必要に応じ関係機関に要望を行っております。例えば、18年度は、人吉警察署及び地域振興局へ信号機の設置や樹木の伐採などにつきまして、要望を行っております。

人吉西小の登校坂からおりてきて、交差点に今信号機を設置中でございますが、あれも要望してから3年かかったんじゃないかと思っております。要望して、徐々に改善を図ってもらっているところでございます。

先ほど申し上げましたように、相互の情報提供、情報の共有は行ってきておりますが、今後は、それまで以上に我々が意識を持って、道路管理者等、関係機関との協議を行っていきたいというふうに思っております。

通学路の安全・安心を確保するためには幾つかございまして、第1は危険箇所の把握。次に、改善を要するところは関係機関との連携を図り対応をすること。また子ども王国保安官、交通指導員、PTAなどの組織との連携を図ること。そして大事なことは、特に子供たちが

みずからの安全を確保するための安全教育の徹底を図ることが必要だと思っております。これは危機管理として、学校でも非常に力を入れているところでございます。

今後も、関係機関の御協力をいただきながら、児童・生徒の安全確保を強く推進してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 強い気持ちのあらわれが感じられました。ありがとうございます。

今言われるように、危険と思われる箇所、それをやはり把握をし、改善をし、対応をし、事業所、またはいろんな警察とか防犯とか、町内、老人会、協力体制を整えているということで、協力体制はしっかりできているんだろうなという考えでおります。

先ほども言いましたように、命の大切さというのが重要ですので、なるべく早く進むように、西校が3年かかったというのも、私もびっくりしました。あそこも信号やっとできるんだなということで、いつも子供たちが走って渡っておりましたので、危なかねというふうに考えながら通っておったんですけど、やはりこれも警察と協力をして、命の重みというのは何なのかを警察に訴えていただいて、早期に子供たちの安全のためにも、通学の安全確保をしていただければと思いますので、よろしく願いしておきます。

それでは、質問に移っていきますが、人吉市のすべての道路は、先ほどから言いますように、安全でなければならぬと思います。田中市長がいつも言われる安心・安全なまちづくり人吉市は、この安心な道路、安全なことがなければ、いつまでたっても構築されないのかなと心配をしております。

今後、市長がよく言われる観光誘致とか、観光客を取り入れるための事業とか、いろんな話をされておりますが、観光に関して何をされるかというのもまだはっきりしたものは見えておりませんが、やはり安全で安心なまち、安全な道路でなければ、観光客も来て、危なかばい、二度と行かんばいというふうになるんじゃないかなと思います。

それと、少子高齢化、少子高齢化と言葉の上ではみんなが言います。でも、少子高齢化は確実に進んでいるわけです。この進んでいく中で、高齢者の方たちに今病院で言われるのは、運動をなささい、歩きなさいですよ。じゃあ歩く場所もない、どこを歩こうか。じゃあそのあたりの市道を歩こうよと。危ない道路の近くの方は、その危ない道路を歩くのかなと。やはりそのあたりも少子高齢化だ、危ないんだ、そういう問題じゃないんです。だから、人吉市がますます健康で安全で、いいまちになるためにも、その方面からも、やはり対策を取っていかないといけないのかなと私は考えます。側溝というのはいろんな場所につくってあります。ただそれに予算がないからではなくて、一人の命をなくすよりも、安全なふたをかける方が先ではないかなというふうに思います。できる限り私たちも皆さんと一緒に協力しながら、財政を考えながら、安全な道づくり、安全なまちづくりを進めていくのが必要だと

思います。田中市長は今後必ず取り組んでいただけると私は確信を持っております。田中市長の人吉市の安心・安全なまちづくり、また笑顔の見えるまちづくりというのを聞きますので、道路整備の方からも、進めていただければなと考えております。

市長に、最後に道路に関する子供たちとか、命、安全、まちづくり、これについて市長のお考えをお聞きしたいと思っておりますので、お願いを申し上げます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

すべての市民の皆様方が安全・安心に暮らせるまち、観光の面にいたしましても、防災の面にいたしましても、通学の面にいたしましても、すべては道路が根幹であろうというふうを考えておるところでございます。幹線道路の整備はもとより、生活道路の整備についても、今後推進をしていかなければいけないと思っております。

側溝にふたをしたりとか、そしてその分だけ道が広がるとか、そして今後は先ほどおっしゃいました少子高齢社会に対応するためには、車道と歩道の区分を明確にしていくということが大切なことではなかろうかなと思っております。

しかし、道路の補修、改修という点におきましては、道路特定財源の措置に関する行方というのが非常に大変気になっているところではございます。

以上、お答えといたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 市長の方から、道路の大切さというのを認識をされているということで、答弁をいただきました。やはり、道路というのは生活の一番の基本だと考えるんです。どこかに行くために、だれかがどこかに行きたいなと思うときに、道路がなかったと。そこを一番利用しやすいところを通っていった。それがほかの人たちも利用する。それがだんだん大きくなって道路になっていっているんだと思いますし、道路ができて、利便性がよくなって初めて交通体系もでき、いろんな情報もやり取りできるんだと思います。そういう市民が移動するために必要な道路というのが、やはり一番安全でなければいけない。危険な道路であってはいけないと考えます。市民の生活が潤うためには、何をするかといたら、やはり歩いていたのが自転車に変わり、自転車からバイクに変わり、バイクから車に変わり、車から大きなバスに変わり、そのたびに道路はだんだんだん整備をされて、情報の提供もできるようになり、生活も裕福になっていったんだというのはおわかりだと思わすけれども、そのために今何をするか。大きい道路をつくるんじゃないで、その道路が人吉市民のためになっているのか、安全なのか、観光客に対して安全なのかというのが、今後の課題じゃないかなと私は思いますので、田中市長の今後の考えを聞き、道路が必要だということを知りましたので、執行部の方もそのあたりを、ただお金がないからじゃなくて、この道路に関しては、安全な道でなければいけないというところから、まず予算をつけたら、整備をしたりしていくことが大切だと思います。

最後には財政がという話になるんですけど、人吉市の職員の方は優秀な人がたくさんおります。非常に市民以上に、いろんな部署においても、卓越した考えを持っておられますので、いろんな創意工夫をしながら、アイデアマンの市長もおりますので、そこで検討していただいて、市民のためにいち早く安心・安全なまちづくりのためにも道路整備をしていただきたいなということで要望して終わります。

○議長（大王英二君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時8分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中 哲君）（登壇） 皆さんこんにちは。12番議員の田中哲でございます。通告に従いまして、3点ほど質問いたします。

その前に、私も今限りで勇退されます3名の部長並びに職員の皆さんに御礼の言葉を述べさせていただきます。皆さん方には本当に長い間、市政の発展のために御尽力いただきまして、本当にありがとうございました。今後、体には御自愛いただき、また違った立場で市政発展に御尽力いただければ幸いです。本当にありがとうございました。

通告の1点目は農業問題でございます。まず、田中市長のマニフェストから、農業特区と農産物ブランド化と、そしてまた、球磨焼酎の原料米ということで通告しております。

2点目は春風マラソンということで、ソフトに通告しております。

3点目に、議第28号及び議第50号議案提出のあり方についてということで通告しておりますので、よろしくお願いいたします。

まずは1点目の農業問題から、農業特区ということでお尋ねいたします。

皆さん御承知のように、日本の食料自給率が先進国で最低の40%を切っておるということで、米国ではトウモロコシのバイオエタノール化と、またオーストラリアでは干ばつで小麦の不作や、中国等が新たに食料輸入国に加わったということで、トウモロコシや小麦の輸入価格がともに高騰し、諸物価の価格に影響が出ているということであります。

また、2月の中国からの輸入の冷凍ぎょうざが原因で、入院患者が出たり、致死量の農薬が検出されたということで、食料の安全保障とか、食の安全性について、国民の関心が高くなり、日本の農業、ひいては安全性で信頼の高い国内産の農産物について、今日ほど消費者の目が向いてきたということはないと思います。そういう意味では日本の農業にとっては、反面教師として、よいことだったのかもしれない。

しかしながら、現実的には日本の農業は厳しい情勢の中にあり、そういう中で、小規模経

営の多い人吉の農業は特に厳しい情勢であることは論をまたないと思います。田中市長は、そういった人吉の農業の現実を目の前にして、その公約の中で、「観光と農業で食えるまち」と掲げられております。その方法として農業特区、農産物のブランド化に着手すると。またそのために、庁舎内に農産物ブランド化推進会議をつくり、その下に農産物生産加工推進作業部会、そして健康づくり推進作業部会、この2つの作業部会を立ち上げ、健康を重点に置いた農産物の生産販売に力を入れていきたいと述べられております。

その実現のために、今議会の20年度当初予算に、6款農林水産業関係予算に健康農産物ブランド化推進事業に要する経費を53万円ほど提案されているようであります。本当に農業に対する田中市長の思い入れといたしますか、熱意が感じられるところであります。掲げられましたマニフェストでは、農業特区については19年度に特区申請準備中、また農産物ブランド化も21年度中達成目標とあります。

農業特区は、平成14年導入されました政府の構造改革の一環として、農地法及び農地法関連法案の規制を緩和し、また規制の特例を設けるということによりまして、今まで農業に参入できなかった法人、個人の就農を容易にして地域の活性化を促す。そのことによって、過疎化、高齢化あるいは後継者不足のために、農地の遊休地や耕作放棄地を防ぎ、国土の保全を図るといようなことであります。

しかしながら、田中市長がマニフェストで言われるところの具体的な農業特区、農産物ブランド化の詳細が見えないところもあり、お尋ねする次第でございます。

また、昨今、特区、特区と、はやりではございます。平成18年5月に認定を受けました「森林の郷農林業元気特区」でも、余り元気が出たという話も聞かないわけでございます。

そこで、田中市長の言われる農業特区とは、具体的にはどういう特区を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

農業特区につきましては、当初農地保全という観点から、都会からの定住者を見込んで、10アールからでも農業ができるよう関係法令の規制緩和への申請を考えておりましたが、現在は特区の申請を行わなくとも、県知事の許可により、農業経営が可能となっているところでございます。これにより、ある意味では日本全国一律、どの地域でも農業特区になったのではないかと考えておるところでございます。

また、農業特区と同じように、焼酎特区も考えておったところでございますが、これは農業と焼酎という大きな関連の中での農業焼酎特区というふうに位置づけてきたわけでございますが、小規模農家の所得向上を目的として、農家みずからが自分の田んぼで取れた米を使って、焼酎に加工して販売できるよう、酒税法の規制緩和を目指した特区申請を計画したところでございます。

昨年6月から経済部内におきまして、協議を重ねてまいりましたが、その結果を10月に内

閣に対して、本特区の提案に係る事前相談を行ったところでございます。これまで全国各地で同様の提案がなされてこられたところでございますが、酒税の保全や、税務執行コストの観点から、財務省におかれましては、ことごとく却下されているということであり、現在焼酎特区につきましては、再検討いたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） ただいまの答弁では、都会からの定住者等を見込み、農地権利取得の下限要件を農業特区の申請要件としようとしたが、規制緩和がなくなったので、特区での申請要件ではなくなったと。そしてまた焼酎特区は、答弁を聞いた限りでは難しいような印象でございます。

そこで、俣野経済部長にお尋ねします。農業特区も平成14年導入され、丸5年を経過しようとしております。1番目に、全国に農業特区を申請している箇所というのは、どのようなところがあるのか。また2番目に、それらの農業特区の内容とはどういうものか。3番目に、農業特区申請の要件とは何か。及び4番目に、その農業特区、重複して申請できるのか。また5番目には、今回の農地法及び関連法の規制緩和の内容とはどういうものか、具体的にお聞きしたいと、このように思います。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

まず、1問目でございますが、これまで農林水産省関連の特区につきましては、全国で数多くの申請がっておりますが、現在まで135件が認定されているようでございます。それらは、地域の活性化に向けた大変ユニークな提案がっておりますが、その中でも、千葉県山武市の有機農業推進特区や、岩手県遠野市の日本のふるさと再生特区などが代表的なところではないかと存じます。それらの内容でございますが、まず千葉県山武市の有機農業推進特区は、農地法の規制緩和によって、遊休農地等の所有者から賃借した農地を、外食産業などに賃貸することにより、遊休農地の解消を図るとともに、有機農業のモデル的産地形成を行っておられるようでございます。

また、岩手県遠野市の日本のふるさと再生特区は、農家民泊に簡易な消防用設備を認めるとともに、濁り酒、いわゆるどぶろくの製造免許の要件緩和の特例を認め、都市と農村との交流拡大を図り、農山村地域に新たな企業を促進し、地域活性化を図っておられます。

また、次に、農業特区申請の要件はという御質問でございますが、地域を活性化する上で、障害となっております国の規制を見直すための提案をまず行うこととなっております。その提案につきましては、個人や法人を問わず、どなたでも申請できるようになっております。

次に、その提案が受け入れられた後に、特区の認定申請を行うこととなりますが、この場合の申請につきましては、地方公共団体に限定されているところでございます。

次に、一度に重複して申請できるかということでございますが、規制緩和を目指す特区の

内容が、異なって申請する場合も考えられますので、重複申請は可能であると考えられます。

次に、5点目の質問でございますが、これまで農地法におきまして、農地の権利取得の下限面積は原則50アールとなっておりますが、平成17年から例外的にそれ以下でも知事が別段面積を設定することができるようになりました。別段面積の設定基準としましては、自然的、経済的要件から見て、営農条件がおおむね同一地域であること、別段面積は10アールの整数倍で設定することとし、定めようとする面積より小さい面積で営農する農業者が、地域全体の農業者のおおむね4割を下回らないこととなっております。また、設定区域につきましては、当該区域内に遊休農地が相当程度存在すること、当該区域内の位置及び規模から見て、50アール未満の農地を耕作の事業に供する者の増加により、区域内及び周辺の農地等の効率かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれのないこととなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 次に、田中市長にお尋ねします。

市長が考えておられた農業特区が、特区申請しなくてもよいということでもありますので、今後、違った農業特区を考えておられるのか。また、今回の農地法及び関連法案の規制緩和を受けまして、今後の人吉の農業の方向性をどのように考えておられるのか、お聞きします。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

今回の農地法の規制緩和を受けまして、今後の人吉市の農業の方向性への御質問でございますけれども、50アール以下の小面積でも農産物の生産が可能となりますので、都会から本市に定住される方の農業参入の促進がまずもって図られるということになろうかと思っております。

例えば小面積でも、作付でも十分に収益性が高く、健康農産物としてきわめて有望な、例えば国産キクラゲの生産におきましても、今回の規制緩和により、新規参入の推進が図られていくものと考えているところでございます。

したがいまして、今後の人吉市の農業の方向性につきましては、特に耕作面積が零細で、耕作放棄地が深刻である中山間地域におきましても、これらの制度を活用し、小面積でも収益性の高い農産物を導入することにより、地域農業の活性化を図っていくことが必要であるというふう存じておるところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 続きまして、農産物のブランド化についてでございます。

本来、ブランドものといったら、同じ品物でも、数倍の価格がしても、消費者が欲しいもの、また売れるものと私は思っております。現在、農産物で特に有名なブランド物は、米では新潟県の魚沼産のコシヒカリ、宮崎の完熟マンゴー、北海道の夕張メロン等を連想します。

これらは産地の生産者たちの本当に血のにじむような努力の結果が実を結んだものであろうと思いますし、しかも単品、加工なしでブランド化に成功しているところに特徴がございます。

また、人吉球磨地方ではブランド化としては言えないまでも、地域の特産物として、果物では桃、栗、ナシ、ほかにもメロン、イチゴ、イグサ等の換金作物がいろいろあったわけですが、地域間競争や、いろいろな農業を取り巻く諸条件にさらされまして、プリンスメロンとイグサは既に廃れております。原田台地では近年、サラダゴボウとかニンジンが注目されておりますが、ほかの特産品は価格低迷しているのが現状でございます。

そこで、田中市長は具体的に、人吉ではどういう作物をどういう方法でブランド化を考えておられるのか、お尋ねします。

○市長（田中信孝君） 農産物ブランド化につきましての御質問でございますが、このことにつきましては、議会の皆様方を初め、多くの市民の皆様方の御意見を伺いながら、進めていかなければならないというふうにございます。現時点におきましては、先ほど議員から御指摘がございましたように、市内の農産物ブランド化プロジェクトチームにおける基本構想におきましては、まず地産地消は推進しようでないかと。人吉市民の健康増進を基軸とした農産物のブランド化を進めていこうではないかというふうにございます。今までの高付加価値な、または希少価値のある農産物という観点もさることながら、健康というものを基軸にして、農産物のブランド化を進めてまいりたいと考えているところがございます。

具体的な品目につきましても、まだ検討の段階でございますが、先ほど申し上げました国産キクラゲというのは、大いに期待ができる作物ではなかろうかと。多分にことしの秋には、国産キクラゲにおきましては、この地域が日本一の生産地域になるというふうにございます。

これからの地球温暖化にも対応した健康増進に役立つもので、高齢者にも容易に取り組むことができ、収益性の高い農産物について検討しているところがございます。

これからの農業は、軽作業であり、放置農業であるというのが、一つの労働力の負担にならない観点の一つではなかろうかと考えているところでもございます。

以上、お答えといたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 次に、俣野経済部長に質問でございます。

現在、このブランドとして自他ともに認める農産物は、その地域でしか生産できないもの、または容易に他で栽培できないもの、また種子とか栽培、生産に特許を持っているもの等の素材としての作物のブランド化を私はイメージしていたわけですが、田中市長の農産物のブランド化とは、人吉で現在栽培・生産されている農産物に加工、いわゆる付加価値

を加え、トレーサビリティとかレシピをつけ、健康志向でいこうというようなことであろうと思います。素材としての作物のブランド化がなかなか難しいと。近年でも、水俣のサラダタマネギがよい例ではないでしょうか。今では人吉でも生産されますし、水俣のサラタマとネーミングは上がったものの、水俣のサラタマだからといって、人吉のものとは比べて値段が2倍も3倍もするわけではございません。

同じように、人吉市の特産品であります原田台地のサラダゴボウとかニンジン、これもほかで栽培されるようになりますと、価格の低下が心配されるような時期も来るのではないのでしょうか。

そういった中で、先ほど市長から言われましたように、農産物にどのような付加価値をつけるかと、ブランド化を図るかと。そのようなことは、大変重要なことであろうと思います。

そこで、市長がよく言われますように、加工等の付加価値、またトレーサビリティとか、レシピをつけるとなると、農家のハードルが相当高くなり過ぎると思われまます。そこあたりはどういうふうにご考慮されるのか、お尋ねします。

また、私が原田台地のサラダゴボウを取り扱っている福岡県の販売店を研修に行き、見聞したところでは、大変評判はよくても品数が少ないと、品物を宅配便で送っている現状では、生産者のコストがかかり過ぎるというような状態でご案内しました。

そこで、2番目に、農産物のブランド化にとっては、販売戦略、大変重要であろうと思いますが、コスト面を含めまして、どのような販売戦略をご考慮されるのかお尋ねします。

そしてまた、3番目に、現在ふれあい市場にも漬物等の加工品も出ておりますし、生産者の顔もわかるようにしてあります。どこがふれあい市場と違うのかお尋ねしたいと思えます。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

まず、1問目でございますが、加工等の付加価値またはトレーサビリティとレシピをつけることになると、農家のハードルが相当高くなるのではないかと御指摘でございますが、今回のブランド化に対しましては、あくまでも農家個人で取り組むものではなく、ブランド化の計画に賛同される農家の方々による組織を立ち上げまして、全体で取り組んでいくことが必要であると考えておるところでございます。

したがって、農家個人のレベルアップはもちろん必要でございますが、生産履歴やその記帳、レシピ添付につきましても、できるだけ個人的な負担がかからないようなシステムづくりについて検討しているところでございます。

次に、どのような販売戦略をご考えているかという御質問でございますが、先ほど市長答弁でもございましたとおり、農産物ブランド化につきましても、まだ基本構想の段階ではございますが、できる限り低コストで自然にやさしい有機農産物の生産体制を確立いたしまして、地産地消の理念に基づきながら全市を挙げた健康農産物のブランド化戦略を進めていく予定

でございます。

次に、既存のふれあい市場とどのように違うのかというふうなことでございますが、今回の農産物ブランド化は、特に健康を基軸としたものを考えておりまして、今後ふれあい市の組合員の皆様方にも、この健康農産物づくりに参加していただき、より安全性が高い作物づくりに取り組んでもらう予定でございます。

また、一定の基準で生産されたそれらの作物を、ネーミングでございますが、「医食同源作物ながいき君」といたしまして、独自に認証を取りまして、市民の皆様へ供給できる体制づくりにつきまして検討しているところでございます。

なお、販路につきましては、ふれあい市場のみならず、給食センターや市内の病院、事業所、ホテルや旅館などと提携しながら、健康有機農産物ブランド化の取り組みを進めていくこととしております。

さらに、地産地消が定着いたしました後には、インターネットによる全国販売や都市部へアンテナショップを開設するなど、全国に向け、本市の健康農産物の販売を目指しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 農業特区、農産物のブランド化とともに21年度までとマニフェストにも掲げてございますし、タウンミーティングでも説明されていますので、本当に農業で食えるまちというものを目指して努力していただきますようお願いいたします。

次に、球磨焼酎の原料米についてでございます。田中市長の言われる農産物のブランド化は、いわゆる人吉市の特産品に加工等の付加価値をつけブランド化を図るというような説明であったと思います。いずれにしても、既存の商品に割り込むとか、後発の競争相手も出てくるかもしれません。当然このリスクも覚悟しなければいけないし、本当に不退転の覚悟が必要と思われまます。

ところで、この発想を変えますと、人吉・球磨地域には、この単品といいますか、素材としてブランド化の可能性がある、しかも、ほとんどの農家が生産している農産物がございませす。すなわち、当地の米でございます。この米を球磨焼酎の原料米として使用していただくなら、当地産米をブランド米として販売できるのではないのでしょうか。すなわち、米焼酎として有名な球磨焼酎は、安心・安全な、しかも、このすばらしい品質の米を原料としているということを徹底してうたい文句にすれば、球磨焼酎の販売拡大、米の消費拡大にもつながるものと思われまます。

田中市長は、球磨焼酎を外国にも販路を拡大すると言われております。また、タウンミーティングにおきましても、米の販売拡大についても言及されております。私も個人的には晩酌の酒量をふやしてでも応援したいと、このように思っているところでございます。

そこで、俣野経済部長に質問します。

1 番目に、この球磨焼酎に使用されている原料米は全体でどのくらいでしょうか。2 番目に、人吉・球磨全体の米生産の収穫量はどのくらいでしょうか。3 番目に、球磨焼酎の原料米における当地産米はどのくらいでしょうか。4 番目に、当然今まで原料米の価格がネックになっていたと思いますが、19年度産米の売渡価格が、他用途米といいますか、加工米が30キロ1,900円、キロ換算の63円、また一等米が5,500円と言いますから、キロ換算の183円と聞いております。現在焼酎メーカーが購入されている原料米の価格はどのくらいでしょうか、お尋ねします。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

1 番目の球磨焼酎に使用されている原料米は全体でどのくらいかという御質問でございますが、2006酒造年度、これは2006年7月から2007年6月までの焼酎の製造量でございますが、球磨28社、焼酎製造量統計資料によりますと、製造量は2004酒造年度をピークに、この2年間は前年度より約10%ずつ減少しているようでございます。使用される原料米でございますが、全体で約1万2,000トンと推計されます。

2 番目の人吉・球磨の米の生産量はどのくらいかという御質問でございますが、九州農政局八代統計情報センター人吉庁舎農林統計によりますと、人吉・球磨の米の生産量は、平成18年度で2万2,100トンとなっております。

3 番目の球磨焼酎の原料米における当地産米はどのくらいかという御質問でございますが、球磨焼酎全体の原料米のほとんどが国内の特定米を使用されているようでございます。当地産米といたしましては、相良村産米ヒノヒカリを使用した「川辺」、あるいは山江村産米ヒノヒカリを使用した「伝助どん」といった人吉・球磨で生産されますヒノヒカリを使用した限定酒と、JAを通したあさぎり産ヒノヒカリを加えまして、約300トンが当地産米として使用されているようでございます。

4 番目の現在焼酎メーカーが購入されております原料米の価格はどのくらいかという御質問でございますが、各蔵元の原料米の購入価格でございますが、購入価格につきましては、蔵元さん独自の方法で購入されているところもございまして、価格の調査においてはなかなか難しい面もあるようでございます。

酒造組合の調査によりますと、国内の特定米がキロ当たり90円から130円、30キロでは2,700円から3,900円で取引されておりまして、球磨産の加工米はキロ当たり180円、30キロでは約5,400円となっているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 2 回目の質問でございます。現在、限定酒として原料米に当地米を使用し、好評を得ている焼酎もあるようでございます。

そこで、1番目に、球磨焼酎の現在限定酒として原料米を生産しているところは何カ所ぐらいあるのでしょうか。2番目に、原料米の売渡価格はどのくらいでしょうか。3番目に、その生産地の米の宣伝文句は何なのか。4番目に、現在限定酒の原料米に使用したことによって、米が高くても販売できるとか、売れ行きがよいとかの相乗効果は出ているのでしょうか、お尋ねいたします。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

1番目の球磨焼酎の現在限定酒として原料米を生産しているところは何カ所ぐらいあるかという御質問でございますが、農家の方と契約栽培を行っている箇所が、球磨村松谷産を初めといたしまして、錦、多良木、湯前、水上の5カ所と、地域代表者の方と契約されております相良村、山江村、あさぎり町産の3カ所の計8カ所、このほかに限定酒の原料米ではございませんが、JAを通し購入されているあさぎり町産加工米を含めると9カ所となっているようでございます。

2番目に、それらの売渡価格はどのくらいかという御質問でございますが、当地産米がキロ当たり200円から240円、30キロで換算いたしますと6,000円から7,200円取引されているようでございます。また、ある蔵元では、特別に有機栽培されている当地産米につきましては、キロ当たり450円から500円、30キロでは1万3,500円から1万5,000円取引されているようでございます。

3番目に、その生産地の米の宣伝文句はどういう文句かという御質問でございますが、米に関しての宣伝文句としまして一例を上げますと、「全国食味ランキング特A獲得球磨産ヒノヒカリ100%使用。当地域は、清流球磨川の水ではぐくまれ、熊本県産でも有数なおいしいお米の産地として位置づけられます」といったような宣伝文句となっております。

4番目に、現在限定酒の原料米に使用したことによって、米が高くても販売できるか、売れ行きがよいという相乗効果は出ているかとの御質問でございますが、本市におきましては、これまで限定酒の原料米としての販売、契約販売等はございませんでしたが、先日、人吉球磨産ヒノヒカリを100%使用したオリジナル球磨焼酎をJAくまが市内の醸造元に依頼いたしまして、製造、販売を始めました。この地元産米を原料とした焼酎が消費者の高い評価を受けることによりまして、相乗効果となりまして米、焼酎それぞれが今後の販路拡大につながればと期待をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 3回目の質問でございます。現在、日本酒より焼酎の方が元気がよいと言いますか、健康志向で焼酎の方がブームのようでございます。現在では清酒どころの北陸、東北でも焼酎の製造を始めているという清酒メーカーもあるように聞いていますので、本当に球磨焼酎の健闘を願っているところでございます。

ところで、清酒も大吟醸から球磨焼酎より価格の安い清酒まであるようでございます。

そこでお聞きしますが、1番目に、この清酒どころの原料米はどういう米で、どのくらいの価格米を使用しているのでしょうか。2番目に、清酒の原料米として名高い山田錦でございますが、この米はどういう米で、酒造メーカーとの関係ではどういう生産関係になっているのでしょうか。また、3番目に、山田錦は生産農家の中で一般米、他用途米、どちらに位置づけて生産されているのか、お尋ねいたします。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

まず、清酒どころの原料米はどういう米で、どのくらいの価格米を使用しているかという御質問でございますが、どんな米でも酒をつくることは可能だそうでございますが、そういった中でも特に酒づくりに適した米を「酒造好適米」と呼び、吟醸酒等の原料米として使われているようでございます。

また、その特徴といたしましては、大粒でその中心部に心白という少し白く見える軟組織を持っておりまして、たんぱく質、灰分、脂肪分が少なく、原料処理がしやすいなどがございます。価格としましては、水稻うるち米より高目で、50%増しの品種もございまして、代表的なものになりますと、玄米価格で30キロ1万800円で、キロ当たり360円から、30キロ1万4,600円で、キロ486円程度とかなり高価になっているようでございます。

次に、清酒の原料として名高い山田錦はどういう米で、酒造メーカーとの関係でどういう生産関係になっているかという御質問でございますが、先ほど申し上げました酒造好適米の有名な品種としまして、山田錦、五百万石などがございます。この中で山田錦は、酒米の最高品種とされているようでございます。

酒づくりメーカーとの生産関係でございますが、県内におきましては、農家が生産した米を熊本県経済連を通して契約しておりまして、熊本酒造組合へ販売をし、県内5社の醸造元がそれを購入しているようでございます。

次に、山田錦は、生産農家の中で一般米、加工米、どちらの位置づけで生産されているかという御質問でございますが、一般米として生産をされておりまして、生産調整にもカウントしないということになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） では、田中市長にお尋ねでございますが、ただいまの俣野経済部長の答弁によりますと、人吉・球磨の米の収穫量が平成18年度は2万2,100トンと、焼酎の原料米が1万2,000トン、球磨焼酎に使用される当地米が約300トン、つまり人吉・球磨の米の収穫量の約55%に当たる大量の米が焼酎の原料米として使用され、そのうち当地米の原料米に占める比率は2.5%のようでございます。

また、原料米の購入価格が特定米でキロ90円から130円、30キロ換算で2,700円から3,900

円、球磨産の加工米がキロ180円と言いますから、キロ換算で5,400円というようなことでございます。限定酒の当地産米は200円から240円、キロ換算で6,000円から7,200円で取引されているようでございます。

また、特別に有機栽培されている当地産米はキロ450円から500円と言いますので、30キロ換算では1万3,500円から1万5,000円の高値で取引されているところもあるとの回答であつたろうと思います。

田中市長、農家にとりましては、米が一番波及効果が大きい作物でございます。畑作の換金作物よりも手がかからないわけでございます。私は、この人吉・球磨の米を焼酎の原料米として使用していただくことこそ、一番のブランド化だというふうに思っております。田中市長も、タウンミーティングでも私の質問にも焼酎の原料米についても言及されています。このことについて田中市長の考えをお伺いします。

○市長（田中信孝君） 当地産米として焼酎に使用されている量というのが、米の生産量2万2,100トンに対しまして、わずか300トンであるということでございますが、今後、低農薬有機栽培の、より安全で安心したやはりお米づくりというものを推進してまいらなければならないと思っております。そのお米をメーカーにぜひ御利用、御使用していただきたい。そのことによって、米はもちろんのこと、球磨焼酎の付加価値も上がり、いわゆるブランド化に大きく貢献するものと考えているところでございます。

よって、常圧蒸留など、希少価値が高まっていくような焼酎などには大いに推奨をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩をいたします。

午後0時5分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中 哲君） 次に、2番目の質問、ひとよし春風マラソンについてでございます。

寒空ではございましたが、各団体及び各方面のボランティアの協力を得まして、また天候にも恵まれ、すばらしいマラソンではなかったかなと思っております。

特に運営に当たっていただきました関係団体の皆さん、そして休日を返上して準備に奔走してくれた関係職員の努力の結果だろうと思っております。私もハーフマラソンの交通整理に当たっておりましたが、風が冷たかったせいもあるかもしれませんが、沿道の声援が少なかったのが気がかりではございました。

また、私も、マラソン大会がメジャーな大会になるようにということで、以前にも一般質問したことがございます。マラソン大会も今回で5回を迎え、これからの方向性が見えたような大会にも思えました。

順調にふえていました参加者も、全体で見たらマイナス26人ということでございまして、ハーフマラソンの部では106人の増ということで、このことは市外からの参加者がふえたということであろうと思いますし、ひとよし春風マラソンが市外にも広く認識されてきた結果でもであろうと思います。

そこで、沿道のこの市民やランナーからよく聞く声として、2点ほど質問いたします。

1点目に、相良町の国民宿舎横の堤防道路についてでございます。狭い道路でもございまして、1回目のマラソンでは、ランナー同士のバッティングや転倒も見られたところでございますが、2回目からはコースに改善を加え、バッティングや転倒はなくなりはしましたが、参加者のこれまでの推移を見ておきますと、これから10キロ、ハーフマラソンの参加者がふえると予想されるとございまして、この区間についてどのような対策を考えておられるのか、最初お尋ねいたします。

○教育部長（浦川康徳君） こんにちは。まず、大会当日は、田中議員、笹山議員、それから井上議員におかれましては、大変寒い中に交通整理等に御協力いただき、ありがとうございました。では、御質問にお答えいたします。

相良町の国民宿舎横の堤防道路でございますが、幅員が狭くなっているところがございます。球磨川と建物に挟まれた道路でございまして、幅員改良は困難ではないかと考えております。しかし、側溝の部分につきましては、ふたをするなど整備いたしますと、広く使えるようなところもございまして、関係機関と協議・検討していきたいと考えているところでございます。また、ハーフと10キロメートルのスタート時間を調整するなどいたしまして、この区間の混雑の緩和を図り、選手のバッティング等が起きないように、実行委員会で検討していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 2点目に10キロ、ハーフマラソンコースの県道人吉水俣線の清掃の件についてでございます。ボランティアの方が西瀬小学校付近を掃除されていた記事が人吉新聞にも載っていたわけでございますが、ところによっては、当日、職員の方が掃除されておりました。直前まで工事が行われていたところもございまして、小さなこの碎石が道路端、カーブ等に見受けられましたので、来年は全コースの点検等をお願いしておきたいと思えます。このことに関しまして何かございましたら、部長お願いいたします。

○教育部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

大会コースにつきましては、前日は、人吉市保健補導員の方を中心に西瀬小学校周辺を清

掃していただき、教育委員会職員で西瀬橋や国民宿舎付近の堤防道路、中神町小柿、大柿地区を中心に清掃いたしました。また当日は、私とスポーツ振興課長2人で午前7時から全コースの案内表示や走路などの点検を行っておりますが、そこまでは気づきませんで、大変申しわけなく思っております。次回の大会からは選手の皆さんに走りやすいように心がけまして、コース内の点検をさらに充実させていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 3点目に、沿道の、特に10キロ、ハーフマラソンコースの沿道に花のもてなしということでございます。西瀬橋を渡りましてこの10キロ、ハーフマラソンコースには声援を送る人も極端に少なくなってまいります。そこで、この花のお出迎え、花の声援は本当にランナーを和ませますし、人吉市の印象を強烈にアピールするものではなかろうかなと、このように思っております。

なお、有名な花の名前に冠したマラソンもございます。また、おひなさんと花は、何と言いましても相性がいいわけでございます。春風を感じるには季節の花が最適でございます。2月に咲く花は限られておりますが、ハーフマラソンのこの沿道には、寒い時期に凜として咲いておりますミツマタの花もございます。これからの春風マラソンの参加者の推移を考えますと、市民の応援が少ないこの沿道に花の声援が加わるならば、市外のランナーに好印象を与え、観光面にもよき影響を与えるのではないのでしょうか。マラソンの沿道、特に10キロ、ハーフマラソンコースの沿道に、花の声援を添えることができるなら、大変素晴らしいことではないのでしょうか。

その方法にはいろいろな方法があろうと思えます。ほかのマラソン大会では、フラワーポットを各家庭にお願いしているところもあるようでございます。現に春風マラソンにおいても、個人的に菜の花を道路端、水田に植えておられ、積極的かつ協力的な方もございます。これはもう少し広く呼びかけまして、集団的にお願いをする。例えば、ハーフマラソンの沿道、特に中神町の小柿、大柿地区の水田に水稻耕作に支障を来さない菜の花等を植栽していただくなら、素晴らしいことだと思っております。地元でも積極的な声も聞こえるわけでございます。経費的にも大きな金額ではないと思えますが、実行委員会の方から花とか、花の種子に補助金等はできないのでしょうか、お尋ねします。

○教育部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

今回行われました第5回ひとよし春風マラソンでは、メイン会場や記念写真ステージにパンジーの花を飾りましたところ、選手の皆さんには大変喜んでいただきました。沿道では、暖かさを感じさせる黄色い花が咲き誇り、駆け抜ける選手に市民が小旗を振りかざしながら声をからすほど声援を送る姿であふれるようになりますと、本大会も一層盛り上がるものではないかと考えます。

担当課に尋ねましたところ、菜の花ですと、肥料、種子などの経費は10アール当たり1万7,000円ほどかかるようでございますが、選手の皆さんも気分爽快に走っていただけたと思いますので、ぜひ実行委員会で取り上げていただき、関係町内の皆さんに沿道の水田に花を植栽していただけるようお願いをしまいたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） このことに関しまして、田中市長、何か考えがございましたらお聞きしたい。花とか花の種子の補助に関して、何かございましたらお願いいたします。

○市長（田中信孝君） お答えを申し上げます。

御指摘の件に関しましては、私も就任当初から考えておまして、ひとよし春風マラソン大会の時期に合わせまして、コース沿道だけではなく、人吉インターを初めとして、市内あらゆるところに花いっぱい運動を展開してまいりたいというふうに考えているところがございます。

以上、お答えといたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 3点目でございますが、私、議第28号と議第50号の提案のあり方に疑問があるのではないかと考えておりますので質問いたします。

今議会冒頭の提案で給料の減額について議案の説明で、市長としての監督責任を明らかにすると説明があり、3月4日に議決したところがございます。議第28号の副市長、収入役、監査役、教育長の給料の減額については説明がございませんでした。2月27日のこの人吉新聞によりますと、減額の理由は、市長が就任後みずから給与の20%カットをしていることに追従する形でカットするとありましたが、記者向けのレクチャーでは説明なされず、議会には全く説明がございません。

このような大事な議案を提案されるときは、当然この議会でも説明がなされるべきであると、このように考えております。1回目は田中市長にお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えを申し上げます。

議会の皆様方へ御説明ということでございますが、議案として提案をさせていただいておりますので、御審議をいただきたいと思っておりますけれども、財政多難な折、マニフェストに掲げさせていただきましたが、市長の給与20%につきましてお話をさせていただいているところでございます。それに対してさまざまにお願いをしたところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 市長には大変失礼いたしました。ちょっと私が早とちりしました。済みません。

もう一回お尋ねいたします。議第47号で副市長の選任同意を求める案件が提出されております。しかし、議会の同意が議決される前に、今度は議第50号で固定資産評価員の選任同意を提案されております。もし議第47号のこの副市長の選任同意が否決された場合、議第50号案件はどうなるでしょうか、そのまま提案されるのか、お尋ねします。大変失礼しました。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

議第50号の固定資産評価員の選任同意の議案を会議冒頭から御提案をさせていただいておりますが、ただいま御質問がございましたように、議第47号の副市長の選任同意をいただいた後に提出するということもあり得ると考えているところでございます。

しかしながら、今議会におきましては、議第47号副市長の選任同意議案と議第50号固定資産評価員の選任同意議案は、同一人を選任するという密接した議案でありまして、また人事案件として十分に御審議いただくためにも、会期の冒頭において同時に議会にお諮りをする方がよろしいのではないかと考え、提案させていただいたものでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 市長、お伺いしますけど、副市長の選任同意が否決された場合はどうなさるのか、もう一度説明いただきたいと、このように思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

この二つの人事案件につきましては、先ほども申し上げましたとおり、同一人と、この方を選任するという密接な議案でございまして、よって、関連議案として同時に御審議をいただければと考えているところでございます。

お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 説明いただいたわけですが、私はやっぱりこのような提案は、議第47号の副市長の選任同意が議決されてから、追加提案で第50号の選任同意を提出されるのが筋道であろうと思います。強い疑問を呈しておきたいと、このように思います。

2回目でございますが、議第28号では、副市長、収入役、監査役、教育長の給料月額を減額する提案がなされておりますが、減額する理由の説明がございませんでしたので、質問いたします。

まず、秋山部長にお尋ねします。人吉市特別職報酬等審議会条例第2条によりますと、市長は、議員の報酬及び政務調査費の額並びに市長、副市長、収入役及び常勤の監査役の給料の額に関して、条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめこの審議会の意見を聞くものとなっております。議員の報酬及び政務調査費の額並びに特別職報酬などの額を上げるときは、あらかじめこの審議会の意見を聞くものと思っております。

反対に、減額するときには、今回市長みずからこの給料の10分の1の減額を提案されてお

ます。みずから提案するときは、いわゆる審議会の意見を聞かないでもよいと思いますが。

では、ほかに減額する場合で審議会の意見を聞かないときは、どんな場合があるのか、お尋ねします。例えば、議員の報酬等の額を下げる場合に、提案前に1人でも反対者がいる場合は、審議会の意見を聞くのか聞かないのか、聞かない場合はその理由をお尋ねします。

また、今回の特別職と教育長の給料の改定の提案理由は、2月27日の人吉新聞によると、先ほど申しましたように、減額の理由は、市長が就任後みずから給与の20%カットしていることに追従する形でカットするとありましたが、市長の20%カットはこれは市長のマニフェストに載っておりますが、特別職と教育長の給料の改定は市長のマニフェストに載っておりませんが、どこに載っておるのか、お尋ねします。

○総務部長（秋山健児君） 御質問にお答えをします。

初めに、減額する場合で審議会の意見を聞かないときはどんな場合があるのかという御質問でございますが、市長が本市の議会議員の報酬等と市長等の給料を改定する場合には、原則として、あらかじめ人吉市特別職報酬等審議会の意見を聞くようになっております。

ただし、特例条例という形で基本となる給料等の額はそのままで、期間を定めて自発的に減額する場合につきましては、審議会の意見を聞かずに提案をさせていただいております。このような特例を除いて審議会の意見を聞かないで減額する場合はないものと考えます。

次に、例えば、議員の報酬を下げる場合、提案前に1人でも反対者がいる場合は審議会の意見を聞くのか聞かないのか。聞かない場合は、その理由はというお尋ねでございますが、議員報酬が下がる場合には、二つの場合があるかと存じます。一つは、議案提案という形で特例として、議員の皆様方が自発的に提案される場合です。この場合は、提案されるかどうかは議員の皆様方の協議になるかと存じます。

もう一つは、財政状況等の必要により、市長等の給料を含めまして議員報酬等を審議会に諮問し、その結果が減額となる場合でございます。

現在の議員報酬や市長等の給料につきましては、平成16年2月の審議会の答申を受けたものでございますが、このときには平均マイナス1.08%の改定となっております。

以上、お答えいたします。

済みません。先ほどの答弁で「議員提案」と言わなきゃいけないところを「議案提案」ということで申しましたようで、済みません、よろしく申し上げます。

○市長（田中信孝君） 特別職と教育長の給与についてはマニフェストにはないと、どこに載っているのかとの御質問でございますけれども、御質問のとおり個別には載っておりません。

ただ、マニフェストにはありませんが、財政状況が年々悪化している中で、私からお願いしたという部分もありましたが、皆さんもお考えになっていたようでございまして、マニフェスト実現への意気込みを収入役、常勤監査委員、教育長に示していただいたものと理解し、

感謝をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 4回目でございますが、田中市長にお尋ねします。

私は、今回の議第28号の提案されました副市長と収入役、監査役、教育長の給与の改定は、これは市長と私が意見を異にするものでございまして、自分から提案されたものではないと思っております。

また、人吉市特別職報酬等審議会に諮問して提案されたものでもなく、私は先ほどから申していますように、市長のマニフェストの実践の追従のために提案されたものではなかろうかなと、このように思っております。

また、今回のこの議第28号で人吉市特別職報酬等審議会の矛盾点も知った思いでございます。人吉市特別職報酬等審議会も、ただ単に報酬等の引き上げのお墨つきを与えるばかりの審議会でなく、今回のようなケースに関しましても、それから、今後こういうケースが多分多くなるのではなかろうかなと思われま。

そこで、独立性を持った審議会のあり方というものを考える時期ではなかろうかなと、このように思っておりますが、その辺の考えを市長お伺いしたいと、このように思っております。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

今回のように、特例条例という形で基本となる給与等の額はそのままございまして、期間を定めて自発的に減額する場合についても、審議会に諮るべきではないかとのことでございますが、確かに特例とはいえ、実際にその期間においては報酬額が変化するという部分がございますので、審議会の御意見を伺うという考えもあるかと存じます。

また、独立性という部分では、現在は市長が必要に応じて審議会に意見を求めておりますが、例えば、独立性ということにかんがみ、毎年あるいは数年おきに定期的実施するというやり方もあるかと存じます。

今後は、御意見を踏まえまして、制度運営につきましては検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 5回目でございます。田中市長にお尋ねいたします。

市長のこのマニフェストの実践の追従のために、今後、議員の報酬などの減額や職員の給与などの減額を提案されることはよもやないと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

聞くとところによりますと、他の自治体でも経費削減、そしてまた、マニフェスト実現のた

めに、そういう無言の圧力によってみずから提案されたのごとく削減され、議員報酬も首長に巻かれろと言わんばかりに右へ倣えでございます。こういう事態になりますと、職員の勤労意欲は減退しますし、議会はあたかも戦前の大政翼賛会を見る思いでございます。これでは議会民主主義も機能不全と言わざるを得ません。

そこで、再度お尋ねしますが、田中市長、市長のマニフェストの実践の追従のために、今後、議員の報酬や職員の給与などの減額を提案される考えがとおりかどうか、お尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

マニフェスト実践の追従のために、今後、議員報酬や職員給与等を減額提案するか否かという御質問だろうと思いますが、議員報酬につきましては、もう議員各位がどのように判断されるか、それは議員各位のお考えであり、私の方から提案することではないというふうに承知をいたしております。

また、職員の給与につきましては、これまでどおり人事院勧告など、他市の状況を参考に検討してまいりたいと考えております。

今のところ、それ以外の理由による職員の給与の減額は考えていないところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） ただいま市長の答弁をいただきましたので、これで質問を終了します。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩をいたします。

午後1時40分 休憩

午後1時52分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田代勝君）（登壇） 18番の下田代でございます。この時期は御承知のとおり、三寒四温とよく言われますけれども、日中の気温も上がってまいりまして、ようやくぬるんできたというような状況でございます。

しかしながら、このやわらかな気候に引き換えまして、国際・国内の政治経済情勢は、原油高、そしてまた円高と、ドル安、株安、加えて国際紛争、爆弾テロ等も続いているようでございまして、負の連鎖がとまらない状況だと言われております。

今回は、私の質問は、市民の方々から直接いただいた御要望、御意見に基づいて3点について質問をいたします。

まず一つに、観光振興についてでございますが、川下りショートコース、川の駅、くま川

鉄道と。二つに、農業振興、その中で農村公園の役割と今後と。三つに、人吉市の役割、これは実は市民の方々が今不安に感じておられること、思っておられること、ここに書いてありますように、通告しましたように、裁判員制度、人吉市の財政事情でございます。

まず、観光振興として、球磨川下りショートコース、これは花立か、もしくは発船場と考えていただいても結構ですが、これから国民宿舎と、そして川の駅、これは国民宿舎に併設をして活用をして、釣り情報とか、そういうインフォメーションセンター、さらには特産品の販売、加えてナマズを含む淡水魚センターなどなどの設置でございます。

くま川鉄道は、広域的な振興に含めまして、鉄道沿線、湯前駅のレールウイングを活用した、かつて質問をしましたナマズ水族館等、さらに足踏みトロッコのタイムレース、これはくま川鉄道の路線を活用しながらという意味でございます。そして、トロッコ列車、帰ってくるであろうSL、その運行などなどによる観光路線としての活用についてであります。

ナマズについて申し上げておりましたが、これは約2,000種ぐらいあるようでございまして、これについては平成11年に、私も質問をいたしておりますけれども、ナマズの生息とか、そしてまた、ナマズに対するいろんなことについての専門家であられる秋篠宮殿下が遥拝神社、ちょうど村山公園の北側でございます。俗名ナマズ神社とも言っているようでございますが、そこにおいでになっていること、もちろん研究の一環としてでございます。

それから、アメリカのニューオリンズの、いわゆる名物のナマズ料理、京都におけるナマズ料理など、これまで5回程度提言をしたり質問をいたしております。

とりわけ今回は、市民の方たちからメッセージ、そして電話をいただき、市の観光振興と合致をするような内容であろうし、明確な答弁を求めておいてほしいというような御要請もありました。

そこで、お尋ねをいたします。川下り客は年々減少していること、これは19年の今の同期対比で大体660人ぐらい減っているようでございます。ショートコースについての必要性は、これは市もくま川下り株式会社も理解と認識はなされているようでございますが、コースの設定までには至っていないと。その課題をどうとらえ、設定をされていない、されない、その課題をどうとらえ、調査、協議または検証がどうなされてきているのか、まずお尋ねをしておきたい。

それから、くま川鉄道活用についての検討・協議はどんなされてきたのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

これが1回目です。なお、農業公園とか人吉市の役割につきましても、質問席から質問をさせていただきます。

以上、1回目です。

○経済部長（俣野 一君） 質問にお答えいたします。

球磨川下りのショートコースと申しますか、について、課題について検討がなされたかと

いうふうなことでございますが、球磨川下りのショートコースにつきましては、平成2年に七地町花立から国民宿舎までのコースが計画されましたが、土砂堆積により航路確保が非常に困難なこと、花立発船場予定地に駐車場整備や受付事務所設置など多額な投資が必要であることなど、大きな課題がございまして、進捗していない状況でございます。

それと、国民宿舎を川の駅とするということにつきましては、現在までに国土交通省や関係団体との協議はなされていない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

くま川鉄道の利用促進のために御質問いただいたということございまして、その後どう検討されたかというふうなことでございましたが、くま川鉄道の沿線に、またはプラットホームにナマズなどを主とした淡水魚水族館を設置したらどうかというふうなことの御質問でございましたが、水族館をつくるようになりますと、やはり相当な経費が必要だということでございます。また、飼育する場合のノウハウや人件費など維持管理に関する問題などもございまして検討いたしました。なかなか難しいとのことでございます。

また、足踏みトロッコレースなどできないかということでございますが、本線での実施につきましては、線路を一時封鎖するという規制が厳しく、無理じゃないかというふうなことございました。

しかし、側線につきましては、運輸局に御相談しなければなりません。不可能ではないとのことでございます。また、足踏みトロッコでございますが、くま川鉄道株式会社は所有していませんので、借りる場合には、これもJR様に御相談しなければならないということでございます。ことしの10月、鉄道の日記念事業といたしまして、運輸局、JR様に御相談しなければなりません。トロッコレースにつきまして計画してみたいとのことございました。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） まず御答弁をいただきました。

まず、私がお尋ねしたのはショートコース、当然、主質問はショートコースの設定でございますが、川下りそのものの課題、これは減少している、伸び悩んでいる、申し上げ質問をいたしましたように、19年度対比で660人ぐらい今減っているということは、伸び悩んでいると。どうしてなのかなと。ショートコースができないだけの課題ではなくて、そしてまた、この川下り全体の課題、それについてもお尋ねをしてきたわけでございますが、一応私が川下り株式会社といろいろ話をさせてもらった中で、私なりに、そしてまた川下り会社が私に話してくれた内容の課題をお知らせをしておきたいと思っております。

まず、ショートコースの設定も含めまして、船頭の確保といたしましうか、待遇改善も含

めてだろうと思います。当然ショートコースを設定をいたしますと、この分の回数も多くなるでしょうから、船頭そのものの数も必要ではないかということのようでございますし、それから料金の改定、これが大きなネックになっていると、料金問題が大きなネックになっていると。どうしてなのかと言いますと、清流コースで現在2,850円ですかね、そして急流コースでは3,800円ぐらい、1人当たりでの乗船料がそうなっていると思います。これは全国の有名な川下り等の例を見ますと、最上川、げいび、ここらも非常に有名でございますし、相当、数も多うございます。ここらで大体2,000円以内と、1,800円程度であるわけです。

ですから、旅行会社、エージェンタあたりも、1日日帰りの観光等を仮に計画をした場合に、人吉市に来たとして川下りに半分ぐらい料金を取られてしまうということになれば、なかなか組めないというようなこともあるようでございまして、2,000円以下というのが川下り会社も切望をしているようでございます。そういうことになれば、採算はまた別にしまして、非常に大きな課題ではないかなということのようでございますし、そしてまた、ショートコースの問題ということにつきますと、やはり途中のいろんな風景といたしましうか、景色といたしますか、中川原公園あたりの活用も、これはいわゆるイベント広場とか、郷土芸能を、休憩をしてそこで披露してもらおうとか、いろんなやり方も仕掛けていければ非常にいいのかなと。

それから、川下り客を市内に滞留してもらおう手だて、現在、人吉市から下っていただいて、着船場、それからは車が待っていて帰っておしまいになると。そうじゃなくて、市内にどう滞留させるか、言うならば、着船場から市街地への、いわゆる輸送手段、そこらについてもどう考えたらいいのかなという課題をお聞きしたわけでございます。当然いろんな問題点もあろうと思いますが、球磨川下りは人吉市観光の大黒柱であると思います。これは人吉市の施政方針の中で市長はきっちりと観光そのものを述べておられますし、その中は球磨川下りが柱になるであろうということは、これは周知のことであろうと思います。

申し上げましたように、課題の中でも料金改定が焦点であることは申し上げたとおりですが、値下げをしますと乗船客の増大につながると思います。川下り会社も、仮に2,000円以下になると、客の40%増大はかたいと、見込まれると言っております。

そこで、私なりに試算をしてみました。清流コース、現行が2,835円ですか、現在の実績で2万5,000人と。単純に計算しまして、7,087万5,000円程度、これは計算上ですね、数値。改定を2,000円にしますと、会社あたりがやはり頑張るということで40%増をしますと3万5,000人になります。額にしますと7,000万と。ほぼペイをする額になるのかなと。もちろん、これは単純計算、荒っぽい計算ですから、これがすんなりいくとは思いませんけれども、こういう計算になります。

だから、仮に船の売上料金は変わらないにしましても、1万人の客の増が見込めるわけがあります。その方たちが市内に滞留をしていただきますと、やはり市内の中で買い物をした

り、飲食をしていただいたり、そういう付加価値は非常に高いんじゃないかなと。ですから、課題を申しあげましたので、御答弁をいただく中でも、ぜひ御検討をいただきたいと思うわけであります。

もし、そしてまた、仮に売上げが伸びない場合、これは球磨川下りは観光のシンボルですから、いろんなことで人吉市観光のシンボルでありますから、市費を含めて財政支援策を強気に図るべきと思うんですが、これについては後ほど市長の方にまとめてお考えをお示しいただきたいと思えます。

2回目です。

○経済部長（俣野 一君） では、御質問にお答えいたします。

まず、ショートコースにつきましてでございますが、くま川下りにショートコースについてお尋ねしましたところ、人吉発船場から国民宿舎までのショートコースにつきましては、国土交通省との協議あるいは市内各団体との協議も当然必要となるが、計画できないことはないといったことございました。

ただし、採算の面でございますが、ショートコースになりますと、現在の急流コースの料金を算定基礎といたしまして、ショートコースの料金を設定することとなり、またショートコースでありましても、船頭が2名は必要でございますし、現在の清流コースと急流コースに加えまして、ショートコースの船の搬送のローテーションが1ローテーションふえることなど、コスト面を考えると、採算がとれるかどうか、あるいは新コース設定による船頭の確保が課題であるとのことございました。

また、船頭の確保と待遇につきましても、くま川下りの船頭の確保、待遇でございますが、船頭の雇用の現状でございますが、3月から10月までの8カ月間の季節雇用ということでございますが、勤務の不安定、低所得等の問題がございますので、なかなか船頭の確保が難しいとのことございました。

また、船頭の確保が難しいことから、現在、運航できる船につきましても、昨年度の22隻から本年度20隻となり、収益の減少となっております。さらに、船の輸送等に伴います原油高騰によりまして、待遇改善も思うようにできないような状況にあるというふうなことございました。

それと、球磨川下りとお客様が市内になるべく宿泊されるような施策ということでございますが、日本観光協会の調査によりますと、団体旅行が3割、個人旅行が7割と、近年の旅行形態が個人旅行へと変化している状況にありますので、旅行会社だけへの営業活動ではなく、個人、直接郡市の宿泊施設に予約をされまして、お泊まりいただくお客様方が球磨川下りを御利用いただきますように、宿泊施設とくま川下り株式会社が一体となった施策を講じてまいりたいと考えておるところでございます。

また、中川原の活用につきましては、先ほど申しあげましたが、仮に人吉発船場から国民

宿舎までのショートコースができました場合につきましては、計画できないということでございますので、ショートコース計画の実現を前提といたしまして、中川原に発船場が着船設置可能か、河川管理者の国土交通省、漁協などの関係団体と協議・検討いたしまして、さらに郷土芸能などの団体と出演が可能であるかの協議などをしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 御答弁をいただきました。確かに会社の経営そのものは大変であろうと思いますし、船頭さんの確保もこれは大変であることも伺いをいたしております。

しかしながら、申し上げたように、人吉市のシンボルですから、観光の柱ですから、どうかしてやらないと、これが落ち込んでいくと、やっぱり人吉市のイメージダウンということになるかと思っておりますし、一つのこういう例もあります。家族4人でおいでになりまして、急流コースを下ったら3,850円ですか、1人当たり。そしたら、子供も多分中学生じゃなかったらと思うんですが、かなり高額になるということで、これは会社から聞いたお話ですが、御主人だけは車で着船場まで行って、家族だけ乗せて下したというような例もあるようでして、やはり料金そのものに大きなネックもあるんじゃないかと思っております。だから、こちらについても十分御検討いただきたいと思っております。

そしてまた、財政的にいろんな面で、船頭の待遇とか数とか、そしてまた航路の整備とか、いろんなことに大変であろうことは私も理解はいたしております。しかしながら、観光人吉市が標榜するやはり核であるならば、思い切った施策、投資投入というものも必要ではないかなと、何も市費だけじゃなくて、それはやはりそれを協賛をいただく企業とか、いろんな方たちの助成も仰ぎながらやっていくべきではないかと、最大の努力をするべきじゃないかと思っております。これは川下りです。

それから、くま川鉄道の御答弁をいただきました。いわゆる制度上に確かに輸送法とか、いろんなことで、鉄道法とかで、いろんな制度上、法令上の規制があらうかと思っております。しかしながら、できないということじゃなくて、どうすればできることができるのかなということについても、しっかりと認識をしていただきたいなと思っております。

実は私は、ここに職員綱領を持っております。いいことがあります。ここに「積極志向」、まさしくそのとおりです。どうしたらできるか、考えて行動する、これがやはり本質ではないかなと思っております。これは蛇足でございますが。

ですから、この質問は、建設部長、丸山部長がお困りになったんじゃないかなと思っております。唐突として、いわゆる観光面からの、ソフト面からの質問になりましたので、くま川鉄道という施設、運行、そのことについては建設部長の所管かもしれません。ですから、そうした場合には、やはりソフト面ですから、でき得れば、観光ということの方から経済の方で御検討、答弁していただければよかったのかなと思っております。それがどうだとは言いません。今後、

機構組織はやっぱり、これは私は質問していませんでしたけども、通告はしていませんでしたけども、弾力的、機能的で機構や組織はあってほしいと、このことについては市長にお願いをしておきたいと思います。御答弁は要りません。

それから、市長にお尋ねをしていきたいと思います。ただいま御答弁をいただきましたので、観光については、人吉市は親善大使を委嘱をされまして、人吉市政の中心施策の一つであるというふうに思います。

人吉市は、これからの国際観光立市として、視線は、国内は当然でございしますが、著しい経済発展をしている隣国の中国、インド、韓国、台湾などなど近いアジアの国々を見据えまして、いわゆる球磨川下り、川の駅等自然への展開、そして温泉街、そして市長が構想される温泉特区、人吉駅・くま川鉄道を中心とした市街地観光への展開、これらを観光ゾーンとしてか、または拠点施設としてか、3観光拠点としてか、整備を進めるお考えはどうかと、これについて市長にお聞きをしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　さまざまに人吉市の観光の魅力という、または要素というのは、もう御承知のとおり存在しているわけでございます。それをどのように有機的につなげていくかというのが、今後最も重要ではなかろうかなと思っているところでございまして、その第一弾として、やはり観光客の皆様方にしっかりとした情報を提供しなければならない。その情報もガイドブックに書いてあるような情報ではなく、きょう何時にどこに行けば何が体験できる、楽しめるという、そういう生の情報を提供していく必要があると、そういう観点で、仮称ではございますが、駅には情報観光センターというものを設置をしてみたいというふうに考えているところでございます。

そのようなところでさまざまな人吉市の魅力ある観光、存在を観光客の皆様方に存分にお楽しみいただくということではなかろうかと思っているところでございます。その一環として、大変重要と申しますが、最も重要なものが、御指摘のとおり球磨川下りであろうというふうに考えているところでございます。

少しつけ加えさせていただきますと、球磨川下りに関しましても、下田代議員御指摘のとおり、やはり私も川の駅というのは非常に重要であると。よって、国土交通省にはもう既に御提案をさせていただいているところでございます。わざわざ発船場まで行かなくても、昔は鍋屋さん、鮎里さんの下から下っていたわけでございます。それが人吉旅館さんであるとか、くまがわ荘であるとか、翠嵐桜さんであるとか、直接その旅館の下から発船できるという楽しみ方、いわゆる利便性というのもあろうかと思えます。または、その川沿いに存在しないビジネスホテルとか旅館というところに関しましては、発船場にお越しいただいて、中川原に着船してもいいし、または国民宿舎、翠嵐桜さんまで下ってもいいし、渡の着船場まで下ってもいいと、さまざまなバリエーションを用意する必要があるのかと考えているところでございます。

また、料金のお話もございましたが、私もくま川下り株式会社の決算書を見させていただきまして、なかなか収益が上がらないその原因というのは、いわゆる例えば、2,800円とか3,800円等々の料金設定が高いか安いかという議論は別にいたしまして、限界利益率が8%から9%ぐらいしかない。ということは、つまり、これで給与を出して一般管理費を出さなきゃいけないということでもございまして、全く採算に合わないことを実施しているところが現実でございます。

じゃこれをどう克服していくかということでもございますけれども、この点に関しましては、新しい川遊びのやはり基軸を打ち出して、その採算をカバーしていかなくちゃ、不採算部分をカバーしていかねばならないというふうに思っているところでございます。

それから、船頭の確保と待遇というお話もございましたけれども、これはやはり通年1年を通して雇用をしていかねば、到底船頭さんたちの確保はもう難しいものというふうに思っております。昔は、農業をされながら農閑期にそういう船頭として働いていただくということも十分可能であった時代ではございますけれども、今では農業自体が構造不況に陥っているわけでもございますから、農業のまた時間を割いての船頭としての活躍というのはなかなか難しい状況になっているところでございます。

よって、私といたしましては、冬期対策をしっかりやらなきゃいけない。通年を通してどうしたらその方々の1年を通した待遇改善ができるのかということを考えていかねばならないと思っているところでございます。

市費を投じるということの前に、株式会社でございまして、いかに独立採算を果たすかということでもございますので、1泊2日ぐらい時間をかけまして、取締役会で十二分なる討議を重ねていかなくちゃならない。多分ことしはそういうふうな新しい提案が、くま川下りの社長を中心になされていくものというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 18番。ただいま市長の方からお答えをいただきました。やはり人吉市のシンボルとしての川下り、ショートコースについてもぜひ設置をしていただきますように御検討をいただきたい。よろしく願いをしたいと思っております。

次に、農業振興の中で農業公園についてお尋ねをしてみたいと思っております。いわゆる、これまで農業振興につきましても、地域農業とか中山間地農業とか有害鳥害対策といいますか、これは国の農業基本計画など、その課題と振興についていろいろ質問をいたしてみたい。今回は農業振興の一環として整備をされました農業公園についてであります。

農業公園の整備経緯について、おのおのの利用状況等はどうなっているのかということについて、まずお聞きをしたいと思います。農業公園がどこどこにあるのかなということの理解が進んでおりませんので、それもよろしく願いしたいと思います。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

農業振興についてということで、農村公園の建設経緯と現在の利用状況ということでございますが、まず農業公園の位置でございますが、現在、人吉市に3集落、中神町大柿と田野地区と下田代町でございます。この3集落4カ所の農村公園がございます。

まず、中神町大柿にあります大柿地区農村公園は、昭和55年完了の農村総合整備モデル事業によりまして大柿公民館横に面積801.66平方メートルの用地に、ブランコ、滑り台、フジ棚、ベンチ、水飲み場、トイレが整備されております。

次に、田野地区には2カ所農村公園がございまして、昭和59年完了の農村総合整備モデル事業によりまして、田野活性化センター横に面積1,493.53平方メートルの敷地に、ブランコ、滑り台、鉄棒、ウベ棚、ベンチ、水飲み場、あずまや、トイレが設置されております。

また、平成8年完了の中山間地域農村活性化総合整備事業によりまして、田野小学校横に面積6,927平方メートルの敷地に、テニスコート4面、あずまや、トイレ、水飲み場、わんぱく広場に遊具といたしましてチェーンネットクライム、スプリング遊具及び15台分の駐車場が整備されております。

以上、三つの公園はいずれも農村生産基盤整備を実施する際、同時に地域住民が暮らしやすい生活環境、すなわち集落道路や公園等を整備するため、共同減歩によりまして用地を地域住民が提供し、整備したものでございます。

また、平成4年には下田代集落におきまして、地区の運動広場としまして下田代公民館の向かいに387.41平方メートル購入し、設置しております。

次に、各農村公園の利用状況でございますが、大柿地区農村公園は、大柿地区の児童生徒の遊び場として利用されております。田野活性化センター横農村公園は、大柿地区農村公園と同じく、地区の子供たちの遊び場として利用されております。テニスコートを含みます田野地区農村公園につきましては、テニスコートの専用使用貸出業務は、教育委員会スポーツ振興課で行っております。尋ねてみましたところ、専用使用は、平成17年度が22件、利用予定人数670名、内訳といたしましては、中学校・高校の部活動、16件518名、大会2件100名、その他4件52名、平成18年度は34件、利用予定人数1,402名、内訳といたしましては、中学校・高校の部活動21件480名、大会7件900名、その他6件22名となっているようでございます。専用以外の通常の利用者数については把握されておりませんが、大口市からの利用もあると聞いております。下田代地区農村公園は、町内行事や公民館利用の際の駐車場として利用されております。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） ただいま公園の整備経緯といたしまして、それにそれぞれの利用状況、かなり利用はなされているようでございますが、これは利用なされることは大いに結

構でございますし、特に田野あたりの場合は、かつて長野県の菅平公園、そういう構想も、山間地といいたしめようか、そこらの、菅平の場合は、学生、社会人の夏の合宿地でしょうか、そしてまた、農業としては、高原野菜でしょうか、そういうもの、市場に近いこともありましようし、高原野菜のメッカでもあろうということをお聞きしておりますし、私も見てきたことがあります。そういうことで、田野についてもいろんな展開があろうかと思ひます。

ただいまの利用状況をお聞きした中で、さらにこれを活性化させていくために、今後の活用、いわゆる農業とのかかわり、これについてはどうお考えなのか、農業振興のための活用といいたしめようかね、そういうことも含めて、どうお考えになっているのか、お聞かせいたしたいと思ひます。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

今後の農村公園の農業振興としての活用につきましてでございますが、まず大柿地区農村公園は、現在のところ集落住民だけの利用になっておりますが、仮称でございますが、球磨川架橋ができますと、他地域からの入り込みが容易になりますので、農家の方が公園周辺に市民農園を開設していただき、駐車場としての利用や、集落内に熱帯果実園や温泉、それに農家民泊施設がそれぞれ1件ございますので、それらの施設等と連携し、地元児童生徒の利用の妨げにならない範囲で活用し、地区農民の振興策になればと思ひます。

田野地区農村公園につきましては、田野地区の高原の有利性をアピールし、テニスコートの利用拡大を図るとともに、2件の農家民泊施設、活性化センターと連携を図り、訪れる方に田野の花や野菜、農産加工品などを販売し、活性化につないでいかなければならないと思ひております。

下田代地区農村公園は、地区の中央に位置しておりますので、地元と協議し、農業振興を図っていかなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、地元地権者の共同減歩によって用地の提供を受けまして開設した公園でございますので、地元の皆様の意見を聞きながら進めていかなければならないと思ひているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 御答弁をいただきました。確かに橋がかかりますと、いろんな展開が出てくるかと思ひます。当然市民農園、これもまた大事なことであろうと思ひますが、これにもまたたくさんの課題があろうと思ひます。地元の方は、農村運動公園でしょうか、子供とかお年寄りとか、健康保持のために、増進のために、そういうことにたくさん使えればいいがなという声もあるようでございます。

ですから、今部長が御答弁なされたように、いろんな方たちがお見えになって、駐車場等ということになれば、そこらの障害も、ある程度制約されるのかなと、障害があるのかなと

いう気もいたしますので、地元の御意見も十分お聞きし、協議をしていただいて、慎重に進めてほしいなと思います。よろしく願いをしておきたいと思います。

それから、田野公園につきましては、ただいま申されましたように、他県からも利用があるようでございます。当然田野という特性を生かしながら、いろんな展開をさせていただければいいかなと思います。市長が申されているように、農業特区のモデルの一つにもなるかもしれません。これはモデルの組み方、特区の組み方もあろうかと思いますが、いろんな特区のあり方がたくさん出てくると思いますので、そのメニューの中から、もしそれにそぐうものがあるとすれば、そこらも大いに活用をして進めてほしいと思います。

以上、農業問題でございます。

次に、通告をしておりました人吉市の役割、これ実は言いかえますと、今市民が不安に思っていること、不安に感じていること、このことについてでございます。

まず、裁判員制度、これについてでございます。この制度は、御承知のように、21年の5月から、いわゆるスタート、実施をされます。我が国にとりましては新しい制度でありまして、現在マスコミ等でもいろんなことで取り上げていますが、国民、市民にはなかなか理解しにくいと、そしてまた、どちらかといえばなじめない、そういう制度問題であります。よく私も聞かれます。裁判員に選ばれるとなかなか辞退できないそうですもんなど。裁判員として死ぬまで守秘義務があるらしいと、もう窮屈ですなど、そういうことなどがよく聞かれます。私も裁判所に行って説明を聞き、このDVD、それから冊子をいただいてまいりました。DVDはお貸しいたいて借用書を入れてます。それで私70分ですが、これを私も見てみました。確かによく理解できるように作成をしてあります。

そこでお尋ねをいたします。国の制度といたしましても直接市民にかかわることですので、市の役割、対応、これはきのう議案質疑にもちょっとありましたけれども、さらに認識を、市民の皆様方に認識を高めていただくために、重複するかもしれませんがお尋ねをしておきたいと思います。その役割、対応はどうなのかということです。

さらに、これまで市民への周知はどうかされてきたのかということをお尋ねをしたいと思います。実は裁判所の方にもこれをお借りになったとは市内に1カ所だけだそうです。ある組織、研修に使われたそうですが、その後それまではどこからもおいでになっていませんということでございました。それだけ市民の皆さんも毎日の生活が大変ですし、そこまではなかなか気が届かないということもあろうかと思っておりますので、これまでどう周知をなされてきたのか、それもお尋ねしておきたいと思っております。

○総務部長（秋山健児君） 御質問にお答えをいたします。

まず、裁判制度の概要について御説明をしたいと思います。これは、国民が裁判員として刑事裁判に参加をしてもらい、法廷で証人の話を聞いたり証拠を調べたりして被告人が有罪かどうか、そしてまた有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもら

う制度でございます。裁判員は市町村の選挙権がある人の中から事件ごとにくじによりまして6人が選ばれることになります。つまり、選挙権があればだれでも裁判員に選ばれる可能性があるということでございます。

御質問の1点目、裁判員制度に関する市のかかわりについてでございますが、法令上、市町村の事務とされておりますのは、市町村の選管、選挙管理委員会におきまして裁判員候補者予定者名簿の調製及び送付に関する事務、それともう一つは市町村の住民基本台帳担当部署における裁判所候補者に係る本籍回答事務の二つでございます。事務の概要を申しますと、市の選挙管理委員会から選挙人名簿登録者数を熊本地方裁判所に報告をしまして、その数をもとに裁判所から市町村ごとに人口規模に応じました裁判員候補予定者の人数の割り当てがございまして、これを選挙管理委員会におきましてその割り振られた人数を選挙人名簿から抽出をし、その氏名、住所及び生年月日の記載をした裁判員候補予定者名簿を調製をしまして、その際、市はその名簿に本籍情報を付しまして裁判所へ送付するというものでございます。

御質問の2点目、今まで市民に対してどのような説明や周知をしてきたかということにつきましてお答えをいたします。

裁判員制度の周知につきましては、過去に熊本地方裁判所、熊本地方検察庁及び熊本県弁護士会から裁判員制度広報映画DVDの配付、ポスターの掲示依頼、リーフレットの送付などがあっております。これらを受けまして本市では平成18年6月には市民グループ、これは人吉倫理法人会でございますが、これに対して市の情報を提供する出前講座を開催をいたしまして、裁判員制度の概要の説明とDVDの上映を行ったところでございます。また、広報ひとよしにおきましては、平成19年1月15日号と平成19年9月15日号に裁判員制度関連の記事を掲載したところでございまして、そのほか庁舎内にポスター掲示やリーフレットを設置をしているところでございます。

以上お答えいたします。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 周知についてお答えをいただきましたが、市民グループが一つでしょうか、ここがやっとならぬと、研修をなされたということのようでございます。したがって、まだ市民の皆さん方には関心が薄いということよりもなかなかそこまでは気と手が回らないというのが実情であろうかと思っております。それで積極的にやはり人吉市として地方行政としまして、やはり市民の不安を払拭するためにも今後どのようにこの周知、その手だてを行っていくのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○総務部長（秋山健児君） お答えいたします。

裁判員制度の広報につきましては、現在、裁判所、検察庁などで積極的に展開をされているところでございますが、人吉市におきましても引き続き関係機関と協力をしまして、市民

の間でさまざまな研修会や会議等における出前講座の開催や広報ひとよし、市のホームページ等を活用しまして制度の浸透を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上お答えいたします。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） お答えをいただきました。ぜひぜひ密にそれを進めていただきたいと思います。

では、次に、やはり人吉市の役割ということで、市民の皆さんが感じておられることの中で人吉市の財政事情、これについてお尋ねをしていきたいと思っております。

今回の質問は、財政事情につきましては詳細に事務事業と対比をさせたり、そしてまた歳入歳出について詳細にただすものではなくて、いわゆる人吉市の財政は俗に報道等がなされてますように夕張市並みに厳しいらしいと、そうなると市の公共料金等いろんな面で不都合が生じて、そして市民に大きな影響が出るんじゃないかなろうかというようなそういう市民の方々の不安もあるわけでございます。そういう声に対しましてきちんとした人吉市の財政事情、いわゆる基本的構造、財政の基本的構造について質問をするものであります。

そこでお尋ねです。夕張市の比較は報道等もあったということで名前を出すことについてはお許しをいただきたいと思います。この比較の中で言うならば俗に言われる財政力指数、そしてまた経常収支比率、地方債残高、実質公債費比率、それから実質的な収支、そして人吉市の財政の県下での位置等、ここらについて、わかりやすく市民の皆様これらについてお聞かせをいただきたいと思います。

○企画部長（井上修二君） 人吉市の財政状況は夕張並みに厳しいのではないかという市民の声があるということでございます。人吉市の財政状況ということでございますけれども、平成17年度決算において新聞報道で人吉市初の赤字という見出しで記事が掲載され、市民の皆様には多大な御心配をおかけし、広報ひとよしなどを通じまして、これは決算統計上の取り扱いにより生じたものであり、実際の決算においては黒字で堅実な財政運営を行っておりますので御安心くださいという広報を行ってきたところでございます。また、総務省においては、このような誤解を招かないよう18年度決算から統計上の取り扱いについて修正がなされたところでございます。

人吉市と夕張市の財政状況でございますが、総務省が公表しております平成18年度決算における財政指標等で御説明をいたします。

初めに、自治体の財政力をあらわす財政力指数でございますが、この数値が多い方が財源を自前で調達できる力、財政力が強い団体ということでございまして、人吉市が0.49、夕張市が0.24となっております。人吉市が夕張市よりも財政力が強い団体であるということが言えると思っております。

次に、財政構造の弾力性をあらわす経常収支比率でございますが、これは数値が低いほど

弾力的な財政運営ができる数値でございます。人吉市が102.1%、夕張市が119.9%となっております。また、将来負担の健全度をあらわす人口1人当たりの地方債、借金でございますが、地方債の残高でございます。人吉市が39万7,893円、夕張市が114万5,036円となっております。

次に、公債費負担の健全度をあらわします実質公債費比率、これは低ければ低いほどよいと言われておりますけれども、人吉市が12.5%、夕張市が38.1%となっております。また、県下14市の中では本市が一番低く、全国782の都市の中では低い方から150番目となっております。なお、夕張市は最下位の782番でございます。

最後に、1年間の収入から支出を差し引いた実質収支でございますが、人吉市が4億4,702万8,000円の黒字でございます。夕張市が349億5,939万5,000円の赤字でございます。

これらの指数でおわかりのとおり本市の財政状況は、夕張市のような財政破綻という状況ではございません。

以上お答えします。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） ただいま企画部長の方から明快な御答弁をいただきました。幸いにして全国の都市の中でも下の方から150番、いい方から150番目ということでございますし、さらに夕張市に比べると非常にいいと、県下でもやはりいい位置にきているということをお聞きをし、安心とは言いませんがいいのかなと、健全なのかなと思っております。

そこで、市長にお尋ねをしたいと思っております。これからの人吉市の進展、事業の推進、これは財政の健全化、これはもう必須条件でございます。そこで厳しい財政事情がいつも緩やかである、そしてまだ潤沢であるということはありませんので、厳しい財政事情の中でも市民の皆様が安心される健全財政を図りながら、そして積極的に事業を進めていただきたいと思います。そのお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

施政方針の中でも申し上げました、市民の皆さん方に安心してお暮らしいただけるような財政状況をつくってまいらなければならないということでございます。しかし、一般財源の中でも特に税収の確保が大変厳しくなっている中で、いかに市民の皆様方の所得を上げ、税収をふやすかを考え実行することが肝要であるというふうに考えているところでございます。御承知のとおりこれからはますます少子高齢化社会が進んでまいりますし、人口の減少傾向はいまだにやむことはございません。これまでも申し上げてまいりましたが、これから人吉市の経済は公務員経済から年金経済へ移っていくというふうに私は考えているところでございます。そうなりますともう当然のごとく税収は減り、当然市民サービスも当然低下するということになるわけでございます。現在の時点では財政状況は確かな道を歩んでおりますけれども、税収不足または少子高齢社会等々の構造的変化によってどのようにこの人吉市の財

政も変化するかわからないということでございます。しかし、そうならないためにも市民の所得がふえるためのさまざまな施策を行ってまいらなければなりませんし、しかし、そういうものの施策を行うことで次の世代へ負担をふやすことはできないというふうに考えているところでございます。

私たちの世代の責任といたしまして、10年後、20年後、100年後も市民の皆様が笑顔で暮らすことのできるまちづくりを目指すために事業の選択と集中、最小の経費で最大の効果を上げるような施策に取り組んでまいらなければならないと考えているところでございます。特に市債の発行におきましては、次の世代に対する負担のつけ回しとならないように慎重に行わなければならないと考えておるところでございます。

公債費負担の健全度を示す実質公債費比率、県内でも14市において最もよい12.5%となっておりますので、この数値が大きくふえないように当面の発行額を12億円以内に抑えてまいりたいというふうに考えているところでございます。さらに、財政調整基金につきましてもできる限り取り崩しを行わないような財政運営を実施してまいりたいと考えております。

以上お答えといたします。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 市長から健全財政につきましても強い決意とまいましようか、施政方針につきましても御披歴をいただきました。それで、今後やはり課題となっております収入の増、これやっぱり税金がいかに増加するかということでございますから、やっぱ定住人口の増とか若者の定着とか雇用の増大とかそういうことに最大の努力を傾注していただきたいと、お願いしたいと思っております。

私の今回の質問は、冒頭に申し上げましたように市民の方々がメッセージまたは電話またはおいでになっていただいた、そういうことの中からの質問でございます。真摯にお答えをいただきましたが、市民の方々の思い、そしてまた御意見、御要望、これを重く受けとめていただいて、そして、その実現に向けて速やかな対応をお願いしたいと思っております。

そして、最後になりましたけれども、同僚議員も申し上げましたように今月をもって退職をされます総務部長、経済部長、そしてまた建設部長、そして多くの職員の皆さん、退職される職員の皆さんに心からのお礼と御慰労を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

これで終わります。

○議長（大王英二君） 暫時休憩をいたします。

午後2時49分 休憩

午後3時3分 開議

○議長（大王英二君） では休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、17番」と呼ぶ

者あり)

17番。

○17番(山下幸一君)(登壇) 皆さん、お疲れさまでございます。17番議員の山下でございます。通告に従いまして質問いたしますので明確な答弁よろしくお願ひします。

質問をする前にお礼を申し上げます。去る平成18年7月22日の豪雨により、瓦屋・合ノ原地区で地すべりが発生しました。31戸の地域住民が避難指示を受け、スポーツパレスと瓦屋修成館に分かれて避難をいたしました。発生時は西校区災害対策支部の職員を初め地域の消防団、また、地域振興局並びに建設業関係の方々の監視のもと、温かい御協力により短期間に避難解除を受け、我が家に帰宅したところでございます。地すべり後、県・市を初め各関係者、いち早く対策に対応していただき平成19年度の地すべり工事も完了しております。地すべりの地域の住民を代表いたしまして、県・市を初め消防団、各関係者に対しましてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、質問にいたします。市民の声より、県事業の1点目、新規御溝川河川改良事業について。2点目、既存御溝川改修についてお尋ねします。この2点の質問は、管轄が県事業でありますので、なかなか答弁しにくい面もあろうかと思いますが、お尋ねします。

新規事業の御溝川河川改良事業については、質問を始めましてはや9年が過ぎようとしてます。質問も4回目になりますが、なぜ着工できないのか不思議でならない。同じ質問を何回もしますが、皆様から同じ質問を何回もしてと言われるかもしれませんが、水害で被災される地域住民の方々、また、人吉西小学校に通学する子供たちへの危険性を考えますと質問をせざるを得ないのであります。地すべり災害は早急に対応していただき工事も完了しました。御溝川河川改良事業はなぜ着工できないのか不思議でならない。河川はらんんで地域住民は災害を被るのであります。先ほど申し上げましたように通学路に面した河川でありまして、もし子供たちが増水の中で死亡事故に遭ってからは大変なわけでございます。地域住民の切実な願望と置きかえていただければ、その趣旨は十分理解できると思料するところでございます。事業内容は前回平成18年3月議会の質問・答弁でわかっていますが、先ほど述べましたがなぜ事業が進展しないのか不思議でならない。事業については被災を受ける地域と事業を実施する地域が異なるというような違いがありますが、用地買収等については大変だと思っております。しかし、水害と被災を受けられる方々においては雨が降るたびに夜も眠れない大変な思いをされている状況であります。

そこで市長にお尋ねします。質問1点目、過去の御溝川流域、人吉西小学校区、瓦屋、城本、駒井田、上・中・下青井の災害状況を見られたことありますか。

○市長(田中信孝君) お答えいたします。

御溝川の災害状況につきましては、平成18年の浸水状況を見ております。また、以前にも確認をしているところでございます。

以上お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 2点目をお尋ねします。

御溝川河川改良事業計画を御存じでおられますか、お尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

御溝川河川改良事業計画につきましては存じております。また、現地の方も平成19年10月18日に御溝川河川改良計画地や福川既存御溝川流域など現地調査を行ったところでございます。

以上、お答えでございます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 3点目でございます。市長にお尋ねします。事業の早期着工を県へ陳情か要望等に本庁または球磨振興局へ行かれたことがありますか。また、行かれたとしたら何回ぐらい行かれたのか、お尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

まず、平成19年5月25日、就任の月でございますが、人吉市防災会議におきまして第1回目に球磨地域振興局土木部長に要望を行っております。2回目は平成19年9月5日、県議会正副議長との市町村懇談会において県議会議長に直接要望を行っております。次には、平成19年11月28日、熊本県土木部河川課審議員に来庁されました折に早期着工の要望を行っております。

以上でございます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 4点目になりますが、今後この事業計画について市長はどのようなお考えを持っておられるのか、お尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

毎年被災を受けておられる方々には雨が降るたびに夜も眠れないという大変な思いをされていることは十分承知しているところでございます。よって、先ほども御答弁申し上げましたように機会あるたびに県には強く要望を行っているところでございまして、一日でも早い着工に向けてこれからも県に強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

以上お答えでございます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） では質問5点目でございます。建設部長にお尋ねします。

話によりますと建設部長は3月をもって退職されるとお聞きしていますが、丸山部長の最後の質問になるかと思いますが、思い出の答弁としていただければ幸いですので答弁の方よろしくお願ひします。

質問ですが、現在の進捗状況と着工できない理由をお聞かせください。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

御溝川河川改良事業の進捗状況と着工できない理由についてということでございますが、議員申されましたように県事業でございますので、球磨地域振興局にお尋ねした中でお答えさせていただきます。

この事業の進捗状況でございますが、平成9年に御溝川河川改良計画の策定に向け地元住民の方から意見を聞きながら進めるための河川懇談会が設立されておりまして、その中で4点ほど提言がなされておりまして、第1期、第2期、第3期の施工計画がなされたところでございます。議員申されました御溝川河川改良事業は第1期というふうになるわけでありまして、ルートにつきましては山江川と御溝川の合流点付近から上林町の第1新運動広場付近で万江川に放流する計画となっており、平成11年から概要及び計画ルートについて説明会がなされ、平成14年度に基本計画に基づいて説明会を行うとともに詳細測量がなされてきております。平成15年度に測量結果をもとに再度地元説明会を行い、また、平成16年度には計画ルートや構造物などの詳細設計を前提に、人吉土地改良区などの関係機関と協議がなされ、現在も早期着工に向けて努力いただいているところでございます。

この事業は、議員も申されましたけれども、被災を受ける地域と事業を実施する地域が異なるということで事業の進展にとりまして大変難しいわけでございますが、関係地権者の御了解が得られていない状況でございます。今後も事業予定地の最大の地権者であります人吉土地改良区の御理解を得られますよう、また、他の地権者の皆様の御理解も得られますよう県とともに努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 次に、2点目の既存御溝川改修についてであります。現在下流域より河川改修事業として対応していただいております。今回、お尋ねするところは城本第1踏切から下流人吉駅区間であります。人吉駅下流は一部改良がなされております。駅前上流については御承知のとおり住宅の橋はもとよりさまざまな橋が架かり、あるところは橋の上を駐車場として使用されているところもあります。駒井田町、中青井町の地域の方々は御溝を清掃したい気持ちは十分持っておられます。しかし、清掃しようとしても人力においては清掃できない状況でございます。特に駒井田地区においては水が流れないため土砂がたまり雑草が生え、また汚く悪臭があり、地域住民は大変困っておられます。このようなことから町内会長はもとより地域住民と、いわゆる地域住民より調査要望があり、私も含め県並びに人吉土地改良区、地域住民の方々と現地踏査を行いました。県職員の方は写真などを撮られ検討しますとのことでありました。その後どうなっているのかをお尋ねします。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

城本第1踏切から下流、人吉駅区間の清掃、しゅんせつについてのお尋ねでございますが、議員御指摘の箇所につきましては、平成19年11月、再度、球磨地域振興局、人吉土地改良区、市と現場立ち会いを行いまして堆積土砂の除去方法などの検討を行ったところでございます。その中でも特に駒井田町元JRアパート横の橋梁下では、人力では困難な状況でございました。環境面からも早急に対応を要望しておりましたが、元JRアパート横付近のしゅんせつにつきましては、平成19年度予算で対応されるようでございます。また、住宅の進入橋などで清掃及びしゅんせつができない状況の箇所がございますが、可能な所から順次清掃及びしゅんせつを行ってまいりたいとのこととございました。

以上、お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 2点目の御溝川改修工事の質問であります。この質問箇所は人吉西小学校橋、いわゆる瓦屋4号橋だそうですが、より元金子商店裏の城本町と駒井田町を流れる分岐点までの区間であります。一度県より瓦屋修成館において改修事業の説明がありました。説明後やがて1年が過ぎようとしています。地域の方々は改修が進まないことで怒っておられます。説明後どうなっているのか、お尋ねします。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

人吉西小学校登校橋、瓦屋4号橋でございますが、から金子商店様裏までの改修についてでございますが、議員が申されましたとおり平成19年2月に瓦屋町修成館におきまして詳細な設計図面に基きまして改修事業の地元説明会を開催されております。地元から改修方法の見直しの要望がございまして中断しておるところでございますが、その後、球磨地域振興局におきまして計画見直しのための現地調査などが行われ、代替案の予備設計を平成19年度で行っていただけるとのこととでございます。今後事業が進展いたしますよう市といたしましても協力をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 御溝川河川改良事業並びに既存御溝川改修工事について、市長、部長、御答弁いただきましてありがとうございます。地域住民の切実な願望であります。質問の趣旨を十分理解していただき、事業が県管轄事業でありますので大変かと思いますが、早期に着工できますよう陳情や要望を行っていただき、河川改良が実現できますよう期待を持ちましてこの件については終わります。

次に、市長の政治姿勢について。

市長の政治姿勢の副市長人事案件についてでございますが、市民の風の便りや複数の電話により質問が寄せられました。また、3月1日の人吉新聞によりますと副市長人事に疑問と議長に申し入れ書が提出されています。問う内容としましては、行政としましてのルールを守

るべきではないのか、今後事実関係の解明について議会はどう対応するのかとなっています。そこで市長に今回の苦言とも言えることを言わざるを得ないのであります。市長の政治姿勢についてであります。ある程度聞いておりますが確認したいため今回提案の副市長の人事案件についてお尋ねします。

きのうの立山議員の質疑において答弁がっております。私の質問が大方なくなりました。昨日質問をお願いしました、申しわけございませんが、きのうの質疑答弁について市長に質問をいたしますのでよろしくお願いいたします。

まず1点目、副市長選任について、平成20年2月12日の全員協議会、さらに3月10日の全員協議会の選任候補本人の林様と面談があり、お話を聞きました。全員協議会は全員協議会として、一般質問として再度副市長選任予定者の経歴及び今回提案するに至った経緯を詳細に説明してください。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

まず、人選理由でございませけれども、本市の経済活動が低下し、御承知のとおり法人税、市民税が減少する中で、マニフェストには書いておりませんが企業誘致、中心市街地活性化等々を含めた重要課題の一つとして念頭に置き、この11カ月間活動をしてまいりました。その中で熊本県庁におかれましては県庁職員として経済産業省より出向されておられる方の御努力もあり自動車関連の企業誘致が進んでいると聞き及んだこと。2点目は、マニフェストに掲げている先ほども申し上げました中心市街地活性化に関しまして、経済産業省の所管であるとの理由でこの省より御出向願うのが一番本市にとりまして実利的と考えた次第でございませ。

林健善氏の経歴につきましては、学歴は、法政大学法学部卒業、平成9年3月の卒業になっております。経済産業省には平成9年入省をされておられます。年齢は34歳。それから職歴といたしまして、中小企業庁長官官房総務課、平成16年6月、中小企業庁小規模企業政策課、平成12年4月、生活産業局総務課、平成13年1月、商務情報政策局政策企画官付、平成14年4月、福島県喜多方市市役所商工観光課係長出向、平成17年4月、中小企業庁経営支援部商業課中小小売商業一係長、総括係長が現職でございませ。

交渉の過程、その内容でございませ。

12月19日午後1時、東京八重洲にありますホテルにおきまして、元中小企業長官であられ東京熊本県人会会長の木下博生氏と面談をし、経済産業省から副市長を迎えたいとの旨をお伝えし、可能かどうかも含めて経済産業省との交渉をお願いしたところでございませ。

1月9日、木下博生氏の御尽力により経済産業省秘書課長との面会の約束をいただき、私の方から秘書課長に直接説明をさせていただく機会を得たわけでございませ。経済産業省の回答は、総務省のように各自治体からのさまざまな出向依頼を想定して採用計画を行っているわけではないので、現在は経済産業省自体人材不足に陥っているところである。よって、

出向はなかなか厳しいとの御判断でございました。

その後も木下氏を初め経済産業省OBの方々に御努力をいただきながら粘り強い交渉を重ねてきたところでございますが、その努力が功を奏したと思えますけれども、経済産業省の方から大変厳しい状況の中で、もし出向させるとしたらエース級を出したいとの回答を得たところでございます。結果、本年1月22日にしかるべき人材を出向させる方向で検討しているという御回答をいただきました。

そして、その後、人選に入るとの御返答をいただき、1月24日に林健善氏の経歴書を御送付いただいたものでございます。その結果は中心市街地活性化法に直接かかわっている人であり、経済産業省の内部事情があるにもかかわらず、経済産業省におかれましては御決断をいただいたということに私といたしましては大変感謝を申し上げたところでございます。

これを受けて出向を決めていただいたことへの御礼と御本人との面談も含めて上京の機会を考えておりましたが、2月14日に文部科学省への陳情の機会があり、その日程の中にお伺いすることを決めたところでございます。その陳情に同行いただいた3名の議員の方々と、経済産業省は文部科学省の目の前でもあることから陳情終了後、林氏に直接面会できるとの約束もございましたので、全員協議会で2月12日に御説明したことであり、私1人の面接より多人数の面接の方がよいと判断し3人の方々にも御同行をお願いしたところでございます。

以上、お答えでございます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） それでは、市長にお尋ねします。

昨日の立山議員の議案質疑の答弁の中で、市長は、副市長は中心市街地の活性化と企業誘致をしていただくと答えられましたが、副市長の仕事は中心市街地の活性化と企業誘致の仕事ばかりではなく、市長の補佐役として人吉行政の全般にわたり補佐していかなければなりません。そのほかの福祉、農林業、教育など多くの事業があるわけでございまして、副市長はこれらの事業の対応にどれだけのノウハウを持っておられるのか、市長にお尋ねします。

○市長（田中信孝君） 先ほど御経歴の中でも申し上げましたとおり経済産業省一筋、しかも、中小小売業であるとか中心市街地活性化法の改正に当たってこられた方でございますので、それ以外の経済であるとか、福祉であるとか、教育であるとかいう場面に関しましてはほとんどそういうノウハウは持っておられないというふうに思っているところでございます。しかし、副市長には中心市街地と企業誘致という課題につきまして、最高のレベルで手腕を奮っていただきたいというふうに考えております。しかし、議員がおっしゃいますとおり市にはほかにも最重要課題が山積していることも十分承知しているわけでございまして、このことにつきまして副市長を初め五役、職員一丸となって取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。かといって副市長にはいきなりあらゆる課題に

対して市長の補佐というのも無理がありますので、みんなで副市長を支えながら、副市長にはこれから市のいろんなことを勉強していただき、一日も早くなじんでいただきたいというふうに考えているところでございます。

お答えといたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 3点目に市長にお尋ねします。関連であります。

きのうの答弁の中で、副市長は経済産業省のエースを選任していただいたと答えられましたが、議会で選任されますと4月から3年間副市長をしていただくわけであります。3年後には人吉市の中心市街地が大いに活性化して幾つかの企業が誘致され、雇用の場が拡大されることを期待するものであります。そこで市長にお尋ねします。今回の市長の選任によりまして、3年後には人吉市の中心市街地がどのように活性化してどれだけの企業誘致がなされるか、具体的な自信と決意をお聞かせください。

○市長（田中信孝君） 中心市街地活性化と企業誘致の実現についてどれぐらいの自信を持っているかという御質問でございますが、この問題につきましては私市長1人でできるものでもございませんし、副市長1人、例えば経済産業省からお越しになったからといってできるものでもないと思っております。このような問題に関しましては職員が一丸となり、市長、副市長、そして三役、五役、そして議員の皆様方を初め市民の皆様方の御支援、御協力をいただかなければこれは進めていくことはできないと、また成功が見えてこないというふうに思っているところでございます。そういう意味におきまして、中心市街地活性化などの実現に向け最高に自信の持てるパートナーと一緒に、議員の皆様方、職員の皆様方、市民の皆様方と一丸となって取り組んでいけるということにおいては、自信を持っておこたえできると考えております。

以上、お答えといたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 市長にお尋ねします。

選任に当たり林様とは市長は直接会って話をされたのかお尋ねします。直接会って話されたか、また、その日時及び場所をお聞かせください。

○市長（田中信孝君） 林健善氏とは2月14日、文部科学省の陳情の後に経済産業省へ出向きまして、その折に初めて面会をさせていただいております。

以上、お答え申し上げます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 2月14日でしたかね、副市長選任予定者に会われたそうですが、その席にだれとだれが同席されていたのか、お名前をお聞かせ願いたいと思います。また、どのような会話があったのかも聞かせください。

○市長（田中信孝君） 先ほども申し上げましたが、文部科学省へ大王議長、それから副議長、そして総務文教委員長と3人でまいりましたので、その折に経済産業省へ御一緒に同行していただくように私からお願いしたところでございます。

会話の内容といたしましては、林氏のお人柄に触れるように経歴をお伺いしたり、出身地をお伺いしたり、または企画課長には御礼を申し上げたりしたところでございます。

以上お答えといたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 議事進行をお願いします。

○議長（大王英二君） いえ、まだ時間ありますので。

○17番（山下幸一君） 議事進行をお願いします。

○議長（大王英二君） いえ、一般質問中でまだ時間ありますので。

○17番（山下幸一君） いや、議長、私は今の市長の答弁によって確認をしたいため、議事進行で議長にお尋ねしたからです。そういうことで議長、議事進行をお願いしたいと言っているんです。

○議長（大王英二君） 暫時休憩ということですか。いや、時間が今ありますので、山下議員、35分一般質問の時間がありますので議事進行とはなじみませんし、また、一般質問中、今の市長の答弁について確認をして質問を続けていただきたいと思います。

○17番（山下幸一君） それでは、議長にお聞きできませんか。確認のため。

○議長（大王英二君） 一応ここは、山下議員。ここは執行部とのやりとりでございます。

○17番（山下幸一君） だから議事進行でお願いするんですよ。

○議長（大王英二君） じゃあ暫時休憩でしょ。

○17番（山下幸一君） よかですよ、それで。

○議長（大王英二君） 暫時休憩です。暫時休憩いたします。

午後3時40分 休憩

午後3時50分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで時間の延長をいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君） すいません、さっきの件については今議長に確認いたしましたので、もうそれはようございます。

市長にお尋ねします。面談されたわけですね、市長に正副議長、総務文教委員長ですね。同席の中で、同席の中で林様に市長は、「正副議長、総務文教委員長も同席していただいていますので、今回の副市長提案においては全会一致となります」と言われたとのことであり

ますが、本当かお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

同席はしておられますので、多分今までの経験の中で選任はしていただくことになろうというふうには私は考えておりますと。しかし、全会一致というふうな言葉は言っておりません。また、当然そういうこともあり得るかあり得ないか想像もできないところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 市長はそのようなことは言った覚えはないとは言われなかったと思いますけれども、全会一致は言わなかったらとそういうようなことのようにですが、私もいろいろと質問されております。そういった中で出席された人が言われたとのことでございますので、そこあたりはどうなのか、本当なのか、うそなのか、そのあたりをもう一回答弁をお願いします。

○市長（田中信孝君） 全会一致とは申し上げておりません。

お答えでございます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 次に、市長御自身が議会の3人に同席を依頼されたのがどうか。また出張扱いだったのか。そうであれば旅費の支出はどうされたのか。また今回全協に出席された林様の旅費は自費なのか、市費なのか、お尋ねします。

○市長（田中信孝君） 2月14日は文部科学省へ陳情にまいりましたので、その帰りの立ち寄りでございます。経済産業省への3人の皆様方の同行は私の方からお願いをいたしました。私は出張でございます。林さんの3月10日は自費でございます。

以上、お答えといたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 市長にお尋ねします。

議会提案前に議長、副議長、総務文教委員長とともに副市長選任予定者に会ったことは議会のどのように考えての行動なのか、お尋ねします。

○市長（田中信孝君） 議会に対して軽視をしてるとか、そういうことの思いではございません。まずは2月12日に全協で御説明をいたしております。その結果、私より多人数の面接の方がいいというふうに思ったところでございます。そして、その折には3月中にはぜひ人吉に一度お越しく下さいと申し上げておまして、議員の皆様方にも懇談の場を設けて皆様方と面接もお願いしたいというところでございます。それが3月10日実現させていただいたというところでございます。

お答えといたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 市長にお尋ねします。

議会提案前に、提案者の市長が議決機関の長である議長、副議長、総務文教委員長とともに副市長選任予定者に会うことは、まさに議会の存在を否定するものであります。議会軽視も甚だしいとも言わざるを得ません。市長は議会の存在をどのように認識をしているのかお答えを願います。

○市長（田中信孝君） 議会の皆様方も私とともに市民の負託を得られた方々でございます。

そして、その方々によって市の執行部から提案させていただきますさまざまな議案について御審議をいただき、御判断をいただくという最重要機関であるというふうに認識をいたしているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 市長にお尋ねします。

このような議会の独立性並びに尊厳を無視した仕方で、本市の将来を左右する副市長人事案件を提案されたことは前代未聞であり、市民を代表、代弁する議員として承服できません。そこで私は今回の問題で議会としてのあり方を全議員に問いたい。一般論として議会と執行部は車の両輪であると言われている、これは議会と執行部の双方がお互いの立場を理解、尊重し、市民の福祉の向上を目指すことであり、いたずらに提案権並びに議決権に関与すべきものではないことを双方肝に銘じるべきであると思っております。市長のお考えをお聞かせください。

○市長（田中信孝君） 今回不用意にそういうことになってしまったということに関しましては、私の見識が足りないというところでございます。よって、今後このようなことがないように車の両輪となるようにきちとした存在を互いに認め合いながら進んでまいりたいと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 市長、答弁ありがとうございました。まあ締めといたしますが、市長は議会の軽視しておられませんか。今回の副市長案件については候補者には一度も会っていないながら、2月12日の全員協議会においてはいかにも面談したかのようにうれしいことを報告しますと言っておきながら、その後2月14日、市長と正副議長、さらに総務文教委員長ともども候補者と面談するなんてもってのほかであります。議会軽視も甚だしい。人事案件の手法が間違ってますか。このようなことをされるから市民から苦情が出るのであります。言いたくもありません。我々は市民より負託された議員であります。市民から質問が寄せられますと苦言を言わざるを得ないのであります。議案上程前になぜ候補者と全議員と面談されなかったのか不思議でなりません。天の声があったんじゃないですか。一般論として

議会と執行部は車の両輪と言われますが、人事案件等については議会と執行部は一線を引くべきであると思います。候補者の所に議員がこのことについて面談するなんてとんでもない。議会議員としての秩序を乱すものであり、あってはならないことと思います。議員を指導する立場である正副議長が市長と副市長人事案件について談合するなんてもってのほかである。間違ってますか。また、議長不信任とも言わざるを得ない。そこで全議員に申し上げたい。議員の皆様、我々は執行部のチェック機関であることを忘れないでください。襟を正そうではありませんか。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時2分 休憩

午後4時12分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。

○5番（笹山欣悟君）（登壇） 5番議員の笹山でございます。最後の登壇となりましたけども、しばらくの間お付き合いをお願いしたいと思います。今回、通告前に若干かぜを引いてしまいまして執行部の皆さんにはいろいろと御迷惑をおかけしたと思っております。お許しいただきたいと思っております。まだまだこのような状態でありますので、声がいつもと違うような形でかすれておりますので非常にお聞き苦しい点があるかとは思いますが、一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今回通告しました項目は、1点目に、市長の施政方針より、職員の不祥事における防止策について、新まつりについての2項目であります。2点目に、体育施設等の指定管理者についてであります。3点目に、学校給食調理業務の民間委託における検証についてであります。

初めに、職員の不祥事における防止対策についてであります。

今般、担当職員による被保護者一覧の名簿及び人吉球磨剣道連盟会員分の名簿を漏えいをしたという不祥事が発覚をしました。2月11日に発覚をしまして、12日には市議会全員協議会において発覚の事実と今後の対応について報告がなされました。職員の処分については翌13日付で懲戒免職処分、管理責任者等についてはそれぞれの職責に応じて戒告あるいは文書訓告の処分がなされ、市長みずからの処分については今議会開会日に給料10分の1の3カ月間減額の条例案を提案をされまして初日に可決をされております。また、2月18日には職員に対して市長より訓示がなされております。この一連の経過の中で私なりに気になることがありましたので質問しておきたいと思っておりますが、1点目に、1点は元市職員及び管理責任者等に対する懲戒処分の早さであります。事件発覚後2日後には処分がなされております。秘

密漏えいという事件の重大さ、また、市民に与える不安から言いまして懲戒免職処分は当然であると考えておりますが、まだ全容については不明な点が多く残されている、そういったことからすればもう少し事実解明を十分に行って処分をしてもよかったのではないかと考えているところであります。また、上司の管理責任者等に対する懲戒処分についても十分な事情聴取が行われてから処分がなされたのでしょうか、その点もわかりませんし、この点については市長の考えをお尋ねをしておきたいと思っております。

2点目に、2月18日に行われた職員に対する市長訓示であります。実際、職員の皆さんが直接市長の訓示を聞かれたわけでありまして、そのときの雰囲気、また職員の皆さんがそれぞれに感じられ受け取られたことはさまざまであると思っております。私は人吉新聞の記事を読んで感じたことでありますので誤解があるかもしれません。また、私なりに間違った受け取り方をしているかもしれませんが、そのところはお許しをいただきながら、私はその新聞の記事を読んで気になった点について市長の真意をお尋ねしておきたいと思っております。

1点は、市職員の中には二つの種類の人たちがいるとして話をされた点であります。このことについては差別的発言に当たるのではないかと考えるところであります。職員の皆さんは人吉市職員のサービスの宣誓に関する条例に基づき公務員として全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを宣誓をし入庁をしてきている職員であります。もう1点は、今後職員綱領に背く行為をした人がいたなら何の猶予もなく分限並びに懲戒審議会にかけ、それぐらい厳しい態度で職務に専念しなければならないと話をされているところであります。職員綱領に背く行為は何の猶予もなく懲戒審議にかけ、そういったことはどういうことだろうかと考えるところであります。懲戒処分等の基準等に関する規定に詳細に規定をされておりますし、それ以外の行為も職員綱領に背けば懲戒の対象になるということになりますと職員綱領がどのような位置づけでなされているのでしょうか。ましてやこのような訓示をされますと私は職員の方は萎縮をしてしまうのではないかと思っております。市長が最後にみんなで温もりのある職場をつくることができるようにというふうな形で話をされておりますが、本当にこのような訓示をされてみんなで温もりのある職場をつくることができるのでしょうか。この点について市長の真意をお聞きをしたいと思っております。

新まつりについてであります。人吉温泉球磨焼酎まつり実行委員会を発展的に解散をし、新まつり実行委員会を1月18日に設立をされております。そして、祭りの日程を5月3日、4日の土曜日、日曜日に決定をし、名称を「いで湯と球磨焼酎・笑顔の里「日本百名城 人吉お城まつり」」と決定をされたようであります。市長は、県内はもとより九州有数の祭りへと発展をさせていただき、全国からの観光客誘致をもって観光産業の浮揚を図ってまいりたいと述べておりますが、この祭りの名称につきましては非常に長過ぎるのではないかなと思ったところであります。人吉温泉球磨焼酎まつり、これもこの名称も非常に長過ぎるなというところで、恐らくもう少し簡単な祭りの名称に変えて人吉を売り出せばと、そういった

発想もあって今回の新しい新まつりの取り組みになったのではないかと考えているところですが、もう少し簡単に、またインパクトを与えるようなサブタイトル的な名称がないものでしょうか。九州の有名な祭りといえますれば非常に簡単でインパクトのある祭りがたくさんあります。博多どんたくまつり、長崎くんち、唐津くんち、長崎ランタンフェスタと、そういったようにインパクトも与えておりますし、また親しみやすい、また覚えやすい祭りの名称であろうかと思えます。やはりこういった九州有数の祭りとするためにはやはり長たらしい祭りの名称ではなくて、それを総称してもう少し簡単に、また市民、また観光客等にインパクトを与える名称も必要であると思えますが、そのような祭りの名称等をまた考え出すお考えはないでしょうか。

1 回目の質問を終わります。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

今回の不祥事につきまして関係者の皆様に多大な御迷惑並びに御心配をおかけいたしましたことに対しまして、改めてここで深くおわびを申し上げたいと思えます。

まず、第1点目でございますが、処分が早過ぎたのではないかという御質問でございますが、今回の件につきましては個人情報であるデータが漏えいされたことによって関係者の方々へどのような影響があるかをまず考えてみました。事の内容、重大さをかんがみ、関係者の方への被害が絶対にあってはならないこと、その対策を早急にとること、そしていち早く公表することにより被害の拡大を防ぐ必要があることなどを考え判断して早急な対応を図った次第でございます。

また、職員の処分等につきましても同様に漏えいした事実、管理監督者としての責任、事の内容、重大さを考え、市の懲戒等審議会の意見を聞き、市の条例規定または法令等に照らし合わせて処分等を行いました。

さらに、全国放送の影響を1日も早くとめる必要があるというふうに思っております。あの時点で朝から晩まで本当に人吉市の位置図まで示しながらこの事件の内容を詳報をあらゆる有名なニュース番組で取り上げておられます。これは一刻も早くとめる必要があるというふうに思ったところでございます。それから、またその放送後、職員の皆様方、電話をとる方々に対して全国からと思われると思えますけれども、嫌がらせまたは脅迫、さまざまな電話が押し寄せてきたのも事実でございます。よって、電話対応する福祉課の職員、福祉部の職員並びに総務部の職員の心身ともなる疲労困ぱいをこれも一日も早くとめなきゃいかんというふう判断した理由からでございます。

2点目についてでございますが、2種類という言い方をしたのは今回の件で職員の皆様にサービスの徹底という観点から申し上げたわけでございます。常日ごろから市の職員としてサービスの規律全体の奉仕者としての心構えは話をしているところでございますが、人間である以上、勤務時間やふだんの行動に関しましてもついついおろそかになることもありがちに思います

ので、この訓示をとおして改めて基本に立ち返って仕事に励んでもらいたいとの思いから時期を失してはいけないという気持ちからも訓示に至ったわけでございます。

次に、綱領に背く人があれば処分すると訓示したとの件についてでございますけれども、地方公務員法第30条サービスの根本基準において、すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないとうたわれております。私たち市の職員はその根本基準に沿って市民の福祉向上のために全員一丸となって公務に励んでおるところでございますが、職員が行動する上でさらにもっとわかりやすく動きやすくするためにも職員の行動指針として綱領を作成させていただきました。さきに実施した市民アンケートの中からも市民の御要望、御意見、御指摘を参考にし、課長会や全庁担当者会などで検討してもらい、その意見をまとめ総合的に検討して職員の行動指針として作成したのが現在朝礼などで唱和している職員綱領でございます。つまり条例規則ではございません。私の述べたことが曲がって伝わってしまったのであれば今後注意をしていきたいというふうに思っております。つまり職員綱領に沿って処分をするというのは私のいわゆる表現の方法がうまく伝わっていなかったということでございます。

それから、新まつりの名称でございます。

新まつりの名称につきましては「いで湯と球磨焼酎・笑顔の里「日本百名城 人吉お城まつり」」ということでございますが、「いで湯と球磨焼酎・笑顔の里」、例えば「日本百名城」と、これもいわゆるキャッチフレーズでございます。従来親しんでいただくためには人吉市では「お城まつり」と、対外的には「人吉お城まつり」というふうなところでこの名称に統一して宣伝を高めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えでございます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 事件の状況からしてやはり非常に全国的にいろんな反響を呼んだというのは本当に間違いないことでありますし、そういった部分を早めに解消すると、しなければならないという立場で市長がそういったお気持ちで判断を下された。また恐らくそういった懲戒審議会等もきちっと招集されながら審議会にかけてそういった処分をされたと思っております。ただ、やっぱしそういった全国的な、また非常に市民に与える影響そういった部分を考えたときには、当然それだけ早い処分は必要であろうかと思えます。ただ、やはり考えなければいけないのは、やはり本当にそういった処分というのは当然処分がなされなければいけない、当然であったろうと思えますが、ただ本当に事実を十分に、不明な部分はまだある中でもう少し事実をもう少し解明した中で処分を下されても遅くなかったのではないかなと、やっぱし若干気持ちが残るわけなんですね。

で、ほかの懲戒処分等の事例を見てみますと、昨年あたりから広域行政組合なりの中で懲戒処分等されておりますが、やはりかなり時間を経過をされて、いろんなケースがあるかも

しませんが、事実を確定をしてその後に懲戒の処分をされてる、そういった事実があったもんですから、そういった部分と比べてみたときに今回の処分は余りにも早過ぎたんじゃないかなと、ちょっと私自身は受けたわけなんです。

やはり管理監督者の責任についても同日に行われておりますが、やはりこう上司の管理責任者等におかれてもやはりこう、かなりこう職員に対しても十分に本当に大丈夫なのかとかいろいろと声かけをされながら、きちっとやっぱし目配りをされておったというふうな話も聞いております。ですのでそういった上司の方の状況を考えたときに、その上司が指導監督を本当に怠らったのかと、そういった部分が明らかな事実として出てきたのかどうか、その分がやっぱし不明な部分があるのかなと私は思った次第なんです。ですのでやはり上司の管理責任は当然問われるかもしれませんが、そういった処分をなされる場合にはやっぱしそういった上司がされとった部分も事情聴取等をされながらももう少しそういった状況調査、そういった部分を判断をされて処分をされても遅くなかったのかなというふうに考える次第であります。それは私の考えですので、実際もう処分をされておりますので、私は今回の事件についてはそういった考えも持っておりますので、そういった考えがあるということも知っていただければと思っております。

また、市長は、今回深く、今回の事件を深く受けとめて今後このようなことがないように個人情報保護の徹底を含めて職員の綱紀粛正を徹底し、再発防止に努めてまいりたいというふうなことで話をされております。職員の綱紀粛正、そういった市長の訓示からも職員の綱紀粛正がかなりあらわれたと思っておりますが、その綱紀粛正だけを徹底した中でそういった再発防止ができるのでしょうかと、そのようにちょっと考えるところであります。やはりそういった部分を考えますと、やはり個人情報保護等の徹底についてもそれはもう当然そういった管理体制の強化、これは必要だと思いますが、やはり今回の職員が起こした事件の背景に何があるのかと、そういった部分まで深く考える必要があるのかなと思うところであります。

やはり今回の事件の背景にあるのが多重債務問題の解決、これが課題にあるのではないかなと考えるところであります。市の方でもこの多重債務問題に関する職員研修等もされたようでありますけども、そういった資料等私も若干見せていただきました。で、やはり消費者金融の利用者を考えてみますと、やはり全国で少なくとも1,400万人おると。で、これを考えてみますと9.1人に1人が消費者金融の利用者であると。それを考えますと、人吉市の方で考えてみますと約4,000人の方が人吉市の方で消費者金融の利用者になっているのになんというふうに単純に計算できますし、多重債務者を見てみますと多重債務者が約230万人超いると、そういったことであります。多重債務者については55.5人に1人が多重債務者であるというふうになっておりますが、人吉市の方で考えてみますと約660人強が多重債務者に陥っている。そういう単純にすれば計算ができるわけなんです。で、このような多重債務者等が多くなると、そういった事態を受けて平成18年12月に改正貸金業法が成立をして公布を

されております。で、改正貸金業法の成立を受けて貸金業法、貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の貸金業制度を抜本的に見直すための幾つかの法案が通っているようでありまして、貸し手に対する規制、それを通じて新たな多重債務者の発生を抑制すると、そういった形で法律が制定をされて公布をされております。

一方では、やはり既存の借り手を対象として借り手対策を施しながら闇金融の誘いにのらないように、また、多重債務者を相談機関に誘導して多重債務を解決すると、そういった方向に導いていくと、そういった方法がとられているようであります。

そこで、政府は、平成18年12月22日に多重債務者対策の円滑、かつ効果的な推進を図るため内閣に多重債務者対策本部を設置をして、平成19年4月20日に多重債務問題改善プログラムというのをまとめておるようであります。このプログラムの最大の柱は相談に対応していく体制の強化、これが主な柱であります。そして、自治体に向けても、自治体についてもそれに向けて積極的にかかわっていくと、そういったようになっているようであります。

そこでお尋ねをしておきたいと思いますが、職員に対して再発防止のために綱紀粛正を徹底して行うとそういう話をしておられてますけども、職員も萎縮をしてしまったらやはりだれにも相談する相手がいなくなる、相談することもできなくなってしまう、そういった状況になってくると思っております。秘密を遵守をしながら相談できる体制、そういった部分をとることができないか、これについてお尋ねをしたいと思います。また、市民に対して、市民の方もかなりこういった悩みを持っておられると思っております。こういった事件が起きてから青年司法書士会の方が実施をされて相談窓口等を実施されておりますけども、それを見ても多くの市民の方が相談をされている状況があるようであります。そういったところで行政の責任として気軽にそういった相談のできる窓口体制がとれないものかどうか、この2点についてまずお尋ねをしておきたいと思っております。

○市長（田中信孝君） 当然綱紀粛正だけではなくて、まずはやはり職場内でお互いが支え合うような環境をやはりつくっていかなければならない、それが私が申し上げた温もりのある職場をつくりましょうということでございます。仕事は全体の奉仕者としてきちっとしたルールにのっとってやっていきながらも、しかし、人間関係は家族同様な温もりのあるような環境であったならば多分今回の問題もひよっとしたならば救うことができたのではなかろうかなと思うところが温もりのある職場づくりをという私の呼びかけでございます。

しかし、なかなか自分自身で心を開いて相談する相手もないという方々もいらっしゃるでしょうし、または市民の皆様方の中でも同じような悩みを抱えて苦しんでおられるという方々がいらっしゃる、そういう方々を今後どのように救っていくのかというのはもうまず第一番目にはそういう相談窓口をたくさんふやすということではなかろうかなと思っております。この人吉市にも弁護士を初め司法書士の方々もたくさんいらっしゃいますので、しかし、その場でもきちっと、またはその出入りに関しましてもプライバシーが守られた環境の中で

相談を行うことができるという環境を整えてまいる必要がある。そういう多重債務等々に限らずある面ではもう「市民生活何でも相談室」、今でも社協等々においてはそういう窓口もございますけれども、その窓口の設置を拡大していく、ふやしていくということが重要なことではなかろうかと。さらに、そういう窓口を設置する暁にはやはり啓発啓蒙をやってく必要があるのではなかろうかなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 大変心強い発言をいただいたと思っています。ぜひそういった相談窓口ふやしてしていただきたいと思いますが、ただ私も若干もう少し意見を言わせていただきたいと思いますが、今回の先ほど話をしました多重債務問題改善プログラム、これをちょっとインターネットで調べてみたところなんです、やはりこう自治体ですべきポイント、これを見ますと、やはり第一に市町村や都道府県において多重債務者にしっかりしたアドバイスができる相談窓口をつくること、これが第一であるようであります。第二に多重債務問題に関係する自治体内部のさまざまな関係部署と連携していくこと、これ先ほど市長も言われましたようにそれぞれの部署で連携を図っていくと、それと同じことでもありますけども、それが第2に上げられております。第3にやはり多重債務者またはその一歩手前の人に向けて相談すれば助かりますよといったメッセージを送り続けなければいけない、そういったことが必要であると書かれております。

自治体の相談窓口におきましては、やはり多重債務者の方から聞き取る、また、本当に助かりますよというふうな声かけをしながら、励ましをしながら、自己破産とか、任意整理とか、いろいろと解決方法はあるかと思いますが、そういった部分を十分に説明をしながら、弁護士会とか司法書士会、そういった方に紹介をして連携を図っていく、本当にこれが一番重要な問題になろうと思っております。

また、自治体間の関係部署の連携においても、消費生活の相談だけ、これではなくて、やはり地方税とか国民健康保険料とか、あと例えば公営住宅の家賃とか、そういったいろんな部分、支払の中から、この人は、そういったその方の滞納者とかいろんな状況を調べる中で、この人はもしかしたら多重債務者になってるんじゃないかとか、そういった状況が、話をいろいろとしていく中で見出せるんじゃないかなと、発見できるんじゃないかなと思ってるところであります。

ですので、そういったいろんな窓口において早期にそういったことを把握できる機会をつくっていく、そうするためには、それぞれの部署、部署でどういった対応をしなければいけないかというふうなことを共有しながら進めていく、そういったことも必要じゃないかなと思っております。ですから、そういった自治体も今はふえているような状況もあると思っておりますので、ぜひそういった組織内づくり、そういったこともぜひ取り組みを進め

ていただきたいと思っております。

また、先ほど市長も啓発が必要であると、啓蒙啓発が必要であると話をされましたが、やはりそういった、助かりますよというふうなメッセージを送り続けるためには、そういった啓蒙啓発が非常に重要になってくると私も考えます。一番そこで活用しやすいのは広報紙が一番なのかなとも思いますし、広報紙それからホームページ、そういった部分を通じて、そういった多重債務の解決方法、それから相談先等を優しく解説をして、市民の方が利用できるような、そういった雰囲気づくりをしていただきたいなと思っております。

こういった部分については、今回の事件を通じて県の弁護士会の会長が声明を発表されますよね。そういった声明の中でも、やはりこういった背景にあるものを考えながら、さまざまな機関と連携関係を取りながら進めていかないと、こういった問題は解決しないよということで声明をされております。最終的には、そういった関係機関の相談窓口の体制とか警察との連携とか、そういった部分をきちっと取り組んでほしいというふうな要望・要請をされながら声明を発表されておりますが、ぜひ私は、こういった人吉が起こした事件をかんがみたときに、率先してこういった対応を私はとっていただきたいなと思っております。

今、恐らく地域生活課の方でそういった相談窓口、設けていらっしゃると思いますが、なかなかわからない状況もあります。ですので、いろんな場面で、市役所の玄関前でそういった広報といいますか、そういった部分を張ってお知らせをするとか、常に広報でシリーズ連載もので、シリーズでいろんな問題を提供していくとか、そういった広報が一番重要であると思いますし、職員におかれてはそういったスペシャリスト、そういった相談にきちっと対応できるような職員を育成していくことも必要じゃないかなと思っております。そして、相談口をきちっと設けることによって、解決、そういった、一人でも解決につながるような方向に行けば、非常によくはないかなと思っております。

ですので、先ほど市長も、そういったたくさんの窓口をつくりたいと話をされましたけども、ぜひ20年度からでもそういった窓口をつくって体制を強化していく、またはそういったいろんな取り組みをしていきたいというふうな、そういった、もう少し市長の積極的な姿勢をもう一度お伺いできればなと思っておりますので、その点についてどのようにお考えなのか、改めてお尋ねをしておきたいと思っております。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

よく議会の中でも議案の中に、いわゆる市営住宅の訴えの提起についてというところが出てまいります。非常にこの点に関しまして私は気になっておりましたので、どのような対応をこれまでしてきたのかというふうなことを聞き取りをさせていただきました。単に文書による通知・通告だけではなく、今後はきめ細かな、その方とやはり直接面接をさせていただいて、どのような状況なのか、今後どのようなことをアドバイス、または提案をさせていただいたならば訴えの提起というところまで進まないのかという、きめ細かなサービスを行っ

ていかなければならないというふうに、その聞き取りの上で思いに至ったところでございます。

よって、この市役所の中のさまざまな職責、または機関の中でも、そういう連携というものを深めていかなければならないと思いますし、これは一度、町内会とか民生委員とか、さまざまな方々への呼びかけも行いながら、どのような我々が連携をとっていくのか、そしてそのような苦しんでおられる方々をどのように我々がセーフティネットを張って防止をしていくのかというのは、これはやはり安全・安心のまちづくりにもつながりますし、笑顔で暮らせるまちづくりにもつながってまいると思っております。

よって、20年度内には、今回の事件を大きな教訓としまして、人吉市独自の情報発信を、今度は全国へ向けて行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） ぜひそのような取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひますし、私もそれなりに、私は私たちでできる範囲の中で努力をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げておきたいと思ひます。

次は祭りについてであります。俗称「人吉お城まつり」として提唱していきたいということでもあります。人吉お城まつり、本当にこれが親しみのある祭りの名称として定着していけば、継承につながっていくのではないかなと考えるところであります。

ただ、一つ考えたのが、例えば今回の春風マラソンについては、名称については市民の方から公募をして、それから選択をして、みんなでこの名称がいいだろうということで決定をしたというような背景があります。そういったことを考えれば、市民の方がどういった祭りの名称を考えていらっしゃるのか、そういったことも含めて、実行委員会だけで祭りの名称を決めるんじゃないかと、そういった市民からの公募をとって祭りの名称を決めることもできなかったのかなって私は思うんですけども、祭りの名称を公募として募るということはお考えにはならなかったのでしょうか。これ辺について1点お聞きしておきたいと思ひます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

一つは、5月3日、4日の実施ということで、非常に期間がなかったというのが一つでございます。それから、やはり実行委員会、さまざまな方々にどんな祭りの内容にしていくのかということをお協賛いただかなければ、祭りの内容の全体像がはっきりしなければ、祭りの名称というものも定まらないというふうに考えた結果でございます。

祭りの名称にしましては、人吉お城まつりというのは非常に私は明快ではないかというふうに思っておりますが、そろそろ、今後祭りの内容も固まってくるようでございますので、期待をいたしているところでございます。今回の、ある程度の時間がない中で試行を今回やりまして、来年のSL開通にあわせて本格的にこの祭りを仕立て上げていきたいと、そ

ういう、一遍今度の5月3日、4日の祭りを市民の皆様方や観光客の皆様方に御体験いただいた中で、また改めてそういうお話を聞くということも一つの方法であるというふうに考えているところでございます。

以上、お答えでございます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 実はですね、祭りの実行委員会でいろいろと協議をしていただいているというような話をいただきました。祭り実行委員会の私も資料を見せていただきました。今回の祭りのあり方をかなり詳細にわたって提案をされているようでありますし、全体会議なり部会なり、それぞれ会議を開催されながら取り組みをされているようであります。これを見てみますと、実行委員会の組織としては、全体会議があり、理事会があり、祭りの部会があると、そういった状況があるようであります。

ここの中でちょっと私が気になった点がありますので、これ確認をしていきたいと思っておりますが、この祭りの中に全体会議、全体会議はもう実行委員の会員皆さん方全員が入っていらっしゃるんですが、理事会とまた部会についてはそれぞれ役職があるようであります。その部会を見てみますと、祭りの部会が実務総括、実務副総括、それから部長、副部長、それから部員並びに事務局をもって構成をするというふうになっておるようであります。この部会が、今回の祭りの実働部隊といいますか、執行機関といいますか、執行機関、実働部隊であるようでありますが、その祭りの実行委員会の部会を見てみますと、所属部会の中に部長もしくは副部長として、所属が市議会議員として入っていらっしゃる方が数名いらっしゃるようであります。ここに、議員の方には大変失礼になるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思っておりますし、私なりの考えを述べさせていただきたいと思っております。

基本的に、このような実行委員会もしくは部会のような組織の中に、所属が市議会議員として参画していくと、そういったことを考えますと、市議会議員という公的役職をもって入っていくということであれば、議長もしくは市議会、議会、もしくは例えば全員協議会とかそれぞれの常任委員会とか、そういったいずれかの機関の中で了承をとって入っていらっしゃるのかなと、私はそういった了承をとって入るべきじゃないかなというふうに考えるところであります。ですので、まず1点、議会の了承をとっていらっしゃるのでしょうかということが1点、お尋ねをしたいと思っております。

それから、そういった市議会議員という公的役職、また身分、それをそういった祭りの部会の部長もしくは副部長にお願いされるというふうな場合の、その議員としての立場、身分をどのように判断されたのか、その2点、ちょっとお尋ねをしたいと思っております。

○市長（田中信孝君） まつり実行委員会部会に市議会議員の皆様が数名入っておられますという御質問でございますが、部会はまつり実行委員会規約の中で、「実務総括の推挙により会長が委嘱する」ということになっておりますので、実務総括の方でそれぞれの方にお願

いをされているわけでございまして、市議会議員という身分でそこに参加ではなく、自発的、ボランティアとして御参加をいただいているというふうに私は認識しております。

また、議会の了承はいただいているということでございます。議員の皆様の立場は、祭りをどう成功させるかと、そういう思いがそれぞれにございまして、今度の新しい祭りに個人として自分も一肌脱いで参画したいと、新しい祭りをつくっていききたい、観光の一翼を担いたいという、そういう思いからであろうというふうに私は思っているところでございます。

また、鹿児島県の志布志市の方では、市議会議員の方が、これがいつも、市議会議員という肩書きではなく、中心となって松山藩まつりというのを実施されておられるところも見学をさせていただいたところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 祭りに自発的、ボランティア的立場で参加をしている、個人の立場で参加している、それは私は問題ないと思ってます。ならば、なぜその所属の中で、市議会議員という肩書きを使わなければいけないのかということなんです。所属が市議会議員という立場で名前が書いてあると、そういう問題なんです。だから私は言ってるんです。

実際、私も春風マラソンの実行委員会の一員であります。一人であります。それは、私は市議会議員という立場ではなくて、市の交通指導委員会の会長という立場で、春風マラソンの実行委員会に入っておりました。そして、そういった交通安全の交通指導の立場の中で、私はいろいろと発言をさせていただいたと思っております。ですから、市議会議員が祭りに参加をするというのは、私はそれは何も問題ないと思ってます。私も祭り好きですから、いろんな立場で私も参画してまいりました。ただ、そういうふうに参加する場合には、個人がそれぞれいろんな立場で活動していらっしゃいます。市議会議員という立場だけではなくて、例えば何とかの会とか、それはそういった所属とか、そういったいろんな活動の会、団体がありますから、それぞれ所属をしているその団体の立場で参加をしていくのが本当ではないかなと、私は考えるんですね。

ですから、これを見たときに、やはり非常に異様な雰囲気を受けたんですね。はっきり言いまして、私は市の職員の方にも数名、何人か「こう、どぎゃん思うな」て、「こういった組織でぎゃ入っとっばってん、どぎゃん思うな」って、聞いた職員全員が「これはおかしかよな」と、みんな言いました。「なぜ、市議会議員として入るのかわからない。ましてや市議会議員という立場を使うのであれば、祭りの中心的な活動をするのではなくて、側面からそういった祭りを盛り上げていく、そういった立場にならないといけないんじゃないんですか」と、そういったことを話をしたことはあります。そういった、これは私は、それはもう一人一人の議員の資質の問題でもありと思えますし、議員のモラルの問題、そういうふうにつながると思っています。ですから、そういった問題をこの場で執行部と、市長といろいろ

やりとりするつもりはありません。ですから、私はこれは問題提起をしたいと思っていますが、この点についてはやはりそういった、それぞれの立場を踏まえて参画すべきであるということをおし添えておきたいと思っております。

ましてや、今回予算に祭りの補助金として900万円計上されてます。ましてや、剣道大会で300万、1,200万祭りです。その祭りの1,200万を議会が承認するか承認しないかと、そういった審議をする側におられるわけですよ。その審議する側におられる人が、祭りの中心に入って祭りを執行、運営していく、非常におかしいことじゃないでしょうか。私は、そういったことをしていけば、本当に祭りにいろんな意見を言いたい人が言えなくなる雰囲気がつくれるんじゃないかなと思っております。そういったところを心配しております。

ですので、ぜひその辺を私は議員の方が考えていただきたいと思っておりますし、この点については私は議長に、これは後日そういったものについては議長にお取り計らいをいただいて、そういった部分については議長の方から何らかの話をしていただければと思っておりますので、そういった形をお願いしておきたいと思っております。

それと、1点ちょっと気になったのが、この資料を見とって、パレードをするようなプログラムが組んでありますが、そのパレードについて、何のパレードをするかというのが、中を見とったら何も書いてなかったんですね。ですから、パレードは何をするのか具体的にあれば、パレードの内容について、これ1点お尋ねをしておきたいと思っております。

部長でもいいですよ、どちらでも結構ですよ。

○市長（田中信孝君） お答え申し上げます。

実は、私もさまざまな話を聞いておまして、パレードが今回なくなるとかいうふうなお話も聞きまして、ちょっと唖然としたところでございますけれども、そういうさまざまな情報が飛び交っているところでございます。

で、実務総括の方にお問い合わせをさせていただきました。そうすると、パレードはもちろんなくならないけれども、形態を変えてみたいというお話でした。しかし、それも3月14日に、今までいろんなパレードに御参加いただいている方々にお集まりをいただくので、その場で協議をさせていただきたいと、よって白紙であるということだそうでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 私としても、パレードがなくなるんじゃないかとかいろんな話も聞いたもんですから、ちょっと確認をしたところであります。

そういったところであれば、またその中で踏まえていただきたいと思いますが、ぜひ私は祭りのあり方、祭りにぎわいがどういった方向にいくのかというのを十分踏まえていただきたいと思っております。祭りがにぎわうためには、市民が総参加、市民も参加しながら、そして観光客もそこに呼び込んで一緒に参加してもらおう、そういった祭りのあり方をす

るのか、もしくは一つの何かの目玉をつくって、その目玉を見るために観光客を集めるのか、どっちかが一つの形態、祭りのにぎわう形態かなと思っております。そういった方向性を見出しながら、ぜひ私は人吉のお城まつりに非常にふさわしい祭りの形態、もしくは今後継承していくにぎわいのお祭りになるように、これは私の実行委員会の方に期待をしておきたいと思っておりますし、その祭りの中身、形態云々を言うつもりはありません。ぜひ、そういった方向で楽しいにぎわいのお祭りになるように、実行委員会の方で十分な取り組みをお願いをしておきたいと思っておりますので、そういった点で、これについては終わりたいと思っております。

ちょっと時間がなくなってしまいましたけども、指定管理者についていきたいと思っております。

12月議会におきまして、体育協会を指定管理者として指定する議案が賛成多数で可決をされました。4月から、体育施設について体育協会が管理運営を行っていくと、そういった形になります。しかし、私は12月議会の一般質問で、かなり踏み込んだ議論をさせていただきましたし、まだまだ課題は多く残っていると思っております。かなり問題を指摘しましたので、そういった問題点についてどのように現在まで取り組みをしてこられたのか、その点について御確認をしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、まず1点目に、選定委員会についてであります。済いません、違います。選定委員会が、今後の人吉市体育協会との協定締結事務手続に資するために6項目の要望事項を出されております。で、1点目に、経費の節減及び業務の効率化を継続的に提供できる体制。2点目に、運営に関しノウハウを持った人材を確保し、市民の利便を考慮した運営をされること。3点目に、現場責任者及び有資格者を適切に配置し、指揮系統や責任権限が明確な組織体制。4点目に、経理帳簿・台帳等整備し、情報公開や監査請求に適切な対応ができる明瞭性のある経理。5点目に、業務報告や事業報告を適切に作成し、みずから評価し、改善に積極的に取り組む体制。6点目に、全国の類似施設や関連業務を研究・分析し、優秀事例は積極的に取り入れるなど、市民が利用しやすい体育施設となるように要望すると、以上の6項目であります。この6項目の要望事項がどのように検討されて、もしくはその検討事項が協定書の中にどのように反映されているのか、その点について、まずお尋ねをしておきます。

○教育部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

6項目の要望事項、その経過状況についてということでございます。

まず1点目の、経費の節減及び業務の効率化を継続的に提供できる体制でございますが、まず、定期的な職員研修や毎日の朝礼を通じ、節減意識を高め、経常経費のうち支出が増加傾向にある光熱水費などの節減に努められます。次に、外部発注が必要な委託料等のうち、施設周辺の除草などについては、協会員に呼びかけ、定期的な作業を実施するなど、経費の節減を図られます。それから、経費の節減や業務の効率化を図るため、数値的目標を設定し、目標達成のための取り組み内容や職員意識の高揚を図るために定期的な職員ミーティングの

開催や職員研修を実施されます。

2点目の、運営に関しノウハウを持った人材を確保し、市民の利便を考慮した運営につきましては、体育施設管理事務局の職員5名のうち3名については、全員協議会で報告しましたとおり決定されております。協会員の中から適任者を選ばれたようでございます。ほか2名については公募されており、1次試験は3月2日に終了しております。8名の受験があつておるようでございます。2次試験は3月16日に行われ、採用者発表は3月18日を予定されておられます。嘱託職員については、現在勤務している7名全員が雇用を希望されておられて、引き続き雇用されることになっております。また、大会開催時の開館時間等も、利用者と協議し、ニーズに応じた対応をすることになっております。また、利用者アンケート調査を実施し、利用者のニーズを探るとともに、その実現に努めていただきます。そのほか、利用団体や福祉関係者、学校関係者など、多種多様な分野から運営委員へ就任していただき、この方々の意見を聞かれながら、市民の利便性を考慮した施設運営を図られることとされております。

3点目に、現場責任者及び有資格者を適切に配置し、指揮系統や責任権限が明確な組織体制でございますが、事務決裁規定を作成され、職員の業務分担もされました。そのほか、個人のスキルアップが組織のレベルアップにつながりますので、資格研修等に職員を派遣し、有資格者の充実を図ることとなっております。

4点目に、経理帳簿・台帳等を整備し、情報公開や監査請求に適切な対応ができる明瞭性のある経理についてでございますが、経理規定を作成されておられまして、帳簿や台帳につきましては税理士に意見を聞かれ、経理ソフトによる経理管理を実施されることとなっております。また、税理士による経理検査を定期的実施されます。情報公開に関しましては、NPO法人として認証されればホームページなどによる予算、決算などの公開が義務づけられますので、ホームページを開設されるようになっております。

5点目の、業務報告や事業報告を適切に作成し、みずから評価し、改善に積極的に取り組む体制でございますが、市と締結した人吉市体育施設の管理運営に関する協定書に、業務報告や事業報告、自己評価に関する規定がございますので、運営委員会の意見を聞きながら、これらの作成評価をしていただきます。また、評価結果を参考に、積極的に改善に取り組んでいただくようになっております。

6点目に、全国の類似施設や関連業務を研究分析し、優秀事例は積極的に取り入れるなど、市民が利用しやすい体育施設となるようにということでございますが、指定管理者制度先進施設である熊本県総合体育館との交流を通じ、協会及び職員のスキルアップを図られます。また、評価の高い指定管理者制度導入施設の視察研修を計画しておられるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） かなり詳しく説明いただきました。かなり検討されながら、かなりの部分が協定書の方に反映をしているのかなと思っていますところでもあります。

ただ、あと1点、田中市長が答弁されている件について、重複する部分もあるかもしれませんが、これちょっと繰り返しになりますが、田中市長は、要件を満たしているかどうかの集中審議を今後行うと。それから透明性の高いものに仕上げ、市民の納得いく、あるべき方向性を探っていかなければならない。外部団体への市職OBの登用にも目配りが必要である。今回の指定管理者の導入につき危惧していることは、法人格を有していないこと。経営は法人格を有しているものを行うことが鉄則であり、この鉄則が外れた中での任意団体の選定についてはさまざまな問題が発生すると思う。法人格の取得を速やかにお願いをしていきたい。民間の経営者が見ても納得する経営計画の整備も必要。経営組織、人選、給与体系等経営計画の中に附帯すべきであり、安全管理システムの構築が必要である。契約期間の妥当性も見直していく必要がある。今後管理運営を含めた市の関与のあり方についても明確に策定しなければならない。ということをお答えされております。

今部長が答弁された中に、反映をされている部分があるかと思っています。ただ、市職OBの目配りについてはどうだったのか、先ほど3名を決定すると話をされておりますが、どうだったのかというふうな部分とか、契約期間の妥当性を見直しとか、法人格の問題、そういった部分についてはどのような検討協議をされてこられたのか、経過についてももう一回説明をいただきたいと思っております。

○教育部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

経営組織、人選、給与体系や安全管理システムについてでございますが、法人化については、現在行政書士や税理士に相談をしながら進めておられます。方向としてはNPO法人を目指しておられ、NPO法人の認証申請窓口であります「くまもと県民交流会館パレア」にも出向き指導を受けられております。ただ、平成20年度は役員改選となっており、現時点では法人の役員が確定できないため、設立総会を4月にしか開催できない状況のようでございます。

経理関係につきましては、法人化を見越して4月から企業会計方式を採用されるようでございます。現在、経理管理のため法人会計ソフトを購入しまして、シミュレーションを行いながら、スムーズに移行できるように最善の努力をしておられるようでございます。

人事に関しましては、先ほど申し上げましたが、体育協会の方で適任者といいますが、協会員の中から選ばれたというふうに認識いたしております。

それから、就業規則や給与規定、決裁規定などの例規の整備も大方完了してございまして、現在内容の最終チェックをしておられるところでございます。

安全管理につきましては、3月10日にスポーツパレスにおいて消防署にもお越しいたごき防火訓練を実施されております。また、プールの安全管理につきましても、今まで市が使用

しておりました管理マニュアルを参考に、独自の安全管理マニュアルを作成されます。そのほか、施設の巡回や点検による事故防止対策を講じるとともに、緊急時を想定した危機管理マニュアルを作成しておられますし、定期的な実地研修も計画されておられるようでございます。教育委員会といたしましても、今後より信頼性の高い安全管理システムが構築されるよう指導してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） かなり詳しく取り組みをされているようであります。

今度は、手続に関する条例第7条の適用の関係であります。一般質問の中で私明らかにしましたように、反対討論でも申し上げましたが、私は第7条に適合しないというふうに反対討論申し上げました。ここにおいて体育協会が提出した申請書が、すべての書類がそろっていなかったんじゃないかなということで申し上げたところであります。ですので、この選定委員会について反対討論の中で申し上げた部分について、書類の不備を申し上げ、第7条適格者ではないと、だから審査は不十分ではなかったのかということで申し上げたと思っております。その点については、選定委員会としてはどのような判断並びに経過をしてこられたのか、1点お尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（秋山健児君） それではお答えを申し上げます。

まず、体育施設の指定管理者制度導入の審議の経緯でございますが、昨年8月から11月にかけて、計7回の選定委員会を開催をしております。その中で、9月25日の第3回の選定委員会では、指定管理者制度導入要領案及び業務仕様書案を決定しまして、体育協会へ、人吉市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則に定める申請書の提出を求め、その後体育協会から申請書の提出がなされております。そして、第4回の選定委員会におきまして、人吉市体育協会役員の方から申請書内容の説明をしていただき、選定委員によるヒヤリングを行った次第でございます。その結果、5項目について体育協会へ再質問をいたしております。

その5項目の内容でございますが、体育施設管理候補者の指定を希望するに当たっての協会の基本的な考え方。それから、協会の過去の業績、指定管理者としての運営理念、運営の安定性。三つ目ですが、体育施設の事業計画。四つ目でございます、施設運営の収支バランスと収益が出た場合の使途。五つ目に、総合型スポーツクラブとのかかわり方でございます。

以上、事業計画を含む5項目の質問事項について、体育協会理事会等で十分に協議検討され、後日その5項目に対する検討結果の書類の提出を受けまして、11月1日の第6回選定委員会で、体育協会役員の方からその5項目に対する検討結果書類につきまして詳しく説明を受け、2度目のヒヤリングを行った次第でございます。

このような経過を踏まえ、選定委員会としましては、11月13日の第7回選定委員会、これ

は最終でございますが、この委員会におきまして各委員の評価結果を協議し、この条例第7条の規定に適用することができると判断し、人吉市体育協会を指定管理候補者とすることを決定をいたしまして、昨年12月の市議会におきまして指定管理者の指定の議案として上程をさせていただき、御議決をいただいたものでございます。

以上、御報告いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） その指定申請書の中に事業計画書があったんですか。

○総務部長（秋山健児君） 先ほどの五つの項目の中に、体育施設の事業計画ということで追加質問の中で御提案をいただいております。これの内容についてヒヤリングを行って、そして選定に入ったということでございます。

以上、御答弁いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 5項目の要望を行って、ヒヤリングをやって検証をしてもらったと。それが事業計画書と言えるんですかということです。申請書にそういった事業計画書がきちっと添付されて、それで審議をされたんですかということです。事業計画書はどうなっているんですかということです。

○総務部長（秋山健児君） 選定委員会におきましては、それが事業計画として認め、選定を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） こういった議論をしたくないんですが、事業計画書と認めて選定を行ったという問題じゃないでしょ。事業計画書としてきちっと出されたか出されてないかという問題なんですよ。申請書にきちっと事業計画書があったのかどうか、そこが問題じゃないですか。後で要望を行って、そしてそれから検討されてきたからそれを事業計画書と認めたと、そういった問題じゃないでしょ。最初の受け付ける段階でそういった事業計画書があったのかどうか、それからが入るべきでしょう。そこを私は聞いておるんです。

○総務部長（秋山健児君） 第3回の選定委員会の中に……

○5番（笹山欣悟君） 同じ答弁はやめてください。

○総務部長（秋山健児君） 事業計画書が明確には出てきてませんでしたので、また再度選定委員会の方でその質問事項を求めたということでございます。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午後5時20分 休憩

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

○総務部長（秋山健児君） 議員の皆様には大変お疲れのところ長い時間をとらせ、大変申し訳ございませんでした。また、笹山議員に対しましては、資料として差し上げました申請書の一部に欠如があったことを深くおわび申し上げます。

体育協会から選定委員会に出されました申請書一式を配付させていただきたいと存じます。

○議長（大王英二君） ここで、議事進行、また議事を整理するために、資料の配付を許可いたします。

〔資料 配付〕

○議長（大王英二君） ここで執行部に申し上げます。一般質問の資料、また委員会等の資料については、適切にそして最善の注意を払っていただくようお願い申し上げます。

では、進めます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。

○5番（笹山欣悟君） 先ほどいろいろと議論いたしました。今資料として、申請書並びに選定委員会の中でさらに議論を深められた資料まで資料配付していただきました。実際言いまして、最初から資料として一式を配付していただければ、私はここまで議論をするつもりはありませんでした。私がいただいた資料にそういった資料が添付してありませんでしたので、最初の議論の出発点が違っったということでもあります。これについては、時間をこうやってとらせたことについては私もおわびを申し上げたいと思いますが、今後はきちっとした誠意をもってお願いをしたいと思っております。ただ1点お願いしたいのは、やはりこういった資料についてはページ数をきちっと書いて、資料として受け付けられるように今後はお願いをしたいと思っております。よろしくようお願い申し上げます。

続けていきたいと思っております。

あと1点ちょっと確認したいと思っておりますが、12月議会で一応確認した中で、館長、事務局長それから一般職員の雇用について、体育協会はどのようなふうな考えを持っているんですかと、どのような方針を持っているんですかというふうなことで質問したんですが、それについては答弁がされておらなかったように思っております、議事録見た中でですね。私もどうかかなと思っておりますが、今回そういう中で、館長もしくは事務局長それから事務局3名が体協の方で選定をしたと、基本的に私は館長と事務局長は同じ職種かなと思っておりますし、事務局長一人で十分に事業を行うことができるのかなと思っております。ですので、館長、事務局長の職務分担を教えてくださいということと、先ほどの市の、事務局局長となられる方については市のOBという、予定になられる、体協会員でもいらっしゃいますけれども、体協としてはそれにふさわしいということで選任をされたようでありますが、片や市のOBになるような方があります。そういった市長の市職OBの登用を控えた方がい

いというふうな考えとは若干整合性があるのかなと、違った見方をすれば、市役所の天下り先が一つふえたのかなと、そういう見方も出るように思っています。この点についてはどういふふうなお考えをお持ちなのか、お尋ねをしたいと思います。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

館長は必要なのか、事務局長がいれば不要ではないかというようなことのございませうけども、館長職につきましては体協において市の指定を受けて施設の管理運営を行うことがより責任重大なことであると判断されまして、で、現場の役職2名体制を組まれたのではないかというふうに認識いたしております。

以上、お答えいたします。

○5番（笹山欣悟君） まだありますけど。館長と事務局長の職務分担。

○議長（大王英二君） 職務分限、職務分限を明確に。

○教育部長（浦川康徳君） どうも失礼いたしました。職務分担でございますけども、館長が、スポーツ施設総括に関すること、対外の折衝に関すること、職員・嘱託職員の服務に関すること、職員事務分掌に関すること、指定管理に関すること。事務局長が、業務全般に関すること、事務分担に関すること、庶務全般に関すること、予算全般に関すること、運営委員会に関すること、各施設の歳入歳出の事務に関すること、指定管理に関すること、公印の保管に関すること、対外との折衝に関すること、職員・嘱託職員の服務に関すること、職員の事務分掌に関すること。先ほど、対外との折衝に関することから、10、11番ですけども、職員・嘱託職員、これについては館長の補佐というようなことで明記してございます。

以上、お答えいたします。

○5番（笹山欣悟君） 市職OBの登用に対する目配りの部分の考え、整合性。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

OBについてでございますけども、今回蓑毛さんにつきましては、卓球協会の方から出ておられまして、先ほど申しましたように、協会員の中から適任者をというようなことで選ばれたというようなことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 卓球協会の中から、また体育協会が最適人者であるということで選ばれた、それはわかります。ただ、やはり市長も、市の職員のOBがそういった形でつくということを目配りをせないかんというような話をされとるわけですね。その辺とどういふふう整合性を判断されたのかなということで、ちょっとお聞きしたわけなんです。それを今後私は十分に考えていく必要があるかと思えますし、最初にそういうことをしてしまえば、やはりその次もそういうふうになってくる可能性がある、ということも考えますので、それはもう今後十分に注意をしていただきたいと思います。とやかく言うつも

りはありません。

それから、もう少し確認していきます。指定管理者導入した後に、体育協会の事務局はスポーツパレスの事務所内に移ると、そういうことになると思ってます。ということであれば、今のスポーツ振興課にある事務局も、体育協会の事務局はスポーツパレス内の事務室に移るということになりますから、スポーツ振興課と体育協会の事務局というのは完全に独立をすることによって確認してよろしいですか。

○教育部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

現在、議員言われますように、体協事務局については慣例でスポーツ振興課係長が務めてまいりましたが、今後は法人化もされるようでございますし、体協の独立性を確保するために事務局に市職員は入らないことといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 事務局に職員が入らない、それはわかります。体協全体そのものに市の関与は完全になくなるんですかということを確認したんです。

○教育部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

市と体協のかかわりでございますけども、一応、教育委員会とのかかわりでございますけども、体育協会は社会教育関係団体の中にも入っておりますので、そういった部門でのかかわり合いはそのまま出てはまいります。今後も指定管理の方で受け持ってもらいますので、教育委員会の方といたしましては、そういった分につきましては指導をしていきますので、かかわりはあるものというふうに考えております。

以上です。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） ちょっとよくわからない部分もありますけども、結局体育協会の役員とか、理事とか役員とかそういった部分については市の職員の方は入らないんですねということで確認をしてよろしいですね。はい、そういうことで確認したいと思います。

それから、事務局もなくなる、だから基本的に、あと1点確認しますが、スポーツ振興課としても、そういうことは体育協会の事務量が減ってくると、そういうことも考えられますよね。ということであれば、スポーツ振興課の職員の人員増加、これはないということを確認してよろしいですね。

○教育部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

施設の管理者につきましては指定管理者に移行はいたしますけども、市との協定により各種の報告書類が定期的に提出されます。また、引き継ぎはしましても、初めての指定管理者の導入でございますので、指定管理におかれましても、運営していかれる中で市にお尋ねになる事柄が種々出てまいりますのではないかと予想されますので、これらに対応するために、施

設に精通した人材をスポーツ振興課に配置したいというふうには考えておりますけども、このことにつきましては現在総務課と協議中でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 質問の趣旨わかってらっしゃるのかなと、ちょっとよく、質問の趣旨に的確に答弁いただきたいと思います。事務量は当然減るわけですから、幾らかかわろうとも指定管理の分が今から移行するから、幾らそういった部分があるとしても、基本的には指定管理をするわけですから、そんなにかかわる必要ないんですよ。だから、事務的な事務量としては減るわけですよ。だから職員の増加を、今の答弁であれば職員の増加を協議しているというふうに受け取れました。しかし、事務量が減るわけですから職員の増加は必要ないんじゃないですか。そこを私は確認したんです。増加が必要と認めるのか認めないのか、そこだけです。（発言する者あり）

○教育部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

指定管理者にかかわる人員増は予定いたしておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 増加は考えてないちゅうふうなことで答弁ありましたんで、振興課の職員の人員増加はしないということで私は確認をしておきたいと思っております。

あと、今までいろいろ議論やってきましたが、そういったいろんな問題点の中で協定書を結ばれております。見まして、資料いただきました。かなり詳しくすべてを網羅するような協定書になっております。その中で若干気になった点がありますので、この協定書の中から若干お尋ねをしておきたいと思っております。時間が余りありませんので、最後まで行き着くかどうか心配ではありますが、1点目は、この協定書の中の15条の項目であります。15条に再委託等について記載をしてあります。基本的に12月の一般質問のやりとりの中でも、再委託は協定書の中でうたい込めば今までどおり再委託、請負とか何かも契約やって再委託できるんだということで答弁されてますし、協定書の中にもそういった再委託をすることを、第三者に再委託をすることができると、そういったことで協定結んであります。ということで、その再委託については今の時点で、今まで12月の議会の一般質問の中では当然今までやってきた事業で再委託できるものは再委託をしたいというようなことで答弁あったんですけど、再委託についてはどういったことを再委託される予定なのか、事項を、すべてを再委託されるのか、こういった事項を再委託する、その辺をちょっとお聞きしておきたいと思っております。

○教育部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

採択につきましては、協定書の第15条で、議員言われましたように、できるようになっている部分もございますので、現在外部に委託しております業務の主なものは各施設の機器

の……（「ああ、動きよる」「議長」と呼ぶ者あり）

○5番（笹山欣悟君） 答弁中時計が動きよったとです。

○教育部長（浦川康徳君） 済いません、現在外部に委託しております業務の主なものは、各施設の機器の点検業務、合併処理浄化槽の維持管理業務、スポーツパレスや川上記念球場などの清掃業務、市民プールの監視業務等でございます。各施設の機器の点検業務や合併処理浄化槽の維持管理業務、あるいはスポーツパレスや川上記念球場などの清掃業務は専門的な業務でございますので、引き続き外部委託をせざるを得ないというふうに考えておられるようでございます。

それから、プールの監視業務につきましても、今年度まで人吉市シルバー人材センターに委託していましたが、職員も1名を必ず配置する体制で営業をしていましたので、体育協会でも営業期間中は必ず職員が常駐する体制をとっていただきます。そのほか、水泳協会とも意見を聞き、対応されるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） ほとんど専門的な業種については再委託したいという答弁されました。当然そうなるんだと思っています。ただ、今さっきプールの管理運営についてはシルバー人材に今までとったけども、プール監視等についてはですね、ところが今後は水泳協会とか職員等と協議をしていきたいというふうな答弁いただきました。当然指定管理をしてそれだけの効果をもっていく、もしくは専門的なところでぴしっとした指定管理ができる、運営できるようにするにはそれが当然だと思っています。ということであれば、市民プールの監視等については今後はもうシルバー人材センター等には監視等はもう委託をしないということで、これはもう確認してよろしいですね。そうしないと指定管理の意味がありませんからですね。それはそれでいいですか。

○教育部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、水泳協会からも意見を聞いて対応されるというふうなことでございまして、もう今の段階でシルバー人材にどうのこうのというふうなことはあっておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 今後の協議になろうかと思いますが、ただ、一言私の方から注文をつけさせていただけば、やはりせつかく指定管理をして運営するわけですから、同じようにシルバー人材センターにお願いをして監視をお願いしていくと、これはもってのほかだと思っています。それをしないがために、効果的にするために指定管理をやってそれぞれの体育協会の専門性を高めていくと、そういったことで導入されるわけですから、そこはきちっと

したことで踏まえていただきたい、そういったことで申し添えておきたいと思っています。

それと、あと1点気になることがあります。第12章第61条であります、管理運営委員会の項目が記載をしてあります。管理運営委員会を組織して運用させるということですが、この管理運営委員会にはいろんな職種の方が入っていらっしやいます。私は、体育協会の組織の中のごく一部の管理運営委員会にいろんな職種、市とかいろんな部分、学校関係とかいろんな利用団体とか入ってますが、それを管理運営委員会にするのはおかしいんじゃないかなと思っています。私は当然それはその体育協会が指定管理を運営するのを第三者から見第三者の評価委員会に該当するんじゃないかなと、私はそういう考えであります。体育協会の中の運営委員会がきちとしたその指定管理の運営をさせながら、そしてその体育協会の組織内の管理運営委員会がその体育協会の指定管理を自己評価をしながら、それを第三者のそういった、ここに検討してあるような管理運営委員会、それを私は第三者的において市が設置をして、第三者外部評価委員会という形でそれを公平、公正に、また質のサービスが低下しないように提言をする、改善を図らせる、そういった部分での評価委員会を設ける必要があるんじゃないかなと私は思ってます。そういった評価委員会を設けないと、何のために指定管理をして、質のあるサービスの低下を招かないように、また効果のある方向に指定管理を導入したかわからない、そういったことを思っています。

そういうことで、私は第三者評価委員会を組織をして、そういった評価をしていくというふうなお気持ちがあるのかどうかお尋ねをしたいと思います。市長の方にお聞きしたいと思っています。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

御指摘のとおり、第三者による評価委員会という、このことが重要であるというふうに私は認識いたしておりますので、この第三者の評価委員会として組織並びに機能を持たせていく必要があると考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 時間がなくなりましたので、もうこれ以上ちょっと議論ができないと思っていますが、ぜひ私は、市長が先ほど答弁されましたように、この体育協会の指定管理者がきちと市民に公平・公正にわかるように、また質の、先ほど言いましたように、質のサービスが低下しないように維持運営をしていくためには、やはり身内だけでしていくんじゃないなくて、外部から見る第三者評価委員会、外部評価委員会が必要だと思っています。ぜひそういったことを市の行政の責任としてつくっていただいて、そしてきちとした評価、管理体制ができる体制をつくり上げていただきたいと思っています。なぜこういったことを申し上げますかというと、福祉センターも指定管理してあります。ところが、なかなかこういった方向で今、老人クラブ連合会が運営してるのか、私たちにはわからない状況……

○議長（大王英二君） 笹山議員。

○5番（笹山欣悟君） はい、わかりました。まとめさせていただきます。わからない状況があります。そういったことも危惧しておりますので、議会がチェックできない状況であれば、ぜひ市の責任として第三者外部評価委員会を組織をしていただいて、きちっとした反映をさせていただく、そういったことをお願い申し上げて、大変時間が過ぎまして申し訳ございません、一般質問を終わります。

=====

○議長（大王英二君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後7時 散会

平成20年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成20年3月13日 木曜日

1. 議事日程第4号

平成20年3月13日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 立山勝徳君
2. 本村令斗君
3. 豊永貞夫君
4. 簗毛正勝君

=====

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

=====

3. 出席議員（20名）

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 松岡隼人君 |
| 2番 | 井上光浩君 |
| 3番 | 豊永貞夫君 |
| 4番 | 川野精一君 |
| 5番 | 笹山欣悟君 |
| 6番 | 村上恵一君 |
| 7番 | 西信八郎君 |
| 8番 | 松田茂君 |
| 9番 | 永山芳宏君 |
| 10番 | 福屋法晴君 |
| 11番 | 森口勝之君 |
| 12番 | 田中哲君 |
| 13番 | 本村令斗君 |
| 14番 | 立山勝徳君 |
| 15番 | 仲村勝治君 |
| 16番 | 三倉美千子君 |
| 17番 | 山下幸一君 |
| 18番 | 下田代勝君 |
| 19番 | 簗毛正勝君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
収 入 役	大 松 克 己 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	鳥 井 正 徳 君
総 務 部 長	秋 山 健 兒 君
企 画 部 長	井 上 修 二 君
福祉生活部長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	俣 野 一 君
建 設 部 長	丸 山 善 利 君
総 務 部 次 長	深 水 雄 二 君
企 画 部 次 長	上 田 泉 君
福祉生活部次長	久 本 一 富 君
経 済 部 次 長	蓑 毛 幸 一 君
建 設 部 次 長	山 上 茂 君
秘 書 課 長	福 山 誠 二 君
地域生活課長	東 俊 宏 君
財 政 課 長	井 上 祐 太 君
福 祉 課 長	椎 葉 幹 夫 君
農業振興課長	中 村 憲 司 君
管 理 課 長	松 田 知 良 君
会 計 課 長	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	濱 田 芳 彰 君
水 道 局 次 長	多 武 芳 美 君
教 育 部 長	浦 川 康 徳 君
教 育 部 次 長	中 村 明 公 君
教育総務課長	坂 崎 博 憲 君
農業委員会 農 務 局 長	吉 川 泰 人 君
監 査 委 員 長	松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	永	田	正	二	君
次	長	赤	池	謙	介	君
庶務係	長	村	並	成	二	君
書	記	和	泉	龍	二	君

=====

午前10時1分 開議

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

=====

一般質問

○議長（大王英二君） それでは、直ちに一般質問を行います。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇） おはようございます。14番の立山でございます。きょうは前福永市長を初め、たくさんの傍聴においでいただきまして、大変ありがとうございます。いつもこのように来ていただければ、本当に議会も活性化するんだがなというふうに思っております。私は、この定例の3月議会を迎えるのは21回目でございます。3月定例議会でも心に残る二つの問題があります。

一つは桜です。3月の初め、この市庁舎から眺める場内の桜はまだつぼみ、かたいつぼみですが、大体3月の二十五、六日以降、3月定例議会が終わるところになりますと、満開の桜がこの庁舎から見られる、一番春を実感する3月議会であります。

もう一つあります。それは執行部、そして議員という立場の違いはありますけれども、何十年という間、立場は違っても「目指すものは一つ」、そういう立場で頑張ってきました市役所の職員の方々が3月で勇退をされていきます。特に私が60歳を超えるころになりまして、そのことを実感するようになりました。「目指すものは一つ」、執行部と議会という立場で頑張ってきた方がこの職場を離れられるということに一抹の寂しさを感じるわけではございませんけれども、退職されて、また新たな人生を切り開いて、人吉市の発展のために力添えをしていただければという思いがあります。とは申しまして、「残る桜も散る桜」という言葉がございまして、散る前に精いっぱい頑張りたいなと、そういう思いで質問に入りたいと思います。

さて、私の今回の一般質問は、平成20年度一般会計当初予算と市長のマニフェスト、もう一つは、より公平な市政、より公平な住民サービスを目指すという視点から、公共下水道の問題と一般廃棄物処理施設クリーンプラザの周辺整備問題についてお尋ねをしたいと思えます。

時間の配分を考えまして、通告とはちょっと逆になりますけれども、下の方から質問に入っていきたいというふうに思いますから、よろしく願いをいたします。

まず、公共下水道についてであります。

人吉市の公共下水道は、昭和50年2月、初めて事業に着手をいたしました。昭和57年3月

から一部供用開始、以来今日まで約26年間、都市環境や生活環境の整備、自然環境の保全などを図るために、それぞれの関係者の努力や市民の方の協力と理解を得ながら進められてきました。

そこで、お尋ねであります。まず1点目は、現在における公共下水道の整備率と整備区域内における水洗化率についてお尋ねをします。各事業認可区域ごとに説明をしていただきたいと思えます。

二つ目であります。私道に下水道を設置する場合には厳しい条件がつけられています。この厳しい条件の撤廃あるいは緩和について、私は何回もこの壇上で要望をしてきましたが、その後どのように検討をされたのか、お尋ねをしておきます。

3点目であります。公共下水道の整備は、第1期事業認可区域から第6期事業認可区域まで進められていますが、残された区域についてどうするのか、このことについてどのように検討されているのか、以上3点を質問をいたします。

以上であります。

○水道局長（濱田芳彰君） おはようございます。それでは、下水道関係の御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、現在までの整備率でございますが、平成18年度現在の認可区域面積は1,029ヘクタールで、そのうち整備を行った面積が767ヘクタールで整備率は74.6%となっております。整備率を認可区域ごとに申し上げますと、第1期認可区域が88%、第2期認可区域が90.6%、第3期認可区域が74.6%、第4期認可区域が62.4%、第5期認可区域が59.1%、第6期認可区域が59.9%となっております。

次に、水洗化の状況でございますが、処理人口が2万6,427人、そのうち水洗化人口が2万2,993人、水洗化率が87%となっております。水洗化率を各認可区域ごとに申し上げますと、第1期認可区域が92.6%、第2期認可区域が89.2%、第3期認可区域が88.7%、第4期認可区域が83.7%、第5期認可区域が80%、第6期認可区域が69%となっております。

次に、2点目でございます。この私道への設置負担はその後検討したかというようなことでございますが、この制度の条件緩和につきましては、これまでに質問いただき、県下の他市の状況等を調査し、検討を重ねているところでございます。26年間の経緯を踏まえますと、非常に難しい面がございますので、結論に至っていないのが現状でございます。

それから、3点目でございますけれども、未整備地区の対応につきましては、現在、人吉市公共下水道事業の全体計画の見直し作業を進めておりますので、その作業が終了した時点におきまして、公共下水道で取り組むのか、また他の方法で取り組むのか、関係部署との協議や検討が必要だと存じております。

今後の公共下水道の拡張は、コストの面、それから地域の住民の方々の理解などを考慮しますと、なかなか厳しいものがあると考えておるところでございます。

ただ、今後の検討課題でございますので、具体的なことは決定はいたしておりませんが、低コストで取り組める地域、他の汚水処理との関係などを精査し、決定することになるかどうかと考えておるところでございます。

また、公共下水道事業の認可は今後も継続してまいりますし、汚水処理の問題は、市民の皆様のご生活環境向上の面からしましても非常に重要な課題でございますので、生活環境の変化、それから社会情勢の変化、人口の推移など、変動することがございましたら、その中でそのときの状況に合った拡張を計画することも可能だと存じております。

以上、お答えいたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 水道局長から今質問の3点についてそれぞれ答弁をいただきました。

まず、水洗化率の問題でありますけれども、第6期工事区は水洗化率69%ということでありまして、ほかの地域は大体80%以上あるのに対して、69%として非常に水洗化率が悪いということではありますが、せっかく巨額の金を投資をして水洗化の整備や下水道の整備をしたのに、なかなかそれに流入をしてくれない、水洗化をしてくれないというのは、非常に目的の趣旨にそぐわないという面があるわけではありますが、なぜそうなのかということについて、どういうふうに検討をされているか、その点にまずお尋ねをしたいと思います。

それからもう一つは、多少重複しますが、下水道法では、整備をいたしますと、くみ取り便所は3年以内に、浄化槽も速やかに下水道に切りかえることになっております。つまり、二つ手法があるわけですね。くみ取り便所の場合に水洗化をする方法と、それから既に合併処理浄化槽あたりを使っておって、それを下水道に今度は切りかえていく、そういう手法があるわけですが、ここらあたりを含めて、どういうふうに、なぜそれが水洗化率が進まないのか、その原因等について分析をし、検討をされているのかどうか、お尋ねをしておきたいと思っております。

では、ここで一応切っておきます。

○議長（大王英二君） 執行部、水道局長。

暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時19分 開議

○議長（大王英二君） 休憩前に引き続き再開をいたします。大変……（「議事進行、6番」と呼ぶ者あり）

6番。

○6番（村上恵一君） 先ほど執行部が、水道局関係の方々がちょっと戸惑われたかもしれませんが、しかし、議長がその中で水道局長、次長に向かって「しっかりしろ」、そういう失

礼な言葉はないと思う。訂正していただきたい。

○議長（大王英二君） ただいま6番議員の方からありましたように、昨日の経緯等々を踏まえまして、私がちょっと激怒をしましたことについては陳謝申し上げます。しっかり質問者の意味をわかっているはずでございますので、議事をきちんと進めるためにも、執行部の方もるる今まで研鑽をされました事業等検討されましたことについて、きちんとしっかりと答弁をいただくように、そのことが本会議場のさまざまな問題、市民の生活に直結して解決する問題につながりますので、今後こういったことが私自身も反省をしながら、そして執行部の方もきちんと質問者に答えられますようお願い申し上げます。大変申しわけございませんでした。

○水道局長（濱田芳彰君） 大変申しわけございませんでした。

では、なぜ水洗化率が進まないのかという御質問でございましたけれども、まず1点目が、技術面でございますけれども、これは非常に土地が低いところ、そういったところにつきましてはどうしても引けない、そういう状況がございます。

それともう一つ、もう一点は、経済面でございます。非常に郊外になりますと、私道、里道等ですか、そういったところで距離的な問題でかなりコストがかかると、そういったことで一応水洗化率が進んでいない状況でございます。

以上、お答えします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） そこで、一つは技術面があって、なかなかその水洗化率が進まないということではありますが、第6期工事区に関するれば、1年半前のときに、私が末次水道局長に質問したときには、第6期工事区で62.6%、現在は69%ということでありましたから、多少は進んでるというふうに思うんですが、それでも7割未満ということで非常に低いわけです。理由としては、その経済面もあるということでは言われました。

私は、その経済面から一つお尋ねしておかなければならないのは、いわゆる私道に接した住宅への下水道整備の厳しい制約、厳しい条件と申しあげましたけれども、局長の方からその条件についてお話があるかなというふうに思っていたんですが、ありませんので、私の方から申し上げますと、私道に住宅を建てている場合には、その私道の幅員が1メートル、長さが20メートル以上、そしてその両端が公道に接している、そういう場合には市が入り口まで持って行ってくれる、下水道を設備してくれる。さらに、その私道が20メートル以上あったとしても、袋小路の場合には5戸以上ないと設置してやらん、袋小路に4軒建てておりますと、それはしてやらんから後は自分でやりなさいと、5軒あれば市でしてやります、そういう条件なんですね。

そして、私道に建てた家も、あるいは市道とか国道とか、そういった公道の横に建てた家も、正式に建築許可を得て、そして市民税も固定資産税も都市計画税も、さらには下水道受

益者負担金も、公道に建てた人と全く同じように、いわゆる義務的な役割は全部果たしているんですよね。それなのに私道に建てておれば、5軒あれば市でやってありますけれども、4軒でしたらだめですよ、3軒でしたらだめですよ、なぜそういうことになっているのか、これは公平な市政と言えない。公平な市民サービス、住民サービスと言えない。だから、その制限について何とかして緩和策あるいは制限の撤廃、そういったものを検討するべきだというふうに私は申し上げてきました。その点について、水道局として検討をされたのかどうか。答弁では、26年間の経緯がありますから、なかなか変えることが難しいという答弁でありました。しかし、そういう政治姿勢に立つならば、行政の改革なんてできないわけですから、そのところをどうするんですかということを私は何回も問いかけているんですから、その点について検討をされておるならば、検討した結果、あるいは検討されてないならば、検討されてないということで答弁をいただきたいと思います。

○水道局長（濱田芳彰君） それでは、立山議員の御質問にお答えいたします。

今まで一応検討したかどうかというふうなことでございますけれども、一応県下11市の状況につきまして調査をいたしておりますので、そのことについて申し上げますと、私道の両端が公道に接続している場合は、幅員、私道の延長に若干の条件の違いがありますが、家屋の数に関係なく、市の負担で私道に公共下水道の設置をいたしております。

それから、私道の一端が公道に接続している場合がございますが、幅員、延長については、各市条件に若干の違いがあります。ここでは、幅員、延長の違いについては割愛させていただきますけれども、家屋の数についての各市の条件の違いについて答弁させていただきます。

本市と同じ5戸以上を条件としている市が、人吉市と上天草市の2市でございます。それから、3戸以上といたしておりますのが、荒尾市と阿蘇市の2市でございます。2戸以上といたしておりますのが、八代市、水俣市、玉名市、天草市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市の8市でございます。それから、熊本市と山鹿市は私道等への公共下水道設置規則はございませんので、共同排水設備設置規則に対応しておるようでございます。

次に、共同排水設備助成事業の状況でございますが、本市は3戸以上といたしております。天草市が5戸以上、それから熊本市、山鹿市、それから阿蘇市、天草市の4市が2戸以上を条件といたしております。熊本市につきましては、費用の3分の2以内となっております。それ以外の人吉市、上天草市、山鹿市、阿蘇市、天草市の5市が費用の2分1以内で助成を行っているところでございます。他の8市は、共同排水設備助成規則を設置していないようでございます。

以上、お答えいたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今、局長の方から、いわゆる県下の状況についての答弁があったわけですが、そのことをもとにして、人吉市の水道局として住民サービスの公平さ、政治姿勢

の公平さに照らしてどうかという議論については、やったのか、やられなかったのか、答弁がなかったわけですが、その点について再度お尋ねをしたいと思います。

○水道局長（濱田芳彰君） 失礼しました。ただいま申し上げました各市の状況等を一応判断いたしまして、20年度に開催を予定しております下水道事業運営審議会等に諮り、意見を伺って、その結果について検討をさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 公平な住民サービスと言えるかどうかという一番の論点について、どうも答えがないんですね。そのことを明確にした上で進めないと、後は進まないんじゃないかなというふうに思っていますから、その点についての判断をお願いしたい。もし水道局長でできないなら、この判断は田中市長に振らざるを得ないというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから、今、他市の状況を勘案しながら審議会に諮ってということ、審議会に諮った上で検討するというふうに今言われたんですが、それは私は事務局としておかしい。少なくとも審議会としては、いろいろと資料をそろえて、一定のやっぱり事務局としての案を示しながら、それがいいでしょうか、悪いでしょうかという諮り方をしないと、審議会にお手ばらで出しておいて、どうでしょうかって言ったって、何もそりゃ結論は出ないんじゃないかなと。審議会から先にやって持ち帰って、それから検討するというのは、本末転倒じゃないか。事務局がきちっと審議になる対象の材料をそろえ、一定のやっぱり見解を示しながら審議会に諮っていくというのがルールじゃないかなというふうに思いますが、少し脱線した質問になってしまいますけれどもね、ああいう言い方をされますと、やはり言わざるを得ない。そのことについても御検討ください。

○水道局長（濱田芳彰君） じゃ済みません、ただいま一応説明不足で誤解を招かせていただきましたけれども、各市の状況を参考にいたしまして、市の案を一応提示いたしまして、下水道運営審議会にお諮りをし、意見を賜りたいと思っております。

以上で終わります。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） じゃやっぱり市長に、最後までないんですよ。5軒と4軒で格段の差がある。4軒なら自分でしろ、5軒あれば市が全部やりますよ。すべてのほかの税金とか、あるいは手続とか、一切同じようにやっているのに、そういう格段の差があっているのか、これは本当に公平な住民サービスなのか、公平な政治姿勢なのか、その点についての市長の判断をお願いします。

○市長（田中信孝君） おはようございます。立山議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

多分この御質問は、昨年の6月議会でもいただいたのではなかろうかなと思いついていて、ところでございますが、やはり公平・公正・公明という観点から照らし合わせてまいりますと、これは努力目標であるというふうに私は多分お答えをしているというふうに思っているところでございます。その後、制限の緩和並びに条件の撤廃等々に関して検討が行われていないということは、まことに残念なことであるというふうにも思っております。

よって、新年度内にこの条件等々の整備をさせていただき、そして、それをさまざまに御検討いただき、一定の結論を得たいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） それでは、この下水道問題につきましては、ただいまの市長答弁を受けまして、そういう方向で努力をしていただくということをお願いして終わりますが、ただ、未整備地域についてもできるだけ早く結論を出して、でないと、やっぱり周辺の人たちは公共下水道が来るのか、自分でしなければならんのか、いつまでも、表現が悪いですけども、蛇の生殺しと、そういうような状態にある人がいらっしゃるというふうに思いますから、できるだけ水道局長が言われましたようにいろんな条件がありますよね、そういった条件を加味しながら検討・結論を出していただくということを要望しておきたいと思っております。

続きまして、クリーンプラザの周辺環境整備についてお尋ねをしたいと思います。

クリーンプラザが建設され稼働して6年になります。郡市内町村の一般廃棄物を集積し、分別し、焼却処理など、一手に引き受けて処理をしています。しかし、そのおひざ元、赤池水無町内地域には、いまだに解決されない二つの重く残された問題があります。

その一つは、かつて赤池水無町内は、まとまりのある仲の良い町内でありましたが、クリーンプラザの建設問題が発生してから分裂、対立、そして町内組織としても赤池水無町内会と外園町内会に分裂したまま現在に至っています。

もう一つの問題は、本来クリーンプラザ周辺全体で有効に使われなければならないクリーンプラザ関係地域活性化対策交付金が、外園町内で取り仕切る活性化委員会に交付され、赤池水無町内会、赤池原町内会などの住民には何ら恩恵がない。つまり、クリーンプラザ周辺全体のために有効に活用されていないという現実があります。

私は、きょうも傍聴に来てもらっていますが、前福永市長時代からこのような事態を引き起こした行政の責任として、赤池水無町内の融和を図り、以前のような赤池水無町内に戻るように、行政が努力するべきであるとの意見・要望をしてまいりました。

昨年6月議会においては、田中新市長に対しましても、この問題は広域行政組合の問題であると同時に、人吉市市民の問題であるという立場から、この両方のトップに立たれる田中新市長としても、何らかの町内会の融和、さらには公平な交付金の交付などについて努力してほしいとの旨を申し上げてまいりましたが、市長自身、状況を理解され、努力する旨の答

弁がっております。

そこで、お尋ねであります。この町内融和の問題と周辺環境整備交付金はどのように検討され、どのような状況になっているか、お尋ねをいたします。

以上です。

○福祉生活部長（尾方 篤君） おはようございます。クリーンプラザ関係につきまして、お答えを申し上げます。

昨年6月議会以降の市の地元町内会への対応状況でございますが、市としまして直接的に対応はできていないというのが現状でございます。

また、住民の方々の利便性の確保のための道路等の条件整備事業でございますけれども、未整備箇所につきましても、数回、建設部、福祉生活部、行政組合、それと地元外園町内会と協議を行いまして、地権者の方に協力をお願いをしているところでございますが、なかなか進展しないというのが実情でございます。

それに、活性化交付金でございますけれども、平成14年度から18年度までの交付状況といたしまして、交付額が450万円、支出済額が331万6,483円となっておりまして、利息を合わせました基金積立額は118万3,821円となっております。

また、赤池水無町の活性化センター維持管理費の交付金でございますけれども、交付額が453万3,000円、支出済額が246万5,081円となっておりまして、積立額が206万8,294円となっております。この活性化対策支援事業交付金につきましては、赤池水無町の活性化委員と、また赤池水無町活性化センター維持管理経費交付金は、赤池水無町外園町内のそれぞれと行政組合が取り交わされた覚書によりまして交付をされております。

以上でございます。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今、尾方部長の方から、融和の問題と交付金、センターの運営資金について報告があったわけですが。

まず、融和の問題でありますけれども、市としては直接このことに関与していないという答弁でありました。直接の所管は、これは広域行政組合なんですね、広域行政組合ですから、そこが主体にならなければならない。しかし、我々の立場からするならば、赤池水無町内というのは、人吉市でありますし、人吉市の市民であり、市民の対立状態を何とかしなければならんという立場での人吉市議会の問題点になってくるわけであります。

そこで、確かに広域行政組合を飛び越えて融和策を市が前に出るということについては若干の問題もあろうかな、これはお金の問題を含めて、そここのところは理解できますけれども、やっぱり一緒になってやるべきだというのが私の持論であります。

そうなりますと、やっぱり田中市長は、広域行政組合の代表理事、同時に人吉市長、両方のトップの座にあられるわけですから、市長が音頭をとって両方の組織を動かしていく、そ

ういう立場の努力をしてほしいなというふうに考えているんですが、ここのところは市長の見解をお尋ねしておきたいと思います。

それから、道路整備などについて、尾方部長、外園町内と協議したが、相手にまたしてもらえなかったと、そういうようなニュアンスだったんですが、どうして外園町内だけとなんでしょいかね。赤池水無町内という、人間も戸数も多い町内会がそこに一緒にいるのになぜ外園町内と協議をして、忙しいから会ってもらえないということになったのか。赤池水無町内に対してはどのように対応されたのか。そのところが疑問点として出てまいりますから、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

クリーンプラザに係る地元町内の融和問題でございますが、昨年の6月議会におきまして、一日も早い町内の融和とわだかまりの解消のために仲介の労をおとり申し上げたいというふうに答弁をさせていただいております。

その後、9カ月時間が経過いたしました。この間にさまざまに私自身、行動を起こしてみましたものの、現在でもなかなかその融和に向けた進捗が図られていないのが現実でございます。

よって、大変に悩ましい問題を私は引き継いだなというふうに思っているところでございますが、しかし、何としましてもぜひ解決の方向へ歩んでまいりたいと思っている気持ちは、6月議会で答弁させていただいたものと全く変わりはないわけでございます。

よって、人吉市長並びに広域行政組合の代表理事を兼ねて務めておりますので、その両方の立場から市と行政組合が一体となりまして、何とか融和策を進め、当地域が以前のように町内の皆様がさまざまな行事やら一緒に楽しく暮らせる、そのような状態が少しでも前に進みますように、一日でも早くそれが実現いたしますように、心から願いながら歩んでまいりたいと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

まだ未整備の条件整備と申しますか、未整備の部分があります。

まず、赤池水無町の幹線道路と申しますか、町内の条件整備の1項目に入っております。そのことにつきまして、先ほど申し上げました建設部、福祉生活部、それに行政組合、このときは外園町内の方々でございましたけれども、議員も先ほどおっしゃったように、突如我々が出ていってはどうかという部分もありまして、今後は両町内とお会いするような機会を持ちたいというふうに考えておりますし、今までの問題点と申しますか、こう長引いた原因というのも検証する必要があるかなと。そして、今後の対策として進んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今、尾方部長の方から、両方の町内とも話をしながらということですが、本来ならば、もう既にそういったことはやられておられなければならない問題だというふうに私は思うんですが、どうも見てましてね、個人折衝的に接触する、そこでもう終わってしまうという状況があり過ぎるというふうに思うんです。全体に集まってもらって、全体で、例えば、赤池水無町内の方に集まってもらって、そこで融和策とか、あるいは活性化のための交付金の問題とか、そういったものについていろんな意見を聞いたりして話をまとめていく。外園町内も、これは相手町内ですから、そこにも入り込んで、その中でやっぱり皆さんと話を進めると。私は対立があるというのは、上の方が中心であって、下の一般的な住民の皆さん方は、もとの状態に戻るのにそんなに抵抗はないというふうに思っているんですよ。そこあたりどうするかという問題でありますから、その点につきましては、十分やっぱりそれぞれの町内の皆さん方と話し合っていくんだという姿勢をとって接触をされてはどうかというふうに思いますから、その点についてお尋ねをしておきたいと思います。

それから、活性化センター人我胸会館、それから活性化資金、これは交付金については今まで450万落とされている。そして、使い残しが118万3,821円、基金として積み立てておる。これは外園町内にとっては非常に経済的に豊かな活動ができるということですね。赤池水無町内は、すべて花見をするにも総会をするにも、自分たちの自腹を切った酒、さかなでやらなきゃならん。同じ地域に住みながら、そういう状態だということですね、もう少し考える。なぜならば、周辺環境整備関係の交付金というのは、すべてその地域全体で使われるべきものであって、あんたたちが賛成派だったから、あんたたちには金をこしこ渡すばい、あんたたちは反対したから一銭もやらんばい、こういう性格のものではないんですね、こういう性格のものじゃない。地域全体に恩恵を及ぼすように使われなければならない。そこが根本なんです。

しかし、現実にはそうになってない。外園町内を中心とする活性化計画委員会ですか、そういう組織が中心になっておると。赤池水無町内あるいは赤池原町内の人たちはその恩恵に浴していないという現実があるから、その現実をどう解決をしていくのか。本当は融和策がとれるならば、すべてこれは解決する問題ですが、その融和策がいまだにとれてないということでもありますから、せめて活性化のための交付金なりと、何とかもう少し外園町内以外にも恩恵が及ぶような方法はないのかということで、私もやっぱり模索をしておりますけれども、最終的にはできるだけ融和策を早く進めるという以外にはないかなと。もし分けて交付金をやるという状態になったとしても、それは両町内の対立をそのまま残していくというデメリットの部分が出てくるものですから、そこらあたりはやっぱり慎重に考えながら対応していただきたいというふうに思っていますが、差し当たっては、やはり両町内の方々とそれぞれに話し合いをしてみてもらおう。いろんな意見が飛び交うと思います。しかし、そういう

経過を経て初めて一つの融和に対する問題は道が開けるんじゃないかというふうに考えていますから、そのことについてぜひ努力をしていただきますように、関係部並びに市長に対しては心から要望しておきたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

市長、もう一回そのことで、全体で話すということで。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

そのような環境をつくりたいと思ひまして、私も、例えば、外園町の夏まつりに参加をさせていただいたりとか、またはそれぞれの代表という方々にも面談をさせていただいたりとか、そういう方向は探ってきたわけでございます。

よって、当然のことながら、それぞれの町内の皆様方とまずは話し合いの場を持ち、そして、そこに糸口を見出していくということも一つの手法だろうというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） それでは、今の市長答弁を受けまして、さらなる努力をお願いをして、この問題については質問を終わります。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時5分 開議

○議長（大王英二君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君） それでは、新年度予算とマニフェストについてお尋ねをいたします。

ちょうど思い起こしてみますと、昨年3月議会、福永市長が留守、瀧上副市長による市長代行、そして市長選挙直前という昨年の19年度当初予算の編成でありましたから、昨年の場合には文字どおり骨格予算そのものという感じでありました。

さて、今議会に提案されております20年度当初予算案は、20年ぶりの市長交代と人吉市再生宣言、マニフェストを掲げて当選をされました田中市長就任後、初めての新年度予算編成であります。提案された一般会計の予算総額は134億8,746万6,000円、前年度の当初予算と比較すれば3.3%の減額ということになります。

そこでお尋ねをしますが、まず1点目は、現在の人吉市の財政状況についてどのように分析し、認識をされているのか。また、どのような将来展望を持っておられるのか、1点目です。

2点目、三位一体改革による税源移譲が本格的に実施されてから2年目を迎えました。そ

の税源移譲の効果と言えるものはどういったものがあったのでしょうか。また、国の20年度地方財政計画によれば、地方交付税枠の増加、その中に自治体間の財政力の格差を埋めるためとして、地方再生対策費4,000億円が含まれております。これらを含めて新年度予算における歳入歳出の特徴、主なものについて説明をいただきたいと思っております。

3点目、田中市長が選挙戦を通じて掲げられた人吉市再生宣言、田中信孝のマニフェスト及び昨年秋、市内13カ所で開催された「市長と語ろうかがやきトーク」集会で熱く語られました政治課題などについて、その実現を図るために必要な予算の裏づけがどのようにして盛り込まれているのか、お尋ねをいたします。

以上、3点であります。

○企画部長（井上修二君） まず初めに、財政状況の分析についてでございますが、19年度普通会計における財政状況ということでお話をさせていただきます。

これは、あくまでも予算ベースでの試算でございますので、最終的な決算指数とは違いが出てくることを前もって御了承いただきたいというふうに思います。

初めに、財政力指数でございますが、19年度の普通交付税が確定いたしましたので、0.486で確定をいたしております。

次に、経常収支比率が18年度は102.1%で、初めて100%の大台を超えましたが、19年度も18年度並みの数値になるのではないかと予測をいたしております。

次に、実質公債費率が12%から13%の間で推移するのではなかろうかというふうに考えております。なお、19年度決算から適用されます地方自治体財政健全化法のもとでは、経常収支比率よりも自治体の公債費への依存度を示します実質公債費率が用いられ、経常収支比率は除外されております。これは、経常収支比率の重要性を認めながらも、この数値は歳出経費を臨時的及び経常的に振り分ける基準などにおいて、統一性に欠ける面があることによるものではないだろうかというふうに思っております。

次に、19年度末での基金の残高でございますが、財政調整基金が6億4,748万7,000円、減債基金が10億9,530万8,000円、地域福祉助成基金が1億1,141万6,000円、そのほか奨学基金及び土地開発基金などの定額運用基金及び人吉球磨地域交通体系整備基金を除く7基金が3億3,849万7,000円となっております。

次に、市財政の現状と展望でございますが、本市の主要一般財源の根幹でもございます市税の大幅な落ち込みが予算編成に大きく影響をいたしております。特に個人所得割が、団塊の世代の退職等に伴い、就労人口及び給与所得の減などによりまして、19年度最終補正予算と比較いたしますと5,200万円余りの減、また法人税につきましても、法人所得の落ち込みにより最終調定見込額が大幅に減額となっております。19年度当初予算と比較しますと6,190万円余りの減となっているところでございます。

税源移譲は、基本的には人口や所得に比例しておりまして、都市圏と地方圏での自治体間

の税収格差は一段と拡大いたしております。また、もう一つの柱、地方交付税につきましても、今回、地方財政計画の中で財政力格差を埋めるために、地方再生対策費が創設されておりましたが、国におきましては、依然として交付税総額の圧縮問題はくすぶり続けておまして、今回の措置も一時的な緩和策にすぎないのではないかと危惧をいたしているところでございます。

このように、市税及び地方交付税を初めとする主要一般財源が、将来において飛躍的に増加する状況ではございません。

一方、歳出でございますが、義務的経費のうち人件費は、団塊の世代の大量退職及び定員適正化計画の推進に伴い、職員の新陳代謝が進み、減少傾向にございます。

また、扶助費でございますが、最も事業費が大きい保育所運営費負担金の少子化の影響により、やや減少傾向でございます。また、生活扶助費は、医療扶助の伸びにより増加傾向にあることから、扶助費全体といたしましては、今後は緩やかに増加していくものと予測をいたしております。

次に、公債費でございますが、ここ数年、元金及び利子を合わせまして、おおむね16億円ほどで推移をいたしておまして、市債発行自体は、年度間のばらつきがあるものの、大きな増減はあっておりません。今後は、平成13年度から地方の財政不足を補うために発行されました臨時財政対策債の据え置き期間が終了し、元金償還が開始されたこと、また大橋架け替え事業に要した臨時地方道整備事業債の償還、さらには退職手当債の発行に伴う償還などが影響いたしまして、今後は緩やかでございますが、増加傾向に転じるのではないだろうかというふうに予測いたしております。

なお、本市の場合、借金への依存度をはかります実質公債費比率が18年度決算で12.5%、これは県下14市の中でも最もよい数値でございます。今後もこの数値を堅持できるように、新たな市債の発行を抑制していくことが必要であるというふうに考えております。

このほかに、義務的経費にほぼ近い経費でもございますクリーンプラザの運営費及び公債などを主とします人吉球磨広域行政組合負担金、それから医療給付費や介護給付を運営します特別会計への繰出金などが時代を反映いたしまして増加傾向にございます。

最後に、投資的経費でございますが、これは大橋のかけかえなどの主要事業が終了しました関係で、投資的経費自体は大幅に減となります。また、その財源につきましても、地方道路整備臨時交付金及び市債などございまして、一般財源の持ち出しを最小限に抑えてきたところでございます。

以上のように、歳入におきましては、主要一般財源の伸び悩み、また歳出におきましては、高齢化社会への進展などを反映した社会保障経費の伸びなどが顕著であることから、今後の予算編成においても非常に厳しいものというふうに感じております。

次に、マニフェスト関連で20年度当初予算に計上されたものを款別に申し上げます。

初めに、総務費関係でございますが、まちづくり親善大使に要する経費としまして、普通旅費、任命書の作成委託料などを200万円計上いたしております。

民生費関係では、乳幼児医療費助成において、現行の「2歳まで無料化」を「4歳まで無料化」へ拡大いたしております、その影響額として800万円を増額いたしております。

農林水産業費関係でございますが、健康農産物のブランド化に要する経費といたしまして、講師謝礼、商標登録手数料など53万円を計上いたしております。

次に、商工費関係でございますが、球磨焼酎の販路拡大計画推進事業といたしまして、中国上海へ向けた販路拡大を要する経費30万円、それから観光アドバイザーに要する経費53万円、日本百名城「人吉お城まつり」実行委員会補助金900万円を計上いたしております。

次に、土木費関係では、入札監視委員会に要する経費としまして、委員報酬など11万円を計上いたしております。また、人吉駅を観光、交通の拠点として整備するための人吉駅前広場整備事業基本計画及び基本設計業務委託料1,650万円を計上いたしております。

教育費関係では、幸福（しあわせ）追求人間学講座開講に要する経費として150万円を計上いたしております。

以上、お答えします。（「トータル幾らですか」と呼ぶ者あり）済みません、トータルは計算してません。申しわけございません。

以上、お答えします。

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） ただいま企画部長の方から質問をいたしました諸点についてそれぞれ答弁をいただきました。少し中身に入らせていただきたいと思いますが、今ちょうど確定申告の追い込みの段階ということでありまして、申告する方も、またその申告を受ける税務関係の方々は大変忙しい毎日だろうなというふうに思っています。

私も毎年申告書を自分で書いて出しておるんですが、ことしは税源移譲というのを申告書を書きながらしみじみと実感を感じました。と言いますのが、私の収入からいろんな控除を引いて、残された課税される所得金額というのがあるんですが、これが大体私の場合には60数万円ぐらいです。去年まではその10%ですから、6万円が所得税、自分で申告しとったんですが、ことしは5%ということになりますから約3万円に減額になった。おお、減ったなあと、そこではちょっとうれしいんですが、この減った3万円がそのまま住民税に転嫁をされるということになります。

一つやっぱり気がかりなのは、住民税と所得税の人的控除と申しますか、人の控除額が違うわけでありまして。5万円だというふうに聞いていますが、5万円ぐらい控除額が違う。ということは、住民税の控除額が5万円安いもんですから、したがって、その分だけ課税をされる所得金額というのがふえる。税率が同じならば、当然かかる住民税の税額は上がるということで、これはふゆったいというふうに思ったんですが、その辺の調整があるということ

でございますから、その調整でその所得税の減った分と住民税の新たに加わった、転嫁された部分がイコールなんだということをちょっとはつきりと説明をしていただきたい。

それから、今までは国が所得税で取り上げて、それを地方交付税という形で市町村に落としていく、そういう循環であります。今回は国が所得税で取り上げる部分を住民税に転嫁をするということでもありますから、当然市町村でその分は取らなきゃならん。ということは、市町村としてはその分だけの徴収義務がまたできるわけですから、税の収納率というのが非常に問題になってくる、収納率がですね。本当は前のように所得税で国が取って、地方交付税で落としてくれた方が市町村は楽なんです。そうじゃない。所得税をカットするから、その分は住民税に転嫁して取りなさい。収納義務まで新たに発生したと。収納率というのが非常に問題になってきますから、そこのところを執行部としてどうやっぱり考えておられるか、お尋ねをしておきたいと思えます。

以上です。

○総務部長（秋山健児君） おはようございます。立山議員の御質問にお答えをいたします。

税源移譲における影響についてということでございますが、議員御指摘のとおり、所得税より個人住民税の方が、基礎控除や扶養控除等の人的控除が低く設定をされております。そのため、同じ所得金額でも、個人住民税の課税所得金額、いわゆる課税標準のことでございますが、大きくなってまいります。

税源移譲により個人住民税の税率が5%、これは市が3%、県が2%と、この5%から10%、これは市が6%、県が4%、この10%に引き上げたことによりまして、単純に所得税の税率を10%から5%に引き下げられましても、人的控除額の差の合計額に5%を乗じた分だけ個人住民税の負担がふえてまいります。

この負担増を調整するため、個人住民税の課税所得金額に応じまして、個人住民税所得割額から一定の額を減額する調整控除が設けられておるところでございます。税源移譲された後も、この調整控除が適用されることによりまして、所得税と住民税の合計税額は変わらないようになっているところでございます。

また、収納率の低下についてのお尋ねでございますが、立山議員御心配のとおり、収納率の低下が懸念されてまいるところでございますが、さらに収納率向上に向けての努力をしていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） ただいまの答弁で、いわゆる所得税のカット、住民税の転嫁の問題については、そういうことだということで確認をしておきますが、収納率の問題は、心配をされますように、収納率が低下をすれば、せっかく住民税に転嫁をしたのがむだになるということになりますから、非常に厳しい仕事ですけれども、やっぱり収納率の低下をしないよ

うに、関係部署の方々は頑張っていたきたいというふうに思います。

そこで、3点目でmanifestoの予算措置についてということで、少し具体的に質問をしたいと思います。

先ほど企画部長の方から、それぞれ市長のmanifesto関係について、9事業に対してそれぞれ予算措置をしたということで御説明をいただきました。総額は私の計算では3,847万円ということですので、9事業で3,847万円は安いかなと思いますけれども、これは切り口予算だというふうに理解しておりますので、そういうことで少し絞って具体的に質問をいたしたいと思います。

先ほど説明されました9事業の中で4事業について、その中身を精査をするという形でお尋ねをしますが、まず1点目は、まちづくり親善大使の旅費と任命書作成委託料200万円、これはまちづくり親善大使というのは、どういう仕事をどういうふうにしてもらうのか。それから、任命書作成委託料というのは、どういう任命書をつくるのか、よくわかりませんので、説明をいただきたいと思います。

それから2点目、乳幼児医療費助成は、今回、市長の公約が半分ほど実現をいたしまして、2歳から4歳までということで医療費の助成が引き上げられました。これで打ち止めなのかどうかということでもあります。年次的に将来は引き上げていくというつもりなのか、もうこれで終わりですよということなのか、その辺をはっきりしていただきたいと思います。

それから、人吉駅前広場整備事業基本計画及び基本設計業務委託料1,650万円、これは当面の目玉かなというふうに私はとらえておりますが、きのう、おとといの三倉議員の質疑で、市長あるいは丸山部長の方から答弁がありまして、大方の理解はできたというふうに思っていますが、まだ少しわからない部分についてお尋ねをいたしますが、まず発注側の具体的な構想というのを投げかけて、基本計画なりを委嘱をされるのか、お手ぱらでやっていくのかということでもあります。

それから、1,650万円、この内訳があるだろうというふうに思いますが、内訳の説明を、入札の関係もあるでしょうから、なかなか明確にはできないと思いますが、内訳の項目あたりを教えてくださいたいというふうに思います。

それから、いわゆる整備事業の範囲をどうするのかということでもあります。JRと、それから市有地だけの範囲で整備計画をつくっていくのか、周辺の民有地まで、あるいは清算事業団の所有地まで入り込んでいくのか、そこらあたりについて明確にしていきたいと思います。

それから、4番目ではありますが、幸福追求人間学講座開講、これを見たときに、私はテレビのサスペンス劇場のタイトルを思い出したんですけども、中身がよくわかりません。どういう内容なのか、御説明をいただきたいと思います。

以上、具体的には4点であります。

○総務部長（秋山健児君） 私の方からは、まちづくり親善大使についてお答えをさせていただきます。

まず、まちづくり親善大使の仕事はどのようなものかということでございますが、平成19年度に人吉市まちづくり親善大使設置要項を制定いたしております。その中の第2条に、大使の任務を掲げているところでございます。内容につきましては、一つが、本市の地域活性化に関する提言でございます。二つ目が、本市の対外的な宣伝活動でございます。三つ目が、本市に有益な情報の提供といったものでございます。

今回、まちづくり親善大使として任命いたしましたお二人、また今後予定しております方々は、各種の分野におきまして顕著な功績を残されており、それぞれの分野におきまして、まずは人吉市を全国にPRをしていただくというのが第一に上げられると思います。

また、国は、その関連機関、財団等ともつながりを持っておられますので、本市に活用できるまちづくり制度や助成金、または先進的事例についての情報の提供やまちづくり政策への提言もいただければと考えております。

また、任命書の内容につきましては、発船場から人吉城址を見た風景を描いた布地に、人吉市まちづくり親善大使を委嘱するというものを印刷したものでございます。それを木枠製の額に入れ、任命書として贈呈することといたしております。これにつきましても、まちづくり親善大使となられた方が職場等に飾っていただき、人吉市をPRしていただければと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） 私の方から乳幼児医療費関係についてお答えいたします。

今回は、税収の減、普通交付税の減少など、財政的な問題やほかの施策やそのほかの少子化対策関連事業との優先順位などを考慮の上、4歳児まで無料化することといたしました。昨年度当初予算と比較しますと800万円の増額となっております。

今後についてでございますが、未就学児童の医療費無料化に取り組んでいる他市の状況を調査いたしましたところ、医療費につきましては、単純計算による積算額より2割から3割程度伸びている状況でございます。また、インフルエンザなどの流行性疾患が発生しますと、医療費も予想を上回って増加するものでございます。

このように、医療費に係る経費につきましては、見込みが非常に困難であるということが現状でございます。今後の医療費の動向を見きわめながら、財政的な問題やほかの施策との優先性などをクリアできれば、拡充する方向で検討させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○建設部長（丸山善利君） 立山議員の御質問にお答えいたします。

発注者としての構想と申しますか、でございますが、今回、人吉市駅前広場整備事業の予

算といたしまして、委託料をお願いしているところでございますが、整備に当たりまして、現在基本構想を策定中でございます。基本的には、人吉駅を単なる乗りかえ駅、通過駅にしないためにも、駅前広場に魅力ある空間をつくり出し、市民の憩いの場、観光客の方のいやしの場として整備をしたく、整備計画を進めているところでございます。

主な施策といたしましては、各種乗り物の始発駅としての整備、また観光バス専用乗降所及び大型バスなどを含みます駐車場の整備、足湯の整備、観光情報センターの整備などを考えておりまして、今回の基本計画、基本設計の中で内容を詰めてまいりたいと考えているところでございます。

本事業計画につきましては、地域住民の方、商店街の方、交通・観光関係の方などお集まりいただき、御意見をお伺いするというようなことで考えているところでございますが、今後どのようにして意見を集約していくか、またお集まりいただく方のメンバー等につきましても、今後十分検討させていただきたいと考えているところでございます。

それから、今回1,650万円の委託費を計上させていただいておりますが、その業務内容といたしましては、測量業務委託、基本計画・基本設計・デザイン等の業務委託でございますが、個々の業務委託費の内訳につきましては、答弁を控えさせていただきたいと考えております。

それから、用地の範囲でございますが、人吉駅前整備の事業区域の範囲といたしましては、駅前の広場、駐車場、現在でございますが、そのロータリーから市が西側に設置しております駅前ふれあい広場を一体的な区域として整備を行いたいと考えておりまして、用地は、JR様の用地と人吉市の用地内ということで考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○教育部長（浦川康徳君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

幸福追求人間学講座とはどんなものかということでございますけれども、教育委員会では、市全体で幸せを追求するまちづくりの取り組みの一つといたしまして、幸福追求人間学講座を平成20年度から開講する予定でございます。この講座は、本当の幸せとは何か、心の豊かさとは何かを考え、人や社会とのつながりを築く力や、社会を支え、発展させることができる人間力の向上を図り、笑顔あふれる地域社会を構築することを目的といたしております。

本年度は、幸せをテーマに著名人による講演会を開催する予定にいたしております。運営につきましては、市と市民ボランティアによる実行委員会方式で取り組む予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） それぞれマニフェストの4点について答弁をいただきましたので、少し再度お尋ねをしていきますが。

まず、まちづくり親善大使ですけれども、仕事の内容、その他については、一定の理解は

できるわけですが、その実動的な部分でどれくらいその効果あるような活動をしていただくというのが最後はやっぱり問題かなと。大変お忙しい方たちでしょうから、そういった、こちらが期待するようなそういった活動、行動というのがなかなかできにくいだろうというふうに判断をいたしますが、そういうことで決められた以上は、少し様子を見てみるという立場で見させていただきたいというふうに思っています。

それから、委嘱状が大体わかりました。球磨川を背景にして、そして文書を書いてということですが、一体幾らぐらいの委嘱状になるんでしょうかね。かなり、例えば、矢岳のトンネルにあるような、あの石額のようなものなのかどうか、幾らぐらいかかるのか、その点を。というのが、聞いておまして、やはり委嘱状そのものが一つの人吉市の宣伝の思いを込めるというふうに思ったもんですから、そらあ幾らぐらいんとやろうかなということですから、説明をいただきたい。

それから、乳幼児医療費の助成の関係でありますけれども、これは将来的には財政の状況あるいは医療費の伸びとか、あるいは患者の問題とか、そういったものを加味しながら、拡充の方法でやるという方向性は見えてきたんですが、その前に、これは市長の方が、「就学前まではやりますよ」ということで非常に華々しく報道をされておりますので、市長はちょっと余りにも早くやり過ぎられたんじゃないかなというふうに思っています。もうあの新聞を読んだ人は、これはもう20年から学校に行くまでは医療費が安くなるばいと言ってかなり期待をした。4歳でとまってしまったということで、ちょっとがっかりという落胆よりも、何だという憤りの方もあると思います。この点については、やっぱり市長、ここでぜひきちっとそのことはお答えいただかなければならぬだろうと思いますから、よろしくお願いします。

人吉駅前広場の関係であります、説明を聞いた範囲においては、ぜひそういう方向で進めていただきたいなというふうに考えておりますが、まずは基本計画、基本設計、そういったものを見た上でいろいろ意見を申し上げるべきかなというふうに思いますから、そのまま受けとめておきたいと思います。

幸福人間学講座であります、今夜のテレビ、9時からというわけにはまいりませんが、これは非常に構想として大きい、しかし、予算は案外小さい、そういう感じがしておりますが、差し当たって、ことしは講演会だけということですが、将来に向けてどう発展をさせるかというのが一つの課題だというふうにとらえております。

そういう意味で、市とボランティアで実行委員会をつくっていく、これが将来に向けての一つの布石であろうと私は理解しておるが、その辺について、将来構想を含めて説明をいただきたいと思います。

以上です。

○総務部長（秋山健児君） 委嘱状の経費といたしましては、委託料としまして1人当たり5万円を予定してまして、15名分の75万円を計上させていただいておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

未就学児童の医療無料化でございますけれども、マニフェストの中で、そして、さまざまな議会の中でもその未就学児童の医療無料化をお話をしてまいったわけでございますけれども、私といたしましても、一たん口に出したものを4歳までということに関しましては、非常に苦渋の選択をしたところでございます。

御承知のとおり、先ほど担当部長も申し上げましたが、さまざまな税収の減、普通交付税の減など、一般財源の減少の問題や、当初予算の中で全体の枠の中で優先性をつけていかなきゃいけない。国民健康保険税を初めとして、支えていかなきゃいけないと。発達障害児の問題もありますし、妊婦健診の問題もございます。そのような中で予算配分をしてみますと、何とか本年度は4歳児までというふうに決断をしたところでございます。

今後どのように考えているのかということでございますが、年次的に果敢に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「人間学」と呼ぶ者あり）

今晚9時から「幸福追求人間学講座」が始まるそうでございますけれども、一つのこれは切り口でございます。市民が笑顔で暮らせるまちづくり、その笑顔とは一体何なんだと、幸せとは一体何かということ、余り哲学的に難しく考えるわけではありませんけれども、この幸せというものを一つのはかりとして、今後人吉の市民の皆様方に問いかけてまいりたいというふうに思っているところでございます。

幸せには、自分でできる幸せ、人からしていただく幸せ、そして人にして差し上げる幸せ、こういう三つの側面があるというふうに考えているところでございます。それを市民全員が、その幸せというものを、さまざまな人間学講座やら、またはさまざまな研修の中やら、またさまざまな出会いの中で感じていただき、そして、じゃこの人吉市の中で市民一人一人がどのような貢献ができていくのかということも考えていただきたいという、最初の切り口でございます。

将来的には、日本笑顔大学というふうな講座がこの人吉市にございまして、さまざまな学部、さまざまな講座・セミナー、そういう中で市民みんなが老若男女学ぶことができ、その学びの中から一つの全国発信ができるような運動に展開していくことができればというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） まだ突っ込んだ議論をしたい部分も実はあるわけでありましてけれども、時間の都合がございましたから、少し整理をしたいというふうに思います。

市長のマニフェストを裏づけする予算措置の中で、四つの事業について取り上げて質問を

したわけでありませんが、これらは今も市長自身言われましたように、切り口的な予算づけと
いうことであります。本事業は今後に控えているということではありますが、先ほどの企画部
長の財政の展望の中で語られたんですが、その中で、今後、市債の発行は今の大体12%台か
ら大幅にふえないように押さえ込んでいく財政方針を明言されました。その起債を新たに起
こしていかない、できるだけ押さえ込んでいく中で、この9項目、9事業の切り口をあげま
したものを中身に入っていくわけですから、かなりの予算措置というのが今後出てくる。そ
ういった場合に、どうしても一方では財政問題を考えて、借金をふやさない、堅持しながら、
一方では必要な経費については出していくということになりますと、非常に優先順位の選択、
そういったものに厳しいものがあるかなというふうに思いますし、そこらあたりはもう十分
わきまえて頑張っていたきたい。それにちょっと触れた問題は後でまた申し上げたいと思
います。

その市民が笑顔で暮らせるまちづくりの問題について、私も賛成であります。しかし、今
の経済状況を考えてみますと、やはり余りにも格差が拡大しつつある。格差があって、本当
に生活に苦しい人たちが笑顔をつくっても、作り笑顔にすぎない。そうならないように、
やはりお互いの生活のレベルをきちっと最低線を押さえっていくことが大切だと思いますし、
その点について十分配慮していかなければならぬというふうに思います。

それから、笑顔というのは、気持ちの持ち方でかなり違ってくるということもあります。
例えば、私も経験するんですが、炎天下の真夏、ソフトボールを好きでやるときには2試合
ぐらいやったって、汗みどろになったってきつくない。しかし、仕事で真夏炎天下でやれと
いうのは、きつくてたまらん。しかし、一方は汗水垂らしても楽しい。一方じゃきつい。気
持ちの持ち方かなというふうに思いますし、そこらあたりもわきまえながら、今後のやっぱ
り笑顔のまちづくりというのはつくっていただきたいというふうに思います。

以上で、マニフェストの関係については一定の区切れをつけておきたいと思います。

続きまして、市有財産の活用にということで質問をいたしたいんですが、本当は私の通告
からしますと、市有財産全体の有効活用あるいはその問題についての検証ということで通告
をしておったんですが、時間を見ますと、そういういとまがないようです。具体的に3点に
絞って、いや、きょうは2点に絞って質問をいたします。

一つは、旧中津留美術館、購入価格1,985万5,000円で購入をされました。どう活用された
のか。梢山工業団地や山口牧場跡地、約1億円で購入をされました。どのように活用をされ
たのか、2点に絞ってお尋ねをします。

○教育部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

旧中津留美術館は、平成18年3月の人吉市政策審議会の意見を踏まえ、将来の図書館建設
用地として取得しておりますが、この建物は美術館として建設されたものであり、図書館と
してはそのまま利用できないため、改修をした上で、当分の間は建物の一部を児童館として

の活用や市民ギャラリー等として活用できればということで、部内、庁内において検討してまいりました。

昨年7月に企画部、総務部、経済部、福祉生活部、建設部、教育部の関係課長、専門員により現地での視察の後、有効活用についての検討会を開催し、周辺状況を含めて、何に使えるか、どのように土地建物を使うか、費用はどのくらいかかるかなどについて協議いたしました。会議の中では、建物がバリアフリーになっていない、駐車場がない、改修するにしても相当の費用がかかる、電気関係は長期間使用していないので腐食や漏電が懸念される、年間の管理費用が必要になるなど、たくさんの意見が出されましたが、結論を得るには至りませんでした。

その後、庭園部分についてでも市民に開放してはどうかと御提案をいただきましたので、早速必要な安全対策、管理の方法、利用する上での利便性を確保するための設備等について調査したところでございます。居宅を取り囲む堀や球磨川に向けた石垣には、危険を防止するための安全さくが必要でありまして、また、建物のトイレは汚水をポンプで圧送する方式であるため大規模な改修が必要となりますので、それにかわる手だてについても考える必要があるようでございます。

教育委員会といたしましては、今後の活用について早急に検討会を立ち上げ、検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○**経済部長（俣野 一君）** 御質問にお答えいたします。私の方からは、山口牧場跡につきましてお答えをいたします。

梢山工業団地山口牧場跡地は、平成8年度に用地買収をしておりますが、梢山工業団地造成計画ではG区画として位置づけしておりますが、造成がなされておらず、未整備の状態でございます。現在は、梢山工業団地の中でそのままの状態工場用地として利用できる区画は、給食センター横のH区画と木末（こずえ）神社の南側のI区画の2区画しかなく、誘致活動を行う上で非常に不利となっております。

そのため、山口牧場跡地のG区画を含めました2造成地の整備を検討しておりますが、市の財政が非常に厳しい状況ですので、まずは造成済みのH・I区画を売却することに全力を挙げているところでございます。売却できましたら、このG区画の造成を考えているところでございます。ただ、もし現状渡しでもよいという企業がございましたら、売却することは可能でございます。

以上、お答えいたします。

○**議長（大王英二君）** 14番。

○**14番（立山勝徳君）** 中津留美術館ですけれども、これは2006年9月議会、思い出すんですよ。今座っておられます大王議長がまだ議員時代、まだ議員じゃない、今でも議員ですけ

れども、議長でなかった時代ですよ、私と2人でこの品物購入については疑惑ありということとやってるんですね。鑑定価格どおり購入したのか、そのとおり。そのまま使えるのか、調査してない。管理費、管理人などの試算はしているのか、してない。解体の見積もりは、検討してない。当時の答弁であります。それでも買ったんです。それでも買ったんです。約8,000万円投じて。景色がいい、将来の図書館としてよかろうということであります。今、お荷物になっているというのが現状ですね。今答弁がありましたような方向でここを市民に開放しても、まだ見積額は出てないようですけども、これを全部やるとするならば恐らく1,000万近い金がかかるんじゃないかなというふうに思いますが、景色がいい、景観がいいということだけで買った、あれだけ私も反対しましたし、大王議員も反対したんです。それでも買った、そのツケが今回ってきていると私は思います。

8,000万円の買い物がむだに使われているということだけじゃないんです。8,000万円の固定資産は、幾らぐらい固定資産になりますか。課税金額を8,000万円としますと、都市計画税と固定資産でその100分の1.6ですから、それだけの毎年の税収が入ってこない。単に持ち腐れだけではなくて、逆に入ってくるべき金がそこでカットされてしまったと。二重の損害ですよ。いかに、やっぱり行政が買うときには、これは地方自治法で決められたように、ちゃんとした目的をもって買うというのが基本なんです。そこらあたりに間違いがあったということ、私はこの場所で指摘をしておきたいというふうに考えておきます。

それから、梢山の方ですが、山口牧場跡地を購入したときの中小企業大学の誘致の関係なども絡んでおりまして、やむを得ない買い物であったというふうに私も理解はしております。しかし、できるだけこれも造成をして、早く売れるように努力をしてもらわなければならないんですが、そういった意味では、もし林健善氏が副市長に、議会が選任をするならば、頑張ってもらわなければならない一番の課題かなと、企業誘致ということでもありますからそういうふうにも思うんですが、とにかく既製の造成地を早く生かすということ、その次だということ、この項については終わります。

あと3分あるんですが、最後の質問を二つだけしておきます。地方債の繰上償還についてであります。

行革を前提とした地方債の繰上償還ということで国が認めてるんですね。政府資金、あるいは国庫資金系の繰上償還、借りかえ等が、年利5%以上の地方債を対象に認められている。人吉市の場合は大体7%を基準としたようですが、国は年利5%以上の地方債を対象にして認めていく方向ですが、人吉市議会も今議会で水道局の繰上償還を開会の日に議決をしたという経緯があるわけですが、そこで質問であります、今までのこの繰上償還の実績がまとめてあるならば、それを報告をしていただきたい。

それから、今現在まだ5%以上でかなりの地方債があるというふうに思っていますが、これに該当するものがあるのかどうか、該当するものがあるとするならば、それを取り組む気持

ちはないか、以上、2点について質問をいたします。

○企画部長（井上修二君） 地方債の繰上償還でございますが、今までの実績はということでございますけれども、これまでは政府資金、公庫資金、簡保資金もございまして、政府系の繰上償還についてはいろいろ制限がございまして、人吉市の場合は該当をいたしていません。で、今回制度として設けられました地方債の繰上償還について、一つの、一定の基準のもとに繰上償還ができるということになっております。その中で、本市の場合、繰上償還の対象となります年利5%以上、7%未満の市債は全部で19本ございます。起債残でございますけれども、3億4,302万2,000円で、いずれも昭和61年度から平成2年度までに借り入れたものでございます。

今回の繰上償還に対しましては、金利段階に応じた条件というものがつけられております。普通会計債ということになりますけれども、年利5%以上6%未満の場合、実質公債費比率が18%を超える団体のみが該当と、また、6%以上7%未満の場合は、実質公債費比率が15%を超える団体のみが該当ということになっておりまして、本市は17年度が11.4%、18年度が12.5%でございまして、いずれの指数を用いまして今回の条件には該当はいたしていません。したがって、今回の繰上償還はできないということになります。

また、年利7%以上の市債でございますけれども、8本ほどございます。償還元金が5,327万6,000円でございますが、条件は満たしておりますけれども、この8本のうち2本は、20年の3月に償還が終了いたします。また、残り6本のうち、3本が21年3月、あと残り3本は22年の3月に償還が終了いたします。したがって、新たに財源を確保して繰上償還または借りかえを行うメリットがないものということで、今回の繰上償還は行わなかったところでございます。

以上、お答えします。

濟いませぬ、ちょっと答弁で間違っていたようです。借り入れですけども、昭和61年から2年ということで申したようでございます。4年までです。大変失礼しました。

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 新年度、20年度の一般会計の当初予算、それに絡むマニフェストの問題について、それぞれ質問をし、御答弁をいただきました。

予算については、全体像ということで眺めてみたんですけども、展望にしても非常に厳しいというのは御答弁のとおりだというふうに思いますし、その条件の中でどうお互いが頑張って努力をしていくのかと、さらには、その厳しい条件の中でどうやっぱり有利な産業振興を図っていくのかという課題があります。

その切り込み策として、マニフェストというのが一つ、市長の方から提起されておるわけですから、ただ財政全体を眺めるならば、やはりどこにどう焦点を絞りながらやっていくのかということが大切かなというふうに思いますし、その点の配慮をしながら、特に自主財源

であります税金とかそういったものについてはなかなか将来的に厳しい。そのためには、今ちょうど春闘を、春闘、ここで働く人たちがうんと賃上げをしてもらって、そしていろんな買い物をしてもらって、そして地域をまず活性化していく。実は春闘の総決起集会がおとといありまして、私と笹山議員が出席して、大いに頑張ってもらって、うんと自分たちの賃金を引き上げて、そして地域を豊かにしてくださいと。たくさん税金を払ってもらえば、人吉市の財源もよくなります。そういったことでハッパをかけてきたんですが、そういう状況で、お互いがどうやっばり自分の所得を上げるために努力をするのか、そこから始まっていくかなというふうに思いますし、また一方では、いわゆる公的財源をどう求めていくのか、交付税なりあるいはその他の国が策定をしておりますいろんな施策を、どうアンテナを張ってきちっと活用していくのかという、そういった意味では、財政担当の部下の人たちは非常に頑張ってもらわなきゃならん、そういう期待を込めて、この新年度予算とマニフェストについての質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩をいたします。

午後0時4分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇） 13番議員の本村です。

それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思いますが、大きく分けて4点、副市長人事、それから新年度予算、それから国民健康保険税と、それから市民の声よりと項目として書きましたが、主に中川原の利用について質問してまいりたいと思います。

では、まず副市長の人事についてです。

本会議には、副市長に中小企業の係長である林健善氏を選任する議案が提出されています。この人選に当たっては、市長が一面識もないままに人選を行ったため、それでいいのかという声が市民の中に出ています。また、私たち議員は、この人事案に賛成できるのか、それとも賛成できないのかを判断しなければなりません。その判断材料の一つとしてもこの質問を行うものです。

平成19年4月1日より改正された地方自治法が施行され、収入役が廃止され、副市長が置かれるようになりました。このように、副市長というものは地方自治法によって位置づけられたものであることから、地方自治法に定められた副市長の職務を果たさなければならないことは明確なことです。今回、副市長を人選された田中市長においては、当然この地方自治

法に書かれた副市長の職務を知った上で人選に当たられたことと思います。改正された地方自治法の167条副知事及び副市長職務の1項にはこのように書かれています。「副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、地方公共団体の長の職務を代理する」というものです。このように、副市長になられる方の職務には、市長を補佐する以外に政策及び企画をつかさどることや職員の担任する事務を監督すること、市長の職務を代理することが含まれています。

市長にお伺いします。林健善氏について、いかなる理由で地方自治法167条に書かれた職務をこなす力量があると判断されたのですか。

以上、お伺いします。

○市長（田中信孝君）　きのうも御答弁申し上げましたように、確かに副市長というのは市長を補佐し、市長の命を受けて政策・企画・立案そして職員の掌握、またあるときは市長の代理等々というのを務めるということは承知をいたしております。

その中でも、特にこの人吉市のさまざまな経済状況の中で、今後重要な施策となつてまいります企業誘致並びに中心市街地活性化、この点は非常に最重要課題であろうというふうに思っているところでございます。税源が、税収が減っていく中で市民の皆様方のいわゆる生活を支えるためには、市民所得を上げ、そして税収を上げていかなきゃならない、そのための重要な施策だろうと思っているところでございます。よって、今後市長を補佐し、または市長の命を受け企画・政策・立案、職員の掌握、市長の代理等々というのはいよいよ身につけていっていただきまして、まず中心市街地活性化、企業誘致というものにも力を注いでいただきたいと思ったところでございます。

昨日も申し上げましたとおり、経済産業省との交渉の過程の中で、経済産業省の秘書課長より、もし出すとしたらエース級を出すということでございましたので、経済産業省に全幅の信頼を寄せたところでございます。よって、面識はございませんが、経済産業省の信頼というものを私は受けて皆様方に御提案をしたところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　市長はただいま、おいおい身につけると言われましたけど、これ副市長に選任されてからすぐに、副市長ということでもうその地につくわけですね。そうでありましたら、もうそのときに、例えば先ほども言いましたけど、市長の代理をするということなどは、市長に事故が何かあった場合には、すぐその代理を務めなければいけないわけなんですよ。そういうことを考えると、やはり見切り、その職務が果たせるかどうか、それをしっかりと見きわめなければならなかったと思うんですけど、そこが、なつてもすぐ、ある程度すぐできるという見きわめをするべきではなかったということをお伺いしたいと思

ます。

○市長（田中信孝君） そのことにおきましては、もう経済産業省に勤務をされまして12年を経過をいたしております。しかも会津、喜多方市にも御出向いただいているところでございますから、さまざまな経験があり、市長が、事故など決してないようにいたしたいと思えますけれども、万が一補佐をしなければならないというときには、これまでの経験並びに、そしてしっかり勉強していただいて、補佐をしていただくものというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） これで質問を、いろいろ賛否をする議員の判断材料にもなるであろうことを言いながら始めたところなんですけど、副市長のこの経歴も重要な判断材料であることは間違いのないと思います。議案に書かれた林健善氏の生年月日を見てみますと、昭和48年9月6日生まれとなっておりますので、現在34歳であることがわかります。まだ若いので、副市長の職務が果たせるか不安な部分も持たれます。さらに経歴を見てみますと、林健善氏は単なる経済産業省からの出向ではないことがわかります。それは、既に地方行政の現場で経験を持っていることです。平成14年4月より、福島県喜多方市役所商工観光課に出向されておりますが、そのときの役職は係長となっております。今回人吉市では、人吉市のナンバーツーとなる副市長としての提案ですから、わずか6年というものすごい早さでの出世だと思えます。喜多方市で払われていた給与と人吉市で払われる報酬も相当違うと思えます。喜多方市の人口は、平成17年3月31日で3万6,158人となっております。係長として払われていた給与は、人吉市の係長の方々とそう変わらないと思えます。

総務部長にちょっとお伺いしたいと思うんですが、人吉市の係長の給与と副市長の給与は、それぞれ幾らかお答えください。

○総務部長（秋山健兒君） お答えいたします。

本市の係長級の平均給与月額ということで御答弁させていただきます。係長から主管の34名の平均で37万2,500円となっております。また、副市長の給料月額ですが、現行で67万1,000円でございます。なお、今議会に10%カットを提案をしておりますので、お認めいただきますと60万3,900円になります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） ただいま御答弁いただきました。もう倍に近いぐらい、相当違う、そんな給与の違いがあるんだなちゅうことがわかりました。

市民からしてみれば、林健善氏が前の喜多方市で大変活躍していたので喜多方市よりも大幅に給与額が上がる、副市長として選任したというなら納得がいくと思えます。林健善氏の喜多方市での活躍ぶりはどうだったのでしょうか。市長としても、副市長になってもらうと

いう方が以前に地方の自治体にいたのがわかったのであれば、そのときの業績について調べておくのは当然のことだと思います。業績といえば評価面ですから、人吉市として喜多方市に問い合わせれば林健善氏の業績は簡単に教えてもらえるはずです。

市長にお伺いします。林健善氏の業績について喜多方市に問い合わせましたか。

○市長（田中信孝君） 調査、問い合わせはいたしておりません。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） やはり副市長、市のナンバーツーとなられる方ですので、あらゆる情報を集めて、本当にどれだけ人吉のためにやってもらえるのかということをいろいろ勘案して、なってもらふ必要があるんじゃないかと私は思うんですよ。市長が、先ほど人選するときにお会いにならなかったことも、喜多方市での活躍を調べてないのも、やはり市政をつかさどる市長といたしましては、それは私はやはり責任のある態度ではないと言わざるを得ないと思います。そのことを申しておきたいと思います。

しかし、議会の方は一刻の判断をしなければなりません。そこで、喜多方市での業績、これは重要な、私たちにとって判断材料となります。今からでも喜多方市に問い合わせ、それをまとめて最終日までに私たち全員、議員に資料を配付すべきだと思いますけど、その点、市長、いかがですか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

御提案いただきましたことに関して、早速調査をいたしまして皆様方に資料として配付をさせていただきたいと思います。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） じゃあ、今そんなふうには資料を配付していただけるということでしたので、その点につきましては私たちもそれを慎重に検討しながら、議員としてもそうなんです、慎重にいろんな情報を得て判断を下す、それがやっぱり求められていると思いますので、それを見させてもらって、判断を待たさせていただきたいと思います。

続きまして、新年度予算にかかわって質問していきたいと思います。

まず、乳幼児医療費の無料化です。

本議会に新年度予算の議案が提案されております。この予算は田中市長にとって初めての当初予算であり、今後の田中市政の政治姿勢があらわれたものだと思います。そこで、提出された新年度予算の中から幾つかの施策について質問を行っていききたいと思います。

それでは、乳幼児医療費の無料化について最初に質問するんですが、本議会には乳幼児医療費の無料化を3歳未満児から5歳未満児へと引き上げる議案と予算が提出されています。この無料化引き上げそのものは、子供を持つ親の願いにかなうものであり、市長の努力を認

めるものです。しかし、未就学児童の医療費を無料とするとした市長のマニフェストや、対象年齢をさらに引き上げている自治体も多いことなどを考えれば、100点満点とはいかないと思います。

そこで、今回のように5歳未満児までとした場合と就学までとした場合、1年当たりの人吉市の負担はどれくらい違うのか、まず福祉生活部長の方にお伺いしたいと思います。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

4歳までの無料化では約8,090万円、就学前までの無料化をした場合には8,300万円ということでございます。差額だけを見ても210万程度となっておりますが、就学前まで無料化を行ったほかの自治体を見ますと、前年度の2割から3割増となり、補正予算を組んで対応しておられるようでございます。実際にどの程度の増額になるかは、不確定要素が多いというふうに判断をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 今御答弁いただいたとおり、あと210万円、これを出せば小学校入学前までの医療費無料化、実現できるということです。

それで、田中市長も、昨年5月30日付の人吉新聞に掲載されたように、1年以内には必ず実現させていただくと市民団体へ明言し、さらには6月議会でも、来年度中にはぜひ実現させていただきたいと答弁しています。あとわずか210万円、2割3割増があるとしましたけど、この不足分に関しても、2割3割増が例えあっても、260万ぐらいあと足していけば、すぐに就学前までの医療費無料化は実現できるはずですよ。

また、先ほどの答弁の中でも、人吉市の実質公債費比率あたりを見てみると、県下14市の中で一番低いということも答弁ありました。そして、昨日の答弁の中でも、この値は全国780の都市の中で、低い方から150番目という答弁もありました。いろんな全国と比べても、人吉市の財政状況はいい方であるというふうに私も認識したとこなんです。また、熊本県内でもって人吉市が一番低いことは、ほかの自治体ももっと多分苦しいんだろうと思いますけど、そんな自治体も就学前までの医療費無料化、実際やっています。ここに県内の一覧表あるんですけど、例えば玉名市も就学前まで、山鹿市も就学前まで、菊池市に至っては小学校3年までですね。合志市は小学校3年まで、阿蘇市は確か引き上げるのが新聞に載っていたと思いますが、あるいは宇土市も就学前まで無料、宇城市も就学前まで無料、水俣市も就学前まで無料というふうに頑張っているんですね。これらのことを考えれば、人吉市でもできないことはないというのが本当だと思います。

だから、市長にお伺いしますが、公約でもありますし、新年度内、平成20年度内に就学前までの医療費無料化、実現すべきではないですかということをお伺いします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

2割3割ふえた場合は、260万円ぐらいではなくて、医療費の伸び率を20%と想定した場合には1,000万円以上かかるわけでございます。30%とした場合は1,800万というふうな予測をいたしているところでございます。よって、今回我々が、大変苦渋の選択ではございましたけれども、さまざまに予算の配分を行う中で本当にじくじたるものがありますが、5歳未満と設定させていただいたわけでございます。新年度におきましては、果敢に挑戦をしてみたいというふうに思っております。

以上、お答えでございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 私が260万って言ったのはプラス分で言ったんですけど、1,000何百万ちゅうのは今からの分の追加分だと言われてたと思うんですけど、プラス分で考えれば260万くらい、多く見積もっても、それぐらいで済むんだらうということを申したわけです。

それでなぜ、いろいろと税収の減とかも今議会で答弁されておりますけど、やはりその考えておく上でも、この就学前児までの医療費無料化というのは重要だと思ってるんですよ。特に住民税の減少あたりを今議会で、答弁とかで申されております。やはり人口減には歯止めをかけなければならないというふうに市長答弁されましたが、本当にそのとおりで思っております。よく知られているんですけど、で、市長も御存じだと思うんですけど、長野県の下條村、ここは出生率が2を超えてるですよ。私、この方のお話を2年前のフォーラムで聞いて、最初に2を超えたと言ったときに驚いたんですけど、今の時代にそういう事態があるのかと。かぎは私二つだったと思うんですよ。中学校までの、卒業するまでの医療費の無料化、これと若者住宅をつくっている、それが非常にかぎだったと思います。ですから、この医療費の助成、無料化というのは一つの人口減少とかに歯止めをかけるというか、2を超えるちゅうことは、当然、要するにその自治体で言えることは、周りから人が、いろんな若者が集まってきたことと、出生率2を超えたちゅうことなんですけど、今後人口減に歯止めをかけるものだと思いますから、その中で就学前までの医療費無料化という施策はやはり重要な施策だなと私も感じてますので、これぜひ実現させていただきたいということで質問しているわけです。

それで、予算のこと、さらにいろいろ言われておりますので言いますが、その実現のためにも、むだな事業への予算、これはきっぱりと私は見直すべきだと思います。その最たるものが川辺川総合土地改良事業組合の負担金です。これはもう事業が休止になっているのに事業組合負担金が出されようとしています。俣野経済部長に最初にお伺いしますが、本年度予算において川辺川土地改良事業組合の負担金は幾らかお答えください。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

平成20年度に係る市町村が納める負担金は6,208万2,000円でございます。そのうち人吉市の負担分額は541万4,360円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 今御答弁いただきましたように、事業組合の負担金541万4,360円ということでした。小学校入学前まで医療費無料化を実現するためにはあと210万円必要ということでしたから、この541万4,360円を充てれば本年度中に実現できます。

市長に再度お伺いします。川辺川土地改良事業組合は即刻解散して、本年度中に小学校入学前までの医療費無料化を実現すべきではありませんか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

地方自治法上の一部事務組合でございます。御承知のとおりだと思いますけれども、これがなぜ設置されて今日まで至っているかということも、十分御理解されているというふうに思っております。この川辺川総合土地改良組合、この存在をやはりここではしっかりと押さえていかなければならないと思っております。そのためには、まずもって必要なときに必要な水を北部台地、南部とは全く環境が違いますので、その農業用水の確保というのが重要な一つの課題ではございます。その事業を進めていく上で、単独の市町村で事業実施というのが困難ということで、6市町村がこれまで構成団体となり、事業組合を発足させ、今日に至っているわけでございます。

このようなことを踏まえますと、地方自治法に基づいて設置された事業組合であれば、相良村から話があります解散を含めた今後の事業組合のあり方については、関係市町村が同じテーブルについた上で十分な協議検討を行い、関係市町村が同じ痛みを分かち合った上で、地方自治法にのっとり手続を行う必要があるのではないかと考えております。

よって、まずはこれらの推移を見守っていかねばならないと思っておりますのでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） これにつきましては、前議会、12月議会でいろいろやりましたので、もうこれ以上いろいろ言う気はないんですけど、一言だけ言うと、こういう事業組合の問題に関しては、事業の再開なども5市町村あたりで言われてますけど、事態はそれほど容易ではないと私は思います。この間、5市町村長が実施した農水省新案の説明会は、各行政の積極的な参加の呼びかけを行ったのにもかかわらず、参加者は約26.4%にしか過ぎませんでした。対象農家の8割、9割の同意が必要とされる土地改良事業が法的に成立しない実態が、農家の意思で示されました。事業の計画から39年目にして休止を決断した農水省の判断の根底には、こうした農家の実態があつてのことです。

このことを考えても、国営事業の復活はあり得ないことだと思います。川辺川土地改良事業組合は即刻解散して、小学校入学前までの医療費無料化、実現すべきであることを申して

おきます。

それから、続きまして、新年度予算にかかわりまして、駅前広場の整備について質問していきたいと思えます。

新年度予算には、人吉駅前を整備する計画を立てるための基本設計業務委託料が含まれています。私は6月議会において、市長がマニフェストに人吉駅舎の新事業費10億円を掲げていることなどを挙げ、施設の改修や今ある駅舎の利用で十分ではないかと質問しました。これについて田中市長は、どうすれば観光客の利便性が高まるか、さまざまな方々の御意見をいただかなければならない、改修で済むのであればそれでよい、平成100人委員会や観光戦略会議などなどを立ち上げて、市民の皆様は御議論をいただく中でよりよい方向を見つめていったがよいと答弁されています。本議会での施政方針を見ますと、「平成100人委員会の組織づくりに向け、検討を進めているところでございます。今後、プロジェクトの進捗状況を見ながら、市民の皆様からの公募を含めた組織づくりに取り組んでまいり所存でございます」と述べられています。市民参加の方向で進められていることはよいことだと思えます。

そこで、3点ちょっとお伺いしたいんですけど、基本設計の段階から平成100人委員会などの論議が反映されるべきだと思うがどうかということですね。2点目、100人委員会をどのような立場の方々で構成しようと考えているのか。3点目、市民からの公募はどのようにしようと考えているのかをお伺いします。

○市長（田中信孝君） 一応庁内プロジェクトによります基本構想というものを立ち上げまして、それを専門家並びに一般公募した、100人委員会と申しますか、その作業部会を立ち上げまして、庁内で作り上げてまいります基本構想を一つのたたき台として、商店街の皆様方を初め、または観光関係者の方々を含めて協議、作業部会というふうなものをつくってまいりたいと思っているところでございます。

公募の方法というのは、それはもう広報並びにインターネット等々で公募すればよいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 平成100人委員会の公募などについてお話を聞いたところです。幅広く公募されるなという感じがいたしたところで、ぜひそのようにしていただきたいと思えます。

それと、事業規模なんか質問するつもりだったんですけど、これはまだよくわからんちゅうことで、先で質問したいと思うんですけど、こういう論議の中で、平成100人委員会などを含めた論議の中ですけど、「市長と語ろう かがやきトーク」、タウンミーティングですね。あのときにいろいろ財政とかを不安に思う、余り財政的に出してしまったら人吉市が大

変になるのではという不安の声もありましたので、そういうのも含めながら、この平成100人委員会などとの話し合いの中で論議していただきたいと思っているということは申しておきたいと思います。

それから、国民健康保険税についてです。

本会議には議第32号として後期高齢者医療制度創設により国民健康保険税の賦課額の算定基準などについて改定する議案が出ています。市長の施政方針を見てみますと、「国保税財源は厳しくなっておりまいりました」ということや、「税率等の改正をお願いする次第でございます」と述べています。国保税がさらに上がることが危惧されます。そこで、この質問を行います。

まず、福祉生活部長にお伺いしますが、この国民健康保険税条例の改定によって、国保税は上がるのですか。そうであるとすれば、1世帯当たり平均で幾ら上がりますか。また、市民全体では幾らの負担増になりますかということをお伺いしたいと思います。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

今回の医療制度改正におきましては、75歳を境に明確に保険制度のあり方が変更になるものでございます。このことによりまして、国民健康保険などの保険者は75歳未満で構成することになります。国保の場合は、自分たちの医療費を国民健康保険税の医療分として負担し、新たに75歳以上の医療費につきましても、世代間負担として国民健康保険税の高齢者支援金を負担することになり、また、介護保険についても、従来どおり40歳以上65歳未満の第2号保険者は介護分を負担する仕組みとなっております。

これまで75歳以上の医療費を賄う老人保健制度は、75歳以上を含む国民健康保険の被保険者全体で負担する仕組みになっておりましたが、本市の場合、この老人保健制度の老人保健拠出金に充てる国民健康保険税相当分以上の税を75歳以上の納税義務者が負担している現状でございましたので、新年度からはふえるのは後期高齢者支援金、これは75歳未満が新たに負担しなければならないということになっております。

それから、支援金の額でございますけれども、本市の場合は支援金額が5億133万9,000円となっております。この新制度の発足によりまして、国民健康保険税に後期高齢者支援分を創設し、支援金のうち国・県と公費負担分を除いた残りの約2億414万2,000円を被保険者の方から新たに保険税として御負担いただくことになるわけでございます。

今回この所要額を確保するための税率を、所得割で2.9%、均等割で8,400円、平等割で7,200円に設定をし、1人当たり約1万9,000円の御負担をお願いすることになりました。ただし被保険者の所得に応じまして、従来どおり、均等割、平等割の金額を7割、5割、2割軽減することができるようになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 理由まで述べていただきまして、どうも……。

それで、もう1点ちょっと聞きたいんですけど、これ、後期高齢者医療制度にかかわって引き起こされているみたいですけど、国保以外、すなわち共済組合や社会保険に加入している方にも保険の値上げが危惧されるんですけど、そういう方々も値上げされるか、ちょっとお伺いします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

国保以外の保険はどうなるかということでございますが、政府管掌健康保険あるいは企業の健康保険組合、共済組合などの被用者保険は、4月から老人保健制度の老人保健拠出金は国保と同様なくなります。しかしながら、後期高齢者支援金とあわせ、65歳から74歳までの前期高齢者につきましては、保険者間の医療費負担の不均衡を調整する仕組みが創設されまして、加入者の偏在による国民健康保険と被用者保険との間の財政調整をするための前期高齢者納付金を納める形となります。

また、負担する一般保険料は、加入者の医療給付や保険事業に充てるための基本保険料と後期高齢者支援金、前期高齢者納付金などに充てる保険料に区分をされます。これによりまして、全国平均の前期高齢者の加入率と比較して加入率の高い国民健康保険は調整金を受け取り、若い世代が多い健康保健組合などは調整金を拠出することになります。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 今いろんな国保以外のことについて御答弁いただきました。

ちょっと国保の方に戻りたいんですけど、先ほど1世帯ちゅうか1人当たり1万9,000円の負担増になるということなんですけど、国民健康保険、低所得者の方や失業された方も加入する保険制度ですので、とりわけ行政からの支援は欠かせないと私は思うところです。昨年9月議会で述べましたが、1人当たりの国保税は人吉市が人吉球磨で一番高くなっている状況です。それなのに、さらに国保税が上がるのであれば、市民の生活は大変になってしまいます。地方自治法第1条の2「地方公共団体の役割と国の役割等」にはこのように書かれています。「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」というふうに、住民の福祉の増進が非常に自治体の役割として大きいわけです。このことからすれば、市民の負担増を抑えることは人吉市役所の役割であると私は思います。

今回、そこでお伺いしたいんですけど、国民健康保険税を上げないような手だてを検討されなかったのかお伺いしたいと思います。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

まず、国民健康保険税の仕組みでございますけども、これには3本ございます。医療分、それから先ほど申しました新設されました後期高齢者支援分、それに介護分と、この3本立

てでございます。

まず、今回の医療分につきましては、所得割を0.1%アップ、それから資産割を廃止、それから均等割を1,800円値上げ、平等割を3,700円減額ということにしております。この医療分につきましては、基金の取り崩しで補ったり、あるいは一般会計からの繰入金ということで調整をされまして、この医療分については引き下げというふうな結果になっております。後期高齢者につきましては、これは新設でございますので、所得割を2.9%、資産割がなくして、均等割8,400円、平等割7,200円という設定をいたしております。介護分につきましては、所得割を0.7%引き上げまして、資産割を廃止をしております。均等割を1,400円、平等割を1,000円というふうな改定をしております。世帯によっては上がる世帯もありますし、逆に下がる世帯もあるというふうに考えております。

以上でございます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 世帯によっては上がるどころ、下がるどころあるということはわかりました。その医療分、引き下げられた分は本当にそれはよかったと思います。しかし、全体として平均したときには、上がることだということなんだろうと思います。そういった意味では、市民から見れば三つの区分ちゅうのはまとまった段階で考えるわけですね、払う方してみれば。そういった面で、今後とも、ぜひともさらに医療分あたり引き下げを検討していただくように要望しておきたいと思います。

それから、最後に中川原の利用についてです。

大橋のかけかえがいよいよ4月に完了します。20日には完成式も予定されており、市民が待ちに待った大橋の通行がやっとできるようになります。それとあわせて中川原も再び利用できるようになりますが、これも市民が長く待ち望んだことです。ところが、九日町のある商店の方からこんな怒った声が聞こえてきました。それは、田中市長が中川原には車を駐車できないようにすると言っていると、商店街の利便性を低下させるものであり、納得がいかない上に余りにも一方的だと言われたんです。

このことについては、これまでの議会に対する大橋の説明でもそのようなことは聞いてないように記憶しています。後で担当課に聞いたところ、駐車できないようにするというのは市長の失言であったみたいで、私も安心したところなんですけど、それにしても大橋開通後の中川原の利用と整備をどのようにすべきか、市民にとって大きな関心事だと思います。

そこで、大橋開通後の中川原の利用と整備をどのように進めていこうと考えているのかお伺いしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

中川原に全く車を駐車させないというふうな発言はいたしておりません。おことわりをいたしておきたいと思います。

ただし、中川原を今後どのように活用していくのか、そういう観点の中で、やはり景観というものを大切にする必要があるというふうなお話はいたしました。で、その景観というものは、じゃあ中川原を、例えば球磨川右岸、左岸から見てどのような環境を整えていくかということですが、これは、まずは先ほどの駅前広場と同じように、庁内にプロジェクトをつくり、またさまざまな商店街の方々も含めた御意見をいただく機会を設けて、そして一つの結論に導いていきたいと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） いろんな方々の意見を聞きながら進めていただくということで、本当にそうしていただきたいと思っております。

で、この質問を考えるに当たって身近な人たちに話を聞いたら、やはり中川原に車を駐車できるようにしてほしいという、私の周りではそういう意見でした。私、熊本市などに行ったときに人吉市の方が住みやすくてやっぱりよいと思う理由は、駐車場の問題も一つはあるんです。熊本市では駐車場を探しますのにも苦労しますし、駐車料金も非常にかさむ面もあります。その点、人吉市では公園などの公共の駐車場に置くことができます。もちろん長期にわたって置かないなど、マナーを守って利用することが大切ですが、駐車場の心配が要らないことは大変便利な町だと思います。多くの方々が訪れたい町というのは、住んでいる人たちが住みやすい町だと聞いています。中川原の利用の問題は、人吉市民が住みやすい町にするというまちづくりを基本として考えるべきだと思います。

この点に関して、市長はどのように考えておられるかお伺いします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

住みやすい並びに観光客の方々が車で市内中心部に入ってこられましたときに、例えば私たち人吉市民であれば、どこに駐車場があるかということは容易に日常生活の中でわかるわけですが、観光客の方々にとっては、一体どこに駐車場があるのかというのはほとんどわからないのが町の中心部ではなかろうかなというふうに思っております。よって、中心市街地活性化計画の中では、わかりやすくてすぐに止めやすいという、いわゆる町の中、中心部に広い駐車場を確保する必要があるのではなかろうかなというふうに私は思っているところでございます。これもやはり、さまざまな皆様方の御意見をいただかなきゃいけません。

で、中川原に関しましては、やはり景観を大切にしたい、その思いは強いものがあるわけですが、それと駐車場とどう整合性をつけていくかということは、今後の課題だろうというふうに思っているところでございます。今まで、中川原にもさまざまに市民の皆様方にも御利用いただいておりますけれども、それが果たして観光都市を標榜して進んでいく中で、町のど真ん中に車がだつと中川原にあるというのもいかなものかなというふうに思っ

ているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 景観も確かに、素晴らしい景観ですからね、中川原を含めた景観ですね。その辺を考えるちゅうのは私もわかることです。ただ、中川原も車が駐車できるちゅうのもやっぱり、どのくらいの歴史かわかりませんが、市民が長く利用してきた面もありますから、車が置くように。そういった面でやはり駐車できるという面と景観が兼ね合わせた形で、うまく地元の方々の話を聞きながらやっていただきたいということを最後に申しまして、私の質問を終わります。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩をいたします。

午後2時 休憩

午後2時14分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。

○3番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。3番議員の豊永です。

通告に従いまして質問をしていきたいと思っております。通告は、1番目に5歳児健診の推進、二つ目が視覚障害者の情報バリアフリーについて、三つ目が防災行政、消防団と事業所との連携体制について、4番目に寄附条例についてであります。

まず最初に、5歳児健診の推進についてお伺いしていきたいと思っております。

現在、乳幼児健康診査は、母子保健法第12条及び第13条の規定により市町村が乳幼児に対して行っています。本市でも健康診査を実施していますが、対象年齢はゼロ歳児である3カ月と6カ月、そして1歳半と3歳児となっております。その後は就学時健診になります。

健診では、主に子供の発育や健康状態を見ておられますが、実は3歳児健診から就学時健診までのこの期間の開きすぎは、特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っています。

なぜならば、発達障害は早期発見、早期療育の開始が重要で、3歳児健診では子供の差が目立たず、親も納得しにくいということで、5歳児程度の健診がちょうどいい時期であると言われております。しかし、3歳児から就学時健診までの期間、健診の機会がなく、ようやく就学時健診で発見されたのでは遅いと言われております。発達障害は、対応が遅れるとそれだけ症状が進むと言われております。また、就学時健診で発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応、対策を講じることがなく子供の就学を迎えるため、状況を悪化させてしまっているといった現状があります。

発達障害支援法で、発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などを定義してあります。厚生労働省によりますと、平成18年度研究報告書によれば、鳥取県の5歳児健診では9.3%、栃木県では8.2%もの児童が発達障害の疑いがあると診断されたものの、こうした児童の半数以上は、3歳児健診では何ら発達上の問題を指摘されておりませんでした。

そこで、現在本市での3歳児健診の健診内容についてお尋ねします。健診の際にスクリーニングをされているとお聞きしましたが、その内容を教えてください。また、健診時保護者に対してスクリーニング実施の説明や発達障害に関する説明をされているのかお尋ねいたします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

3歳児の健康診査では、問診票や保護者からの聞き取りだけでなく、対象児に直接問診をしております。その内容は、標準的な3歳児がほぼ通過できるものに設定しておりまして、3歳児という発達を見る一つの指標となります。

保護者に対しましては、3歳児健康診査の案内をする際に、直接対象児に話を聞くことを明記しておりますが、詳細については説明をいたしておりません。また、3歳児健康診査は、身体発育状況、栄養状態、疾病の有無、視聴覚、歯及び口腔の疾病の有無など、年齢の特性に合わせて有効に実施できるように行っておりますが、特に発達障害に関する説明は行っておりません。

近年、発達障害児が就学後に学校不登校や閉じこもりなどの状態に陥ることが言われておりまして、より早い段階での早期発見、早期療育の必要性が言われておりますので、発達障害についての情報など、啓発を行っていくことが重要であるというように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 答弁いただきました。説明はされていないということであります。

ここでの健診目的は、答弁にもありましたけども、体の発育状況など総合的に見るものではありますが、その中の一つとして、発達障害の早期発見も含まれていると思います。また、健診の際に、保護者の方が心配な件があった場合の相談のきっかけの場でもあると思いますので、健診時にあるいは健診後に、やはりスクリーニングを実施する目的また発達障害に関する資料などを配布し、ある程度の説明をして不安を解消してあげることが必要であると思います。

発達障害というのがどういうものなのか、情報がないままに、「障害」という言葉がつくために不安の方が先に立ってしまう感じがしますので、そういう意味でも保護者の方への説明と理解が一番重要であると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、幼稚園、保育園との連携についてお伺いします。園からの相談や保護者からの相談

などへの対応はどうされているかお伺いいたします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

乳幼児健康診査後、育児相談や随時実施しております家庭訪問、保育園、幼稚園訪問による相談指導など、あらゆる場面において発達障害児の早期発見、早期療育につながるよう努めております。また、3歳児健診においては、心理相談員を配置し、気軽に相談できるような場を提供しております。

そのほか、球磨圏域で実施しております乳幼児発達相談事業においては、年々相談者がふえておりますので、これまで10回開催しておりました相談事業を20年度からはふやす予定でございます。

このようにさまざまな事業を通し、状況を見ながら専門医療機関などにつなぐなど努めておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 答弁いただきました。連携の体制がかなり充実している、相談の方も充実していると感じました。

次に、3歳児健診から就学時健診までの期間が長すぎると思いますけども、初めに申したように、この期間が重要だと指摘されております。その間の対応はどうされているのか、また、園に通っていない未就園児に対する対応はどうされておられるのかお伺いいたします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

3歳児健康診査から就学時健康診査までの期間は、健診としては行っておりません。ただ、3歳児健康診査に限らず、何らかのフォローがある場合は、就学前まで御家庭や就園されている園及び療育機関と連携を図りながら、早期療育の機を逃さないように努めております。

また、未就園児につきましては、電話での連絡、育児相談、それから家庭訪問などにより、漏れがないように今後も対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 次に、就学時健診のことについてお伺いします。どのような趣旨、内容で健診を実施しておられるのかお尋ねします。

また、平成20年度から特別支援教育支援員の配置がされますけども、特別支援教育というのはどういう内容なのか、また、その支援員はどのような支援をされるのか、また、健診結果を支援教育へどうつなげていくのかお尋ねいたします。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

就学時健康診断の趣旨と内容、その健診が特別支援教育にどうつながるのか、あるいは特別支援教育はどういうもので特別教育支援員の役割は何かというような御質問だったと思い

ます。

まず、就学時健康診断の趣旨と内容についてでございますが、就学予定者に対しあらかじめ健康診断を行うことによりまして、就学予定者の状況を把握し、保健上必要な助言や適正な就学についての指導等を行い、義務教育の円滑な実施に資するものでございます。

教育委員会としましても、この趣旨を踏まえ、学校保健法等に定められております検査項目を実施しているところでございます。7項目ございまして、栄養状態とか脊柱及び胸郭の状況、視力、聴力、あるいは目の疾病、耳鼻咽喉頭疾患、あるいは歯及び口腔の疾患、疾病、その他の疾病等について実施してきております。ただ、その他の疾病及び異状の有無につきましては、学校保健法施行規則に「知能及び呼吸器」という、「知能」という欄もあります。「循環器、消化器、神経系統についても検査するものと」とありますので、知能に関する検査も実施してきています。

この就学時健康診断の結果を特別支援教育にどうつなげていくかということでございますが、この就学時健康診断の結果につきましては、健診終了後は直ちにその結果を保護者へお知らせをしております。そして、就学時健康診断の結果等から心配や不安を感じておられる保護者を対象に、教育委員会ではまず教育相談を実施いたします。そして、就学指導も行います。就学指導委員会というのが定められておりまして、ここで検討を行うわけでございます。

特別支援教育でございますけれども、先般の学校教育法等の改正におきまして、小中学校等に在席する、教育上特別の支援を必要とする障害のある児童生徒に対して、障害による困難を克服するための教育を行うことが明確に位置づけられました。

特別支援教育の面で重要な点が二つございます。一つは、特別支援教育の対象をこれまでの特殊教育の対象の障害に限定せず、知的遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒が在席するすべての学校において実施されることになったことでございます。もう1点は、特別支援教育の推進は一人一人の違いを認める、すべての人が生き生きと活躍できる、ともに生きる社会の基礎づくりとなるものでありまして、我が国の現在及び将来の社会にとって非常に重要となってくるものでございます。

特別支援教育の推進の一環といたしまして、人吉市におきましても来年度から小学校を中心にさまざまな障害を持つ児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うために、議案審議でも申し上げましたが、特別支援教育支援員を7名配置することといたしました。この特別支援教育支援員の役割といたしましては、幾つかございますが、簡単に申し上げますと、日常生活上の介助、それから学習支援、それから学習や教室間移動等における介助、それから健康安全確保の関係、あるいは学校行事等における介助、これは運動会とか学習発表会、修学旅行等でございます。あるいは、周囲の児童生徒障害理解促進、障害児に対してどのように理解してもらおうか、そういうようなことでございます。こういうことが想

定されておるわけでございます。

特別支援教育支援員の活用に当たりましては、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立って、教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために必要な支援ができるように一生懸命考えておりますので、推進してまいりたいと、このように思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 御答弁いただきました。支援員の役割、これは発達障害も含めた総合的な生活支援とかそういうものだというところで理解いたしました。

これまで述べたように、早期発見、早期対応の観点から、近年、法定の3歳児健診と就学時健診の間に独自に5歳児健診を実施している自治体が少しずつふえています。3歳児健診では見落としがちなアスペルガー症候群や注意欠陥多動性障害——ADHDと言いますけども、などの発達障害の早期発見、また同じく3歳児健診ではなかなかわからない弱視や小児肥満などの小児生活習慣病の予防などにも、この5歳児健診では有効であると思います。

さきに紹介しました鳥取県や栃木県は、全国に先駆け県内全市町村において5歳児健診を実施しております。また、健診内容に違いはあるものの、長野県の駒ヶ根市、香川県東香川市と三木町、静岡県の御前崎市、熊本県内でも城南町が本格的に導入を始めております。実施されている多くの自治体が、問診や歯科検診とあわせて、複数の集団遊びを通して子供の振る舞いを親と専門家が観察し、それを健診の結果として判断するというのが導入されているようであります。

そこで、本市でもこの5歳児健診を実施すべきだと思っておりますけども、これについての考えをお伺いいたします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、5歳児健康診査は発達障害の発見に有用であることは申すまでもございません。一方で、3歳児健康診査では発達障害児が示す発達上の問題点に気づくことには限界がありまして、疾患に特異的な問題点を指摘することは困難であることが、これまでの研究から示されております。効果的な実施には集団の中における適応行動の評価も必要でありまして、協調性や共感性などの対人関係のほか、社会性にも目を向けた方法で行うことが求められておりますが、健康診査と事後相談が整備された上で5歳児健康診査が活かされてくると考えております。また、専門スタッフの確保の問題、職員数の問題、ほかの事業との兼ね合いなどがありますので、関係機関とも協議しながら、本市にあったよりよい方策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 一定の答弁をいただきました。

私たちも大なり小なり、この発達障害のどれかに当てはまるんだと思うんですね。昔はそれを個性というふうに見られていたんだと思います。その個性を生かしてテレビや映画で活躍されている方も多数おられると聞いております。いい方向にその個性が伸びればいいんですけども、その反面に学校などでいじめや不登校の原因になっているのも、それが原因ではないかと私は思います。発達障害もちゃんとした支援を受ければ安心と思える環境をつくるのが大切だと私は思います。そのためには、まず親が気づくことが重要で、この気づきから、親の協力のもと子供への適切な対応や就学に向けての準備や相談が始まり、そして小学校での特別支援教育へとつながっていけばこれに越したことはありません。そのためにも、この5歳児健診は必要だと思いますので、実施していただくように、これは要望しておきます。この件に関しては終わります。

次に、視覚障害者に対する情報バリアフリーの推進についてであります。

全国で視覚に障害を持つ方は30万人程度と言われておりますが、その7割以上の方は糖尿病などの後天的に障害を持たれているため、点字を読める人は10%弱にとどまっております。こうした視覚障害の方への行政情報などの提供方法は、点字以外に音声テープなどがありますが、まだまだ十分とは言えない状況です。特に納税や年金、保険といったプライバシー情報、行政の各種広報印刷物など、紙媒体である生活情報は自立した生活と社会参加に欠かせない情報ですが、自分一人では十分に確認することができず、人に頼ることが多い状況であります。

そこで、現在本市での視覚障害の対象者は何名おられるのでしょうか。また、その中で点字を読める方は何名いらっしゃるのでしょうか。お伺いいたします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

平成20年2月末現在において、視覚障害者を事由とする手帳所持者数は179人の方が登録されております。そのうち、点字を読める人がどれくらいかということでございますが、個人の技能のことでもありますので、統計的な数字は把握しておりません。ただ、本市で点字翻訳ボランティアをしていただいている方などによれば最低でも25人程度はおられるというふうな状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） やはり点字を読める方は少ないようです。点字を読める方は、点字によりある程度の生活情報など得られると思いますけども、中途失明の方などで点字を読めない方に対しての情報提供というのは、本市ではどういうふうに行われているのかお尋ねいたします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

視覚障害を持つ人に対する情報の提供でございますが、一概に情報と申しましては新聞や郵便物などさまざまなものがございまして、御家族等がおられない世帯を対象に、主にヘルパーやボランティアによる読み上げ、あるいは拡大読書機等の給付で対応させていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 御答弁いただきました。やはり人の助けがないとなかなか情報は得られないというのがわかりました。

社会福祉協議会に点字プリンターがありますけども、パソコンで特殊な入力をしないと点字が作成できないとお伺いいたしました。結構古いようでしたけども、使用できる方はこの本市に何人おられるのか、また、後継者育成についての考えをお伺いいたします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

現在、社会福祉協議会で点字翻訳のボランティアをしていただいている方はお一人でございます。この方が長年にわたり奉仕されておりました、大変感謝を申し上げるころでございます。この方はもう御高齢であり、社会福祉協議会とともに後継となるボランティアの養成について検討をしております。なお、現在使用しておりますパソコン等の機器は平成7年に購入したものでございまして、最近ではワープロで作成した文章を自動的に点字翻訳するソフトなどがございまして、ボランティアの養成とともに最新機器の導入も考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 長年ボランティアで、それも一人で点字翻訳をされているということで、その方には感謝の気持ちと、また敬意を表するものであります。御高齢であるということですので、余り無理をせず、協力を得ながら後継者の育成を検討していただきたいと思っております。

視覚障害の方々にこうした生活情報を提供する手段として、点字もありますけども、音声コードと活字文書読上装置による方法もあります。活字文書読上装置は、厚生労働省の日常生活用具の対象機器にもなっております。音声コードとはSPコードとも言いますが、書面に書かれた文字情報を切手大の記号に変換したもので、書面の片隅に添付します。その音声コードを専用の読上装置に当てると、音声で文字情報を読み上げるという仕組みです。作成ソフトをパソコンにインストールすれば、簡単にこの音声コードを作成することができます。QRコードというのがありますけども、あれに似たような感じで、それよりも若干小さめの形のものだというふうに思っただければわかります。

最近では、こういう音声コードを印刷物などに添付されている自治体というのが、だんだんふえていく状況であります。さらに、この2006年度補正予算で、視覚障害者情報支援緊急基盤整備事業が計上されたことによって、全自治体で予算化できるようになりました。国の10割補助で平成18年度から20年度までの事業ですが、本市ではどのように取り組んでおられるのかお尋ねします。

また、この事業の他市の取り組み状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

御質問の事業は、障害者自立支援法の円滑な施行に向けて創設されました障害者自立支援対策臨時特例交付金によりまして、都道府県が基金を造成して実施される事業の一つでございます。この事業は、平成20年度までに実施することとされております。議員御指摘のとおりでございます。

具体的には、視覚障害を持つ人に対する情報支援のため、公的機関の窓口業務の円滑化等に必要な点字プリンター、自動点字翻訳ソフト、活字文書読上装置及び拡大読書器などを購入する場合に100万円を限度として補助されるものでございます。

本市におきましても、情報支援に必要な機器等について検討し、平成20年度に実施したいと考えているところでございます。

なお、活字読上装置につきましては、日常生活用具給付事業により個人への給付が可能でございますので、これらも含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、各市の状況でございますけれども、県内で4市がこの事業を使って平成19年度に機器等の整備を行っております。具体的には、荒尾市が拡大読書器、玉名市が音声コード読上装置及び会話補助装置、宇土市が音声コード読上装置及び拡大読書器、水俣市が音声拡大読書器及び筆談器といった機器を整備されたということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 実施年度が20年度までですので、本市に合った機器を整備していただければと思います。よろしくお願いたします。

この件はこれで終わります。

次に、防災行政、消防団と事業所との連携体制についてお伺いいたします。

日ごろより市民の生命、財産、また市民の安全安心な暮らしを守るために、献身的に活動されておられます消防団員の皆様、御家族の皆様、御協力賜っている各事業所団体、関係各位の皆様から感謝と敬意を表するものでございます。ここ数年、世界的にも日本国内においても大規模な災害、事故などが起こり、多くの被害が報じられております。いつどこで起こるか分からないのが災害です。本市においても3年連続の避難勧告が出されたのは記憶に新しいところでございます。

しかし、全国的にも消防団員は年々減少してきており、団員の就業形態も大きく変化しております。被雇用化率が增大していることから、今後消防団員の確保と活動環境の整備のため、事業所との連携強化がますます重要となってきました。

そこで、人吉市消防団の現在の団員定数と実員数、欠員数、そしてことし1月に行われた消防出初め式への参加団員数と不参加団員数をお尋ねします。

それから、年々出初め式への参加団員数が減少していますけれども、その原因はどのようなものがあるのか、わかる範囲で結構ですので教えていただければと思います。

○総務部長（秋山健児君） お答えいたします。

本市消防団員の条例定数についてでございますが、平成8年4月1日の組織再編による条例改正以降は512名となっております。また、団員の実員数は3月1日現在で申しますと468名となっており、条例定数に対し、44名の欠員が生じております。

次に、ことし開催しました消防出初め式への団員の参加状況でございますが、401名の参加者と67名の欠席がっております。この出初め式において、年々参加者が減少傾向にあるのではとの御質問でございますが、ここ3年の実績を見てみますと、平成18年が417名の参加で64名の欠席、平成19年が406名の参加で69名の欠席、平成20年は先ほど申し上げましたが401名の参加と67名の欠席となっております。

出初め式参加者数が減少している原因といたしましては、この結果から推測されますのは、団員の総数が減ってきていることが主な原因のようでございます。また不参加理由で最も多いのは仕事によるものでございまして、約8割を占めております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 答弁いただきましたが、平成8年に組織編成以来、団員数は減少し、条例定数に対しても44名の減、また出初め式でも3年連続60名以上の団員が欠席されているというのは残念なことであります。

また、この不参加理由の8割が仕事のためだということも現在の就業形態の変化のあらわれであると思えます。

そこで、本市で消防団を雇用されている事業所数はどのくらいあるのか、また各事業所との連携として、現在までの取り組みはどのようにされていたのかお伺いいたします。

○総務部長（秋山健児君） 消防団員の勤務先につきましては正確には把握できておりませんが、150社以上あるかと思われています。

次に、事業所との連携でございますが、これまで消防団員が勤務する事業所に対し行ってきましたことは、長期にわたる訓練を要するとき、具体的に例を申しますと、県の消防操法大会出場のための訓練や災害などの緊急を要する出動があった場合などに従業員の消防団活動に対する協力要請やお礼状といった内容で通知文を送付することなどいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 答弁いただきました。消防団員の皆様は、事業所におかれましても大切な人材であり、事業所では何かと御配慮、御協力いただいているところではございますが、団員として、いざというときに出動の時間をいただくのは申しわけない、気が引けるなどのお話をお伺いしております。そのことから、事業所への貢献に感謝し、消防庁で進めている消防団協力事業所表示制度の運用を準備されているとお聞きしましたけども、この件についての考えをお伺いいたします。

それと、あわせまして人吉市独自に一定の基準に達した事業所に対して感謝状などの贈呈を行い、事業所に対して敬意をあらわすというのも大切だと思いますけども、この件についても考えをお伺いいたします。

○総務部長（秋山健児君） お答えいたします。

消防庁が平成18年11月29日に制度化をいたしました消防団員協力事業所表示制度は、消防団員数の減少及び消防団員の被雇用化率が約7割である現状にかんがみまして、今後の消防団活動は事業所等側の一層の理解と協力が不可欠であるとのことから制定されているものでございます。

事業所におきまして、従業員が消防団に入団しやすい環境づくりや消防団員となった従業員が消防活動しやすい環境づくりをつくっている場合、また事業所が所有する防災力の提供等の協力を得ることができた場合は、その事業所に対し、そのあかしとして表示証を交付するものでございます。協力事業所にとりましては、地域への社会貢献を果たしていることを社会的に評価されることにより、協力事業所の信頼性の向上につながるものでございまして、消防団と事業所等との連携、協力体制が、より一層強化されることによりまして、地域における消防、防災体制の充実強化を図ることを目的としております。

県下では、まだ本制度を運用している自治体はございませんが、本市消防団員の被雇用化率は約78%でございまして、全国平均を上回る現状にございます。よって、本市においては早急に本制度を導入し、団員の活動しやすい環境づくりに取り組む必要があることから、本年度の人吉消防委員会に諮問をしているところでございます。

今後におきましては、協力事業所の認定基準の策定作業を進めていくこととなりますが、認定基準の策定に当たりましては、消防庁が示している制度要綱をもとに、各自治体の実情に合った認定基準を定めることとなっておりますので、本市消防団員全員の勤務先を把握し、事業所ごとの団員雇用者数を調査して、広くこの制度を普及できるよう認定基準を策定していく予定でございます。また、市独自の感謝状贈呈に関しましては、本制度の認定基準等とあわせまして消防委員会に提案し、検討を進めてまいりたいと存じております。

なお、今後は、この事業所表示制度の運用に合わせ、積極的に事業所へ出向き、従業員の

日ごろの消防団活動へのお礼と、さらなる理解と協力をあわせてお願いしていく予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 答弁をいただきました。ぜひ導入していただきたいと要望いたします。

消防団員が事業所との協力のもとに消防団活動に少しでも出やすくなれば、地域の防災体制の強化にもつながると思います。答弁にもありましたけども、消防団と事業所の連携は欠かすことのできないということでもあります。現在の消防団の行事も出初め式だけではなくて、夏のポンプ操法大会などもありまして、その練習などでかなりの負担が団員にも事業所にもかかると思われまますので、よろしく願いいたします。

この団員数の減少ですけれども、特に山間地域では、昼間は仕事で地元には団員がいないという現状があります。さらに若い世代が就職で地元へ残らない、また高齢化という問題もあり、団員確保がますます厳しくなると思います。人吉市消防団の将来像について、どう考えておられるか、また消防団の再編成についての考えをお伺いいたします。

○総務部長（秋山健兒君） お答えいたします。

団員数の減少につきましては、豊永議員御指摘のとおり市の人口減少に大きく影響されておりまして、特に山間地域におきましては顕著にあらわれています。しかし、現在の消防団組織であります方面体制におきましては、各部分団、そして方面体における協力体制が確立されており、有効に機能しているものと感じておりますので、当面現組織体制を堅持する方向で考えております。

ただし、団員数の減少は消防団として大きな問題であり、団員の確保対策はもとより、団員不足の部をどのようにカバーしていくのか検討していく必要がございます。例えば、機能別消防団の導入、これは基本団員の確保が困難場合に、ある特定の活動や災害に限定して参加する消防団員または分団のことでございますが、この機能別消防団員の導入によりまして、消防団員の少ない部や地域をカバーすることや部の合併等が考えられますが、これらの諸問題につきましては、今後消防委員会や消防団幹部の皆様の意見を聞きながら対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 御答弁いただきました。やはり団員数の減少は将来的には大変であろうと思います。また今後の課題でもあろうと思いますので、みんなで考えていかなければならないと思っております。

最後に、田中市長にお伺いいたします。市長として、ことし初めて出初め式に参加された

わけですが、その感想と、今まで申しましたように現在の団員数の減少ということについて、どう考えておられるかお伺いいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

出初め式の感想ということでございますが、30年以前には、私も一団員として出初め式に参加をさせていただいておりました。それ以後は後援会会員として出初め式に参加したわけですが、市長として初めて指揮台に立ちまして、真摯に人吉市の防災を思う若い人たちの情熱というのがひしひしと感じられ、感動したところでございます。よって、より防災への取り組み、そのことへの私自身の決意というのが、さらにみなぎってきたわけでございます。

消防団員が減少いたしますと、もう御承知のとおり、当然地域の防災力が落ちていくわけでございます。消防団員も仕事の都合で出動できないケースもふえているようでございまして、今後の防災を考える上で、消防団だけに頼らない対策というものが不可欠か感じております。

そこで現在、町内会を中心といたしました自主防災組織が立ち上がっております。これらの組織において自分たちの身は自分たちで守る、自分たちでできることは自分たちで行うという自助共助の精神のもと、有事の際は地域で手を取り合って初期消火や避難活動ができるよう協力し合っていくことが大事だと考えているところでございます。

しかしながら、消防団という組織は地域防災の中核でございまして、さらには地域の活性化になくはならない組織と認識をいたしております。日ごろから仕事の傍ら訓練に励み、有事の際は確立された組織体制のもと、団員一人一人が地域に献身的に防災活動に尽力されるボランティア精神というものは、市及び地域住民の皆様にとりまして、かけがえのない貴重な財産であるというふうに思っているところでございます。その消防団員が減少しているという事実は、市にとっても大きなマイナス要因でございますし、防災上はもちろんのこと、地域の活性化に関しましても深刻な問題だと受けとめておるところでございます。

このように、地域住民からの期待が大きく、そして地域の消防、防災リーダーとしての役割を担っていただいている消防団員、これから先、次世代へ引き継いでいかなければならないというのが我々に課せられた重要な課題だと認識をいたしております。

今後とも消防団員の確保に全力で取り組んでまいりたいと思っておりますし、各町内で立ち上がってまいっております自主防災組織並びに消防団、そして人吉市関係機関と協力を持ち、連携を持って、まずは6月1日の防災訓練を目指して進んでまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 御答弁いただきました。一定の御答弁をいただきましたので、この

件につきましては終わります。

最後に、寄附条例についてお伺いいたします。

この寄附条例については、昨年12月議会で一般質問をしたばかりですので今回予定はしていなかったのですが、多良木町でまちづくり寄附条例が可決されましたので、再度お尋ねさせていただきます。質問は1回で終わりますのでよろしくお願いいたします。

多良木町の寄附条例も私が12月の一般質問の中で提案した内容と同じでありまして、あらかじめ提示した事業にみずから選択して寄附できるものであります。人吉市は先を越されてしまいましたけども、今後ふるさと納税に関連して受け皿的に、この寄附条例を取り入れる自治体もふえてくるものと思います。再度この寄附条例について、田中市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） 12月議会で御質問をいただいた、その後で多良木町によって条例が制定されたということをごさいます、一歩おくられているところかもしれませんが、寄附条例につきまして調べさせていただきました。ことし2月の段階で、全国32の自治体で取り組んでおられるようございませう。特に今年の4月には都道府県として初めて島根県が取り組まれたようございませう。

この寄附条例の仕掛け人とも言われる株式会社寄付市場協会によりますと、自治体は寄附を受け入れる基金を設置、複数の政策メニューを提示して寄附を募り、市民がみずから望む政策に寄附することで、市民ニーズの高い政策を実現するというのが一般的な条例のねらいのようございませう、寄附による投票とも言われているようございませう。

その政策メニューには、大きな三つの潮流があるようございませう。一つ目として、地域資源を守るなどのお宝メニュー、二つ目として、教育、福祉など、どの時代にあっても重要性の高い定番メニュー、三つ目といたしまして、地球温暖化対策や少子化対策といった全国メニューでございませう。12月にも申しましたとおり、貴重な浄財を求める制度でございませうので、きっちりとした政策を示し、確実に実行性を担保できる事業においてお願いするというのが慣用かと存じております。

さらに市の事業というのは、市議会で慎重な御審議において決定をいただくのが本旨でございませうので、多くの皆様に期待されるような政策を議会に御相談申し上げながら確立をしまいたいと存じております。

寄附条例につきましては、12月議会で制度としては非常に有益だというお話をさせていただきましたが、現在マニフェスト関連のプロジェクトもかなり具体化した部分もございませうので、今後すべてのプロジェクトの計画の方向性が明確になってまいります中、メニューに上がるような政策をお示しすることとなると思います。また、100人委員会が発足すれば、政策もより民意へ反映したものになると考えておるところでございませう。

寄附条例は、市民の市政への積極的な参画を求めることにもなりますし、本市の宝物や都

市づくりの理念を全国にも発信する機会にもなる制度であり、現在検討を進められているふろさと納税の一つの布石といった考え方も存在するようでございますので、マニフェスト関連の進捗と同時に導入について検討してまいりたいと存じます。

市民を初め、多くの方々に賛同を得られるような魅力ある政策の策定、発信に引き続き取り組んでまいりますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 御答弁いただきました。ぜひとも導入を検討していただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（大王英二君） 暫時休憩をいたします。

午後3時6分 休憩

午後3時21分 開議

○議長（大王英二君） 休憩前に引き続き再開をいたします。（「19番」と呼ぶ者あり）

19番。

○19番（簗毛正勝君）（登壇） 皆さん、大変お疲れであります。最後の質問者となりましたので、少しの時間お付き合いいただければと思っております。

農業振興で2点、住民の声からで2点、行政経営の効率化についてということで2点、商工振興ということで1点質問いたします。順序は、通告のとおり行ってまいりますのでよろしくお願いをいたします。

まず、農業振興の食料の輸出制限措置と農業所得の向上についてでございます。

米、トウモロコシ、小麦といった穀物は、国民の生活や健康の維持を図る上で不可欠ですが、現在、その需要面では、世界的な人口増加やバイオ燃料利用の広がり、投機資金の流入など、供給面においては地球温暖化による諸経費用、進行経済国の旺盛な船腹需要による海上運賃の高どまりといった構造的に変化が生じております。

日本のカロリーベースの食料自給率は、昭和40年の73%から平成10年度には40%と低下し、それ以降は7年連続40%と横ばいで推移し、平成18年度には39%になっております。主な先進国と比べるとフランス130%、アメリカ119%、ドイツ91%、英国74%となっており、我が国の食料自給率は、主要な先進国の中で最低の水準となっております。また、食料については、いざというときは自国内の供給が優先というようなことで、世界の各国で食料の輸出制限措置を行うところが出てきております。

具体例を申し上げますと、インドでは、平成19年10月から米、小麦乳製品の輸出を禁止しています。ベトナムでは、平成19年7月には新たな米の輸出契約を凍結しております。ロシ

アでは、平成19年11月から平成20年4月まで国内の穀物受給の緩和のため、大麦、小麦にそれぞれ30%、10%の輸出税を課し、輸出を規制しております。ウクライナ、セルビアでは、小麦の輸出割当枠を設定しております。アルゼンチンでは、3月に小麦の輸出登録を停止し、平成18年度から牛、肉、輸出制限も継続しています。中国では、平成19年度末になって84種類の穀物、粉の輸出優遇制度を撤廃しています。そのようなことで、食の確保という点から、日本の農業振興が強く求められております。

また、本市にとって農業は地域の経済や社会を支える基盤産業であり、その振興が今後の本市の発展にとって欠かせませんし、近年の農業、農村には食料の安定供給はもちろん、国土保全等の多面的機能への期待も大きくなっております。しかしながら、農業農村を取り巻く環境は、過疎化、高齢化に伴う担い手の減少や耕作放棄地の増加、国内外の山地間競争の激化などの課題を抱えています。

そこで、食料自給率及び農業経営基盤の活性化について市長に質問をいたします。

1点目、まず、食料自給率が低下し、食料の輸出制限措置を行う国がふえてきています。このことを踏まえ、農業振興などをどのようにお考えでしょうか。

次に、食料自給率が低下し、食料の輸出規制措置を行う国がふえてきている状況であるため、本市の地域経済の発展や社会を支える基幹産業である農業振興を図るために、意欲ある新規就農者の確保、経営感覚にすぐれた農業経営者の育成、耕作放棄地対策を行政としても積極的に支援する必要があると思っておりますが、このことについてどのようにお考えでしょうかお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

現在、我が国の食糧事情は、議員御指摘のとおり、国民の食料の大部分を外国に依存している状態であり、輸出制限措置を行う国がふえれば、食料の安全保障という観点から、深刻な問題が生じてくると考えられております。国は、そういった事態に備えて不測時の食料安全保障マニュアルを用意しているようでございますが、基本的には自国の食料は自国で生産することが必要であるというふうに考えております。そういった点から、食料自給率を高めしていくために国内の農業振興策をさらに進めていく必要があると存じております。

次に、本市の地域経済の発展や社会を支える基幹産業である農業振興を図るために積極的な支援が必要ではないかという御質問でございますが、まず新規就農者の確保、経営感覚にすぐれた農業経営者の育成につきましては、本市の担い手対策事業におきまして新規就農確保助成金の交付や認定農業者対象の各種研修会を実施しているところでございます。

また、耕作放棄地につきましては、その対策として、畜産の振興を図る上で肉用牛の放牧を推進しているところでございます。

今後とも農業振興を図るため、積極的に支援を行ってまいりたいと存じております。

以上、お答えでございます。（「19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 19番。

○19番（簗毛正勝君） 2回目の質問に入りたいと思います。

農業振興及び農業基盤の活性化について御答弁をいただきましたが、日本の農業は大変その基盤が弱くなってきております。農業基盤を強化するためには、高収益作物の導入による経営の安定化が必要になります。農業を行う魅力、特に農業所得の向上がなければ農業基盤の強化は図れません。食料自給率向上を展開させていくために、各地域で地域の条件や特色になじんだ生産面、消費面からの活動が必要不可欠でございます。

そのようなことから、市長は農産物のブランド化をマニフェストの目玉に掲げ取り組んでおられるため、農業関係者はどのような内容になるのか、本市の農業活性化の起爆剤となるのかとの動向に大変注目をしております。

そこで、地域の条件や特色を生かした生産面から農業振興について質問をいたします。

農産物のブランド化を行うためには、付加価値を高めることが大変重要であります。現在農産物のブランド化はどのような方向性をお考えでしょうか。

2番目に、進捗などがどのような状況でしょうか、お尋ねをいたします。

次に、地域の条件や特色を生かした消費面から農業振興について質問をします。

近年は、日本各地で農産直売所が設置され、活発な販売活動が行われています。新鮮なものを安く提供できる直売方式は、鮮度が評価される農産物の有力な販売方式として定着をしております。農業者、消費者のみならず、行政やJA、さらにはスーパーや小売店なども農産物直売活動の経済的な効果に期待を寄せています。農産物直売所は、数少ない成長産業として注目をされております。非農業者も参入し始めております。

そこで、農業の振興を図る上で消費者に食のPRを行うことは大変重要なことで地産地消のおいしさ、新鮮さ、顔の見える信頼関係を消費者にアピールし、民間の資本を活用した大型の農産物の直売所をつくってはどうかと思い、市長のお考えをお聞かせください。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目に、農産物のブランド化を行うために本市が目指している方向性といたしましては、議員の御指摘のとおり農産物の付加価値を高めていくとともに、食の安全安心を基本といたしまして、人吉市民の健康増進を目的といたしました本市農産物のブランド化を考えているところでございます。

また、その進捗状況でございますが、昨年12月に庁内関係各課の職員で構成いたします農産物ブランド化プロジェクト推進会議を立ち上げまして、その中に農産物生産加工推進作業部会、健康づくり推進作業部会を設置しまして、これまで5回の会議を開催しているところでございます。その会議の中で、本市の農産物の現状分析や市民の健康づくりへの課題などの検討を踏まえ、本プロジェクトチームにおきまして健康農産物の生産振興や流通対策及び地域活性化の方針を掲げた農産物ブランド化への一定の基本構想を作成したところでござい

ます。今後は、今回の基本構想に基づきまして、本市の農業関係者や消費者など、市民の皆さんの御意見を伺いながら、具体的な実施計画について検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○市長（田中信孝君） 簗毛議員の御質問のとおり、農業の振興を図る上で、今後大規模な人吉球磨産農産物の大型農産物直売所、いわゆる物産館をつくることは必要と考えているところでございます。

その候補地といたしましては、瓦屋のくまっこ市場、人吉駅、石野公園等が適地ではなかろうかと思われま。この3カ所を農産物直売所の一翼を担っていただきたいと考えているところでございます。

くまっこ市場に関しましては、本店舗の会員である、くまっこ市場組合や土地所有者であるJAなどと協議をしていく必要があろうかと思っておりますけれども、大変重要な施策の一つではなかろうかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 19番。

○19番（簗毛正勝君） 大型の農産物直売所は、都市と農村が、あるいは消費者と生産者が農業を通じてお互いの交流を含めてもらうためにも必要であると考えます。また、農業発展の起爆剤にもなりますし、人吉球磨の観光の発展にも大きく寄与するものと考えます。また、農産物の直売所の成功は人口の流出、農業者の減少、農産物価格の低迷などの課題を抱えている農村が農業地域を元気にしますので、農産物直売所を活用した地域活性化が図られることを要望し、このことにつきましては終わりたいと思います。

次に、畜産の飼料高対策についてでございますが、国際的な飼料高の影響で、畜産農家から、日々の暮らしが厳しくなっている。資金調達が間に合わない。牛乳や肉が原油、飼料の高騰を小売価格に反映させにくく、このままでは農家は破綻しかねないという声を耳にします。このような声が聞こえてくるのも日本の2006年度の飼料自給率が25%になっており、日本の畜産、酪農が輸入飼料に依存しているためです。そのため、畜産農家は課題解決の方法を模索しており、抜本的な飼料高対策が求められております。

そこで質問します。耕作放棄地を活用することで、畜産飼料の確保、増産ができませんでしょうか。積極的に助成を行うなどして取り組むお考えはありませんでしょうか、お尋ねします。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

海外のトウモロコシ価格の上昇などによる飼料価格の高騰は、畜産農家の経営に現在深刻な影響を及ぼしており、このことについての緊急的な対策が必要と考えているところでございます。そのためには、飼料を外国に依存している体質を改め、国産粗飼料の確保、増産を推進していかなければならないと存じます。

そこで本市では、水田転作において飼料用稲の作付面積の拡大を図るとともに、耕作放棄地の解消及び自給飼料の増産を目的といたしました肉用牛の放牧を推進しているところでございます。

なお、県単独の補助事業であります平成20年度自給飼料増産総合対策推進事業への実施の要望を上げておりまして、本事業を実施することによりまして本市の放牧地の草地化や飼料の自給率向上に向けました取り組みを行う予定でございます。

以上、お答えいたします。（「19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 19番。

○19番（簗毛正勝君） 1回目に入りたいと思います。

日本の飼料自給率は25%に過ぎないため、飼料価格は高騰が続く海外トウモロコシなどの相場の影響を大きく受けます。一方で、牛乳や肉の販売価格は国内の市場や乳業メーカーとの交渉で決まるために、畜産・酪農家はコストの増加分を販売価格になかなか転換できず、経営が圧迫されております。これらを解決するためには、飼料用米の普及などによる飼料の自給率向上を図る必要があります。特に子牛生産の環境においては、放牧が大変有効な手段となります。ぜひ日本の食料の安全と安心のために畜産・酪農が魅力ある農業となるようにお願いして、このことについては終わりたいと思います。

次に、住民の声からということで公民館の自転車置き場についてでございます。

本市では、活発な公民館講座が開催されており、住民の教養の向上、健康の増進等が図られており、公民館が地域の生涯学習活動を支え、地域の大きな教育力になっております。また、校区公民館は地域に密着した、極めて日常的で身近な施設となっております。

このような中、校区公民館に屋根つきの自転車置き場がないため、雨の日に公民館に行きたくないというような声を耳にします。そのような状況では、校区公民館の持つ機能を100%活用することはできず、大変残念に感じられます。

そこで質問をいたします。校区公民館のうち屋根つきの自転車置き場がないのはどこでしょうか。また、屋根つきの自転車置き場を整備していくお考えはありませんでしょうかお尋ねをいたします。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

現在、校区公民館で屋根つきの自転車置き場を保有していない公民館は、東西校区公民館を除く西瀬、中原、東間、大畑の四つの校区公民館でございます。屋根つきの自転車置き場を整備していく考えはということでございますけども、厳しい市の財政状況ではございますが、来館される皆様にとって利用しやすい施設を目指して公民館の補修整備等を行っている現状でございます。屋根つきの自転車置き場につきましても、自転車でおいでになる方々の状況を調査いたしまして、年度計画を立てまして、一つでも二つでも実現できるように検討をしまいたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 19番。

○19番（簗毛正勝君） 心の豊かさや生きがいの実感、あるいは社会の変化に対応するための知識や技術を習得が求められる中、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を活用できるような生涯学習社会の構築を実現することがますます重要となってきましたので、校区公民館の持つ機能と企画運営される講座やイベントが最大限活用できるような取り組みや整備をお願いして、このことについては終わります。

次に、西瀬運動広場についてでございます。

この件につきましては、平成17年3月議会及び平成18年3月議会、平成18年9月議会において、西瀬公民館近くの河川敷を利用して人吉市の象徴である球磨川を生かし、西瀬の公民館事業や西瀬小学校のサブグラウンド等にも利用できる市民の身近なレクリエーション空間となる地域の基盤となる広場整備ができないかということで質問をいたしました。国土交通省が、この場所に河川の土砂置き場として使用していることなどから実現できない状況であります。

このような中、執行部の御尽力のおかげで西瀬小学校のPTAがどんどやを行う場所並びに消防団の第3方面隊が出初め式の玉落としの練習をする場所につきましては、土砂の除去が済み、どんどやなどの行事を実施することができ、地元の住民は大変喜んでおります。しかしながら、若干土砂が残っており、そこに運動広場を整備できる状況ではありません。住民からもその河川敷に運動広場を整備して公民館事業等で活用できるような、そのような場所にしてもらえないかと、そのような声が上がっておりますが、土砂の問題等もありまして話が立ち消えている感もありますので、再度地域の住民の方々からの要望があるということをお伝えする意味で質問いたしたいと思っております。

まず、西瀬公民館の近くにある大変地域に密着した利用価値の高い河川敷を利用して、サッカーやソフトボール、グラウンド・ゴルフができる運動広場を整備し、運動施設として利用ができない場合には公園として利用できるような施設を整備することはできないでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

御質問の河川敷でございますが、以前にも御質問をいただいております。国有地が約7,000平方メートル、民有地が6,500平方メートルでございます。そのうち約1,900平方メートルにつきましては、国土交通省の占用許可を取り、現在ゲートボール場として利用していただいております。

下流側の敷地につきましては、現在球磨川内に堆積した土砂を除去した際に出た搬出土のストックヤードとなっております。国交省にお尋ねしましたところ、土砂は河川工事等に利用するようにしている。平成19年度は約500立方メートルを搬出した。残りが約4,000立方

メートルであるが、20年度以降の搬出についても河川工事等に利用する方向で検討しているということでございました。

運動広場としての使用につきましては、ゲートボール場同様、国交省の占用許可を受ければ可能とのことですが、仮置き土砂がいつ必要になるかわからないし、いつでも搬出できるようにしておかなければならないので、現状では仮置き場部分の許可はできないとのことでした。

市といたしましては、今後仮置き土砂が搬出され、広場として利用できる状態になった場合は、速やかに多目的広場としての占用申請をお願いしたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） ここで時間の延長をいたします。（「19番」と呼ぶ者あり）

19番。

○19番（簗毛正勝君） 西瀬公民館の近くの河川敷を利用して運動広場を実現できれば、人吉市の象徴であります球磨川を生かした観光面からも素晴らしい広場、公園ができるものと思います。また、地元に着した身近に利用できるという利点がありますので、実現ができますように要望して、このことについては終わります。

次に、行政経営の効率化についての公用自転車について質問いたしたいと思っております。

現在、行財政改革の一助として、市役所本庁舎の公用車を一元管理し、稼働率を向上させることで公用車の台数を削減するようなことを実施されておまして、行政経営の効率化に大変努力されているように伺います。

そこで質問いたします。実施されて数カ月経過しておりますが、公用車の稼働率などはどのような状況でしょうか。また、公用車の一元管理についてどのような評価をされておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

○企画部長（井上修二君） 公用車の稼働率及び評価についてでございますが、市役所本庁舎における公用車の集中管理は、昨年10月1日に実施しまして5カ月余りを経過したところでございます。

公用車の稼働率でございますが、現在公用車の集中管理は用途別に管内乗用、管内貨物、出張車を含めた特殊車両の三つに分類いたしまして管理をいたしております。稼働率でございますが、管内乗用が46.81%、管内貨物が34.4%、出張者を含めた特殊車両が41.49%となっております。全体では43.62%でございます。集中管理実施前の稼働率が29.43%ございましたので、公用車集中管理により稼働率は大幅に向上いたしております。

また、どのように評価しているのかということでございますが、公用車集中管理計画において二つの目標を掲げております。1点目が公用車の稼働率を向上させるということでございます。2点目が車検経費、修繕料など、維持経費などを削減するということでございます。

1点目の稼働率の向上につきましては、先ほど申し上げましたとおり、大幅に上げることができ、目標を達成することはできているというふうに考えております。2点目の維持経費の削減でございますが、当初5年間で10台の公用車を削減するという計画でございましたが、集中管理実施後、既に7台の公用車を廃車いたしております。今後、車検の費用など、大幅な経費の削減につながっていくものと確信いたしているところでございます。

以上が公用車の集中管理につきましての二つの目標に対する評価でございます。

以上、お答えします。（「19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 19番。

○19番（簗毛正勝君） 2回目は、行政経営の効率化として公用自転車を導入できないかという観点から質問をいたします。

公用自転車を導入したならば、重い荷物がなく、距離が短い場所への移動については、高騰し続ける燃料を消費しないために、言うまでもなく行政コストの削減が期待されます。また公用車の使用台数が減るなど、行政コストの削減が期待されます。さらに市が積極的に自転車を使用することで、人吉市の環境への取り組みの強化を図ることができます。

少し話は外れますが、ある宅配業者が自転車で配達されているのを見ますが、その企業に対して大変環境に対して努力しているような印象を受けます。

そこで質問をいたします。粗大ごみで出される使用可能な自転車や不法投棄してある使用可能な自転車を用いるなどして公用自動車を設置し、本庁と別館、保健センターなどの近距離への移動に使用するお考えはありませんでしょうか、お尋ねをいたします。

○企画部長（井上修二君） 公用自転車の設置についての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、本庁舎と別館、保健センターなどの近距離に公用車を使用することは、環境面、または行政コスト面からも好ましいことではないというふうに考えております。

現在、職員個人が所有する自転車で本庁舎と別館、保健センターなどを移動する職員もいるようでございます。今後は御提言いただいたように、市有地に放置された使用可能な自転車を人吉市放置自転車等対策条例で規定する手続を経まして、可能な限り公用自転車として活用していきたいというふうに考えております。

また、使用します公用自転車は、人吉市の公用自転車というのが市民の皆様からも一目でわかるようなものにして、市民の皆様にも環境面や行政コスト面に取り組んでいることをアピールしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 19番。

○19番（簗毛正勝君） 3回目でございますが、公用自転車の設置については、特に本庁への用件が多いと思われる別館や保健センターにおいてニーズが高いのではないかと考えております。ぜひ実現し、行政コストの削減が図られることを期待して、このことについては終

わかります。

次に、図書及び備品の有効活用についてでございます。

1 回目は、図書の有効活用という観点から質問をいたします。

現在、行政には高度化する市民ニーズに対応し、限られた財源、少ない職員で、質が高くスピード感のある行政経営を行っていくことが求められております。そのような要求を満たすためには、行政事務を行っていく上で、多岐にわたる情報や専門性のある図書は必要不可欠です。本市においてもさまざまな分野をカバーする図書が庁舎内で購入され、活用されています。また、市が発行する統計年鑑や各種計画書、市議会議事録など、各部署で発行し、行政サービスを提供していく上で重要な資料的価値のある図書が庁舎内には多く存在するようには思います。市民のサービス向上のために、それらを有効活用する風土、仕掛けをしておく必要があると思います。

そこで質問をいたします。さまざまな部署で購入管理してある図書を庁舎全体で有効活用するような取り組みを実施しておられるのでしょうか。

2 番目に、実施しておらないとするならば、職員図書室を設置して、そこで貸し出しを管理したり、一覧表を作成して庁舎内の職員が有効活用できるような環境を整備するお考えはありませんでしょうか、質問いたします。

○企画部長（井上修二君） 図書の有効活用についてでございますが、これまでの取り組みとしましては、平成16年度にそれぞれの部署において購入管理をしておりました図書追録と書籍追録等の同じ書籍を複数の部署で購入管理していたものを、使用頻度が低いもの、インターネットなどで他の手段で情報が入手できるものなどについて、追録の廃止、共有化などで整理を行い、300万円程度の削減を行ってきたところでございます。

また、平成18年度には庁舎ネットワークの整備に伴いまして、例規集を情報系パソコンで閲覧できるようにいたしまして、これまで職員1人に1冊貸与してきた例規集を各課に1冊とし、350万円程度の削減を行ってきたところでございます。

職員図書室につきましては、平成17年の機構改革を機に、本庁舎の2階に設置いたしております。内容としましては、主に各自治体の例規集、各種法規、通知・通達集などを備えておりまして、閲覧や貸し出しを行っているところでございます。

図書の有効活用でございますが、現在の職員図書室はスペースが手狭でございますので、職員図書室も含め、各部署が管理している図書情報を一元管理し、図書の所在を即座に把握し、有効活用できる体制、システムの構築について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上お答えします。（「19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 19番。

○19番（兼毛正勝君） 2 回目は、備品の有効活用という観点から質問をいたします。

備品購入費は、投資的な経費として多く予算を計上される傾向があり、行政コスト削減を実施する上で全庁的に不要な備品を買わないような取り組みを行うことが必要であります。それを実現するためには、まずあったら便利と思われるようなデジカメなどの備品は、高額かつ使用頻度の低いものについては庁舎内で共有して使用する必要があります。

次に、事業の見直しなどによって使用しなくなった遊休備品を庁舎内で流通させ、必要な部署に移動させる必要があります。また、それでも不要な備品については、公売などを行い、少しでも税収を確保する取り組みを行っていく必要があるかと思えます。

そこで質問をいたします。現在、市では行政評価導入に向けた検討を行っており、近い将来、効率・効果的な行政経営を行うための事業の見直しなどにより、必然的に遊休備品が発生し、その活用というような問題が生じることと思えます。備品の持つ機能を庁舎内で最大限に有効に活用するために、どのように取組みられ、特に事業見直しなどによって不要となるような備品について、どのように活用されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○企画部長（井上修二君） 備品の有効活用についてでございますが、現在備品につきましては、ビデオカメラ、DVDプレーヤー、デジタルカメラなど、共有備品としておりまして、職員はグループウェアで予約し、使用をいたしているところでございます。

また、その他の部署で管理している備品や携帯型スピーカーやマイクなどにつきましても、その都度各部署から借り受けて使用しているところでございます。今後も安価な備品であっても安易に購入することなく、備品はすべての部署で共有するものという意識を全職員が持ち、事業の終了などで不要になった備品につきましては、保管転換を行い、共有備品として活用をしていきたいというふうに考えております。

また、備品ではございませんが、各自の机の中で使用されずに眠っているボールペンなどの消費費や各課でストックしてある共有できる消耗品につきましても、一括管理しながら安易な購入をしないような取り組みを実施してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 19番。

○19番（簗毛正勝君） 3回目の質問をいたします。

図書と備品の共有について御答弁をいただきましたが、行政の効率化、市民のサービス向上を図るためには、部課を超えた図書や備品の共有などの物の共有化や知識、情報の共有化が必要であります。目で見える物の共有化を図れない組織には、知識の共有化を図ることはできないと思えます。そのようなことで、全庁的に資産や知識や情報の共有化が図られ、有効に活用されることで、すばらしい市民サービス向上が図られ、市民のための市政運営が図られることを期待いたしまして、このことにつきましては終わります。

次に、商工振興の中小企業育成についてでございます。

商工関係につきましては、企業誘致につきまして、昨年7月に担当職員を2人増員して、

県企業立地課や熊本県内、九州、関西、中部、首都圏を中心に精力的に誘致活動を行っておられ、大変その成果は期待をしております。本市の中小企業に目を向けますと、原料高などにより中小企業の体力が落ちてきているように感じられます。中小企業の経営基盤強化が求められております。そこで、中小企業の現状について質問いたしたいと思えます。

一つ、中小企業の数の推移はどのようになっているのでしょうか。

2番目として、本市において、大企業と中小企業の割合はどのようになっているのでしょうか。本市の商工業の現状をどのようにとらえられておられるのでしょうか、質問をいたします。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目、市内の中小企業の数ということでの実数は把握しておりませんので、総務省が5年に一度実施しております事業所企業統計調査をもとにお答えさせていただきます。

事業所企業統計調査の事業所数から地方公共団体等の数値を差し引いた数で申し上げますと、平成3年2,583、平成8年2,577、前年比減少率0.2%、平成13年2,474、前年比減少率4%、平成18年が2,314、前年比減少率6.5%となっております。

次に、大企業と中小企業の割合でございますが、本市におきましては、中小企業基本法で定義されているところの大企業はございませんので100%中小企業ということになります。

以上、お答えいたします。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

日本経済が長い停滞のトンネルをようやく抜け出し、将来の明るい展望を持つことができるようになってきたというふうに言われておりますが、それは東京地方、中京地方のことでございまして、全国各地の地方経済や中小企業においては、いまだ景気回復を広く実感できていない状況が実情でございます。

本市におきましても、消費地である農山村の疲弊、公共工事等の減少、市外資本の参入による競争の激化や長引く消費の冷え込みによって、商工業者を取り巻く状況はまだまだ厳しさを増している状況でございます。さらに、原油高騰のあおりを受けまして、原材料等の段階的な値上がりが行われております。その厳しさは今後もますます増大する可能性が大きいのではないかと大変危惧をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 19番。

○19番（簗毛正勝君） 本市の商工業の現状として、若年層の都会への流出により小規模事業所における後継者問題や高齢化、少子化社会が進む中での小都市特有の問題が山積しております。また、燃料高は低迷が続く経済環境にあつて、人吉の多くの商工業者もその影響を少なからず受けております。そのようなことで、経営、資金、人材、技術、情報など、企業が抱えているあらゆる問題に対し、中小企業支援を図り、企業主体としての支援を行うこと

で、市内中小企業者の設備投資意欲の向上と経営基盤強化を図ることが本市の経済活力を増大させるために大変重要なことと考えます。

そこで質問をいたします。まず、本市においては中小企業の割合が多いことから、これらの中小企業の収益増大、経営安定が本市の発展につながると思います。そのようなことから、新たな設備を導入したい、経営基盤に経営革新に取り組みたいという中小企業を行政としてバックアップする必要があると考えます。中小企業の支援について、どのようにお考えでしょうか。

次に、私は商工業が活性化するために企業支援が重要な施策であると考えます。企業支援への取り組み状況及び企業を志す人への支援について、どのようなお考えでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の中小企業の支援につきましては、市単独での助成制度や融資制度、利子補給や保証料の補給など、主に金融面での支援を行っているところでございます。また人材育成面におきましても、中小企業大学校における中小企業者の研修費等の補助を人吉商工会議所を通じて行っております。

本市経済において中小企業の存在、役割といったものは非常に大きく、中小企業に対する支援は市の施策としても重要な位置を占めるものだというふうな認識をいたしております。地域において中小企業は活躍し、地域を活性化するためには、中小企業が地域に存在する資源を有効に活用する、地域の小売、サービス、飲食業が地域住民などのニーズにこたえる。中小企業に対して地域の金融が円滑に資金を供給するといったことが重要であろうと考えているところでございます。

昨年、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律が施行されまして、地域産業資源を活用した中小企業の取り組みに対しましては、さまざまな国の支援措置が設けられたことでもあり、今後もこうした国県の支援策や市単独の支援策を活用しながら、中小企業の振興に邁進してまいりたいと存じます。

次に、企業支援につきましてですが、先ほど申し上げました市単独の支援策の中に中小企業開業転業資金融資制度を制定し、有志の円滑化を図っているところでございます。企業創業という点におきましては、金融面はもとより、経営、技術、流通、雇用など、多方面での支援が必要となってまいりますので、国県の各種支援策を活用し、人吉商工会議所と連携をとりながら企業創業の支援に取り組んでまいりたいと存じます。

また、平成14年度から18年度まで、空き店舗を活用しましたチャレンジショップに対する支援を行いまして、これまでに7店舗が独立開業を果たしております。

以上、お答えいたします。（「19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 19番。

○19番（簗毛正勝君） 中小企業は、地域経済や雇用の面、若者が人吉市に定住する上で重要な役割を担っております。そのために中小企業の振興を市政の重要課題として位置づけ、企業支援及び中小企業支援を図ることが地域発展のために必要不可欠でございます。もちろん自治体だけでは限界がありますので、行政がやっていくだけではだめですので、多くの人に火をつけていく、そのような取り組みが大変重要であると思っております。市内中小企業者の設備投資意欲の向上と経営基盤強化を図られ、本市の税収アップなどに寄与でき、全国に地方から調整して結果を残すような企業が人吉から多く出てくることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

=====

○議長（大王英二君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時16分 散会

平成20年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成20年3月14日 金曜日

1. 議事日程第5号

平成20年3月14日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 仲 村 勝 治 君
2. 西 信八郎 君
3. 井 上 光 浩 君
4. 松 田 茂 君

日程第2 委員会付託

=====

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり

=====

3. 出席議員（20名）

- | | |
|-----|-----------|
| 1 番 | 松 岡 隼 人 君 |
| 2 番 | 井 上 光 浩 君 |
| 3 番 | 豊 永 貞 夫 君 |
| 4 番 | 川 野 精 一 君 |
| 5 番 | 笹 山 欣 悟 君 |
| 6 番 | 村 上 恵 一 君 |
| 7 番 | 西 信八郎 君 |
| 8 番 | 松 田 茂 君 |
| 9 番 | 永 山 芳 宏 君 |
| 10番 | 福 屋 法 晴 君 |
| 11番 | 森 口 勝 之 君 |
| 12番 | 田 中 哲 君 |
| 13番 | 本 村 令 斗 君 |
| 14番 | 立 山 勝 徳 君 |
| 15番 | 仲 村 勝 治 君 |
| 16番 | 三 倉 美千子 君 |
| 17番 | 山 下 幸 一 君 |
| 18番 | 下田代 勝 君 |

19番 簀毛正勝君

20番 大王英二君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
収 入 役	大 松 克 己 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	鳥 井 正 徳 君
総 務 部 長	秋 山 健 兒 君
企 画 部 長	井 上 修 二 君
福祉生活部長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	俣 野 一 君
建 設 部 長	丸 山 善 利 君
総 務 部 次 長	深 水 雄 二 君
企 画 部 次 長	上 田 泉 君
福祉生活部次長	久 本 一 富 君
経 済 部 次 長	簀 毛 幸 一 君
建 設 部 次 長	山 上 茂 君
秘 書 課 長	福 山 誠 二 君
地域生活課長	東 俊 宏 君
財 政 課 長	井 上 祐 太 君
福 祉 課 長	椎 葉 幹 夫 君
農業振興課長	中 村 憲 司 君
管 理 課 長	松 田 知 良 君
会 計 課 長	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	濱 田 芳 彰 君
水 道 局 次 長	多 武 芳 美 君
教 育 部 長	浦 川 康 徳 君
教 育 部 次 長	中 村 明 公 君
教育総務課長	坂 崎 博 憲 君
農業委員会 農 事 務 局 長	吉 川 泰 人 君
監 査 委 員 事 務 局 長	松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局	長	永	田	正	二	君
次	長	赤	池	謙	介	君
庶務係	長	村	並	成	二	君
書	記	和	泉	龍	二	君

=====

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は昨日に引き続き一般質問を行い、その後、委員会付託を行います。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

=====

一般質問

○議長（大王英二君） それでは、直ちに一般質問を行います。（「15番」と呼ぶ者あり）
15番。

○15番（仲村勝治君）（登壇） おはようございます。15番議員の仲村勝治でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

最初に保健センターの建てかえをいたします。それから、わかりやすい課、そして、環境課の設置をいたします。それから、3番目に水道行政より、下水道事業の分割を先にしてから、最後に水道局の移転という順序で行っていきたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、保健センターの建てかえを質問いたします。

保健センターが落成しました昭和54年、この年は指宿市と姉妹都市の提携、また、国道221号線の人吉えびの間の全面改修が完了した年でございます。それから29年が経過しております。保健センターは人吉市民の健康管理、体力増進に大きく寄与し、重要な施設となって育っております。

近年、人吉市の市民の声として聞こえてくるのは、保健センターは狭くて使い勝手が悪いという声でございます。内容としましては、入り口の急な階段、そして、狭いスロープ、洗面所、トイレなど、特にトイレは女性用と男性用の間、厚い壁で区切った方がよいのではないかという声がございます。小児用トイレはなく、高齢者の洋式トイレもありません。トイレの入り口の段差など改修する箇所が多くあるようでございます。保健センターでは、赤ちゃんから高齢者の健診、そして、予防接種——予防接種はポリオのみでございます。を実施しております。例えば、乳幼児健診を例にしますと、健診会場の入り口は1カ所になります。健診が終わって出てくる人、そして、次の順番の人が入る人、赤ちゃんを抱いておむつなどの荷物を持って入ります。お互いがすれ違うときには、入り口1カ所ではどうしても相手に当たってしまいます。これは、入り口が2カ所あるような保健センターであれば解消できます。

そこでお尋ねですが、保健センターは、本来の業務である健診事業の機能を有しているのか、保健センターの現状をお尋ねいたしまして、1回目を終わります。

○福祉生活部長（尾方 篤君） おはようございます。お答え申し上げます。

現在の保健センターは議員申されたとおり、昭和54年に建築をされまして、その後隣接する婦人会館を譲り受け、プレハブの診察室と準備室が増築されました。また、平成18年4月1日から地域包括支援センターが設置されましたことに伴いまして、2階にありました調理室及び会議室を事務室に改装をいたしてございまして、本館と別館を廊下でつなぎ、玄関横にスロープを設けるなどして改修を行ってまいりました。

議員の御指摘のとおり、健診やさまざまな用件等で施設を利用される皆様に対しまして、部屋数やトイレの状況など十分とはいえ、確かに手狭なスペースや建物構造上、機能に問題があることは感じておるところでございます。

しかし、現状では、保健センター別館、元婦人会館も含めまして、現在の施設の工夫を図りながら最善の活用に努めているところございまして、今後も当面は現体制での業務遂行を継続しながら、改善・改修を要する事項につきましては、検討を重ね対処してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 保健センターの性格といたしまして、大きい方がいいというばかりじゃないと思いますが、保健センターの施設で実施するものは、集団健診からあるわけですが、集団健診は受診者の数、それから、受診項目、それから、健診する部屋の数によって健診の流れといたしますか、健診を受ける時間が長い時間と短い時間がございまして。ですから、今人吉市の保健センターと比べるためにちょっと近隣の保健センターの施設というのをお尋ねいたします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。近隣の保健センター施設の規模等についてお答えを申し上げます。

人口につきましては、平成19年3月31日現在でございます。人吉市が人口3万6,984人、建築面積が829.02平米、昭和54年3月の竣工でございます。錦町が人口1万1,972人、面積が844.2平米、竣工が平成17年9月、あさぎり町、人口が1万7,637人、面積が783.67平米、平成11年3月竣工でございます。多良木町、人口1万1,508人、面積815.62平米、平成13年3月竣工でございます。湯前町、人口4,736人、面積868.3平米、平成12年2月の竣工でございます。水上村、2,646人、668.03平米、平成8年6月竣工、五木村、1,456人、面積1,555.97平米、平成14年3月竣工となっております。

どの程度の広さが標準なのかは把握をしておりますけれども、本市は人口の割合には狭いかなというふうな感じでおります。

以上、お答え申し上げます。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 人吉の場合は54年にできた関係で少し敷地面積と建築面積が少ないかなと思うわけですが、錦に私はよく行くんですが、錦は人口1万1,000人で844、人吉よりも広うございます。そして、1階建て、平屋建てといたしますか、平屋建てで、駐車場も広くとったような保健センターができております。また、今お尋ねしたところ、五木は1,456人に1,555.97平米という、人口に匹敵するような広さ、1人1平米ぐらいの感覚ということでございます。五木村は住民健診をしっかりと、住民の健康管理をしっかりとやっている感じがしておるなという気がいたします。

それでは、3回目の保健センターの質問をいたしたいと思いますが、平成17年の4月1日機構改革がされ、保健センターは人吉市民の健康管理、体力増進など、安全安心を守る拠点とされ、多くの業務と職員が配置されております。その後、介護保険法が改正されたために、平成18年4月1日、保健センター2階に地域包括支援センターが設置され、1階、2階、合わせて現在保健センターに約40名ぐらいの職員が働いていると聞いております。少ない部屋数で事務、そして、各種の健診ができるのか私は疑問に思います。

人吉市は少子高齢の社会になると予想されています。現在65歳以上の高齢者は1万人を超えております。保健センターは、赤ちゃんから高齢者まで多くの市民が利用する施設でございます。だれでも利用する施設、例えば、保健センターとか市役所、こういうところは、こういうところの建てかえという問題になると、住民の方から建てかえてくれという声はなかなか起こりづらいと思います。保健センターについて、市長は市民の安全安心ですか、そして、笑顔でつくるまちづくりの拠点として計画し、また建てかえを考えておられるのか、その意気込みがあるのかというのを市長にお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） おはようございます。お答えを申し上げます。

赤ちゃんからお年寄りまで利用される施設として、特に保健センターでございますから、安全安心で優しい施設でなければならないということは十分承知しているところでございます。しかしながら、現在の厳しい財政状況のもとでは、早期の建てかえというのはなかなか見えにくいところでございまして、しかし、市民の皆様方が恒常的に健康ということテーマに利用される施設であり、また、特に、現在不便を来している状況でございます。その点は十分理解をいたしているところでございますが、今後、さまざまに検証させていただきまして、改善につながるよう努力をしてみたいと存じております。

根本的な建てかえにつきましては、先ほど申し上げましたように、財政と照らし合わせながら、中長期的な計画を持っていかなければならないのではなかろうかと思っております。

以上、お答えいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） ただいま市長から回答をいただきましたが、十分理解されたとは感

じていましたが、回答が中長期という言葉だったものですから、できれば、もう少し中長をなくして短期的に考えていただければというところを要望いたしまして、この保健センターの建てかえについては終わりたいと思います。

次に、わかりやすい課・系の設置についてお尋ねいたします。わかりやすい課・系の表示については、平成16年の12月議会で笹山議員が質問されております。保健センターのすこやか子育て係、それから、はつらつ成人係、いきいき高齢係、この名称について、市民にわかりやすい名称なのか、また、利用しやすい名称なのかというのを正されておるわけですが、総務部長はそのときの回答といたしまして、市民の皆さんにわかりやすい、また逆に親しみやすい名称になったと回答を答えられましたが、それから3年経過いたしました、市民の声では係の名称として大変わかりづらいという声が多いこととございます。できれば、この平仮名でも削っていただければという声がございます。もっと住民にわかりやすい名称を考えられないのかということをお尋ねいたします。

次に、市民環境課についてお尋ねいたします。世界の人々が地球温暖化という、地球規模の環境問題について、今全力を挙げて解決に努力しているわけとございます。人吉市もこの地球温暖化という事の重要性を認識して、環境課という課を設置して、環境問題に取り組むべきではないかと思っております。また、市民からも環境課の設置については強い要望があると聞いております。課の設置はできないかお尋ねいたします。

以上、2点についてお尋ねいたします。

○総務部長（秋山健児君） おはようございます。仲村議員の組織機構の見直しに関しまして、保健センターの係名、それからまた環境課の設置につきましては、関連がございますのであわせてお答えをいたします。

現行の組織機構でございますが、第3次行政改革の中におきまして、組織の再編ということで、平成17年4月に改正され現在に至っております。組織機構は何年で見直すというようなことではなく、社会構造の変化による市民ニーズの多様化、複雑化に柔軟にかつ迅速に対応するために行う場合や、財政事情により、人員、予算等の経営資源を適切に配分する体制の整備を図ることを第一と考え行う場合があると思っております。

現在の組織機構につきましては、改編後3年を経過しようとしていますが、このときも、市民が利用しやすい組織、わかりやすい名称をいうことを念頭に改正を行っております。

しかし、議員御指摘のとおり、名前が少しわかにくいとか、統廃合をしたものの再度見直しを図った方がいいのではないかなど声が出てきてることも承知いたしております。

市長が市民の皆様に掲げられましたマニフェストの推進のため、今後一部の見直しの必要性が出てくることもございますが、全体的な見直しにつきましては、社会情勢の変化に対応していくためにも、組織機構の見直しについての必要性は出ておると考えているところでございます。

このようなことから、議員御指摘されましたことも参考にしながら、事務の縦断的、横断的なつながり、課・係の配置スペースについてなど、総合的な検証を行いまして、平成20年度中に全庁的な組織機構の見直し作業を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） ただいまお答えをいただきまして、平成20年度見直しということでございますので、この組織機構については一応これで終わりたいと思います。

次に下水道の分割について質問をいたしてまいります。下水道の分割については、平成17年の4月1日、今の機構改革によりまして、下水道事業は水道事業と合併されました。水道事業として下水道事業は実施されているわけですが、水道局の業務課、そして、施設課の二つの課があります。業務課に上水道係、下水道係が配置されております。施設課に建設係と維持係が配置されておるわけですが、どの係が下水道事業を担当しているのかちょっと教えていただきたいと思います。お尋ねいたします。

○水道局長（濱田芳彰君） おはようございます。では御質問にお答えいたします。

水道局には業務課と施設課の2課がございます。業務課には上下水道の料金徴収等の業務を担当しております上水道係が係長以下8名、それから、下水道の使用料や受益者負担金等の業務を担当しております下水道係が係長以下4名となっております。業務課の総数は業務課長1名を含めまして13名でございます。

次に、施設課でございますが、施設課には、上水道、下水道事業担当をしております建設係が係長以下7名で、そのうち、上水道事業担当が3名、下水道事業担当が3名でございます。次に、上水道、下水道事業の維持管理業務を担当しております維持係が係長以下7名で、うち下水道事業担当が4名、下水道事業担当が2名でございます。施設課の総数は施設課長1名を含めまして15名でございます。水道局全体を総括します局長、次長を含めまして総数30名で上水道事業及び下水道事業を担当しておるところでございます。

以上、お答えします。

再度読み上げたいと思います。上水道事業、下水道事業の維持管理業務を担当しております維持係が係長以下7名で、うち上水道事業担当が4名、それから、下水道事業担当が2名でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 今水道事業でされている職員の方が30名おられるということですが、この水道事業、それと下水道事業、この二つは密接に関係あるというところで一緒にされたことだろうと思います。けれど、下水道事業というのは、そもそも都市計画事業の中にあるのが下水道事業だろうと私は考えておりますから、次の下水道事業の分割につい

ては、2回目の質問として、都市計画事業の関係等をお尋ねしてみたいと思います。

質問の内容が、人吉の部課設置条例から入りたいと思います。人吉の部課設置条例によりますと、建設部の分掌事務の中に4項目ございまして、一つは、道路、河川等でございます。二つ目が、都市計画及び都市開発に関することでございます。三つ目が公園及び緑地に関すること。四つ目が住宅及び建築に関することでございます。この分掌事務に基づいて課が設置されると私は思っておりますが、機構改革によって、建設部は五つの課になったわけでございます。管理課、建築住宅課、そして、道路計画課、道路建設課、道路維持課の五つの課でございます。

改革前に都市計画がどう分割され、どの課に下水道事業が配置されたのか、どう分割されて、前あった都市計画の係を廃止されたのかをお尋ねしたいと思います。

○総務部長（秋山健児君） お答えいたします。

改革前の都市計画課についてでございますが、計画係、施設係、建築係があり、施設係の中に街路と公園の業務が含まれておりました。現在は、計画係は、道路計画課へ、街路関係業務は道路建設課へ、公園関係業務は道路維持課へ、建築係は建築住宅課へそれぞれ分かれております。

以上、お答えいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 都市計画の中には下水道は入っていないということで、下水道は下水道課という別の組織であったですね、機構改革前までは。機構改革後、下水道と都市計画が廃止されたわけでございますが、人吉市の下水道事業の計画された案が、人吉市都市計画マスタープランというのが、平成12年から14年にかけて3カ年かけて審議され、平成15年3月に作成されております。このマスタープランは2003年から2022年までの20年間という長い期間の長期計画でございます。この長期計画、現在進行しているプランでございますが、人吉市のまちづくりの基本計画と私は考えております。このマスタープランの全体構想からみますと、七つの項目がありまして、その七つの項目に土地利用の方針、二つ目が、交通体系整備の方針、三つ目が公園緑地の整備の基本方針、それから、河川整備の方針、それから、下水道の整備方針等掲げてあります。六つ目が都市環境の保全、それから、形成の方針でございます。七つ目が都市施設に関するその他の方針でございます。下水道の整備方針はこの都市計画のマスタープランの中にきちんと整備方針を掲げてあるわけでございますが、人吉の将来のために、都市整備というのは必要だと思います。都市整備をするためには、どうしても都市計画課というのが必要だと思いますし、都市計画が現在廃止されてないという関係でございますが、都市計画を設置して、この下水道事業というのを建設部にまた持ってくるような考え方はないかということをお尋ねいたします。

○総務部長（秋山健児君） お答えいたします。

現在、水道局は上水道と下水道を統合して業務を遂行いたしております。改編後3年たっておりますが、水道局内におきましても検討するところもあろうかと思われまますので、先ほど御質問にお答えしましたとおり、平成20年度の全庁的な見直しの中で検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 今の全庁的に検討するというごことをお願いいたしまして、次の質問に入りたいと思います。水道局の移転についてでございますが、水道局の移転は、市長の施政方針の防災消防の関係の中で、予想をはるかに超える集中豪雨という表現を聞き質問することといたしました。水道局が設置してある浄水苑は人吉で最も低いところであると思えます。予想を超える集中豪雨で浸水の恐れがあると私は感じておりますが、平成17年3月議会と同じように水害時に浄水苑は浸水がないかと質問しております。

回答は、浄水苑の供用開始した昭和57年3月以来一度も被害は遭ってないという回答でございましたが、つい私が最近聞いた話によりますと、これ中神町の人ですが、昭和18年万江川が氾濫し鉄橋が壊され、肥薩線が1年近くも不通だったというふうなお話を聞きました。万江川において、その後大きな災害が起きていないのかをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

ずっと以前のことはわかりませんが、近年、私の知る限りでは大きな災害は起きていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 先月2月21日、中小企業大学校の多目的室において、「災害への対応」ということで講演会を開催いたしました。そのとき、人吉市議会議員の方の出席、また行政担当者の出席をいただきましたことをありがとうございました。この場をおかりしまして御礼を申し上げます。

そのときの講師は、災害に立ち向かうためにはというところで、過去に学ぶ、そして、2番目に災害対応の原則を知る、それから、地域の特性をつかむ、それから、地域における災害を予測するなど話をされております。

過去に学ぶならば、万江川が氾濫していますので、万江川の河口は危険な場所ということになります。それから、地域の特性をつかむということでは、浄水苑の近くは、建設省による堤防が完成していないという地域でございます。ですから、危険と思えます。それから、地域における災害を予測するでは、昨年、私が出水したときに6月、浄水苑に行きましたが、もう堤防の一番上の歩くところの近くまで、あと1メートルぐらいしかないような感じで、これは越流の危険がないのかなという感じがいたしました。

以上のようなことから、浄水苑に設置されている水道局は、災害に対して不適當な場所じゃないかということを考えております。万江川、球磨川の出水のたびに水道局は大丈夫なのかなという、最初にその考えが頭に浮かぶようでは市民の安全は十分じゃないと私は考えております。この点について、市長の考えはどうあるのかなというところをお尋ねいたしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

災害対策関連につきましては、下水道の終末処理場である浄水苑を建設いたしましたときも、過去の洪水等のデータなど諸条件を調査し、現地に設置されたものと理解をしております。

しかし、御指摘のとおり、今後どのような水害を初めとした災害が起こるかわからない、予測はできないところでございます。これまでに災害が起こっていないから、これからも大丈夫であるという考え方はできないわけございまして、災害対策あらゆる方法を、また手段を講じながら、さらなる対策を図っていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 今回私の質問は、機構改革ということを主に取り上げて質問しております。田中市長は就任されて約1年近くなるわけですが、当初予算を提案され、次はマニフェストに基づく基本構想を立てられると思いますが、人吉市の行政改革もそのときに一緒に考えていただいて、職員を適材適所に配置、そして、市長が目標とされる人吉市の安全安心、みんなが笑顔で暮らせるまちづくりですか、そういうところの基本構想を早く立ち上げていただいて、議会に示していただきたいと思っております。それで、この次に基本構想について質問できるようによろしく願いいたしまして、私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大王英二君） 暫時休憩をいたします。

午前10時35分 休憩

午前10時51分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。

○7番（西信八郎君）（登壇） 皆さん、こんにちは。7番議員の西信八郎でございます。

3月14日はホワイトデーということで、2月の14日のバレンタインデーにチョコレートもらった男性が女性にお返しをするというふうになっているそうです。現在では社交辞令的なことになりまして薄れておりますが、本当に恋が実り飛躍する話でございますが、結婚され、

人口増加につながるような機になればと思っているところでございます。本日の質問は、第1番目に市民の声からということで、ブロードバンドサービスについて、第2に乳幼児保育問題について、第3に農業問題についてであります。では、通告順に従いまして質問をいたします。

1番目のブロードバンド、インターネットなどによる大容量データ通信サービスについてであります。まず、本市におけるブロードバンドの普及状況はどのようになっているでしょうか。

○**経済部長（俣野 一君）** おはようございます。御質問にお答えいたします。本市のブロードバンドの普及状況はどのようになっているかという御質問にお答えいたします。NTTによります推定値でございますが、ADSL、これは既存のメタル回線を使いましたブロードバンドでございます。または、光などのブロードバンド回線に接続可能なNTT人吉局関連における世帯数は1万4,406戸でございます。ブロードバンドが整備されていない世帯数は、大塚局が152戸、大畑局は717戸でございます。また、人吉局、大塚局、大畑局をトータルしました率で申し上げますと、大塚局が約1%、大畑局が4.7%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○**議長（大王英二君）** 7番。

○**7番（西信八郎君）** お答えをいただきました。それでは、整備されていない大畑局、大塚局での施設整備に要する経費はどのくらいかかるものでしょうか。

○**経済部長（俣野 一君）** 御質問にお答えいたします。ブロードバンド施設整備に要する経費はという御質問でございますが、NTTの概算で大畑局が総経費1,280万円で、これに対します市負担が980万円、NTTが300万円となっております。大塚局は総経費が2,020万円で、市負担は1,900万円、NTTが120万円となっております。

ただし、大塚局につきましては、このほか市負担といたしまして、人吉局から大塚局間の中継光回線に空きがないというふうなことでございまして、この関連費用に数千万円が必要と聞き及んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○**議長（大王英二君）** 7番。

○**7番（西信八郎君）** この経費を見まして、この地区にブロードバンド化は可能なのでしょうか。また、2010年までのブロードバンド・ゼロ地域解消という国の施策と特別交付税との対応について、どのように考えられてるか質問を申し上げます。

○**経済部長（俣野 一君）** 御質問にお答えをいたします。

ブロードバンド化は可能か、2010年までのブロードバンド・ゼロ地域解消という国の施策と特別交付税での対応についてどのように考えられているかという御質問でございますが、国は2010年をめどに、u-Japan政策を進めておりまして、「いつでも、どこでも、何

でも、誰でも」ネットワークに簡単につながるというユビキタスネット社会の実現を目指しております。その中で、未整備地域となっております中山間地域など、ブロードバンド・ゼロ地域解消のため、デジタル・ディバイド解消戦略会議を開催いたしまして、九州各県と共同でブロードバンド整備ロードマップの改定作業を進め、具体的な課題解決策をことし4月に策定する予定となっております。

主な内容でございますが、ブロードバンド基盤整備の困難地域や携帯電話の不感地域について、一つ目に検討対象地域の特定と課題の抽出、二つ目に各地域の課題に対応しました政策支援のあり方、三つ目に所要支援策改善の方向性を検討、以上を平成19年度末までに報告書を取りまとめまして、具体的な支援策等の検討を行い、平成21年度予算要求に反映する予定となっております。中でも整備が特に困難な地域の整備、方策等も検討することとなっております。その報告書にも関心を持っているところでございます。

また、特別交付税措置での対応はということでございますが、平成19年度の時点では、事業主体が市、整備主体が電気通信事業者で整備を行う事業がございまして、大畑局のように、簡易局社内に変換機を設け、光から現在の電話線を使用するADSLの場合は、市町村負担額の2分の1を限度としまして、特別交付税措置があるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 具体的な国の支援、市の負担額が示されましたが、この事業に市として取り組むことができるかどうかお尋ね申し上げます。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えをいたします。

この事業に取り組むのかといった御質問でございますが、今後地域の方々の協力を得ながら調査を行い、現在インターネットに接続されている世帯数やインターネット接続希望世帯数などを確認いたしまして、的確なニーズの把握に努め、費用対効果の面からも検討してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 答弁いただきました。ブロードバンドサービスは、現在社会的にも必要であり、ブロードバンドサービスがないところには、新居を設けない、あるいは移住しないと言われる方もおられます。

市民の権利といたしましても事業に取り組んでいただきたいと思うわけでございますが、市長はこの件についてどのように思われるかお尋ねを申し上げます。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

ただいま経済部長がお答えを申し上げます、まずは状況把握させていただき、そして、将来的に大畑地区がこの人吉においてどのような環境に位置づけられていくのかということ

も勘案しながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 御答弁いただきました。できるだけブロードバンドサービスのない地域に早くサービスができますように、よろしく願いいたします。

続きまして、第2番目に乳幼児の保育問題であります。

去る平成20年1月、障害児保育について、人吉市保育園連盟より要望書が提出されております。この中に、障害児保育に関する市町村の地方交付税措置が少子化対策として拡充をされたことから、国庫補助事業である障害児保育円滑化事業及び熊本県軽度障害児保育事業が、平成19年度限りで国、県において廃止されることになっておりますが、まずこの障害児保育円滑化事業補助金と軽度障害児保育事業補助金とはどういうものか御説明をお願いいたします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

障害児保育円滑化事業の内容でございますが、軽度障害児を含め、障害児を4人以上受け入れている保育所に対しまして、事業の一層の充実を図るために、物件費に対しまして50万円を限度に補助するものでございます。軽度障害児保育事業は、軽度障害児を受け入れてる保育所に対しまして、保育士の増員を行うことにより、障害児の処遇の向上を図るため、人件費等に対しまして交付されるものでございます。

円滑化事業は、国庫補助を受けまして、県が行う3分の2の補助事業でございます。また、軽度障害児保育事業につきましても、2分の1を県が負担する単県事業でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 御答弁をいただきました。それでは、市は、障害児保育事業についてどのような認識を持っておられるのかお尋ねします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

障害児保育事業についてでございますが、軽度障害または軽度発達障害と申しますのは、注意欠陥・多動性障害や学習障害あるいは高機能汎用性発達障害など、若干の発達の遅れが見られる状態を指すようでございます。社会性が希薄だったり、コミュニケーション能力にやや発達の遅れが見られたり、また、物に対するこだわりが強かったりさまざまな特徴があるようでございます。

このような軽度の障害を抱えた子どもたちには、できるだけ早い段階からの支援が効果的であり必要と考えております。

障害児保育事業は、この支援策の一つでありまして、大変に重要な事業であると認識をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 昨日、豊永議員が軽度障害児の早期認識につながる健診の重要性を質問され、従来の市の定期健診に加え、5歳児健診の必要性を説かれ、5歳児健診を要望されたところでございます。私もこの5歳児健診賛成でございます。

尾方部長が答弁されましたとおり、軽度の障害児を抱えた子どもたちは、できるだけ早い段階での支援が効果的であると思います。その支援のための事業である障害児保育円滑化事業及び軽度障害児保育事業を、市はどのように今後取り組まれるのか、継続していただけるのでしょうか、御質問いたします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

障害児保育円滑化事業につきましては、議員御指摘のとおり、平成19年度をもって国の補助が廃止され、県も廃止されることが通知されております。また、軽度障害児保育事業につきましても、これまで2分の1の県補助とあわせ、補助金を交付してきたところでございますが、昨年11月14日付、熊本県健康福祉部少子化対策課から、交付税の措置状況及び他県の状況から、19年度限りで単県事業として実施してきました熊本県軽度障害児保育事業について、廃止するとの通知を受けたわけでございます。担当部課において対応を検討してまいりましたが、さきにも答弁しましたように、軽度障害児保育事業は大変重要な事業と考えておりますので、事業を実施していただいている保育園に対する補助は今後も必要であろうとの結論に達したところでございます。ただし、市では、全体的に補助金の見直しを進めているところでございまして、保育園に対する補助金全体につきましても見直しをお願いをしているところでございます。

さきに開かれました人吉市保育園連盟園長会の席上で、障害児保育円滑化事業につきましては、障害児保育環境改善事業での手当てが可能なことなどを理由に廃止をさせていただくことと、軽度障害児保育事業に対する補助につきましては、今後も継続していく方針であることを説明をさせていただいたところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 御答弁をいただきました。障害児保育円滑化事業につきましては、障害児保育環境改善事業での手当て、また、軽度障害児保育事業に対する補助については継続という前向きな姿勢を言っていただきました。軽度障害児の支援ということについて、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（田中信孝君） すべての子どもたちが公平な環境の中で保育され、そして、成長をしていく、このことはどの国、どの市町村においても保障されていかなければならないものと思っております。特に、社会的弱者、弱児に関しては手厚い保護を行って

く必要があるというふうを考えているところでもございますので、この軽度並びに発達障害の子どもたちに対しても支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 続きまして、3番目に農業問題について質問したいと思います。

米政策において、農政の大転換を目指した平成19年でありましたが、米価が下がり続け、米政策の改革の必要性が生じ、米政策と品目横断的経営安定対策の見直しが行われております。品目横断的経営安定対策では、認定農業者や集落営農組織の面積要件や、5年後の法人化、あるいは緑ゲタ、黄色ゲタ、ナラシなどわかりづらい用語が使われるなど多くの問題がありました。

そこで質問ですが、米政策の見直しにおいて生産調整がどうなったのか、新しく取り組まれるメニューはどういうものか、生産調整協力者に対するメリット、非協力者に対するペナルティーはどうなったのか、品目横断的経営安定対策から水田経営所得安定対策に名称が変更したが、その概要はどう変わったのか、御説明をお願いいたします。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

まず、米政策の見直しにつきましてでございますが、1点目の生産調整はどう変わったかという御質問でございますが、現対策につきましては、平成19年度から平成21年までの3カ年の対策として進めているところでございまして、特に生産調整につきましては、生産者や生産者団体が責任を持って実施するようになってきているところでございます。

そういった中で、平成19年度の達成状況を踏まえまして、平成20年産以降における生産調整の実効性の確保を目指すため、行政の関与を強め、農協系統及び集荷販売業者等の関係者と連携し一体となって、生産調整目標を達成するため全力を挙げているところでございます。

そこで、2点目の新しく取り組まれるメニューとなるわけでございますが、第1に主食用米の生産数量目標の適切な設定ということで、生産数量目標を都道府県間で調整できることになっております。第2に、新規需要米による生産調整方式の導入といたしまして、飼料米、バイオエタノール米等の新規需要について、その用途に確実に使用することを確認した上で、生産調整にカウントできることとなっております。

第3に生産調整の拡大を図るため、地域水田農業活性化緊急対策といたしまして、長期生産調整実施契約を締結した農業者に対しまして、平成19年度生産調整達成者には、10アール当たり5万円を、平成19年度生産調整に未達成者には10アール当たり3万円を、また、非主食用米低コスト生産技術確立試験契約を締結した農家に対しましては、平成20年産の生産調整拡大分に対し10アール当たり5万円が一時金として支給されることとなっております。

なお、地域水田農業活性化緊急対策につきましては、本年2月末をもって申し込みが終了となっております。

次に、生産調整協力者に対するメリットと非協力者に対するペナルティーでございますが、生産調整協力者に対するメリットといたしましては、従来の産地づくり交付金が交付されることと、先ほど申し上げました地域水田農業活性化緊急対策による交付金の交付がメリットとなります。

また、未達成となった場合のペナルティーといたしましては、地域的には、平成20年産、平成21年産の産地づくり対策への影響や、平成21年産の各種補助事業や融資について不利な取り扱いを受けることがあり得るなど考えられますが、具体的な取り扱いについては、平成20年産の生産調整のステージごとの推進状況、達成状況を見ながら適切なタイミングで決定されることとなっております。

また、個人につきましては、認定農業者では、生産調整非実施を理由に認定が取り消された場合、スーパーL資金の繰り上げ償還や農林水産長期金融協会からの利子助成の措置の停止を、また、スーパーL資金以外の政策融資、融資残補助を初めとする各種政策支援措置について、災害資金など一部の分野を除き、生産調整非実施者をその対象者とししない方向で検討することとなっております。

次に、品目横断的経営安定対策から水田経営所得安定対策に名称を変更したが、その概要はということでございます。まず、議員が申されましたとおり、本対策に係る誤解の解消と制度の正しい理解の推進に資するため、制度の名称を初めとする各用語の変更が行われております。

次に、加入要件関係では、本対策において物的特例や所得特例などの既存の各種特例を活用しても、本対策に加入できないものであっても、地域農業の担い手として地域水田農業ビジョンに位置づけられました認定農業者または集落営農組織であって、市町村が本対策への加入が適当であると認められるものにつきましては、国との協議により本対策に加入できる道を開くとした、市町村特認制度が創設されております。

そのほか、認定農業者の年齢制限の廃止や弾力的な運用、集落営農組織に対する法人化等の指導の弾力化が図られております。

また、予算措置関係では、先進的な小麦産地の振興や収入減少影響緩和対策の充実、及び集落営農への支援措置が講じられております。そのほか、手続関係として、農家への支払いの一本化や申請書類の削減、簡素化が図られております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 御答弁いただきました。要件関係、予算措置関係、手続等関係、水田営農所得安定対策では、見直しがされ、緩和されているようでございますが、水田営農所得安定対策で認定制度が創設され、県から市に移ったわけでございますが、市として、具体的にはどういうふうな取り組みをされる予定でしょうか。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

特認制度が創設されたが、市はどのように取り組むかという御質問でございますが、前制度より条件が緩和され、取り組みやすくなっておりますが、これまで同様、地域農業の継続的な経営確保といった観点から、集落営農を関係機関と一体となって進め、本制度加入につきましては、集落の意向等も確認しながら取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 御答弁いただきました。新たな特認制度が設けられたわけですが、従来の厳しいハードルの中でクリアされた集落営農組織のある中で、緩和された組織を認可していくというのはまた難しいところがあると思いますので、随時集落等との話を密にされて進めていっていただきたいと思うところがございます。

続きまして、人吉市農業活性化対策事業についてであります。

この事業の概要、補助金体系及び要件等について、また、19年度において新たに追加されたこと、また、19年度の実施状況についてお尋ねを申し上げます。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

人吉市農業活性化事業の概要についてお答えいたします。この事業は、本市の地域農業の安定向上及び自立経営体の育成につながる農業事業に対しまして、それに必要な条件整備、農業機械設備の導入、先進的技術の導入などの事業で、国、県の補助事業に乗れない事業に係る経費の一部を助成するものでございます。

これまでの事業項目といたしましては、一つ目に、農業活性化条件整備事業、二つ目に農業活性化組織強化育成事業、三つ目に認定農業者支援事業、四つ目に水田農業構造改革対策事業、五つ目に果樹産地育成対策事業がございましたが、平成19年度から新たに耕作放棄地の解消、遊休地などを利用いたしました新たな放牧の普及拡大を図る目的で、放牧推進事業の導入、また年々拡大しているイノシシ、シカ、サルなどの有害鳥獣から被害の防止を図る目的で、有害鳥獣被害対策事業を導入しております。

次に、補助体系及び要件でございますが、まず、交付対象者は、3戸以上の農業者で組織する営農集団、認定農業者、または一定の要件に該当する農業者、その他市長が認める団体となっております。補助額、交付限度額につきましては、農業活性化条件整備事業がおおむね事業費の2分の1以内で限度額100万円、認定農業者支援事業がおおむね事業費の3分の1以内で限度額が50万円、そのほか、事業がおおむね事業費の2分の1以内、限度額50万円で、条件といたしまして生産調整達成者となっております。

次に、平成19年度の実施状況でございますが、農業活性化条件事業が11件で、交付額が465万2,000円、認定農業者支援事業が4件で交付額が125万7,000円、水田農業構造改革事業が93件で、交付額約192万円、果樹産地育成対策事業が45件で交付額が約14万8,000円、放牧

推進事業が2件で交付額が68万円、有害鳥獣被害対策事業が3件で交付額が32万6,000円と
なっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 御答弁いただきました。これらの各事業は、本市の農業を営む方々
にとって必要な本当に密着した補助体系であろうと思います。活性化事業、新たな事業も導
入されておりますが、この予算では厳しいのではないかと思うところであります。予算を増
額することはできないのでしょうか。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

人吉市農業活性化対策事業の予算をふやすことはできないかとの御質問でございますが、
先ほどお答えをいたしましたとおり、平成19年度も農業者の方からたくさん申請があつて
おりますので、財政状況の厳しい中ではございますが、財政当局と協議をいたしてまいりた
いと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） この人吉市農業活性化対策事業は、市長のマニフェストにあります農
産物ブランド化事業に通ずるところがあると思いますが、この事業について、市長のお考え
をお聞かせください。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

団体のみならず一認定農業者に対しましても交付されておまして、大変重要な施策と認
識をいたしているところでございます。よって、引き続き、まずは継続をさせていただきな
がら、今後検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 御答弁をいただきました。この事業は、何度も申しますが、人吉の
農業を営む方に密着したよい補助体制だろうと思います。よろしく願いいたします。

私が思うには、平成19年度の生産過剰の背景には、政府の関与の後退だけではなく、農家
自身の生産調整への限界感があったと思います。平成20年の米政策に当たっては、小規模農
家、大規模農家それぞれの稲作への思いをぶつけ合い、十分な話し合いをもとにした計画生
産の実行がなければ、自立的な共生では、今後とも農業者の経営意欲を盛り上げることはで
きないと思います。高品質な米づくりを徹底し、消費者に米の大切さ、和食の魅力を理解し
てもらい、加えて消費者に支持される安全で新鮮な国産農産物の生産に市として農家に取り
組んでいただけるような施策を検討していただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君）（登壇） 原稿にはこんにちはとっておりますけれども、まだ午前中でございますので、おはようございます。2番議員の井上光浩でございます。少々予定よりも時間が早くなりましたので、ちょっと面食らっておりますけれども、質問をさせていただきたいと思っております。

まず質問の前に、この春にて退職をされます総務部長、経済部長、建設部長のお三方を含む市職員の皆さん、長年の本市行政に御尽力いただきましたことを、一議員として、そして社会人として心より敬意を表します。長い間お疲れさまでございました。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。今回の質問は、田中市長の所信の中にもありました観光施策及び観光振興から2点に絞りまして質問をいたします。

1点目は、人吉市における今後の観光施策について、2点目は、大規模スポーツイベントと観光アピールについてであります。本年もひとよし春風マラソンに始まり、人吉梅園まつり、九日町通りでは、現在おひなまつりが催されています。各種の祭り、催し物が行われている内容等に対する質問については、今までの議会での一般質問でも各議員が質問をされておりますので、違った観点から質問をいたします。

そこで、田中市長にお尋ねをいたします。田中市長の所信の中で、観光振興は各関係団体と連携をとりながら、魅力ある観光市とするため、常におもてなしの心を持って本市の観光客の増加を図っていきたいとあります。田中市長の観光振興に対する考えをタウンミーティング等でお聞きしますと、民間でできる部分は民間で感じとれますが、人吉の観光業を見た場合、民間の組織運営として、人吉温泉観光協会の位置づけが重要になると私は考えます。田中市長は、観光振興の中で、人吉温泉観光協会をどのように位置づけされ、今後独立した組織運営にする考えはありますか、お尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

人吉温泉観光協会は、観光人吉市にとりまして、最も中心的な役割を担っておられる団体だということを認識をいたしております。しかしながら、今後におきましては、本市の観光のさらなる発展、民間を中心とした組織運営が望ましいというふうに私は考えているところでございます。

今後は、人吉温泉観光協会の役員の方々とさまざまな協議、御相談をさせていただきながら、独立ということのテーマについても検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） ただいま市長から人吉温泉観光協会は、観光人吉における中心的役割を担う団体であると、独立については今後検討をしたいという答弁だったと思っております。

現在、今回の予算でも補助金を計上されておりますが、これについて高い低いということ
を質問するではありませんが、今後、人吉温泉協会にどのようなバックアップを考えておら
れるのか、そこをお聞きいたします。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

当面、この二、三年の期間におきましては、人吉観光協会に対しまして、まず平成21年の
SL運行、これを目指したバックアップをしてまいりたいと。それから、平成23年の九州新
幹線全線開通に向けた対応を観光振興策として協会へ予算計上してまいりたいと思ってお
ります。

今後、さまざまに人吉温泉観光協会とお話をさせていただく中で、今後どのようなバック
アップが必要なのか、どうしたら独立できるのかという観点も含めて協議を重ねさせていた
だきたいと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） なぜ1回目に観光人吉における人吉温泉観光協会の位置づけ、独立
を考えておられますかと質問いたしました。そして、2回目に、今後協会にどのようなバック
アップをするか質問をいたしました。

ただいま今後いろいろ役員の方々と協議をし、どうやって独立したら食べていけるか、観
光として食べていけるかということは今後考えていくということは今申されました。

そこで、私がここで質問いたしますのは、先ほど言いましたけれども、計上されました予
算が多い少ないではなく、その計上された予算をどのように生かしていくかという点で質問
をさせていただきます。

現在、九州各地の自治体がございますけれども、観光協会に対する補助金も年々減少をして
おります。その中で、田中市長が目指す観光人吉、観光で食べていけるまちを目指す上で、観
光協会自体が体力をつける、その点に絞りまして、本市の観光協会自体にツアー企画、販売
を含む旅行業に参入するお考えはないか、田中市長にお尋ねをいたします。

答弁をいただく前に私なりにちょっと勉強もしてまいりましたので、その点を述べます。

現在、九州各地の観光協会においては、旅行業者として資格を取得し、地元ならではの
コースを企画し、ツアーとして企画販売をしている観光協会が去年の8月には15業者できま
した。これは、以前の旅行業法に倣いますとちょっと難しい問題でございましたけれども、実
は昨年5月12日に国土交通省が規制緩和を行われ、旅行業法の第1種、第2種、第3種と
分かれておりますけれども、第1種は海外、国内旅行を企画募集できる大手代理店、第2種は
国内旅行のみ企画募集をできる旅行業者、そして、第3種は、営業補償金というのがござい
ますけれども、営業補償金が低い分、業務範囲も限られていました。

しかし、田中市長の所信でもありましたが、旅行スタイルが団体型から個人型に変化する

中、そして、団塊の世代の大量退職者等々の関係で観光市場が変化をしてみています。地元の観光魅力を十分に熟知した中小の観光関係者による旅行商品の創出を促そうと、先ほど言いました国土交通省が旅行業法を改正し、隣接する市町村までを発着地とする募集型企画旅行を販売実施できるように改正をされました。

九州では、今、私も一つ行きましたんですが、唐津の観光協会、これが一番最初にされております。そして、私が参加しましたのが、平戸観光協会というのでつくってあったのが、「キリスタン紀行」と題したツアー企画をされておりました。これは、歴史をめぐるツアーでございましたけども、そういうツアーを企画し募集をされておりました。

再度改めて田中市長にお尋ねします。人吉温泉観光協会として旅行業に参入するお考えはありませんか、お尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、従来型の旅行形態から全く新しい旅行形態が生まれつつある。訪れる地域の自然や生活文化、人とのふれあいを求めるという体験型、交流型、個人型の旅行へと最近では転換をしてきております。旅行者のニーズがこのように多様化、または高度化していく中で、これらのニーズに対応するため、地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出が促進される必要があるというふうに強く思っているところでございます。それが地域の観光振興により大きく貢献をしてくると。その点でも、駅周辺の整備の中に観光情報センターというものをぜひ設置したいと思っているところは、その観点からでもございます。

そこで、ただいま現在ではくま川鉄道に、この人吉球磨地域または隣接する鹿児島、宮崎等々の隣接する地域に関する旅行商品として、大人の遠足、大人の修学旅行というものを、1日または1泊2日、2泊3日等の企画を立てていただくようお願いをしているところでございます。

今後、ジュグリット博覧会等々も勘案いたしまして、新しい地域独自の旅行商品の開発というものが最も重要であり、それが、その地域の魅力、特色を引き出していく。それを今後の旅行者の皆様方にお楽しみいただくという、そういう時代に突入しているというふうに考えているところでございます。

よって、人吉市におきましても、このような流れを視野に入れまして、今後の観光施策の一つといたしまして、旅行業務を人吉温泉観光協会の中に取り込んでいくということも重要なことではなかろうかなと思っているところでございます。

私は非常に注目しておりますのは、長野県飯田市の観光協会でございます。社団法人という法人格を取得され実働に入って、そして、いまや黒字を出しておられるというふうにも聞き及んでおるところでございます。

今後、民間でできることは民間でということで、大いにその点も協会の皆様方と御議論、御協議をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 田中市長の方から答弁がありました。平成21年には、肥薩線の全線開通、そして、SLの熊本人吉間の運行、平成23年には九州新幹線鹿児島ルート全線開通が控えております。

先ほど来、駅前のご開発のご質問の中に考えておりました。しかし、質疑の中でも三倉議員、昨日の一般質問でも立山議員、本村議員が質問をされ、私の質問が重複しますので、この質問に対しては要望をして終わりたいと考えております。

先ほど旅行業法とか法改正のことを申し上げましたけれども、人吉駅が通過点、通過駅にならないためにも観光協会が重要になると考えます。しかし、補助金だけでは恐らく体力がもたないのではないかと私は考えて、旅行業として参入されることは考えられませんかということでご質問を申し上げました。

旅行業というのは、リベート商売と手数料商売と言われております。しかし、先ほど言われました、くま川鉄道さんの旅行業の部門の方をみても、人吉にあります旅行者、会社を見ました場合、失礼ながら、人吉市の市民の方を他の観光地に送客するということが主な業務としてされております。その点を考えるならば、人吉駅前広場を改修、開発され、そして、そこを起点にされ、そこに来られたお客様を、さあ、今からどうするかということを考えるならば、早く一日でも観光協会の独立、そして体力をつけさせる施策をするべきではないかと私は考えます。

余談かもしれませんが、平成4年から平成5年に、駅前通り大規模改修が行われております。実は、私はそのときに駅前に勤務をしておりまして、そのころの記憶を思い起こしますと、駅前通りにありました商店、会社、各営業所の社員一人一人にアンケートが配布され回収されたことを思い出されます。そして、3点ほど思い出しますが、その中にメルヘン通り、昔ながらの街並み、そして、一つちょっとうる覚えでございますが、ヨーロッパ風だったかと思っております。そして、今現在の駅前の通りができております。

どうか田中市長、市民の声、また駅前周辺の意見、要望をよく集約され、大変おこがましいかもしれませんが、私も人吉市に合う、身の丈に合った観光をしていただければ、観光を計画していただきたい、駅前開発も計画をしていただくことを強く強く要望し、この質問を終わります。何か今の要望でありましたらお願いしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

御指摘のとおり、ここは熊本県人吉市でございます。地球上どこを探しても熊本県人吉市はここしかないわけございまして、この地域の特色を出さない手はないわけございまして。通りを英語名にしたり、またはそのドイツ風にしたりとかいうふうないろんな話も私も前も聞きましたが、ここは熊本県人吉市でございますし、人吉の特徴、雰囲気、風情、いわゆる

九州の小京都、または山紫水明の風光の地、そういうことを勘案しながら駅前周辺の皆様方、または観光協会の皆様方、市民の皆様方と協議をさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 申しわけありません。順序が悪くなりました。次に、1点は、大規模スポーツイベントと観光アピールについてでございます。冒頭で申し上げましたとおり、今春も、ひとよし春風マラソンで2,300名余りのお客様をお迎えして盛大に開催されました。その点で、各小さな小規模なスポーツイベント等も多数開かれますけれども、スポーツ振興課のスポーツイベントでは、その振興課の中で宿泊、観光等も引き受けて実施されているのかお聞きいたします。教育部長、すいません。

○教育部長（浦川康徳君） おはようございます。お答えいたします。

第5回ひとよし春風マラソンにつきましては、大会運営を円滑に実施するため、実行委員会に総務・広報委員会、式典委員会、競技委員会などの8つの委員会を設置し取り組んでいただいております。宿泊につきましては、各宿泊施設の予約状況や空き室などを把握するのが困難でございますので、今回も、リーフレットに市内の宿泊施設名と電話番号、料金を掲載し、この中から御本人が御自由に選んでいただいて、直接御予約していただくことにいたしました。

今回の大会では、議員申されましたように、県内外から、2,342名のエントリーがありまして、その中で、神奈川県や愛知県などの問い合わせがあった数名の選手の方へは、事務局から宿泊施設の御紹介をいたしております。しかしながら、宿泊を必要とする参加者が相当数ふえてまいりますと、旅行会社等をお願いしての大会になっていくのではないかと考えております。

また、観光案内につきましては、大会本部や受付におきまして、観光パンフレットなどを準備して対応したところでございますが、遠いところからせっかくおいでいただきますので、走るだけではなく、この地域を観光していただき、心と体をいやして帰ってもらうための仕掛けといいますか、観光案内の取り組みも必要ではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 平成21年には、全国中学剣道大会が本市で行われます。その際には、応援の方、ついてこられる引率の先生方、多数お見えでございます。どうか、スポーツ振興課並びに観光振興課には、観光アピールも一緒に頑張ってください、本市をアピールしていただきますことを要望いたします。

そこで、ここで質問をさせていただきます。観光振興課においては、多くの事務局を抱え、

本来の業務よりもイベントの企画、準備に追われ、観光行政を行っていないのではないかと思います。

決して、これは、職員の人たちが手を抜いているとか、そういうことではありません。職員の人たちを見ておきますと、土日にはイベントの業務に忙殺され、平日はイベントの準備に追われ、本来の観光行政である観光アピールや、観光振興の観光行政ができないのではないと思われるぐらいに考えられます。

スポーツイベントと観光アピールは、切っても切れない関係にあると私は考えます。せっかくスポーツイベントに参加していただく選手、応援の方も、競技が終了したら、私どもの人吉市の観光客となつていただけると、私は考えます。せっかく来ていただいた方を観光客になっていただくためにも、そして、スポーツによる交流をしていただいて、それを生かし、スポーツ振興と観光振興を一つにした課を設置するぐらいの思い切った改革も必要ではないかと私は考えますが、田中市長はどうお考えでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

当市では、交流促進のための施策として、各種イベントを実施しておりますが、スポーツによる交流を行うためには、イベントについてはスポーツ振興課が所管し、地域資源を生かした観光交流につきましては、御承知のとおり、観光振興課が所管しているという現状でございます。

御指摘のように、さまざまに事務局が混在をいたしておりまして、大変それに忙殺されているという現状は、私も認識をいたしているところでございます。このように、交流促進という目的は同じであっても、所管が分かれる各種イベントがございますが、それを一つの部署に集約することで本来の観光行政も含めて、より効率的、効果的に事業を推進できるのではないかと考えているところでございます。

私といたしましては、政策目的を達成するための組織体制、あるいは、事務事業の分掌につきましては、その組織の枠にとらわれない柔軟な発想が今後必要であるというふうを考えているところでございます。

また、今後、マニフェスト実現のために、新しい市役所の体制づくりを進めていく所存でございますけれども、その一環として、平成20年度から、全庁的な組織機構改革の検討に入っておりたいと存じておるところでございます。

検討に当たりましては、限られた人員、庁舎のスペース、そして、予算の中、組織全体のバランスを考慮する必要があり、庁内で相当の論議を重ねていく必要があると考えているところでございます。その中で、井上議員から御指摘いただきましたことにつきましても、貴重な改革案として検討させていただきたいと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 最後になりますけども、今議会の一般質問で、観光施策、観光振興に絞り質問をいたしました。最後に、観光人吉を目指す田中市長に、本日の質問を要約して要望をし、私の質問を終わりたいと思います。

人吉温泉観光協会のあり方について質問をしましたのは、観光人吉をよく知っておられる観光協会を生かすことが、人吉の観光資源等々を生かすのに一番ではないかと、私は考えます。しかし、先ほども言いましたけども、独立をさせると、とんと、ぽんというよりも、その準備もきちっと計画を立て提案するべきではないかと思えます。

本市の観光協会が、独立した組織運営をし、観光人吉を目指すことができれば、そのことにより、観光振興をつかさどる行政の部署が、本来である観光行政に今以上に取り組み、スポーツ交流と観光振興をあわせた施策を行えるようになると思います。どうかそのあたりを考慮していただきまして、観光人吉をつくっていただきますことを要望いたします。

先ほど申し上げましたけども、旅行業の中で、ちょっと新聞の一面がありましたので、御紹介して、私の質問を終わらせていただきたいと思えます。

これは、唐津の方でございまして、「商品造成にたけた人材を集めることができれば、平戸や唐津は、九州の観光協会の将来モデルになるはずだ」と述べられております。南九州のこの熊本人吉市で、この将来モデルになるような観光協会を私どもも希望いたしますし、市民の方も希望をされていると思えます。これを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩をいたします。

午前11時57分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。

○8番（松田 茂君）（登壇） 皆さん、こんにちは。8番議員の松田でございます。今議会一番最後のトリとして発言をさせていただきます。去年の4月以来、一生懸命議会を務めてまいりまして、約1年がたとうとしておりますが、さまざまな角度から観光のことにお尋ねをしてまいりました。やはり、当市市長がおっしゃいますように、「我が人吉は観光で飯を食っていくんだ」という意気込みのもと、質問をさせていただきました。今回も観光について御質問をさせていただきます。

通告に従いまして、1番目、観光について、人吉お城まつり、この全体計画と進捗率、それから、今後のスケジュールについてお尋ねをしてまいりたいと思えます。

続きまして、くま川鉄道、これを観光の面から、いかにしたら活性化できるのかというのをお尋ねをしたいと思えます。

続きまして、観光行政と人吉温泉観光協会、これは、先ほど、井上光浩議員が非常にすばらしい御質問をされましたので、少々重複しているところでございます。割愛をして御質問をさせていただきたいと思えます。

続きまして、中川原のイベントの利用について、御質問をさせていただきたいと思えます。

2点目は、市民の声から、国道267号、これは、219号線から大口の方に延びてる国道でございすけども、このことについて御質問させていただきたい。

で、最後に、東西コミセンへの要望をもちまして、今議会の発言を終わらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。（「お城まつりの内容は、お城まつりの……」と呼ぶ者あり）

あっ、そうか、どうも済みませんでした。それでは、一番最初につきまして、観光について部長に、人吉お城まつりの全体計画と進捗率、それから、今後のスケジュールをお尋ねをしたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えをいたします。

昨年まで行われておりました人吉温泉球磨焼酎まつりが、九州有数の観光客を呼べるまつりとなるように、「人吉温泉球磨焼酎まつり実行委員会」が、発展的に解散されました。それを受けまして、「新まつり実行委員会」を設立いたしまして、名称を「いで湯と球磨焼酎・笑顔の里」をキャッチフレーズとし、「日本百名城 人吉お城まつり」とし、開催日時を5月3日の土曜日、5月4日の日曜日に開催することを実行委員会で決定されております。

全体計画としましては、お城で行うまつりと城下町、あっ、失礼しました。お城で行うまつりと城下町、すなわち、商店街で行うまつりの二本立てで行うこととなっております。

主な計画といたしましては、お城まつりとして、薪能や流鏝馬、武者行列などを実施する予定となっております。

また、城下町での催しは、みこしやKUMAKO Iダンスフェスティバルなどを予定しております。現在は、実務総括、実務副総括、催事ごとの部長、副部長を選任いたしまして、企画・内容の詳細について御検討いただいているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、まつりの企画・内容を決定いたしまして、出演団体へ出演交渉、まつりの必要な許認可の申請など準備を行いながら、ポスターやチラシなどを作成し、たくさんの観光客の方々にお越しいただけるようPRを行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 御答弁ありがとうございました。本市におきますこのお祭りは、市民も大変楽しみにしているお祭りでございます。なおかつ、今回は、お城を使ったお祭りだということを聞いております。どうか、本当に市長がおっしゃいますように、九州はもとよ

り、日本全国からたくさんのお客様がお見えいただきますようなお祭りになることを期待をいたしております。

この項は、これで終わらせていただきます。

続きまして、くま川鉄道の観光面からの活性化策についてお尋ねを申し上げます。

くま川鉄道株式会社は、現状であります。本市は、株式の15.77%を保有する筆頭株主であります。市長が社長を務めておられますが、くま川鉄道株式会社は、第三セクター方式の運営であり、また、地域交通体系整備特別会計の基金管理の事務局も、本市が受け持っております。

しかしながら、この基金も減少の一途をたどっていることは御存じと思っておりますが、本来であるならば、株式会社という組織上、この基金の管理は、会社独自でおやりになるのが普通ではないのでしょうか。

しかし、第三セクター運営方式という特異な面から見まして、反面、本市の特別会計に組み込まれているということは、現状の運営状況に議会が目を通すことができるというよい面も持ち合わせていると思われまます。

それから、これは、平成18年度決算特別委員会でも、このことが指摘をされております。このようなことを踏まえて、基金が目減りを続けている現状と今後の基金管理のあり方をどのように考えていらっしゃるでしょうか、市長に御質問いたします。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

基金の管理につきましては、発足当時、人吉球磨14市町村で人吉球磨地域交通体系整備基金の管理等に関する覚書を取り交わし、本市が基金条例を設置して管理することとなったものでございます。その処分につきましては、あらかじめ、関係自治体と協議し、承認をいただきながら管理してきたところでございます。

その運用につきましても、国債を購入するなどの努力もしておりますが、松田議員御指摘のとおり、目減りを続けている状況でございまして、早急に経営安定策、利用促進などに取り組むことが必要であるというふうにご考えておるところでございます。

また、このような基金の状況につきましては、くま川鉄道取締役会や広域行政組合の理事会等の機会をとらえて、関係自治体に対して御説明申し上げているところでもございます。

現在まで本市が基金を管理することに関して、関係自治体からの異議等が出たことはございませんが、今後、くま川鉄道の活性化へ向けた取り組みと同時に、基金の管理を含めたあり方に関しましても、関係自治体と協議をしながら、くま川鉄道を人吉球磨地域の公共交通の基軸として存続させていく努力を重ねてまいりたいと存じております。

以上、お答えといたします。（「8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 今、御答弁をいただきましたように、非常に厳しい経営状態が続い

ているということを認識をいたしております。しかしながら、このくま川鉄道は、地域住民の本当に足として、また、沿線にあります高校生等々の通学路線としても、大いに活用していただかなければいけない、そういう重要性を含んだ鉄道だと思っております。

しかしながら、この人吉球磨で同じパイを奪い合いながらのこのくま川鉄道の、要するに乗客増と申しますか、活性化策は、なかなか見出せないのが現状ではないかなと思っております。

しかし、これを、この鉄道をですね、今この時流に乗せて、市長がおっしゃるように、観光で飯を食っていけるその一つのツールとして考えるならば、本当に大きな宝物を我々は有しているのではないかと、そういうふうに思います。

御存じのように、市長も、ここ人吉は、日本で最初のパイロット、日野熊蔵の生誕の地にあります。1910年、今から約100年ほど前になりますが、明治43年12月19日、代々木練兵場におきまして、ハンス・グラデー単葉機で、距離1,000メートル、高度45メートルの飛行に成功し、日本航空史上初めてのパイロットと名を連ねているわけでございます。

思い返せば、日野熊蔵がこの地で志を抱き、そして、苦難の道乗り越えながら一生懸命、誠意努力をして、そして、日本で最初のパイロットになった。何とすばらしい開拓者精神をお持ちの方が、この地から輩出しているのかと思ったときに、本当にこの人吉というのは、改めてすばらしい地域だなと思う次第です。

今、市長も、一生懸命この当市のために、この地域の観光をいかにしたら活性化できるかということを毎日毎日、日夜日々努力をされてお考えになっていることだと思っております。

そこで、これはですね、非常に大いなる提案でもございますし、ひょっとすると、ちょっと何だろうというふうな御質問に聞こえるかもしれませんが、日野熊蔵が乗りましたこのハンス・グラデー機、このコックピット、それから、飛行機、これは、今非常にアニメブームの中におきますところの「機動戦士ガンダム」、これは、市長も御存じのことかと思いますが、例えば、このハンス・グラデー機そのもの自体は、モビルスーツ、モビルスーツ、これは、要するに、戦闘服みたいな形のものでありますが、その飛行機自体がモビルスーツであると。また、コックピットに座ったこの日野熊蔵は、そのモビルスーツに座るところの主人公でありますアムロというその主人公に似てるんじゃないかなと、非常にこじつけがましい意見を持ちながら考えてるんですが、そういうふうに思いますと、今、市長も団塊の世代でありますし、今後、団塊の世代の皆様方が、この地域におのがお金で遊びに来られる。

要するに、団体で遊びに来られるよりも、個々として、個人の旅行としてお見えになるときに、こういう方々、例えば、言い方は非常にマニアックで、すばらしい感性をお持ちの方々にですね、このくま川鉄道を利用した、何かそういう観光施策がとれないものかなと、考えをいたしたところでございます。

例えば、くま川鉄道沿線上に、要するに、こちらから行くと終点になります湯前駅には、

漫画美術館なるものがございます。これをある一定の時期だけ、ガンダム美術館、そういうものに落とし込むことはできないのかなと。

それから、数多くの特撮ヒーローの中であります「ウルトラマン」、このウルトラマンの、例えば、多良木の石倉に、ウルトラマン博物館みたいなものをある一定の期間設置することができないのかな。このウルトラマンが、どうして今も脈々とこの我々の心の中に生きているかと申しますと、これを制作された段階のときに、市長がおっしゃいます、ゲストを大事にしなきゃいけない、おもてなしをしなきゃいけない、そういう中で、ウルトラマンに出てきた怪獣たちは、円谷さんいわく、ゲストだそうです。ゲストは大事に扱わなきゃいけない、傷め過ぎてもいけない、罵倒してもいけない、なおかつ、そこに、そこはかたなく漂うような人間性を持ったそういう怪獣ヒーローをつくり上げていくんだという熱い思いのもとにですね、ウルトラマンシリーズができ上がったように聞いております。

そういうものは、非常にこの、今我々が何でもかんでもバーチャルの世界で遊ぶことができるんですが、このウルトラマンシリーズは着ぐるみなんですね。その中で、やはりそういうものに対するノスタルジックをお持ちの方々が、数多くいらっしゃると思います。

例えば、ウルトラマンシリーズもしかり、それから、仮面ライダーシリーズもしかりなんですね。仮面ライダーは、何で今も仮面ライダーで脈々と生きているかということ、やはり話題性の豊富さもさることながらですね、あの脚本の書き方が、非常にドラマチックに仕立ててあるということが、人気の一つだそうです。

いわゆる、そういうものをただ単に、えっ、そりゃ、子供の遊ぶもんだらうと言うんじゃないくて、今まさに団塊の世代の方々が、仮面ライダーのベルトを今、ある玩具メーカーが発売をしているんですけども、3万も4万もするんですね。昔買えなかったおもちゃを今買いたいんだと、そのときに、平気でそういうものをお買い求めになる。そういうものがあるときに、そういうものをやっぱり一つのツールとして、この球磨川沿線の中に、そういうものを落とし込む、そういう観光開発なるものができるのではないかなということをおっしゃるわけですね。

そこで、御質問なんですけど、そういう、要するにマニアックな世界、例えば、自分の好きなことに対して徹底的にこだわる。可能な限り可処分所得と時間を自分の趣味に使ってしまわれる方々、普通の一般の人なら絶対に使わないようなものを買って、使いながら楽しめる方々、これをですね、これ、お断りしておきますが、NHKの放送用語、問題用語からは除外されておりますが、「おたく」というそうです。

こういう方々は、やっぱりたくさん今あまたいらっしゃると思うんですが、こういう方々をこのくま川鉄道にお乗せをして、そして、経済活動を行いながら、たくさん来ていただく。そういう物事に対するような考え方、いかがお思いでしょうか、御質問いたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

2年後は、日野熊蔵さんが、日本の空を代々木練兵場の上空を滑空をしてから、いわゆる100周年を迎えるわけでございます。その100周年に向けた取り組みも、今後考えていかなければいけないと思っただころでございますが、ハンス・グラデー機は、御承知のとおり、岐阜県の各務原市にあります各務原航空博物館に、その模型というものがございます。

ぜひ、これは、人吉市にもその同じようなハンス・グラデー機の模型が欲しいなというふうに思っただころでございますが、そうやって、歴史的な快挙をなし遂げた人物、そして、この人吉球磨地方にさまざまに存在、点在をしている資源、そのようなものをどのように今後抽出し、生かし、または有機的につなげていくかということが、大きな観光の一つのテーマでもあろうかと思っただころでございます。

よって、御承知のとおり、くま川鉄道、毎年毎年1,500万円程度の赤字を繰り返しているところでございますが、これを何とか黒字化したいというふうな思いで、やはりこの11カ月過ぎしてきたところでございます。

そこで、新幹線つばめ等々を設計されました水戸岡鋭治先生とも協議をさせていただいておるところでございますが、例えば、水戸岡先生が携わっておられます和歌山電鉄の貴志川線、ここに「おもちゃ電車」というのが走っております。ウルトラマンとか、ガンダムとか、仮面ライダーとか、キティちゃんとか、そういうそのキャラクターに特化したおもちゃ電車ではございませんが、一般化されたおもちゃを基軸とした電車でございます。

ここの駅長が、猫の「たま」、そして、この駅、貴志川線は、もうまさに、くま川鉄道以上に経営の危機に瀕した路線でございましたけれども、1年間で見事黒字化したという事例がございます。「たま」に関しましては、事務用品のコクヨが、すべてのグッズをつくっております、または、「たま」に会う旅行企画というものも出てきているところでございます。

先ほど、井上議員の御質問にもございましたけれども、今後、地域の特性を生かした、地域の資源を生かした旅行商品の開発というものは、とてもその重要ではないかというふうに思っただころでございます。

よって、通勤・通学の皆様方の足をしっかりとこれは確保をしながら、しかし、ある一面では、おっしゃるように、観光で食べられるまちとするための大きな動脈として、これも活用をしていかなきゃならない。

そして、御承知のとおり、終着駅に何があるかということで、その鉄道の潤い、つまり、船泊まりでございます。そこに何があるかということで、この鉄道の活性化も、私は決まってくるのではなかろうかなと思っただころでございます。

よって、従前から、湯前町長、多良木町長、あさぎり町長、錦町長等々と協議もさせていただいておりますけれども、漫画美術館、兼高かおるさん、そして、漫画家の種村国夫さんにも御見学をいただき、アドバイスをいただいているところでございます。やり方によって

は、くま川鉄道というのは非常におもしろい路線になってくるというふうに考えているところでございます。

そういう中で、「おたく文化」という、そういう潮流もぜひ、この路線の中にも組み込むことができるようなアイデアを皆様方とともに協議をしてみたいと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） ぜひともですね、今後、やはり子供から、そして、成人された男性の皆さん方から大いに利用されていく、そういう、ほんとに地域に即した観光資源、そういうものを十分に見きわめながら、やっぱり、くま川鉄道も大いに繁栄をさせていっていただきたい。そのためには、我々も一生懸命に頑張る。いつも市長がおっしゃるように、やってあげる、やってあげるんだとか、やってもらえるから手伝うよじゃ、こりゃ、全然話にならない。

この間も、くま川鉄道の専務とお話をしたんですけども、どんどんおやりになってください、頑張りますからというお話を伺えたんですが、いや、違うと、一緒に物事をつくっていかないことには前に進みませんと、先輩議員の下田代議員もおっしゃいましたけども、やはり一歩前を出して、やれない理由を探すんじゃなくて、やれるためには何をしていくのか、やっぱりそういうものをやはりどんだんお考えの中にお示しをしていただきたい。

それからもう一つに、この「おたく文化」なるものの年間の消費者行動なんですけど、基本的に、野村総研が試算をしました中では、2,900億円、しかし、森永卓郎というコラムニストおりますですね。彼が、逆に試算をすると、こりゃ、兆円を超える規模ほどの多分経済効果があるんじゃないかということをおっしゃっております。

やはり、こういうものに少しでもですね、やっぱり金もうけをやっていかないことには前に進まない、そういう現実があるもんですから、そういうことをどんだんおやりしていく。どうか、そういうことに向かいましてですね、大きなイニシアチブをとって、それと、沿線町村とも十分にお話し合いをしながらですね、やっていっていただきたいと、そのように思います。非常にいい御意見をちょうだいしまして、非常に心強く思ってるんです。

続きましてですね、ちょっと、くま川鉄道の話はちょっとこれぐらいで終わらせていただいて、続きまして、観光行政、それと、人吉温泉観光協会、先ほど、井上議員が一生懸命御質問なさって、すばらしい御発言がありましたんで、これは割愛をさせていただくんですが、せつかくですね、部長の方がコメントを、コメントというか、御用意されてるんで、この件でちょっと、俣野経済部長にお尋ねをいたしますんで、よろしくお願ひいたします。

○議長（大王英二君） ちょっと、松田議員、質問がない以上、答弁はできませんので、割愛をされるのであれば、割愛をしてください。そのあたりは、はっきりとしていただきたい

と思います。

○8番（松田 茂君） 済みませんでした。わかりました。観光行政と人吉温泉観光協会のあり方について御質問をしておきます。よろしくお願いいたします。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

観光行政と観光協会のあり方というふうなことで現状の説明をいたします。

現在、観光振興課におきましては、本来の観光行政業務のほかに、今回設立されました「日本百名城人吉お城まつり」実行委員会の事務局、人吉温泉観光協会事務局の大きな2つの事務局を持っております。日本百名城人吉お城まつり実行委員会の事務局といたしましては、外郭団体との連絡調整、許認可の申請、その他運営に係る業務などを行っております。

また、人吉温泉協会に関しましては、協会職員が1名、観光振興内に配置されておられ、その観光協会職員とともに、外部団体との連絡調整、観光協会の事業運営に係る業務などを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） お答えいただきました。先ほどの答弁の中にも、この温泉観光協会と観光行政のあり方は十分に考えながら、そして、よりよい市の発展のためにも十分に検討していくという御答弁をちょうだいをいたしておりますので、この項は、これにて終わります。

続きまして、中川原のイベント利用について御質問を申し上げます。

中川原のイベント利用につきまして、これは一体どのような形ですね、今度大橋が開通しました後にですね、例えば、イベントで中川原を使いたいという案件等々が出てきましたときには、どういうふうな形ですね、お話を持っていけばいいのか。大橋の下流の方向に進入路ができ、今後、中川原公園の利用方についても変わってくると思います。

またですね、冬場、お客様の集客を図るために、この中川原公園というのは、非常におもしろい場所に位置しているんじゃないかなと思っておりますので、そういう場合の公園の施設の利用方法は可能であるかどうか、部長、お尋ねをしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

中川原公園の今後のことでございますが、中川原公園は景観もすばらしく、本市の中心市街地に位置しております、球磨川の中州にある公園として、これまで長年にわたり市民の皆様が親しまれてきたところでございます。

今後は、さらに市民の皆様が愛される公園としての整備を行ってまいりたいと考えているところでございますが、そのためには、市民の皆様のお意見をお聞きしながら、河川管理者であります国土交通省など関係機関と十分に協議を重ね、公園整備やその利用等につきまし

ても、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

今、議員申されました冬場における公園の利用につきましては、これから公園のあり方などを含めまして、検討をしていきたいと考えているところでございまして、イベント開催に当たりましては、イベントの内容などを十分検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 2回目の御質問をいたします。

大橋が開通いたしましたですね、中川原公園が利用できるようになりますですね、先ほど申しましたように、冬場、人吉には一応イベントというか、お客様を集客するものが、ちょっと薄いのではないかなと思っております。

今、市長も御存じのように、各大都市もそうなんですが、地方都市におきましても、光による集客、例えば、イルミネーション、そういう、例えば、熊本でいいますならば水明かり、そういうものをいろんな地域でやって、それなりの大きな成果を得ている、そういう現状を御存じのことと思うんですが、例えばですね、これは、ことしやるとか、すぐにやるとか、そういう話じゃなくて、こういうものを、例えば、市民の間からですね、発案をして、例えば、こういうことをやりたいんだけどもってという感じで御質問するんですが、例えばですね、中川原の下流域の方を「光の森」、要するに、発光ダイオードを使ったイルミネーションの森みたいに、それを12月の1日から1月の15日ぐらいまで点火をさせていただく。そして、冬場の集客効果を大いに担う。そして、その一つ一つが市民の手づくりによるものである。

そして、もう一つは、前にも御質問したことがあると思うんですが、今、自然石に、水によって穴をあけることができます。例えば、そういうものを市民お一人お一人にお願いをしまして、1万個ほどのですね、石灯籠をつくりまして、それを中川原とか、そういうところに設置をする。

そういうふうに、その冬の集客、あえて冬ということを使わせていただくんですけども、例えば、「冬螢」みたいな、そういうもののそのイベントの可能性、市民がやるんだという大前提のもとにやる場合に、そういうものを大いに後押しをしていただける、そういうふうな施策が頭の中におありになるのか。

それからですね、もう一つ、これは、電気事業と非常に大きく関連をしております。例えば、数多くのお知り合いとか、人材をお知りな市長ですので、例えば、九州電力さんに、地方の地域の密接な事業の一つとして、どうかその付近をお手伝い願えないでしょうかということが可能であるのかどうか、そりゃ、もちろん、先方さんがあってのことになりますが、どうかこういうふうな冬場、要するに、光による集客、そういう事業、そういうことに対して、市長どういうふうにお考えでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

確かに、こう冬場のイベント、お祭りというのは、人吉球磨地方では、これという代表的なものはないわけでございます。観光客誘致の一環といたしまして、もし中川原一帯、おっしゃるとおり、冬場に光のイルミネーション等々がそこにあらわれるとしましたならば、それはまた、人吉市の冬の大きな幻想的な風物詩の一つになるのではなかろうかなと思っております。

費用等々に関しましてはですね、さまざまな企業団体の御協力もいただくこととしていかなければならないと思っておりますけれども、一つの大きな冬場における御提案ではなかろうかなというふうに感じているところでございます。

イベントとか、お祭りとかいうのは、二つの私は切り口、導入部分があるというふうを考えております。一つは、新しいイベント、祭りとして創造をしていくやり方。で、もう一つはやはり、例えば、今度の人吉お城まつりのように、相良700年の伝統文化、そういうものに裏づけられたお祭り。特に、その地域地域の大きなイベント、お祭りというのは、やはり伝統文化・歴史に裏づけられた、裏打ちされたお祭りであればならないと思っております。

そのような新しいお祭りというものにも、消防団と同じように、参加をされる方々が年々減少しているところでございますので、逆に、全国の人吉球磨地方の出身者の皆様方にもお帰りいただき、見学を初めとして、御参加をいただくような環境もつくったらどうだろうか。

また、そのように新しい冬のイルミネーション、風物詩に挑戦する場合も、例えば、先ほど、豊永議員から御質問がありましたように、寄附金条例が創設でもされたならば、そういうところにも御投入いただくという一つのアイデアにもなってくるのではなかろうかなというふうを考えているところでございます。どうしたらできるかという観点から、ぜひ進めていただければありがたいと思っております。

お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 御答弁をいただき、非常に力強いお言葉だと、感謝をいたしているところでございますけれども、中川原は御存じのとおり、昔はですね、上流域、前にも言ったとは思いますが、あそこには織月のマークがあるのは御存じでございますよね。上流域の方に、中川原の方に。で、あそこは、基本的に車が前はいっぱいとまってまして、やはり景観上、見たときには非常にやっぱりもったいないなという思いがしております。

で、この間も、議員の質問の中に、駐車場の問題等々というのが出てきたんですが、よろしかったらば、やはり市民の憩いの場として、そして、なおかつ、そういうふうにして広い意味で使うことのできる中川原というイメージの中でですね、どうか利用させていただきた

い。

で、また、ある人たちから言わせるとですね、あそこの中川原の下流域に、いす、テーブルを持ち込みましてね、その火をたくとかそんなんじゃないくて、結婚式を挙げたいとおっしゃる方々も、中にはおらっしゃいました。

で、やっぱりそういうふうにして、非常にこの中川原というのは、公園もさることながら、アウトドアの基地であるとか、カヌーの基地であるとか、例えば、そういうイベントをやるとか、そういうものにとっても、またとないポジションにあると思いますので、どうかひとつよくお考えを、我々の考えも、もちろんお尋ねをしますけども、一緒になってお考えをしていただければ、非常に助かるなと思っております。

では、この項は、これで終わりとさせていただきます。

次に、2番目でございます。市民の声から、国道267号道路の拡幅及び通学路について御質問をいたします。よろしく願いいたします。

あつ、済みません、これはですね、済みません、ちょっときょうは、さっき、血圧の薬飲んだもんで、ぼおっとしておりました。

地域住民の方々から、どういうふうな発言が出ているかと申しますと、こども王国のおじいちゃん、おばあちゃんたちからですね、毎日毎日、朝立っておりますと、そうすると、一番の通学の時間帯の中でですね、一番その車が多くあその道路を通行しているわけですね。

で、そのときに、どうしても通学路の幅が全然ないと、で、ないから、西間上町町内を含めて、子供たちの通学路確保のために、どうにかして早くあの道を拡幅していただいて、子供たちを安全に学校に通すことができないのかなという質問をずうっとお受けしてるんですね。

これは、おじいちゃんやおばあちゃんたちにするとですね、国道も、県道も、全然関係ないわけですね。もう道は道なんです。で、もう毎回毎回、はらはらはらはらすることがいっぱいあると、ただ、どうにかして、早くこの267号線、この道をですね、拡幅を行っていただけないだろうかという御質問が出ております。どうぞ、そのことについてお尋ねを申し上げたいと思います。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘の国道267号線の青果市場から西間の交差点につきましては、子供たちの通学時、交通安全に大変不安であるということは認識しているところでございます。

この事業の進捗状況について、まず御報告、お答えしたいと思います。この事業につきましては、県の事業で進めていただいておりますので、球磨地域振興局の方にお尋ねしましたところ、国道267号交通安全対策事業という事業で実施されておまして、全体の施工延長が900メートルでございます。歩道幅員が3.5メートルの両側で計画されておまして、全体幅員といたしましては、14メートルとなっているようでございます。

平成13年度から事業が実施されておりました、蓑野橋から青果市場間につきましては、既に整備が終わっておりまして、平成19年度からは、蓑野橋のかけかえ工事が行われておるようでございます。

また、青果市場から西間交差点につきましての用地の交渉も、鋭意取り組まれているようございまして、今後も、安全・安心な通学路確保のために、この区間の早期改良に向け、今後も引き続き、要望してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 御答弁をいただきました。やはりですね、先輩議員もおっしゃってましたが、子供はこの地域の宝でございます。もちろん子供ばっかりの道づくりではございませんけども、一日も早いですが、一日も早い通学路の確保並びにこの道路の拡幅工事、これが完了しますようお願いをしまして、この項は、終わりとさせていただきます。

続きまして、市民の声から、東西コミセンへの要望でございます。

この御要望の内容ですが、この東西コミセンの和室の方ですね、お茶の、要するに、教室をお開きになってる先生方がたくさんいらっしゃいますし、また、そこにお通いになってる市民の方々がいっぱいいらっしゃるんですが、僕は初めて知ったんですけども、炉を切つてあるのが、お茶ばっかしと思ったんですが、「ふろ」、何でお茶にふろの関係あつのかなと思って、ちょっと頭になかったもんで聞いたところ、風の炉と書いて、「風炉（ふろ）」と読むそうなんです。

で、そういうふうにして、要するに、炉を切らずに、そういうものを置いて、5月から11月ぐらいまでを風炉というものによって、お茶席の教室を開催されているらしいです。

で、やはりですね、11月炉開きから5月の頭ぐらいまでは、大体炉開きの後は、炉を切つてですね、その炉の中においてお茶の、要するに習い事等々をされるんですが、どうしてもそういう施設がないと、どうにかして、東西コミセンの方にもですね、そういうものを設置していただけないかなという声がですね、たくさん上がっております。

で、カルチャーパレスの和室の方にはあるらしいんですが、やっぱり、あそこにももちろんあるんですけども、こちらの方の東西コミセンの方にも、そういう炉なるものを切ることができないでしょうかという市民の方の御質問でございましたので、御質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

東西コミセンでの茶道のけいこをされる方から、和室に炉を切つてほしいという要望があつてると、そういうふうなことでもございますけども、現在、御指摘のとおり、東西コミセンの和室は、用途が茶室としてつくられたものではないために、茶道専用の炉の設備はございません。他の西瀬、中原、東間、大畑の四つの校区コミセンにおきましても同様でございま

す。

今後は、各コミセンにおける茶道を目的とした利用状況等を調査いたしまして、その利用実績等を考慮した上で、大変厳しい財政状況ではございますが、公民館整備のための財源の許す範囲で、やかたの維持・補修とあわせまして検討をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 市民の皆様方、非常に必要とされるものでございますので、なるべく早いですね、整備をお願いをしておきたいと思えます。

これで、私の一般質問はすべて終了させていただきます。最後になりましたけども、今期を限りに御勇退をなさいます、秋山部長、俣野部長、それから、丸山部長、ほかに市職員の皆様方に本当に御苦労さまでしたと、労をねぎらいまして、御質問にかえさせていただきます。ありがとうございました。

以上です。

○議長（大王英二君） 以上で本日の一般質問は全部終了いたしました。

=====

日程第2 委員会付託

○議長（大王英二君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

お諮りをいたします。

議第2号から陳第8号まで、一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託をいたします。

○議会事務局長（永田正二君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成20年3月第1回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。なお、議第2号平成19年度人吉市一般会計補正予算（第6号）につきましては、4ページの別記1に記載のとおり、議案第15号平成20年度人吉市一般会計予算につきましては、5ページの別記2に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、陳情の件名等につきましては、6ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては、委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第2号	平成19年度人吉市一般会計補正予算(第6号)	各委 [別記1]
議第3号	平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算(第4号)	総文
議第4号	平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)	厚生
議第5号	平成19年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)	厚生
議第6号	平成19年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	厚生
議第7号	平成19年度人吉市介護保険特別会計補正予算(第4号)	厚生
議第8号	平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)	厚生
議第9号	平成19年度人吉市水道事業特別会計補正予算(第4号)	厚生
議第11号	平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	厚生
議第12号	平成19年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)	経建
議第13号	平成19年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算(第3号)	経建
議第14号	平成19年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算(第1号)	経建
議第15号	平成20年度人吉市一般会計予算	各委 [別記2]
議第16号	平成20年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算	総文
議第17号	平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	厚生
議第18号	平成20年度人吉市老人保健医療特別会計予算	厚生
議第19号	平成20年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	厚生
議第20号	平成20年度人吉市介護保険特別会計予算	厚生
議第21号	平成20年度人吉市介護サービス事業特別会計予算	厚生
議第22号	平成20年度人吉市水道事業特別会計予算	厚生
議第23号	平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	厚生
議第24号	平成20年度人吉市国民宿舎特別会計予算	経建
議第25号	平成20年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計予算	経建
議第26号	平成20年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	経建
議第28号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例及び人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第29号	人吉市不当要求行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第30号	人吉市個人情報保護に関する条例及び人吉市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第31号	人吉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第32号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第33号	人吉市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第34号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第35号	人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第36号	特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第37号	人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例及び人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第38号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第39号	人吉市後期高齢者医療に関する条例の制定について	厚生

議第40号	人吉市し尿処理場条例を廃止する条例の制定について	厚生
議第41号	人吉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について	経建
議第42号	人吉市農林道管理条例の制定について	経建
議第43号	人吉市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第44号	人吉市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第45号	人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第46号	損害の賠償について	総文
陳第7号	ハンセン病問題の真の解決と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を国に求める意見書採択の陳情	厚生
陳第8号	公民館改修に伴う大塚小学校林の収益金の活用についての陳情	総文

〔別記1〕

議第2号 平成19年度 人吉市一般会計補正予算（第6号）		
○予算委員会	第1条 第5条	歳入予算の補正（全款） 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 第4条	歳出予算の補正 1款 議会費 2款 総務費（3項 戸籍住民基本台帳費を除く） 9款 消防費 10款 教育費 12款 公債費 13款 諸支出金 14款 予備費 債務負担行為の補正（2款 総務費）
○厚生委員会	第1条 第3条	歳出予算の補正 2款 総務費（3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費 4款 衛生費 繰越明許費（3款 民生費）
○経済建設委員会	第1条 第2条 第3条	歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 11款 災害復旧費（3項 公共土木施設災害復旧費） 継続費の補正（8款 土木費） 繰越明許費（6款 農林水産業費、8款 土木費）

〔別記2〕

議第15号 平成20年度人吉市一般会計予算		
○予算委員会	第1条 第2条 第3条 第4条	歳入予算（全款） 地方債 一時借入金 歳出予算の流用
○総務文教委員会	第1条	歳出予算 1款 議会費 2款 総務費（3項 戸籍住民基本台帳費を除く） 9款 消防費 10款 教育費 11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費及び5項 その他公共施設公用施設災害復旧費） 12款 公債費 13款 諸支出金 14款 予備費
○厚生委員会	第1条	歳出予算 2款 総務費（3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費 4款 衛生費 5款 労働費（1項3目 シルバー人材センター費） 11款 災害復旧費（1項 厚生労働施設災害復旧費）
○経済建設委員会	第1条	歳出予算 5款 労働費（1項3目 シルバー人材センター費を除く） 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費及び3項 公共土木施設災害復旧費）

〔提出陳情件名〕

陳第7号 ハンセン病問題の真の解決と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を国に求める意見書採択の陳情

陳第8号 公民館改修に伴う大塚小学校林の収益金の活用についての陳情

〔継続審査件名〕

○厚生委員会

陳第1号 一般廃棄物収集運搬業務に関する調査を求める陳情

陳第2号 「後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める意見書」の提出を求める陳情

陳第3号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出を求める陳情

陳第6号 認可外保育施設に通う子ども達への助成を求める陳情

○経済建設委員会

陳第4号 「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最賃制の法制化、およびそれを支える適切な中小企業振興策を求める意見書」を国に対して上げていただくことを求める陳情

=====

○議長（大王英二君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後2時14分 散会

平成20年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第6号）

平成20年3月26日 水曜日

1. 議事日程第6号

平成20年3月26日 午前10時 開議

- | | | | |
|-------|-------|---|----|
| 日程第1 | 議第28号 | 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例及び人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 総文 |
| 日程第2 | 議第29号 | 人吉市不当要求行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第3 | 議第30号 | 人吉市個人情報保護に関する条例及び人吉市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第4 | 議第31号 | 人吉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第5 | 議第46号 | 損害の賠償について | |
| 日程第6 | 議第32号 | 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | 厚生 |
| 日程第7 | 議第33号 | 人吉市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第8 | 議第34号 | 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第9 | 議第35号 | 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第10 | 議第36号 | 特別会計条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第11 | 議第37号 | 人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例及び人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第12 | 議第38号 | 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第13 | 議第39号 | 人吉市後期高齢者医療に関する条例の制定について | |
| 日程第14 | 議第40号 | 人吉市し尿処理場条例を廃止する条例の制定について | |
| 日程第15 | 議第41号 | 人吉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について | |

日程第16	議第42号	人吉市農林道管理条例の制定について	}	経 建
日程第17	議第43号	人吉市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第18	議第44号	人吉市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第19	議第45号	人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第20	議第 2 号	平成19年度人吉市一般会計補正予算（第6号）	—	各 委
日程第21	議第 3 号	平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第4号）	}	総 文
日程第22	議第 4 号	平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）		
日程第23	議第 5 号	平成19年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）	}	厚 生
日程第24	議第 6 号	平成19年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）		
日程第25	議第 7 号	平成19年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）		
日程第26	議第 8 号	平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）		
日程第27	議第 9 号	平成19年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）		
日程第28	議第11号	平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）		
日程第29	議第12号	平成19年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）		
日程第30	議第13号	平成19年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）	}	経 建
日程第31	議第14号	平成19年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）		
日程第32	議第15号	平成20年度人吉市一般会計予算	—	各 委
日程第33	議第16号	平成20年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算	—	総 文
日程第34	議第17号	平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	}	厚 生
日程第35	議第18号	平成20年度人吉市老人保健医療特別会計予算		
日程第36	議第19号	平成20年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算		
日程第37	議第20号	平成20年度人吉市介護保険特別会計予算		
日程第38	議第21号	平成20年度人吉市介護サービス事業特別会計予算		
日程第39	議第22号	平成20年度人吉市水道事業特別会計予算		

日程第40	議第23号	平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	┌ └	経 建
日程第41	議第24号	平成20年度人吉市国民宿舎特別会計予算		
日程第42	議第25号	平成20年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計予算		
日程第43	議第26号	平成20年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算		
日程第44	議第47号	副市長の選任につき同意を求めることについて		
日程第45	議第48号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
日程第46	議第49号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
日程第47	議第50号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて		
日程第48	議第51号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
日程第49	陳第3号	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出を求める陳情	┌ └	厚 生
日程第50	陳第6号	認可外保育施設に通う子ども達への助成を求める陳情		
日程第51	陳第7号	ハンセン病問題の真の解決と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を国に求める意見書採択の陳情		
日程第52		人吉球磨広域行政組合議会の報告		
日程第53		人吉下球磨消防組合議会の報告		
日程第54		川辺川総合土地改良事業組合議会の報告		
日程第55		委員会の閉会中の継続審査及び調査について		

=====

2. 本日の会議に付した事件

・ 日程第1から日程第55まで議事日程のとおり

・ 追加日程

議 第 52 号 人吉市長等の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

意見第3号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書（案）

意見第4号 ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、
医療・福祉の充実を求める意見書（案）

意見第5号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書
（案）

意見第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

議長不信任動議提出について

=====

3. 出席議員 (20名)

1番	松岡隼人君
2番	井上光浩君
3番	豊永貞夫君
4番	川野精一君
5番	笹山欣悟君
6番	村上恵一君
7番	西 信八郎君
8番	松田 茂君
9番	永山芳宏君
10番	福屋法晴君
11番	森口勝之君
12番	田中 哲君
13番	本村令斗君
14番	立山勝徳君
15番	仲村勝治君
16番	三倉美千子君
17番	山下幸一君
18番	下田代 勝君
19番	簀毛正勝君
20番	大王英二君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田中 信孝君
収 入 役	大松 克己君
監 査 委 員	篠崎 國博君
教 育 長	鳥井 正徳君
総 務 部 長	秋山 健兒君
企 画 部 長	井上 修二君
福祉生活部長	尾方 篤君
経 済 部 長	俣野 一君
建 設 部 長	丸山 善利君

総務部次長	深水雄二君
福祉生活部次長	久本一富君
経済部次長	蓑毛幸一君
建設部次長	山上茂君
秘書課長	福山誠二君
地域生活課長	東俊宏君
財政課長	井上祐太君
福祉課長	椎葉幹夫君
農業振興課長	中村憲司君
管理課長	松田知良君
会計課長	大石宝城君
水道局長	濱田芳彰君
水道局次長	多武芳美君
教育部長	浦川康德君
教育部次長	中村明公君
教育総務課長	坂崎博憲君
農業委員会 農事務局長	吉川泰人君
監査委員 監事務局長	松江隆介君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局	長	永田正二君
次	長	赤池謙介君
庶務係	長	村並成二君
書	記	和泉龍二君

=====

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります前に3月24日に逝去されました企画部次長上田泉氏の御冥福を祈り、黙禱を捧げたいと思います。皆様の御協力をお願いいたします。

それでは、御起立をお願いいたします。黙禱。

（黙禱）

○議長（大王英二君） どうもありがとうございました。御着席をお願いいたします。

議事に入ります。議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

=====

日程第1 議第28号から日程第5 議第46号まで

○議長（大王英二君） それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求めます。順次採決をいたします。

まず日程第1、議第28号から日程第5、議第46号までの5件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇） おはようございます。総務文教委員会に付託を受けました日程第1、議第28号及び日程第5、議第46号の5件につきまして、審査の結果を御報告いたします。

まず、議第28号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例及び人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成20年4月1日から副市長、収入役、常勤の監査委員及び教育長の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものであります。

内容としまして、平成20年4月1日からそれぞれの任期満了の日までの間、給与月額を副市長については10%カット、そのほかの収入役、常勤の監査委員及び教育長については5%カットを行うものであります。

次に、議第29号人吉市不当要求行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は不当要求行為等の定義を定め、当該行為があったときの対処についての規定を追加するため条例の一部を改正するものであります。

内容といたしまして、職員が公務を遂行する上で受ける不当要求行為等の定義について、これまで違法行為や暴力行為により要求を実現しようとする行為としてありましたが、今回その要求の度合いの違いで分け、さらに範囲を広げ、不相当要求行為とし、他人よりも有利に取り扱うことを求める働きかけを含む意見、要望等についても定義に定め、また、そのような行為

を受けたときはその概要を記録するなどの対応についての規定も追加するものであります。

審査の中で、委員から不相当要求行為の基準があいまいでわかりにくい。具体的にどういった行為を指すのか、との質問に、不相当要求行為とは違法行為や暴力行為などの不当要求行為等に該当しないまでも、職員が何らかのプレッシャーを感じたものをいい、紹介、仲介などのいわば口利きを含む要望等を想定している。また、昨年10月に職員アンケートを実施し、その結果も参考にした。また、条例改正に伴い、規則の改正も行うのか、との質問に、今後検討を行うが改正が出てくると思われる、との答弁がなされました。

このほか、基準のとらえ方が非常に難しく、今後の議員活動の抑圧につながるのではないか、という意見や、今回の不祥事に関連し、相談しやすい職場づくりが大切であり、しっかり取り組んでほしいなどの要望が出されております。

次に、議第30号人吉市個人情報の保護に関する条例及び人吉市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の市職員の不祥事発生に伴い、市職員、受託業者及び指定管理者の従業員、並びに情報公開等審査会委員について、個人情報の不正使用の抑止を図り、及び不正使用があった場合に処罰できるよう、罰則規定を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

審査の中で、委員から条例に罰則規定を入れる法的根拠と他市の状況は、との質問に、地方自治法第14条第3項の規定によるもので、どこの市も罰則規定はあり、国の法律を参考とし改正するものである。また、執務中での個人のパソコンの持ち込みやCD、フラッシュメモリなどメディアを使用し、自宅等へ持ち帰っての業務はあっているのか、との質問に、個人パソコンの持ち込みは一切なく、個人IDやパスワードを使用し、管理を行っている。また、自宅へ持ち帰るなどの庁舎外へのデータの持ち出しはやっていない、との答弁がなされました。

そのほか、基本的にモラルの問題であり、啓発活動をしっかり今後やってほしいとの要望が出されております。

次に、議第31号人吉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は行政財産使用料の額の算定について見直しを行うための改正で、現行の固定資産税評価額に使用率を乗じて算出する算定方法を見直し、使用目的及び形態を同じくする物件について個別に算定基準を設定するなど、算定方法の統一化を行うものであります。

内容としては、現行の評価額による算定方法を基本にしながら、新たに自動販売機、現金自動預払機、ATMのことです。広告物を追加するもので、自動販売機については売り上げの15%とし、最低料金を月額5,000円、現金自動預払機、ATMは屋外、屋内を問わず1基当たり年間6,000円、広告物については土地と建物の区別を行い、道路法施行令に基づき土地の広告については表示面積、1平方メートル当たり年額1,000円及び2,000円を。また、建物の広告については1平方メートル当たり月額2,000円とするものであります。

審査の中で、委員から改正後の影響額は、との質問に、急激な増額とはならないよう配慮し

ながら現行を下回らないように設定をした。また、現金自動預払機、A T Mの設定が低すぎるのではないか。また、他市の状況は、との質問に、他市の状況を見ても設定はさまざまであり、その中で本市の設定額は低い方ではない。また、各市が高額な設定にしていない理由には、現金自動預払機、A T Mが市民の利便性を考慮してのものであることが考えられる、との答弁がなされました。

そのほか、建物の広告について、期間や大きさの制限も含めたしっかりとした募集要項が必要ではないか、との質問に対し、庁内プロジェクト等で検討し、要項を定める。現在は普通財産への看板等を想定しており、本庁舎等の行政財産については行政目的等への考慮が必須であり、今後検討を行っていく、との答弁がありました。

次に、議第46号損害の賠償についてですが、防火及び防犯パトロール中に起きた人吉市消防団の消防積載車の接触事故による損害の賠償でございます。

以上、5件につきまして慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第28号から議第46号までの5件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第28号、議第29号、議第30号、議第31号、議第46号は、原案可決確定いたしました。

=====

日程第6 議第32号から日程第14 議第40号まで

○議長（大王英二君） 次に、日程第6、議第32号から日程第14、議第40号までの9件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第6、議第32号から日程第14、議第40号までの9件について、審査の結果を報告いたします。

まず、議第32号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、後期高齢者医療制度の創設により、国民健康保険税の賦課額の算定基準等について規定する必要があるため、条例の一部を改正するものです。

国民健康保険税の課税額は、現在医療分の基礎課税額と介護納付金課税額を合算した額となっておりますが、これに後期高齢者支援金等課税額が新しく加えられ、資産割額が廃止されることとなります。それに伴い医療分の基礎課税額については、所得割額が9.3%から9.4%に、

均等割額が1人当たり2万7,000円から2万8,000円に、平等割額が1世帯当たり2万7,700円から特定世帯以外が2万4,000円、特定世帯が1万2,000円にそれぞれ変更されることとなります。

また、新しく加えられる後期高齢者支援金等課税額は所得割額が2.9%、均等割額が1人当たり8,400円、平等割額が特定世帯以外の世帯が7,200円、特定世帯が3,600円となっております。さらに介護納付金課税額は所得割額が1.3%から2%に、均等割額が1人当たり7,000円から8,400円に、平等割額が1世帯当たり4,000円から5,000円にそれぞれ変更されるものです。

また、それぞれの課税額の変更に伴い、それぞれの所得に対する7割、5割、2割の軽減額においても変更がなされております。

審査の過程において、委員から保険税の額は改正前と改正後で具体的にどれくらい違ってくるのか、との質疑があり、執行部からはモデルケースを2例挙げて説明がありました。1例目として40歳代の夫婦と義務教育の子供2人がいる4人世帯で、月収18万円、ボーナス20万円、年収236万円、固定資産税が年間5万円の世帯の場合、保険税額は平成19年度が25万8,900円、平成20年度が32万3,500円となり、平成19年度より6万4,600円の増額となり、増額の内訳は医療分は資産割を外したことにより8,500円の減、後期高齢者支援金等分は6万4,600円の増、介護納付金分は8,500円の増となります。2例目として60歳代の夫婦2人世帯で夫の年金収入が150万円、所得が30万円、妻の年金収入が70万円、固定資産税額が年額8万円の世帯の場合、平成19年度が4万4,500円、平成20年度が3万1,600円となり、平成19年度よりも1万2,900円の減額となる。減額の内訳は医療分が2万100円の減、後期高齢者支援金等分が7,200円の増、介護納付金分は第1号被保険者のため課税なしとの説明がありました。

また、保険税額は平均何%くらい上がることになるのか、との質疑に対し、執行部からは1人当たり医療分は1,380円減額、前年度比で98.01%、介護納付金分は4,252円増額、前年度比で126.18%、医療分と介護納付金分の合計で2,872円の増額、前年度比で103.36%となり、新設された後期高齢者支援金等分は皆増となるとの説明がありました。

委員からは、市民の方が国保税について相談に来られる場合は、しっかりと説明をしてほしい。医療分と介護納付金分については、人吉市の医療制度の中で下げる努力をするしかない、との意見がありました。また、国保税が上がると滞納がふえるのではないかと不安がある。今後、さらに国保税が増額するのではないかと、非常に危惧するので、できるだけ増加にならないよう対策をとってほしいなどの意見がありました。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

次に、議第33号人吉市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、乳幼児医療費助成対象者の所得制限を撤廃し、一部負担金の金額助成の対象年齢を3歳未満から5歳未満に拡大するものです。さらに、保護者は助成の申請を所管課長に委任することができるという条項が加えられたことにより、申請手続が簡略化されることとなります。申請

手続は、これまで申請者が受診日の翌月に病院等の窓口で証明をもらい、その後市役所の窓口
に申請書を提出するという流れでしたが、改正後は病院等の窓口で一部負担金を払うだけで、
それ以降の申請手続は福祉課長が代理することとなり、保護者の負担が軽減されることになり
ます。また、条例の施行は乳幼児証明書の切り替え時期にあわせ、平成20年7月1日診療分か
ら適用されます。

審査の過程において、委員から病院で一部負担金を払えない人はどうなるのかと、質疑があ
り、執行部から条例改正するに当たり、他の自治体を調査したときに一部負担金をゼロにして
しまうと、非常に医療費の伸びが大きくなるということがあった。医療費の伸びをなるべく抑
えたいということで、一部負担金を支払っていただくことにした。事務手続については、一部
負担金を払った方だけについて病院から報告をもらい、助成することになるとの答弁がありま
した。

また、委員から市長は一般質問の答弁でも就学時までの無料化を努力したいと言われている
が、無料化の時期について今後の方向性は、との質疑があり、執行部からは医療費は見込みの
難しい部分があり、市の財政状況を考えたときに何年度まで実施するということは出していな
い、との答弁がありました。

さらに委員から、五木村は財政の厳しい中で中学生までの無料化を図っている。近隣町村と
比較したときも差があるのでできるだけ努力して、市民の要望にこたえるような取り組みをや
ってほしい。また、今回5歳未満まで助成を拡大するというので、できれば5歳児健診を実
施されるよう検討してほしいなどの意見がありました。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

次に、議第34号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の
制定については、被保護者等が経済的、社会的に自立できるように指導する就労促進指導員を
設置することに伴い、当該指導員の報酬の額を定めるため、条例の一部を改正するものです。

就労促進指導員は、週3日の勤務体系とし、就労に関する相談、面接、指導、職業情報の提
供、ハローワークとの連携、連絡調整などが主な職務となり、報酬額は女性福祉相談員と同額
程度を考えている、との説明がありました。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

次に、議第35号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につ
いては、税制改正に伴う保険料の激変緩和措置を平成20年度においても講ずるため、条例の一
部を改正するものです。平成18年度に介護保険料の改定とともに制定された激変緩和措置では、
税制改正の影響により、段階区分が変わる人の介護保険料は平成18年度と19年度の2カ年にわ
たり、段階的に引き上げ、20年度に本来の介護保険料となるものですが、国が激変緩和措置を
終了した場合は負担感が大きくなると判断し、20年度の保険料も19年度と同じ水準にとどめる
ことと政令を改正したことから、市でも激変緩和措置を継続することにしたものです。

執行部から、激変緩和措置の対象者は約1,340人、第1号被保険者の約13%、激変緩和措置を継続した場合の介護保険料は約1,012万8,000円の減収となるが、介護保険特別会計の20年度の単年度収支では約1,970万円の基金積み立てを見込んでいるとの説明がありました。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

次に、議第36号特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、平成19年度をもって人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業が廃止されることにより、同事業特別会計を削除し、平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されることにより、新たに人吉市後期高齢者医療会計を加えるものです。現在残っている高齢者住宅整備資金貸付事業の償還手続は今後一般会計に引き継がれることとなります。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

次に、議第37号人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例及び人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会条例の一部を改正する条例の制定については、健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が全面的に改正されたことに伴い、条例の文言を整理を行ったものです。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

次に、議第38号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、出産育児一時金及び葬祭費について、支給の区分を明確にするため、条例の一部を改正するものです。

この改正により、他の法律、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び高齢者の医療の確保に関する法律で給付を受けることができる場合には、人吉市の国民健康保険からは支給しないということを明確にするものです。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

次に、議第39号人吉市後期高齢者医療に関する条例の制定については、後期高齢者医療制度が平成20年4月1日から開始されることに伴い、市で行う保険料の徴収事務などについて条例を制定するものです。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

次に、議第40号人吉市し尿処理場条例を廃止する条例の制定については、人吉市し尿処理場は昭和40年4月から稼働してきましたが、平成19年4月から人吉球磨広域行政組合による汚泥再生処理センターが稼働したことにより、使用されなくなったことに伴い、条例を廃止するものです。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、議第32号及び議第39号については討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

まず、議第32号について、13番議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇） 議第32号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

この条例の改定は、後期高齢者医療制度の創設により、国民健康保険税に後期高齢者支援分を追加するなど、賦課額の算定基準などについて規定するものです。担当課でいただいた資料を見てみますと、この条例の改定によって1人当たりの保険税のうち、医療分は平均で1,380円下がるものの介護分が4,252円上がり、さらに後期高齢者分が1万9,963円加えられます。これによって、国民健康保険税は、平均で1人当たり年間2万2,835円上がることとなります。9月議会でも申しましたが、1人当たりの国民健康保険税は人吉市が人吉球磨で一番高くなっています。

そのような状況の中、さらに国民健康保険税が上がれば、市民生活は大変なものになってしまいます。また、後期高齢者の医療費がふえた場合に国民健康保険税の後期高齢者分も上がる仕組みが制度上つくられています。これによって、後期高齢者は受ける医療を抑制すべきだという思いが市民の中に植えつけられることが危惧されます。

以上のような見地から私はこの議案に反対します。

○議長（大王英二君） 次に、議第39号について、13番議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇） 議第39号人吉市後期高齢者医療に関する条例に反対の立場から討論を行います。

この条例案は、後期高齢者医療制度が本年4月より開始されようとしていることに伴い、人吉市が処理する事務を定めるものです。私は、後期高齢者医療制度は直ちに中止撤回すべきであるという思いから、この議案に反対するものです。

後期高齢者医療制度は75歳以上を一律に後期高齢者と決めつけ、現役世代から切り離し、全く独立した医療保険に加入させるものです。国民皆保険制度の国ではほかに例がありません。この制度の実施で起きることは極めて理不尽です。例えば、75歳の夫と68歳の妻が子供の医療保険の扶養家族になっているケースでは、おじいさんだけが健康保険の資格を奪われて後期高齢者医療制度に追いやられます。まるで家族一緒に暮らしていた母屋から75歳を過ぎたら無理やり離れに連れて行って閉じ込めてしまうようなものです。

このような制度をつくる理由について、舛添要一厚生労働大臣は、若者や壮年とは違う心身

の特性があると答弁しました。厚生労働省審議会は、75歳以上の後期高齢者の特性を治療に時間も手間もかかる、認知症も多い、いずれ死を迎えると規制しています。このような考え方で制度をつくれば、差別医療になってしまうのも当然です。ここに後期高齢者医療制度の深刻な問題が含まれていると思います。日本の社会は77歳で喜寿、88歳で米寿、90歳で卒寿、99歳で白寿と高齢を心から祝う社会であったはずです。戦後を必死に働いてきたお年寄りに対して、晩年になったら国から捨てられると感じさせる、そんな社会でいいのでしょうか。

国がこのような制度をつくろうとする背景には、医療費削減のねらいがあると思います。厚生労働省は、後期高齢者医療制度の導入などを決めた2006年度の医療法改悪法で医療費がどれだけ削減できるか試算しています。そのうち後期高齢者分は2015年には2兆円、2025年には5兆円の削減見込みとなっています。後期高齢者が医療費削減の狙い撃ちの対象になっていることは明らかです。厚生労働省の担当者も石川県の講演で、医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者がみずからの感覚で感じ取っていただくものだと言っています。私は、75歳まで長生きしておめでとう、きょうからは医療費の心配は要りません、というのが政治のあり方だと思います。財源を理由にして、高齢者の命をおろそかにする政治に未来はないと思います。

以上のような見地から私はこの議案に反対します。

○議長（大王英二君） 以上で討論を終了します。

それでは、採決をいたします。採決は分割して行い、議第32号、議第36号、議第39号の3件については、起立採決といたします。

お諮りをいたします。議第32号、議第36号、議第39号を除く議第33号から議第40号までの6件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第33号、議第34号、議第35号、議第37号、議第38号、議第40号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第32号をお諮りいたします。議第32号について厚生委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立多数。よって、議第32号は原案可決確定いたしました。

次に、議第36号をお諮りいたします。議第36号について厚生委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立多数。よって、議第36号は原案可決確定いたしました。

次に、議第39号をお諮りいたします。議第39号について厚生委員長報告どおり決するに賛成

の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立多数。よって、議第39号は原案可決確定いたしました。

=====

日程第15 議第41号から日程第19 議第45号まで

○議長（大王英二君） 次に、日程第15、議第41号から日程第19、議第45号までの5件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇） 経済建設委員会に付託をされました日程第15、議第41号から日程第19、議第45号までの5件について、審査の結果を報告いたします。

まず、議第41号人吉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてであります。これは企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づいて、梢山工業団地に企業が新たに進出した場合、敷地面積に対して緑地及び環境施設の面積率を緩和するために新たに条例を制定するものであります。

緑地の面積率は現行の「100分の20」から「100分の10以上」へ、環境施設の面積率では、現行「100分の25」から「100分の15以上」へ緩和されることとなりますが、適用されるのは梢山工業団地に限定をされます。

審査の過程で、企業立地面から緩和されても地域の環境問題としてはどうか、などの疑問も出されましたが、執行部から企業に有利な条例を制定することで企業立地の促進が図られたらよいとの考えが示されたところであります。

次に、議第42号人吉市農林道管理条例の制定についてであります。これは市が管理する農道や林道に関して、通行の制限、占用許可、占用料の徴収や金額などについて、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

対象となる農道は、753路線、総延長は208.326キロメートル、林道では17路線、42.544キロメートル、占用料の額、減免、納付等については市道占用料の徴収条例の規定を準用するものであります。

次に、議第43号人吉市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定は、中山間ふるさと・水と土保全基金の一部を取り崩し、関連事業の負担金に充てるため条例を改正するものであります。この保全基金条例は平成6年3月に制定され、基金の原資は900万円、その運用利息で住民が共同して行う土地改良施設の多面的な機能を良好に発揮させるため、活動を支援することになっています。しかし、利息だけでは活動に見合う金額にはなっていないのが現状であります。

一方、人吉市は19年度から農地・水・農村環境保全向上対策事業に取り組んでいますが、こ

の事業に対する市の負担金は20年度で219万3,000円であります。この事業は保全基金条例の目的に合致することから、条例を改正して基金の一部を市の負担金に充てようとするものであります。

審査の中で、基金を取り崩せば原資がなくなり、事業の継続が困難になる、との指摘もありましたが、執行部からはこの扱いは全国的な流れでもあり、市の財政からして差し当たって20年度はそうさせてほしい、との答弁でありました。

次に、議第44号人吉市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定については、農業情勢の変化に対応して、選挙によって選ばれる公選委員の定数を1名減員し、現行15名から14名にするものであります。市農業委員会の定数等検討委員会の検討結果に基づく改正案でもあります。なお、次の改選期はことし7月になっていきますので、そのときから適用されることとなります。

次に、議第45号人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、昨年4月町田市で起きた暴力団員による発砲事件を機に、暴力団員排除の機運が高まり、市営住宅の入居資格条件の中に「暴力団員でないこと」を新たに挿入すること、また、東間団地の建てかえにより住宅条例別表の戸数などの変更、同時に公の施設の位置の表示については、従来表示していましたが「小字」及び地番表示に「の」を記載しないことになりましたので、「小字」と「の」を削除するものであります。

以上、条例案件5件について審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第41号から議第45号までの5件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第41号、議第42号、議第43号、議第44号、議第45号は、原案可決確定いたしました。

=====

日程第20 議第2号

○議長（大王英二君） 次に、日程第20、議第2号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇） 日程第20、議第2号平成19年度人吉市一般会計補正予算（第6号）のうち、予算委員会に付託をされました第1条歳入歳出の補正（全款）、第2条地方債

の補正につきまして審査の結果を御報告いたします。

審査につきましては、総務・企画部、福祉生活部、経済部、建設部、教育部と各部ごとに詳細説明を受け、質疑応答を行っております。今回の補正につきましては、補正前の歳入総額149億7,645万円から2億3,521万4,000円を減額し、歳入総額を147億4,123万6,000円とするもので、歳入のほとんどが事業費の確定及び最終決算見込みによるものであります。

特徴としましては、市税のうち法人所得の大幅な落ち込みによる法人市民税の予算ベースで6,123万4,000円の減。このことは平成20年度当初予算にも影響しているとのことであります。

このほか、土木費国庫補助金のうち地方道路整備臨時交付金が大橋架け替え事業が最終年度を迎え、事業費を大幅に減額したことに伴う2億9,975万円の大規模な減や希望退職者の増に伴う退職手当債の1億6,850万円の追加などがなされております。

全議員での慎重審査の結果、全員異議なく全会一致で認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇） 日程第20、議第2号平成19年度人吉市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務文教委員会に付託をされました第4条債務負担行為の補正、及び歳出の総務部、企画部及び教育部関係につきまして、審査の結果を御報告いたします。

歳出予算の総額から2億3,521万4,000円を減額し、歳出予算の総額を147億4,123万6,000円とするものであります。

今回の補正の主なものにつきましては、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1億7,878万9,000円の増額は、2節給料の副市長退職等による減、3節職員手当の職員の希望退職などに伴う退職手当2億217万9,000円の増。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費387万5,000円の減額、1節報酬の外国語指導助手ALTの報酬及び3節職員手当の減であります。5項社会教育費、1目社会教育総務費、28節繰出金200万円の増額は、カルチャーパレス特別会計への繰出金の増。

12款公債費、1項公債費、1目元金740万6,000円の減額は、18年度発行の借入条件に据置期間を設けたことなどによる減であります。その他事業費の確定及び最終決算見込みによる補正、入札の残などによるものであります。

第4条債務負担行為の補正は、すべて変更でございまして、公用車リース料は入札・契約に伴う限度額の変更。また、第3次電算システム導入事業機器使用料、第2期及び住民基本台帳ネットワークシステム機器使用料の2件も契約に伴う限度額の変更でございまして。

審査の中で、委員から外国語指導助手ALTの指導成果と具体的な取り組みと子供たちの反応は、との質問に、ネイティブイングリッシュに接する機会を与え、触れ合うことが目的であ

り、教育効果としての子供たちの成果は数値測定を行っていない。また、来年度は早い時期にALTに触れさせることを検討しており、小学校へ多く配分する。それから、子供たちはALTの先生を非常に楽しみに待っている状況である、との答弁がありました。

そのほか、ALTの活用について、現状ではまだ物足りない。演習を入れるなど、最大限の効果をもたらすよう検討をしてほしい。堀合門の復元に際し、説明板が設置されているが、設置位置がおかしく、来訪者への配慮が足りないなどの意見が出されています。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

○議長（大王英二君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 日程第20、議第2号平成19年度人吉市一般会計補正予算（第6号）のうち、厚生委員会に付託されました予算につきまして審査の結果を報告いたします。

今回の補正は、主として事業費の確定や事務事業の決算見込みによるものでございまして、総務費の戸籍住民基本台帳費は、給料等人件費にかかる分200万円を減額するものでございます。

民生費は6,005万8,000円を減額するもので、内容は社会福祉費で介護保険特別会計繰出金848万1,000円の減額、介護サービス事業特別会計繰出金414万1,000円の増額、地域密着型サービス拠点施設整備補助金1,500万円の減額、児童福祉費で放課後児童健全育成事業補助金437万3,000円の減額、児童措置費の保育所運営負担金1,047万8,000円の減額などが主なものでございます。

衛生費は3,505万8,000円を減額するもので、内容は老人保健医療特別会計繰出金454万円の増額、人吉球磨広域行政組合負担金1,715万5,000円の減額などが主なものでございます。

繰越明許費の民生費の地域密着型サービス拠点施設整備補助金2,500万円は、改正介護保険法の施行に伴い、株式会社リュウ・マネジメントサービスを認知症対応型通所介護事業所に、つばめタクシー株式会社を小規模多機能型居宅介護事業者として地域密着型サービスの拠点として位置づけ、要介護者の様態や希望に応じ、サービス事業を実施することになりましたが、拠点施設のある新築工事が年度内に完了しないので繰り越すものとの説明がありました。

審査の過程において、委員から繰越明許費の地域密着型サービス拠点施設の概要についての質疑があり、執行部からどちらも西瀬、中原校区に整備される施設で、小規模多機能型施設は事業費2,997万7,000円、8月に申請を受け付けし、11月に工事入札されたが、工事に着工する段階で部屋数をふやすなど、設計変更が出てきたため、変更申請などの手続に時間を要し、2月に変更決定及び着工、4月1日に棟上げの予定である。認知症対応型施設は事業費は1,200万円、7月に申請受け付け、その後場所の変更などがあり、2月に変更決定及び工事入

札がなされたが、まだ着工に至っていないとの答弁がありました。

これに対し、委員から途中で設計変更が出てくるのは通常あり得ないことだ、最初の市の説明や申請受け付けが不十分だったのではないか。年度内に着工できる確約はあるのか、具体的な工期日程を示してほしい、などの意見があり、執行部からは3月に着工し、6月に完了するという事業者からの確約書と工期日程表の提出がありました。委員からは、計画どおり事業が進行するように、逐次事業者と協議をしながら指導・監督をしていただきたいとの強い要望がありました。

ほかに、委員から各種健康診断の受診率をきちんと出しながら指導していく必要がある。受診に対する意識啓発をしていただきたいとの意見がありました。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（大王英二君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇） 日程第20、議第2号平成19年度人吉市一般会計補正予算（第6号）の中で、経済建設委員会に付託をされました歳出予算6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費及び第2条継続費の補正、第3条繰越明許費について、審査の結果を報告します。

まず、第2条第2表継続費の補正は、球磨川架橋建設事業の変更で平成19年度における地方道路整備臨時交付金の配分枠の増額により、20年度に予定していた上部工工事を前倒しで行うための補正でありまして、19年度と20年度の年割額の変更と20年度が最終年度になりますので事業費の見直しを行い、総額で4,040万円の減額を行うものであります。第3条第3表の繰越明許費で6款1項農業費1,710万円は田代溝の改修工事が年度内に完了できなかったので繰り越すものであります。

8款2項道路橋梁費西間田地内第3号線の用地取得費345万7,000円と、人吉球磨広域行政組合受託事業200万2,000円は用地交渉、水道管移設、補償物件などで手間取り、年度内に完了できず繰り越すものであります。3項住宅費耐震改修促進計画策定業務委託料567万5,000円は耐震診断、改修計画、検討項目の設定などで手間取り、年度内に完了できず繰り越すものであります。4項都市計画費地方整備臨時交付金事業紺屋町南町線外1線の8,270万円は添架物設置の費用算定や補償交渉などに手間取り、年度内に完了できず繰り越すものであります。

次に、第1条歳出予算の明細について概略を報告いたします。まず、6款農林水産業費は598万7,000円を増額し、総額を5億3,303万2,000円とするものですが、その中で人事異動などによる人件費関係を除く主なものは次のとおりであります。1項農業費、3目農業振興費に26万7,000円の減額ですが、19節負担金補助及び交付金の中に、下球磨地区農業用廃プラスチック

ク類処理対策協議会負担金に11万7,000円の追加。農業制度資金利子補給費補助金46万6,000円の追加、不耕起乾田直播栽培普及推進事業奨励金を37万5,000円減額、生産調整対策推進奨励金を32万3,000円を減額しています。5目の農地費は55万5,000円の増額ですが、19節に川辺川総合土地改良事業組合負担金48万円があります。これは同組合の職員1名が3月末で退職されますので、退職金関係の追加負担が生じたものであります。

2項2目林業振興費は996万3,000円を増額し、総額1億451万3,000円とするものですが、その中で23節分収金の増として1,881万円があります。これは原田第3地区、西大塚下小野地区、西大塚第1地区の3分収林組合との契約終了に伴う公売の分収金であります。

7款商工費は124万8,000円を減額し、総額4億1,910万1,000円とするものですが、2目商工業振興費で40万8,000円の減額、3目観光費で2万円の減額、4目石野公園運営費で23万7,000円を減額していますが、いずれも決算見込みや補助金の見直しを行ったことによるものであります。

次に、8款土木費は4億575万4,000円の減額し、総額を20億9,533万5,000円とするものであります。その中で主なものは2項3目道路新設改良費を472万9,000円増額していますが、これは側溝整備や道路改良など7カ所の県営事業の負担金、用地購入の減額301万3,000円、補償費の減額13万1,000円は不用地となった分の減額であります。4目橋梁維持費36万円の減額、入札残による減額であります。5目橋梁新設改良費5,577万3,000円の増額補正の中には、15節工事請負費5,501万2,000円がありますが、これは先ほど継続費の補正で報告しました球磨川架橋の上部工工事を前倒して行うことになる補正であります。3項住宅費、1目住宅管理費262万2,000円の減額は耐震改修促進計画策定業務委託などの入札残、強制執行に伴う動産移転手数料などの不用額などであります。2目住宅建設費94万4,000円の減額は、火災警報器設置工事などの入札残であります。4項都市計画費、1目都市計画費総務費4,980万1,000円の増額は地方バス運行等特別対策補助金4,989万2,000円が含まれておりますが、これは産交バスが運行する29系統の赤字補充のための補助金であります。この補助金については以前からいろいろと議論をされてきましたが、今回も乗車率が悪い路線であっても切るに切れない状況にある。タクシー会社などとの契約による新しい地域交通体系ができないだろうかなどのいろいろな意見が出されたところであります。4目街路事業費5億2,571万3,000円の減額となっておりますが、その中で13節委託料1億17万2,000円の減額は大橋の添架物目隠しカバー設置委託料の減額、15節工事請負費2億1,734万9,000円の減額は、橋脚、橋台、護岸取崩しなどの工法変更による工事費の軽減であります。17節用地購入の減は3,495万3,000円ではありますが、22節の補償費1億7,112万4,000円の減額は19年度に予定していたものを20年度に先送りをしたための減額補正であります。

5項河川費、2目河川改良費1,358万2,000円の増額は19節負担金1,370万円が主なものであり、これは県営事業として行った草津川の護岸改修、中神地区の急傾斜地崩壊対策及び福川改

修に対する市の負担金であります。

11款災害復旧費では、3項1目道路橋梁災害復旧費に20万円の減額補正ですが、これは職員の時間外勤務手当の不用額であります。

委員会としましては、慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第2号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第2号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時8分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

=====

日程第21 議第3号

○議長（大王英二君） 次に、日程第21、議第3号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇） 総務文教委員会に付託をされました日程第21、議第3号平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第4号）につきまして、審査の結果を御報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,581万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは1款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料500万円の減額はカルチャーパレス使用料の減であります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金200万円の増額は一般会計からの繰入金でございます。

歳出の主なものは、2款事業費、1項事業費、1目文化振興費40万円の減額は自主文化事業委託料の入札による減であります。3款予備費の240万円の減額は、最終見込みによる減であります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第3号について、総務委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第3号は、原案可決確定いたしました。

=====

日程第22 議第4号から日程第28 議第11号まで

○議長（大王英二君） 次に、日程第22、議第4号から日程第28、議第11号までの7件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第22、議第4号から日程第28、議第11号までの7件について、審査の結果を報告いたします。

議第4号平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出をそれぞれ4,902万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を50億4,144万7,000円とするものでございます。

歳入の内容は、国・県支出金及び交付金の決定などに伴うもので、療養給付費等国庫負担金の現年度分2,066万8,000円の減額、退職被保険者等療養給付費等交付金9,598万3,000円の減額、保険財政共同安定化事業交付金3,366万6,000円の増額などが主なものでございます。

歳出の内容は、保険給付費の決算見込みなどによるもので、退職被保険者等療養給付費5,697万4,000円の減額、予備費1,762万7,000円の増額などが主なものでございます。

審査の過程において、委員からカード型になった保険証が薄いという声を聞くが、何か検討はされているのか、との質疑があり、執行部から現在使用している印刷機で印刷できる最高の厚さの紙質を使用している。紛失した場合は即日発行しており、しばらくは今の紙質で対応したい、との答弁があり、委員からシステム上の問題もあると思うが、今後の検討課題としてのほしい、との意見がありました。

ほかに、鍼灸マッサージ券の利用実績などについて質疑がありました。

次に、議第5号平成19年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出をそれぞれ1億899万8,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億4,231万8,000円とするものでございます。

歳入におきましては、老人医療費にかかる支払基金交付金、国・県支出金の増額、歳出にお

きましては老人医療費給付費の増額が主なものでございます。

次に、議第6号平成19年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、5件の貸付予定に対し実績が2件になったことにより、歳入歳出をそれぞれ472万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ667万6,000円とするものでございます。

なお、この特別会計は、議第36号が可決されたことにより、今年度をもって廃止され、今後の償還は一般会計に引き継がれることとなります。

審査の過程において、委員から現在残っている貸し付けの件数及び金額についての質疑があり、執行部から件数が28件、金額が1,650万円、との答弁がありました。

次に、議第7号平成19年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出をそれぞれ4,847万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億3,147万4,000円とするものでございます。

歳入におきましては支払基金交付金の介護給付費交付金2,567万5,000円の減額、県負担金の介護給付費負担金743万8,000円の減額、一般会計繰入金の介護給付費繰入金512万5,000円の減額、雑入の地域支援事業徴収金603万円の減額などが主なものでございます。

歳出におきましては、保険給付費の施設介護サービス給付費4,100万円の減額、地域支援事業費の介護予防特定高齢者施策事業費1,148万3,000円の減額、予備費1,136万7,000円の増額などが主なものでございます。

次に、議第8号平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出をそれぞれ214万7,000円減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3,832万8,000円とするもので、内容は事業費の最終見込みによるものでございます。

次に、議第9号平成19年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）は、水道料金収入及び事務事業費等の決算見込みによるもので、収益的収入及び支出におきましては給水収益の水道料金334万8,000円の減額、配水及び給水費の路面復旧費320万円の減額、減価償却費588万6,000円の増額が主なものでございます。

資本的収入及び支出におきましては、建設改良費、構築物費の一般改良費569万5,000円の減額となっております。内訳は、実施設計や施設の点検調査業務委託料の減額410万1,000円、茂ヶ野水源地保護地購入の減額159万4,000円となっております。茂ヶ野水源地保護地購入の減額の理由として、12月補正で用地購入費560万円を計上したが、その後用地取得室との具体的な協議段階で、租税特別措置法の特別控除は、地権者1名について1回の適用しか受けられず、同一地権者が複数年にまたがって土地譲渡をした場合、税控除の面で不利益を生じるとの指摘があったことから、購入予定を変更したとの説明がありました。

審査の過程において、委員から用地購入においては、税の問題など十分な事前調査を行った上で予算を計上すべきだ。一たん補正で認めたものを簡単にまた変更できるのか。今後このようなことがないように、関係各課と事前協議を十分にさせていただいた上で議会に提案していた

だきたい、との意見がありました。

次に、議第11号平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出をそれぞれ2,965万6,000円増額し、歳入歳出の総額それぞれ27億1,147万2,000円とするものでございます。

今回の補正は事務事業の決算見込みによる精算に伴うものが主なもので、歳入におきましては事業費負担金320万2,000円の増額、下水道使用料1,216万5,000円の減額、繰越金3,767万3,000円の増額。歳出におきましては事業費486万3,000円の減額、維持管理費891万2,000円の減額、予備費4,433万6,000円の増額などが主なものでございます。

審査の過程において、下水道運営審議会が平成17年度から19年度の3年間開催されていなかったという説明に対し、委員から審議会の委員の任期は2年間なのに3年間も開催されなかったのは条例に反するのではないかと。委員の委嘱もしていないのに委員報酬を計上しているのもおかしい、どういう認識を持っているのか、との質疑があり、予算を計上していたのは19年度中に審議事項が発生し、委嘱をしなければならないことに備えて当初予算に計上していた。今後は切れ目なく委嘱を行い、いつでも審議していただけるような状態にしていきたい、との答弁がありました。さらに委員から、昨年の予算審議の中でも下水道運営審議会のあり方について意見を言っていたはず、委員からの意見を真摯に受けとめていない。委員会の審議についてきちんと報告ができるような体制をとっていただきたい、との強い要望がありました。

以上7件、審査の結果、いずれも全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第4号から議第11号までの7件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号、議第9号、議第11号は、原案可決確定いたしました。

=====

日程第29 議第12号から日程第31 議第14号まで

○議長（大王英二君） 次に、日程第29、議第12号から日程第31、議第14号までの3件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第29、議第12号から日程第31、議第14号までの3件について審査の結果を報告いたします。

まず、議第12号平成19年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ7万3,000円を追加し、予算の総額を27万3,000円とするものであります。歳入では、財政調整基金の運用利息6万9,000円、前年度繰越金4,000円を追加し、歳出では基金積立金に7万円、予備費に3,000円を追加するものであります。

次に、議第13号平成19年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出にそれぞれ25万6,000円を追加し、予算総額をそれぞれ969万円とするものであります。歳入明細では前年度繰越金の25万6,000円、歳出明細では予備費に25万6,000円の追加補正となっています。

次に、議第14号平成19年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ3,046万4,000円を追加し、予算総額をそれぞれ3,418万9,000円とするものであります。歳入明細では人吉球磨地域交通体系整備基金の運用利息42万5,000円、整備基金繰入金3,003万9,000円、歳出明細では整備基金積立金に42万4,000円、球磨川鉄道に補助する鉄道経営対策事業費補助金として3,004万円となっています。

審査の中で、球磨川鉄道の経営状況や乗客の動向、さらには基金の状況などについて多くの質問や意見が出されました。乗客の面からみますと少子化の影響で年々通学高校生の利用が減少するとともに、一般乗客の利用も減少しており、運賃収入が伸びないため赤字営業の繰り返しとなっております。その赤字を補てんする整備基金の残高は19年度末で総額3億7,379万7,862円になる見込みであります。その中で赤字補てんのために取り崩しができる基金の残高は1億8,502万1,314円であります。ことしのペース3,000万円で赤字補てんを続けるならば6年後は取り崩しのできる基金は底をつくこととなります。そうならないためにも球磨川鉄道の経営計画の見直しを柱とする早急な対応策を図るべきではないか、との意見が強く出されたところであり、球磨川鉄道の社長を兼務されます田中市長に対して、このことを強く要望しておきたいと思っております。

以上の3件について審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第12号から議第14号までの3件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第12号、議第13号、議第14号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時46分 休憩

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

=====

日程第32 議第15号

○議長（大王英二君） 次に、日程第32、議第15号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇） 日程第32、議第15号平成20年度人吉市一般会計予算のうち、予算委員会に付託をされました第1条歳入予算（全款）、第2条地方債、第3条一時借入金、第4条歳出予算の流用につきまして審査の結果を御報告いたします。

審査につきましては、19年度最終補正予算同様、総務・企画部、福祉生活部、経済部、建設部、教育部と各部ごとの詳細説明を受け、質疑応答を行いました。

予算の概要ですが、歳入総額を134億8,746万6,000円とするもので、特徴としまして市税が、19年度は税制改正に伴い個人所得が18年度決算と比較し増加している。しかし、20年度は団塊の世代の退職等に伴う就労人口及び給与所得の減により大幅に落ち込むと予想されることや、法人市民税が法人所得の落ち込みにより19年度最終調定額が落ち込んだことから、19年度当初予算と比較して1億8,919万1,000円の大幅な減となります。

また、国庫補助金では大橋架け替え事業が終了したことに伴い、地方道路整備臨時交付金が前年度と比較し6億1,934万8,000円の大幅な減となる。そして、歳入不足を補うため減債基金1億円、地域福祉助成基金1億1,186万2,000円を取り崩しというものであります。全議員での慎重審査の結果、賛成多数で認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇） 総務文教委員会に付託をされました、日程第32、議第15号平成20年度人吉市一般会計予算のうち、総務文教委員会に付託をされました、歳出の総務部、企画部及び教育部関係につきまして、審査の結果を御報告いたします。

歳出予算の総額を134億8,746万6,000円とするものでありまして、総務部、企画部及び教育部関係予算として47億482万4,000円が計上されております。

主なものとしましては、まず2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費8億1,553万8,000円で、前年度と比較して5,774万9,000円の減。これは定年退職者の減に伴う退職手当の減などによるものであります。

9 節旅費1,163万7,000円は、国際交流推進事業として実施をいたしますポルトガル、アルカーセル・ド・サル市との青少年交流に向けた訪問団の派遣旅費などであります。

19 節負担金・補助及び交付金803万3,000円は、古仏頂町公民館新築工事に対する地区公民館施設整備費補助金200万円、ひとよし大橋開通記念大綱引大会補助金100万円などであります。

24 節投資及び出資金280万は、公営企業金融公庫の廃止に伴い、新たに新機構を立ち上げるための資本金を、全地方自治体で出資する地方公営企業等金融機構出資金であります。

2 項徴税费、2 目賦課徴収費、13 節委託料1,574万9,000円は、21年度の評価がえに伴う固定資産土地評価業務委託料などであります。

4 項選挙費、2 目農業委員選挙費511万2,000円は、農業委員改選に伴う選挙の投票及び開票に要する経費であります。

次に、9 款消防費、1 項消防費、1 目消防総務費4億1,096万5,000円で、前年度と比較して651万7,000円の減。これは人吉下球磨消防組合負担金の減などによるものであります。

3 目消防施設費2,813万8,000円は、15 節工事請負費に防火水槽築造工事費3基分1,500万円、18 節備品購入に年次計画による小型動力ポンプ購入経費621万6,000円、19 節負担金・補助及び交付金に熊本県防災情報ネットワーク整備事業負担金102万3,000円などであります。

次に、10 款教育費10億5,564万1,000円は、前年度と比較しまして8,387万3,000円の減。これは堀合門復元工事、弓道場建設工事が終了したことによる減額や、体育施設を指定管理へ移行したことによる減額などによるものであります。

主なものとして、1 項教育総務費、2 目事務局費1億4,841万6,000円は、前年度と比較して2,393万2,000円の増、主に特別支援教育支援員7名分の報酬等による増額であります。

その他2 項小学校費、3 目学校建設費1億101万9,000円は、13 節委託料に西瀬小学校耐震補強工事設計業務と、大畑小学校床改修工事設計業務の委託料388万9,000円、15 節工事請負費に東小学校及び西小学校屋内運動場耐震補強工事費9,713万円であります。工事期間は7月下旬から9月下旬までを予定をされております。

5 項社会教育費、2 目公民館費、12 節役務費182万円、「幸福（しあわせ）追求人間学講座」にエジプト考古学者吉村作治氏の講演会講師派遣手数料などであります。

5 目文化財保護費、13 節委託料1,131万円は、史跡人吉城保存整備事業（補助事業）で、御館（みたち）跡整備工事実施設計委託料及び人吉城歴史館特別展示等に要する経費であります。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費、19 節負担金・補助及び交付金1,753万5,000円は、人吉市体育協会補助金812万8,000円、ひとよし春風マラソン実行委員会補助金430万円のほかに、新たに5月3日、4日開催予定の「日本百名城人吉お城まつり」に合わせて開かれる、「おどんな日本一」武道大会実行委員会補助金300万円などであります。

2 目体育施設費6,675万4,000円は、13 節委託料の体育施設指定管理料などであります。

7 項学校給食センター費、1 目学校給食センター運営費、13 節委託料8,697万3,000円は、債

務負担行為による給食調理業務委託料や給食配送などの委託料であります。

審査の中で委員から、国際交流推進事業の概要と選定の理由はとの質問に、青少年交流を主体に、姉妹都市も視野に入れたもので、今回は事前調査のために3名分の旅費であり、アルカーセル・ド・サル市の選定経緯は、財団法人自治体国際化協会からの紹介やポルトガル日本大使の原氏が田中市長と知り合いであることなどもあり、紹介をいただいた幾つかの市の中から、本市と交流するに当たり規模など差がないところということでこれまで候補として進めてきた。

また、熊本県防災情報ネットワーク整備事業負担金はとの質問に、県防災情報ネットワーク整備として、県庁と振興局に整備されている熊本県情報ギガハイウェイを利用し、市町村への情報伝達が迅速かつ的確に行われるよう新たに防災情報システムを整備するもの。事業費総額約3億5,000万円のうち、市町村設備費9,618万2,000円の2分の1を市町村で負担するもので、それぞれ1市町村102万3,000円となるとの答弁がありました。

教育部関係では、特別支援教育支援員は特別な資格が必要かとの質問に、法的には特定に資格が必要とはなっていないが、本市教育委員会では原則教員免許を有する者としている。

また、学力検査委託を実施しない理由はとの質問に、たくさん実施してるテストの中で、標準化されたものが小学校で必要か再検討を行った。標準化されたと言いながら、全国すべての学校が参加しているわけではなく、大都市ではほとんど参加していない状況での標準化の業者テストであるためとりやめるものとの答弁がありました。

そのほか人吉城歴史館の特別展の内容の開催時期はとの質問に、春季展を丸目蔵人佐（まるめくらんどのすけ）展とし4月中旬から6月中旬まで、秋季展を相良氏入国810年記念特別展として11月中旬から21年1月中旬まで実施する。

また、「おどんな日本一」武道大会概要と参加者の見込み数はとの質問に、全国少年剣道大会は、小・中学生を対象に11クラスに分かれ、三の丸において野試合形式で実施。参加者200から300人を見込んでいる。

「おどんな日本一」弓取り大会は、木山ノ瀨付近で球磨川下りの船をお借りし、的を立てそれを射るという実戦さながらの演舞を披露するものとの答弁がありました。

そのほかの意見と要望として、教材等備品購入費や図書等購入費などの予算の充実を図ってほしい。体育施設を指定管理へ移行したことに伴い、カルチャーパレスとスポーツパレスの管理区分を明確にしておくべき、などが出されております。慎重審査の結果、賛成多数で認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 日程第32、議第15号平成20年度人吉市一般会計予算のうち、厚生委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

総務費の戸籍住民基本台帳費では7,728万円が計上されており、前年度予算額と比較しまして2,544万8,000円の減となっておりますが、減額の主な理由は、戸籍電算システム機器の5年間のリース期間が平成19年度で終了し、リース料が2,972万2,000円から10分の1の297万円に減額されたことによるものでございます。

次に、民生費では、47億8,205万7,000円が計上されており、前年度予算額と比較しまして6億8,888万7,000円の増となっております。

新規予算の主なものとして、地域福祉計画策定委員報酬13名分に14万4,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金に1億1,742万円、就労促進指導員報酬1名分に127万9,000円、後期高齢者健康診査事業委託料に1,457万円8,000円などが計上されております。

ほかに増額の主なものとして、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金が前年度より3億3,502万5,000円の増額、国民健康保険事業特別会計繰出金は、法定繰出金のほか、国保財政安定化支援策、国保税率改定における上昇率緩和策として1億5,000万円を繰り出すこととされております。

また、乳幼児医療費助成の制度拡充に伴う経費として、800万円の増額、児童手当が昨年、3歳児まで第1子、第2子についても5,000円から1万円に改定されたことに伴う経費等が2,894万円の増額となっております。

また、生活保護費の扶助費では、医療扶助費の伸びなどの理由で5,909万3,000円の増額となっております。

次に、衛生費では、14億1,655万2,000円が計上されており、前年度予算額と比較しまして4億161万5,000円の減となっております。減額の主な理由は人件費の減によるものでございます。

4目健康増進費は、老人保健法から健康増進法に変更になったことにより、老人保健費から健康増進費に勘定科目を変更するもので7,302万9,000円が計上されております。妊婦一般健康診査委託料は、健診回数を2回から5回にふやしたことにより471万2,000円の増額となっております。

次に、労働費のシルバー人材センター費では、前年度予算額と比較しまして100万円減の1,441万円が計上されております。減額の理由はシルバー人材センター補助金の減によるものでございます。

審査の過程において、委員から産業健康福祉まつりの開催予定について質疑があり、執行部から産業祭と健康福祉まつりを分け、社会福祉協議会の福祉まつりとあわせて開催するという考えもあるが、まだ協議中であるとの答弁があり、委員から、社協の福祉まつりは日程がもう決まっているので、時期や場所について疑問に思うところもある。早目に協議をし、市民にも

周知がいくようにしてほしいとの意見がありました。

また、委員から地域福祉計画策定委員の選定について、審議会の委員はあて職が多いので3分の1程度は公募するなど、幅広い市民の意見を聞くような体制をつくっていただきたいとの要望がありました。

また、委員から後期高齢者医療広域連合負担金の内訳についての質疑があり、執行部から、広域連合の人員費相当分が779万円、レセプト点検委託分が783万3,000円、療養給付費等に当たる市の負担金が3億2,874万1,000円との説明がありました。

さらに、委員から保育園への保育料徴収に対する報償費について、いろんな報償制度を廃止してきている経緯の中で、市民の理解を得られるようなものに検討してほしいとの意見があり、執行部から、現在見直しをしており、例えば委託料としてもっと徴収率を上げていただいたときに支給するなど検討しているとの答弁がありました。

ほかに、委員から市有墓地の無縁墓地整理の進捗状況について質疑があり、市民からの相談もあるので、迅速な処理をお願いしたいとの要望がありました。審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（大王英二君） 次に、経済建設委員長長の報告を求めます。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇） 日程第32、議第15号平成20年度人吉市一般会計予算のうち、経済建設委員会に付託されました5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費について、審査の結果を報告します。

まず、5款労働費の1,620万円の中には、人吉球磨能力開発センターへの補助金170万円があります。

6款農林水産業費は、総額3億8,703万8,000円ですが、その中で1項1目農業委員会費5,179万2,000円の中に農業委員の作業服購入費30万円が含まれています。

3目農業振興費総額で7,054万9,000円、その中で19節負担金・補助及び交付金5,139万3,000円の中には農業活性化対策事業補助金900万円、産業・健康・福祉まつり実行委員会補助金250万円、食育活動推進事業補助金80万円、12地区団体に対するほ場整備事業償還金補助金2,754万5,000円などが主なものであります。

4目畜産業費は、490万1,000円、その中に優良子牛保留奨励事業補助金が200万円、受精卵移植推進協議会補助金が105万円などが主なものであります。

5目農地費は、4,150万8,000円、その中で13節委託料300万円は、川辺川総合土地改良事業地区実証展示ほ調査委託料、水路設計業務委託料であります。19節負担金の中に川辺川総合土地改良事業組合負担金541万5,000円がありますので、今後の同組合の運営をどうするのかの質問に対して、20年度は職員体制現行6人体制を3人体制とする。残りの3人のうち2人はあさ

ぎり町と多良木町に出向する。1名は退職となる。20年度以降の活動については、相良村の選挙が終わった後、協議して結論を出すとの答弁がありました。

2項2目林業振興費は、4,829万1,000円、13節委託料1,749万3,000円は、有害鳥獣駆除事業委託料、下刈り業務委託料など5件の委託料であります。18節備品購入費240万円は、四輪駆動公用車の買い換え、森林整備地域活動支援事業交付金1,263万4,000円などがあります。

3項水産業費、1目水産業振興費の100万円は、球磨川漁協協同組合に対する補助金ですが、近年アユがとれないという釣り客の不評の中で補助効果があっているのか、他町村の補助金はどうなっているのかなど、かなりの質疑があったところであります。

次に、7款商工費は、4億1,472万6,000円、その中で1項2目商工業振興費に2億7万円、その中に熊本県物産振興協議会負担金を初め10件分の負担金174万5,000円、建築木工まつりを初め10件分の補助金1,992万5,000円、中小企業安定資金貸付預託金外2件分で1億7,500万円などが主なものであります。

3目観光費6,239万4,000円、12節役務費に1,221万9,000円の中に、テレビスポット広告などに1,200万円、花火大会委託料など13件の委託料に693万9,000円、熊本県観光連盟負担金を初め9件分が3,579万7,000円、人吉温泉観光協会補助金を初め8件分の補助金2,495万円などがあります。

次に、8款土木費は、総額16億8,853万2,000円となっておりますが、1項1目土木総務費は9,234万9,000円、人件費のほか、加盟する13団体への負担金68万7,000円があります。

2項1目道路橋梁総務費7,276万5,000円には、人件費のほかに人吉市私（わたくし）道等整備補助金80万円があります。

2目道路維持費2,662万円、市道草刈り委託料外2件の委託料に475万円、道路維持補修工事費に2,000万円となっております。

3目道路新設改良費2億6,135万7,000円、この中には下林南願成寺線道路改良工事外14路線の道路改良費に2億1,855万6,000円が主なものであります。

5目橋梁新設改良費9,251万8,000円、その中の15節工事請負費6,000万円は球磨川架橋の上部工事、伸縮装置や舗装、堤防部分への取り付け工事の工事費であります。

6目交通安全対策費900万円は交通安全関係の各種工事であります。

3項1目住宅管理費は、5,624万6,000円、その中で13節委託料793万3,000円は浄化槽維持管理業務委託料外3件分の委託料であります。15節工事請負費820万6,000円は、一二三ヶ迫団地1棟、屋上防水改修工事が主なものであります。

2目住宅建設費は、6,490万6,000円、その中で15節工事請負費3,280万8,000円は、鶴田団地外3団地、236個の火災警報器設置工事と、立野団地外壁改修工事であります。市営住宅の火災警報器装置はこれで終了したことになります。

4項1目都市計画総務費に4億6,249万3,000円の中では、公共下水道事業特別会計への繰出

金4億円が主なものであります。

2目公園管理費に7,912万円の中で、13節委託料7,500万円は公園街路樹維持管理委託料外3件分の委託料であります。

3目公園整備費で68万4,000円、城本公園の公園灯取りかえ工事があります。

4目街路事業費に4億5,733万3,000円、その中で15節工事請負費1,000万円は、南町、元ジブラルタ生命保険前の道路改良工事費であります。17節の3,700万円と22節の3億7,200万円の補償費は、新町側未買収地の用地代と建物補償費であります。

5項1目河川総務費に1,293万9,000円、その中で13節委託料1,269万7,000円は河川管理、山田川河川公園管理、矢黒川しゅんせつ業務などの委託料であります。2目河川改良費1,000円は存目予算であります。

11款災害復旧費の中で、農業用施設災害復旧費1万9,000円、林業施設災害復旧費4,000円は、旅費及び存目予算であります。

3項1目道路橋梁災害復旧費22万9,000円の中では、時間外勤務手当20万円が主なものであり、2目公営住宅、3目公園施設、4目街路、それぞれの災害復旧費は存目予算であります。

委員会としては、慎重審議の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの各委員長報告に対して質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。採決は起立採決といたします。議第15号について、各委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立多数。

よって、議第15号は、原案可決確定いたしました。

=====

日程第33 議第16号

○議長（大王英二君） 次に、日程第33、議第16号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇） 総務文教委員会に付託をされました、日程第33、議第16号平成20年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算につきまして、審査の結果を御報告をいたします。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,511万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料2,701万4,000円はカルチャーパレス使用料等で、前年度比較257万5,000円の減。3款繰入金、1項一般会計繰入

金、1目一般会計繰入金5,570万円は一般会計からの繰入金で、前年度比較510万円の減。

5款諸収入、2項雑入、1目雑入239万9,000円は、自主文化事業入場料や地域芸術文化環境づくり支援事業費助成金などでございます。

歳出の主なものは、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料2,872万7,000円は、清掃・設備保守点検、建物等定期検査等などの委託料、15節工事請負費134万4,000円は、空気調和設備改修工事、2款事業費、1項事業費、1目文化振興費340万3,000円は自主文化事業関係経費などでございます。

審査の中で委員から、特殊建築物等定期検査委託料とはだれがどの建物を検査するのかとの質問に、一級建築士により、3年に一度、法的に行われるものである。また、大ホールでの車いすの方の観覧場所をもう少し前に配置できないかとの質問に、現施設では現在の場所以外の配置は困難であるとの答弁がなされました。慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第16号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第16号は、原案可決確定いたしました。

=====

日程第34 議第17号から日程第40 議第23号まで

○議長（大王英二君） 次に、日程第34、議第17号から日程第40、議第23号までの7件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第34、議第17号から日程第40、議第23号までの7件について、審査の結果を報告いたします。

議第17号平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ49億5,596万9,000円とするものでございます。総額で前年度予算額と比較しまして4,102万7,000円の減額となっております。総額では大きな変動はありませんが、国保税の条例改正、後期高齢者医療制度及び特定健診の開始などにより、勘定科目の内容変更がしております。

歳入の主なものは、医療費分と介護納付金分に、新年度から新たに後期高齢者支援金分を合わせた、一般と退職被保険者国民健康保険税が10億4,794万1,000円となっております。

歳入全体に占める国保税の割合は21.2%となっております。

また、5款の療養給付費等交付金は、退職被保険者対象者が65歳までになったことにより、7億8,872万7,000円の大幅な減額となっております。

6款前期高齢者交付金は、新規でございまして、前期高齢者の医療費を各保険者間で財政調整を行うことによる交付金で、11億5,683万5,000円が計上されております。また、基金繰入金では基金取り崩しによる3,000万円が計上されております。

歳出の主なものは、2款保険給付費の一級被保険者療養給付費が前年度より9億7,808万4,000円の増、退職被保険者等療養給付費が8億7,279万7,000円の減となっております。

また、新規としまして3款後期高齢者支援金等の5億142万7,000円、4款前期高齢者納付金等に122万7,000円、8款保険事業費の特定健康診査等事業費に2,764万円が計上されております。

審査の過程において、委員から新年度から新たに始まる特定健診について、健診率が低いとペナルティーがあるのかとの質疑に対し、執行部から、5年間で健診率が65%に達しないと、国保から出す後期高齢の部分が増えることになる。20年度から徐々に健診率を上げていくということで受診勧奨をやっていくとの答弁がありました。

委員から、国の情報等を早く取り入れ、住民の方が理解を得られるような取り組みをお願いしたいとの意見がありました。

また、委員からはり・きゆう・マッサージ券は、後期高齢者の方には支給が廃止されるが、市長は限度額を引き下げても支給したいと答弁されている。どのように検討されているのかとの質疑があり、執行部から、支給を検討したが福祉生活部の予算が大幅に伸びていることなどから、今回は様子を見ることになった。利用者を精査し、何とか実現できるようにしたいと考えているとの答弁がありました。

ほかに、今後の医療費の見込み、前期高齢者交付金の内容などについて質疑がありました。

次に、議第18号平成20年度人吉市老人保健医療特別会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ4億2,857万4,000円とするものでございます。総額で前年度予算額と比較しまして37億5,608万3,000円の減額となっております。これは後期高齢者医療制度の開始に伴い、後期高齢者医療特別会計に会計が移行されることによるものでございます。老人保健医療特別会計は、医療費の精算が完了するまでの2年間は存続することになります。

次に、議第19号平成20年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算は、後期高齢者医療制度の開始に伴い新設された特別会計でございまして、歳入歳出の総額をそれぞれ4億5,750万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料に特別徴収と普通徴収合わせて3億4,007万9,000円が計上されております。

3款繰入金は、事務費の繰入金と、国民健康保険と同様に保険料の軽減された分を県と市で負担する保険基盤安定繰入金で、総額1億1,741万9,000円が計上されております。

歳出の主なものは、1款総務費の一般管理費に、電算システムの保守委託料や保険証送付のための郵便料など357万7,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金に、熊本県後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料と保険基盤安定負担金4億5,286万3,000円が計上されております。

次に、議第20号平成20年度人吉市介護保険特別会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ31億3,528万9,000円とするものでございます。総額で前年度予算額と比較しまして3,678万9,000円の増額となっております。

歳入の主なものは、65歳以上の第1号被保険者保険料に5億4,488万1,000円が計上され、前年度と比較しまして829万7,000円の減額となっております。

歳出の主なものは、2款保険給付費、介護サービス等諸費に25億6,285万4,000円が計上され、前年度と比較しましてほぼ横ばいとなっております。介護予防サービス等諸費は、1億2,721万1,000円が計上されており、前年度と比較しまして4,952万1,000円の増となっておりますが、これは平成18年度の制度改正により新設された要支援2に該当する方が、19年度は経過的要介護として、介護サービス等諸費の方に計上されていたことによるものでございます。

次に、議第21号平成20年度人吉市介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ3,491万9,000円とするもので、総額で前年度予算額と比較しまして361万9,000円の減額となっております。減額の理由は、要支援1、要支援2の利用者が減少傾向にあることによるものでございます。

次に、議第22号平成20年度人吉市水道事業特別会計予算は、収益的収入予定額は5億7,966万2,000円、収益的支出予定額は5億1,641万9,000円となっております。

また、資本的収入予定額は3,450万1,000円、資本的支出予定額は2億8,879万7,000円、収支の不足額は収支調整金、損益勘定留保資金、繰越利益剰余金で補てんすることになっております。

平成20年度に予定されております建設改良工事は、一般改良工事が瓦屋町配水管改良工事外10件、負担金工事が配水管移設に伴う工事が4件ほど、起債対象工事が上原田町配水管工事外1件予定されております。

また、茂ヶ野水源地保護地購入に711万円が計上されており、これは昨年に引き続き用地購入を行うもので、筆頭地権者7名、13筆分の2万3,698平米の用地購入が予定されております。

審査の過程において委員から、水道事業の職員数や業務形態、旧水道局庁舎の維持管理費などについての質疑があり、執行部から、維持管理費用は19年度の見込みで、警備業務の委託料が37万8,000円、電気料が65万1,917円、浄化槽の清掃が11万181円、合計で114万98円との答弁がありました。

委員からは、上水道と下水道を統合した効果が見えない、一般質問の中で全庁的な機構改革の見直しも答弁されているので、旧庁舎にもどれだけの負担があるのかを相対的に検討しながら、今の業務のあり方でいいのかどうか、水道局自身で効果的な業務のあり方を協議され、よ

りよい方向を20年度中に見出していただきたいとの要望がありました。

次に、議第23号平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ19億5,836万4,000円とするものでございます。総額で前年度予算額と比較しまして3億6,000万4,000円の増額となっております。

地方債について、公的支援保障金免除繰上償還借換債は6.05%から6.6%の4本を借りかえるもので、4億3,980万円が計上されております。

借りかえたことによる今後の利子に対する影響額は1億214万5,000円が見込まれております。公営企業借換債は5.4%と5.3%の2本を借りかえるもので7,720万円が計上されており、借りかえるによる影響額は9,160万円が見込まれております。

歳入におきましては、事業費負担金に911万1,000円、下水道使用料に6億4,180万8,000円などが見込まれております。

歳出におきましては、下水道管渠工事設計委託料など事業費の委託料に1億3,994万9,000円、管渠築造工事などの工事請負費に8,270万円、人吉浄水苑等運転管理業務委託、汚泥運搬処分業務委託、下水道使用料徴収業務委託など、維持管理費の委託料に2億1,850万3,000円などが主なものでございます。維持管理費については前年度と比較して1,944万2,000円の減となっており、これはこれまで単年度契約を行ってきた浄水苑等の運転管理業務について、性能発注による複数年契約を柱とした包括的民間委託に移行することなどに伴い減額となっているとの説明がありました。

審査の過程において、委員から人吉浄水苑と運転管理業務委託について、包括的民間委託にした場合、従前の委託料との比較について質疑があり、執行部から、3年間で2,000万円から2,500万円、単年度で700万円から800万円の経費節減ができると考えている。包括的民間委託の最大の目的は経費削減で、これにより下水道事業の経営を健全化していきたいとの答弁がありました。

これに対し、委員から委託する中で修繕等に多額の経費が必要になるときもあるかと思うが、業者に対してきちんと技術指導ができるように水道局内部でも技術向上に努められるようお願いしたいとの意見がありました。

また、委員から市道への公共下水道設置及び下水道共同排水設備助成規則について、制定してから20年以上経過していることもあり、今の社会情勢に合った内容を内部で検討し、下水道運営審議会に諮問した上で見直しをやっていただきたいとの要望がありました。

以上7件、審査の結果、いずれも全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。採決は分割して行い、議第17号及び議第19号

については起立採決といたします。

お諮りをいたします。議第17号及び議第19号を除く議第18号から議第23号までの5件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第18号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号は、原案可決いたしました。

次に、議第17号をお諮りいたします。議第17号について、厚生委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立多数。

よって、議第17号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第19号をお諮りいたします。議第19号について、厚生委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立多数。

よって、議第19号は、原案可決確定いたしました。

=====

日程第41 議第24号から日程第43 議第26号まで

○議長（大王英二君） 次に、日程第41、議第24号から日程第43、議第26号までの3件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました、日程第41、議第24号から日程第43、議第26号までの3件について、審査の結果を報告いたします。

まず、議第24号平成20年度人吉市国民宿舎特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25万5,000円とするものでありますが、歳入では行政財産使用料の1万6,000円、基金運用利息5万6,000円、前年度繰越金18万円などがあります。

歳出では、建物共済保険料1万2,000円、基金積立金5万7,000円、予備費18万6,000円であります。

次に、議第25号平成20年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40万3,000円とするものでありますが、歳入は繰越金の40万円、歳出は旅費の7,000円、予備費の39万2,000円、あとはすべて存目予算となっています。

次に、議第26号平成20年度人吉市球磨地域交通体系整備特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ383万1,000円とするものでありますが、歳入では基金の運用利息382万6,000円、雑入の3,000円、歳出では基金積立に383万円が主なものであります。

以上3件について、審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第24号から議第26号までの3件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第24号、議第25号、議第26号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後3時 休憩

午後3時48分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで時間の延長をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時49分 休憩

午後4時30分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

傍聴者の皆様には大変御迷惑をかけております。書式等々の整理がありましたので、大変申しわけございませんが時間がかかったことをおわび申し上げます。

=====

日程第44 議第47号

○議長（大王英二君） では、次に、日程第44、議第47号を議題といたします。

この採決については、会議規則第78条第1項の規定により、仲村勝治議員外6名から、記名投票による表決、また、笹山欣悟議員外7名から無記名投票による表決の要求書が提出されております。

よって、いずれの方法によるかを会議規則第78条第2項の規定により、無記名投票をもって採決をいたします。

まず、記名投票による表決要求について採決をいたします。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（大王英二君） ただいまの出席議員は19名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（大王英二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○議長（大王英二君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。記名投票による表決を可とする議員は「賛成」と、また、否とする議員は「反対」と書いてください。記載方法は投票用紙の注意書きに書いてありますので、よくごらんの上御記入ください。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

それでは、1番議員から順次投票をお願いいたします。

[議員投票]

○議長（大王英二君） 投票漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。ここで、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に村上議員及び三倉議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

[投票 点検]

○議長（大王英二君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数	19票
有効投票	19票
無効投票	0票

有効投票中

賛成	12票
反対	7票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議第47号を記名投票で採決することは可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○議長（大王英二君） これにより議第47号について、採決をいたします。採決の方法は記名投票によって行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（大王英二君） ただいまの出席議員は19人であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（大王英二君） 投票用紙の配付漏れはありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○議長（大王英二君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。議第47号について、選任同意をすることに可とする議員は「賛成」と、また、否とする議員は「反対」と書いてください。記載方法は投票用紙の注意書きに書いてありますのでよくごらんの上、また記名投票ですから必ず自己の氏名を併記してください。氏名を記載してない投票は無効となります。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

それでは、1番議員から順次投票をお願いいたします。

[議員投票]

○議長（大王英二君） 投票漏れはありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。ここで、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田中議員及び仲村議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

[投票 点検]

○議長（大王英二君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 19票

有効投票 18票

無効投票 1票

有効投票中

賛成 18票

松岡隼人、井上光浩、豊永貞夫、川野精一、笹山欣悟、村上恵一

西信八郎、松田 茂、永山芳宏、福屋法晴、森口勝之、田中 哲

本村令斗、立山勝徳、仲村勝治、三倉美千子、下田代勝、簗毛正勝

反対 0票

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、議第47号は原案可決確定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

=====

日程第45 議第48号

○議長（大王英二君） 次に、日程第45、議第48号を議題といたします。

採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第48号は選任同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立多数。

よって、議第48号は、選任同意することに決しました。

=====

日程第46 議第49号

○議長（大王英二君） 次に、日程第46、議第49号を議題といたします。

採決は起立採決といたします。

お諮りをいたします。議第49号は選任同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立多数。

よって、議第49号は、選任同意することに決しました。

=====

日程第47 議第50号

○議長（大王英二君） 次に、日程第47、議第50号を議題といたします。

採決は起立採決といたします。

お諮りをいたします。議第50号は選任同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立多数。

よって、議第50号は、選任同意することに決しました。

=====

日程第48 議第51号

○議長（大王英二君） 次に、日程第48、議第51号を議題といたします。

採決は起立採決といたします。

お諮りをいたします。議第51号は選任同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立多数。

よって、議第51号は、選任同意することに決しました。

=====

日程第49 陳第3号から日程第51 陳第7号まで

○議長（大王英二君） 次に、日程第49、陳第3号から日程第51、陳第7号までの3件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第49、陳第3号から日程第51、陳第7号までの3件について、審査の結果を報告いたします。

まず、陳第3号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出を求める陳情について、審査の結果を報告いたします。

この陳情は、平成19年11月2日に提出されたもので、同年12月定例会から継続して審査をしてまいりました。

陳情趣旨は、昨年6月に、トンネルじん肺根絶訴訟原告弁護団と国との間で、じん肺政策の抜本的転換を図ることを主な内容とする合意書が調印され、その後すべての訴訟が和解解決しておりますが、国に対して合意書で約束した事項を早急に履行することを求め、トンネルじん肺問題根絶のために抜本的な対策を求める意見書を提出するよう求めるものでございます。

審査の過程において委員から、裁判で争いながら合意書を調印され、いろいろな取り組みをしてこられた中で、今後は合意書に基づく速やかな対策を講じてほしいという意見書の提出でもある。

人吉・球磨管内でも30名弱の方が、トンネルじん肺の患者になられたという状況もあり、総合的なことから考えても採択していいのではないかなどの意見があり、委員会としましては、全会一致で採択することに決しました。

後ほど意見書を提出いたしますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、陳第6号認可外保育施設に通う子ども達への助成を求める陳情について、審査の結果を報告いたします。

この陳情は、平成19年12月10日に提出されたもので、同年12月定例会から継続して審査してまいりました。

陳情趣旨は、認可外保育施設には公的助成がないため、同施設に通う子供たちの保育料、安全対策、衛生対策のための設備及び設備費、給食材料費などの助成を市に対して求めるものでございます。

審査の過程において、執行部から認可保育園と認可外保育園の入所状況などについて説明があり、認可保育園12園の定員は1,080人であるが、弾力的な運用をすれば25%増しの1,347人までは受け入れ可能になる。ここに認可外保育園に通う79人すべてが認可保育園に入所希望しても受け入れが可能であり、入所を待つ待機児童がないことから、新年度当初予算では助成の予算化は行っていないとの説明がありました。

委員からの陳情項目にある、助成をした場合、どのくらいの額になるのかとの質疑に対して、

執行部からは、陳情項目どおりの助成をするということではなく、保育園に措置する児童の運営費として支払う部分として検討した。児童福祉法における保育所運営費国庫負担金に占める一般生活費の部分、保育料を除いた部分がどれぐらいになるかということで算出した結果、対象の認可外保育園に通う79人の場合、1年間で151万6,000円となるとの答弁がありました。

委員から、認可、無認可どちらの保育園に通うにしろ、子供たちは公平に恩恵を受ける必要があるのではないかと。入所条件等で認可保育園に通えずに無認可保育園に通う子供たちについても、不公平があれば助成をするべきだ。陳情項目どおりに助成することは財政的にも厳しいものがあると思うので、総体的には判断して、無認可保育園に対する助成がどうあるべきかということを経営部で考えていただき、条件つき採択ということで賛成したい、などの意見がありました。

委員会としましては、助成内容については陳情項目に上げてあるとおりではなく、執行部で内容をきちんと精査した上で対応していただくということを条件に、全会一致で採択することに決しました。

次に、陳第7号ハンセン病問題の真の解決と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を国に求める意見書採択の陳情について、審査の結果を報告いたします。

この陳情は、平成20年2月5日に提出されたもので、陳情趣旨は、ハンセン病療養所の現在の存立根拠となっている「らい予防法の廃止に関する法律」は、療養所の役割を入所者に対する療養の提供に限定していることから、開かれた療養所の将来をつくり、入所者に終生の在園を保障するため、国の法的責任を踏まえた新しいハンセン病問題基本法の制定等を求める意見書を国に対し提出するよう求めるものでございます。

審査の過程において、委員からは入所者の方々が不当な扱いをされてきた歴史等があり、このようなことを次の世代に残さないためには、この問題を真摯に受けとめ、こういった形で改善していくのかというのは政治判断だと思う。ハンセン病について、基本法を制定することと今後療養所のあり方を含め、地域とどうやって向き合うのかを真剣に考えていかなければならない問題なので採択すべきなどの意見があり、委員会としましては全会一致で採択することに決しました。

これにつきましても後ほど意見書の提出をいたしますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。陳第3号から陳第7号までの3件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、陳第3号、陳第6号、陳第7号は、いずれも採決することに決しました。

=====

日程第52 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（大王英二君） 次に、日程第52、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇） それでは、平成20年第2回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。

平成20年第2回人吉球磨広域行政組合議会定例会が平成20年3月3日午前10時から、カルチャーパレス第2会議室において開会され、議事録署名議員の指名、会期の決定が行われ、日程は3月3日から3月28日までとし、3月3日は議案第3号から議案第6号までを採決し、3月28日は一般質問と残り議案の審議を行う変則審議となりました。

また、代表理事から昨年12月定例理事会から、ことし2月の定例理事会の報告がなされ、平成19年第4回、平成20年第2回の定例会の提出案件協議、勸奨退職者の取り扱いについて、さらに職員の懲罰について、また、汚泥談合に伴う損害賠償について協議のあった旨の報告がありました。

次に、日程第4議案、第3号から議案第13号までの11議案を一括議題とし、執行部の説明を受けました。

本来なら議案第3号から順次審議、採決の予定であったが、相良村からの選出議員が遅刻のため議決の特例が適用され、議案第6号の負担金の総額の補正が採決できない状況になり、議会運営委員会を開催し、議案第6号については28日に上程することとし、議案第3号から議案第5号までの案件については原案どおり可決されております。

以上、3月3日までの人吉球磨広域行政組合定例会の報告を終わります。

=====

日程第53 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（大王英二君） 次に、日程第53、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中 哲君）（登壇） 日程第53、人吉下球磨消防組合議会報告を行います。

平成20年2月29日午後3時より、本部会議場において、平成20年2月第1回人吉下球磨消防組合議会定例会が開催されましたので報告いたします。

まず、議案第1号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、給料表で定める職務の級の分類表の一部改正で、消防長の階級を現

在の「消防正監」から準則どおりの「消防監」とすることに伴い、職務分類表の職務の級のうち7級を消防長、6級を消防司令長である次長以下に改めたものでございまして、施行期日を平成20年4月1日からとするものでございます。全議員異議なく原案可決しております。

次に、議案第2号人吉下球磨消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは勤務日において公用車を使用し、かつ日帰りの旅行についてはこれを支給しないとするものでございまして、施行期日を平成20年4月1日からとするものでございます。全議員異議なく原案可決しております。

次に、議案第3号人吉下球磨消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは従来の特務手当に、新たに「救急救助支援業務手当」、「管轄外出動手当」を加えるものでございます。それぞれ1回につき150円、500円とするものでございまして、施行期日を平成20年4月1日からとするものでございます。全員異議なく原案可決しております。

次に、議案第4号平成19年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出の総額に92万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,991万7,000円とするものであります。歳入のうち1款分担金及び負担金の17万9,000円の増額補正は、人吉市女性消防隊の全国大会出場に伴うポンプ操法指導の時間外手当でありまして、人吉市より入るものでございます。

次に、4款諸収入の40万円の増額補正は、歳計現金の運用利子の増でございます。

次に、5款財産収入の35万円の増額補正は、基金積立金の運用利子の増によるものでございます。

続きまして歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費の10万2,000円の増額補正は、財政調整基金積立金に積み立てるものでございます。

次に、3款消防費の151万1,000円の減額補正の内容は、2節給料の60万円の減額、3節職員手当等のうち通勤手当が50万円の減額、救急救助業務手当は12万円の増額でございます。

9節旅費が25万円の減額、11節需用費の光熱水費が12万円の減額でございます。12節役務費の通信運搬費が41万円の減額でございます。25節積立金の24万9,000円の増額は、消防賞じゅつ金基金積立金に13万円、施設整備基金積立金に11万9,000円を積み立てるものでございます。

次に、5款予備費は、予備費に233万8,000円の増額補正を行うものでございます。全員異議なく原案可決しております。

次に、議案第5号平成20年度人吉下球磨消防組合一般会計予算についてでございます。

歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,098万6,000円とするもので、前年比3,799万6,000円の減額でございます。

歳入予算の主なものは、1款分担金及び負担金の8億8,598万6,000円で、前年比1,889万

1,000円の減額でございます。

次に、4款諸収入が722万3,000円で前年比419万8,000円の減額でございます。

次に、6款繰入金が1,500万円で前年比1,300万円の減額でございます。

次に、7款繰越金が200万円で前年比200万円の減額であります。

続きまして、歳出予算の主なものは、3款消防費の8億7,093万3,000円で前年比3,832万3,000円の減額でございます。

次に、4款公債費が3,286万6,000円で前年比28万5,000円の減額でございます。全議員異議なく原案どおり可決しております。

以上で人吉下球磨消防組合議会報告を終わります。

=====

日程第54 川辺川総合土地改良事業組合議会の報告

○議長（大王英二君） 次に、日程第54、川辺川総合土地改良事業組合議会の報告を求めます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇） それでは、平成19年第5回、さらに平成20年第1回の川辺川総合土地改良事業組合議会の報告をいたします。

平成19年第5回川辺川総合土地改良事業組合12月議会が、平成19年12月27日午前10時開会され、会議録署名議員の指名、会期の決定が行われた後、議案審議が行われました。

案件については、川辺川総合土地改良事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、また、平成19年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計補正予算などについて審議が行われ、原案どおり可決されております。

また、一般質問が行われ、相良村の負担金などについての対策は、また利水事業に対する国の事業予算が盛り込まれず休止となるということだが、今後における組合運営はどうなるのか、事業再開に向けての今後の推進体制はどうするのかなどについて一般質問がありました。

次に、平成20年第1回川辺川総合土地改良事業組合2月議会定例会が平成20年2月29日午後1時半から開会され、会議録署名議員の指名、会期の決定が行われ、5件の提出議案について審議が行われました。

5件の提出議案は、議案第1号が川辺川総合土地改良事業組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号平成19年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計負担金総額の補正について、議案第3号平成19年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計補正予算について、議案第4号平成20年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計負担金の負担割合を定めることについて、議案第5号平成20年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計予算について、5件の案件についてそれぞれ審議が行われ、原案どおり可決されました。

以上、川辺川総合土地改良事業組合議会の報告を終わります。

=====

日程第55 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（大王英二君） 次に、日程第55、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたしました。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成20年3月第1回定例会)

事件の番号	件名	理由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件名	理由
陳第8号	公民館改修に伴う大塚小学校林の収益金の活用についての陳情	慎重審査を必要とするため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民生活及び地域振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
陳第1号	一般廃棄物収集運搬業務に関する調査を求める陳情	慎重審査を必要とするため
陳第2号	「後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める意見書」の提出を求める陳情	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
陳第4号	「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最賃制の法制化、およびそれを支える適切な中小企業振興策を求める意見書」を国に対して上げていただくことを求める陳情	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩をいたします。

午後5時11分 休憩

午後6時15分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

=====

日程の追加について

○議長（大王英二君） ここで、日程の追加についてお諮りをいたします。

議第52号人吉市長等の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、直ちに議題といたします。

=====

追加日程 議第52号

○議長（大王英二君） 執行部より提案理由を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 大変お疲れのところ、まことに恐縮ではございますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

議第52号人吉市長等の退職手当の支給に関する条例の一部改正案は、先ほど選任いただきました副市長の処遇に関する改正でございます。

今回、議会の御同意を得まして、副市長として経済産業省の林健善氏をお選任いただいたわけでございますが、国などから派遣された職員が本市の副市長となった例は本市にとって今回が初めてでございます。よって、まだ先のことでございますが、そのような派遣された職員が本市の副市長職を退職される場合の退職手当の支給の有無やその額の算出などの取り扱いにつきまして規定する必要が出てまいりましたため、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正は、国などから派遣された職員が本市の副市長を退職して国などに復帰する場合には、本市は退職手当を支給しないということと、何らかの事情により国などに復帰することなく退職する場合には、本市が退職手当を支給することなどの規定を追加するものでございます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大王英二君） ただいまの説明に対し質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りをいたします。議第52号については、委員会付託を省略し採決することに御異議あり

ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し採決をいたします。議第52号について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。よって、議第52号は原案可決確定いたしました。

=====

日程の追加について

○議長（大王英二君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りをいたします。

意見第3号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書（案）、意見第4号ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を求める意見書（案）、意見第5号森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）、意見第6号地方財政の充実強化を求める意見書（案）の4件を日程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。よって、4件を日程に追加いたします。

=====

追加日程 意見第3号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書

○議長（大王英二君） まず、意見第3号を議題とし、提出者の意見を求めます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。

○7番（西信八郎君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第3号

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書（案）

国民が豊かで健全な社会生活を営む上で、安定した就業の場と安全で健康的な職場環境が求められており、極めて重要です。

じん肺は、最古にして現在もなお最大の被災者を出し続けている不治の職業病といわれ、炭坑や金属鉱山、造船等の職場にて多発し、特にトンネル建設工事業においては、未だに社会問題になっている状況にあります。

こうした中、全国11地裁において審理が進められてきたトンネルじん肺根絶訴訟の中で、東

京・熊本・仙台・徳島・松山の5地裁において、いずれも「国の規制権限行使義務」の不行使を違法とする司法判断が示されました。

2007年6月18日には、これらの判決を受けて、厚生労働大臣・国土交通大臣・農林水産大臣・防衛施設庁長官とトンネルじん肺根絶訴訟原告・弁護団の間で、じん肺政策の抜本的転換を図ることを主な内容とする「合意書」が調印されました。

この「合意書」内容に基づき、6月20日には東京地裁・高裁にて国との和解が成立し、翌7月20日の金沢地裁を最後に、係争中の4高裁11地裁にて全て和解解決しました。

トンネルじん肺は、そのほとんどが公共工事によって発生した職業病であることなどから、早急に解決を図るべき重要な問題です。

よって、政府においては、発注者および施行者に対する適切な指導を行うとともに、次の事項を含めたトンネルじん肺の抜本的な対策を早急に講じられるよう強く要求します。

記

1. 国は、2007年6月に調印した「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策を速やかに実行すること。
2. 公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者の早期救済を図るため、「トンネルじん肺補償基金制度」を早急に創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年3月26日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
法務大臣	鳩山邦夫様
厚生労働大臣	舛添要一様
農林水産大臣	若林正俊様
経済産業大臣	甘利明様
国土交通大臣	冬柴鐵三様
防衛大臣	石破茂様
内閣官房長官	町村信孝様

意見書第3号

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成20年3月26日

人吉市議会議長 大王英二様

提出者 人吉市議会議員

三倉美千子	笹山欣悟
松田茂	豊永貞夫
下田代勝	松岡隼人
本村令斗	井上光浩
簗毛正勝	永山芳宏
田中哲	川野精一
村上恵一	山下幸一
仲村勝治	立山勝徳
森口勝之	福屋法晴
西信八郎	

以上でございます。

○議長（大王英二君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りをいたします。意見第3号については委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、採決をいたします。意見第3号について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。よって、意見第3号は原案のとおり可決いたしました。

=====

追加日程 意見第4号 ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を求める意見書

○議長（大王英二君） 次に、意見第4号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「3番」と呼ぶ者あり）

3番。

○3番（豊永貞夫君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書案の朗読によってかえさせていた

だきます。

(意見書案 朗読)

意見第4号

ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、
医療・福祉の充実を求める意見書（案）

1996年3月に「らい予防法の廃止に関する法律」が成立されてから10年余りが経過しました。この予防法廃止にあたり、衆・参両院で採択された国会決議は、政府に対し、ハンセン病療養所入所者の高齢化、後遺障害等の実態を踏まえ、療養生活の安定を図ること、医療・福祉等処遇の確保について万全を期すこと等を求めました。その後、2001年5月の熊本判決で約90年間にわたって続けられた日本のハンセン病隔離政策の違憲性、違法性が明らかにされ、これを受けて設置された厚生労働大臣を座長とするハンセン病問題対策協議会においては、ハンセン病療養所入所者に対して終生の在園を保障するとともに、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることが確認されています。

しかし、急速に入所者の高齢化及び減少が進む中、療養所生活の寂寥感は募り、また療養所の医療機能も低下しつつあります。このような状況を打開し、入所者が安心して幸せに生活できる療養所を保障するためには、療養所における医療・福祉をより充実させるとともに、ハンセン病療養所を充実した医療・介護施設として広く地域に開放することが必要です。このように療養所が地域に開かれたものになることは、地域住民の医療・福祉に対する要求に応えるとともに、入所者が差別を受けることなく地域住民とともに生きることを可能にするものです。

ところが、ハンセン病療養所の現在の存立根拠となっている「らい予防法の廃止に関する法律」は、療養所の役割を入所者に対する療養の提供に限定しています。開かれた療養所の将来を創り、入所者に終生の在園を保障するためには、国の法的責任を踏まえた新しい「ハンセン病問題基本法」の制定がどうしても必要です。

そこで、当議会は、ハンセン病問題の真の解決を図るため、下記の事項を強く要望します。

記

1. 「ハンセン病問題基本法」を制定すること。
2. 国会決議に基づき、ハンセン病療養所の医療、看護、介護体制の強化を図ること。
3. ハンセン病療養所を統廃合せず、入所者、職員、地元住民など関係者の意見を尊重し、地域・国民のための医療・介護施設等として広く開放すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年3月26日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

内閣総理大臣 福田 康 夫 様
総務大臣 増田 寛 也 様
財務大臣 額賀 福志郎 様
厚生労働大臣 舩添 要 一 様

意見第4号

ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、
医療・福祉の充実を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成20年3月26日

人吉市議会議長 大王 英 二 様

提出者 人吉市議会議員

三 倉 美千子	笹 山 欣 悟
松 田 茂	下田代 勝
西 信 八 郎	松 岡 隼 人
本 村 令 斗	井 上 光 浩
永 山 芳 宏	田 中 哲
川 野 精 一	村 上 恵 一
山 下 幸 一	仲 村 勝 治
立 山 勝 徳	森 口 勝 之
簀 毛 正 勝	福 屋 法 晴
豊 永 貞 夫	

以上でございます。

○議長（大王英二君） ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りをいたします。意見第4号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、採決をいたします。意見第4号について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。よって、意見第4号は原案のとおり可決いた

しました。

=====

追加日程 意見第5号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書

○議長（大王英二君） 次に、意見第5号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。

○9番（永山芳宏君）（登壇） 提案理由の説明は意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第5号

森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）

今日の森林・林業や木材関連産業は、国産材の価格低迷が長期に続く中で、林業の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、適切な森林の育成・整備が停滞し、森林の持つ多面的機能が低迷している実情にあります。

また、近年、自然災害が多発する中で、山地災害未然防止に向けた治山対策や森林整備等、自然環境や生活環境での「安心・安全の確保」に対する国民の期待と要請は年々増加し、森林の持つ多面的機能の発揮が一層期待されており、さらに、地球温暖化防止の枠組みとなる京都議定書の発効に伴い、国際公約となった温室効果ガス6%削減を履行するための、森林吸収量3.8%確保対策の着実な実行も急務となっています。

加えて、この間、我が国の森林行政の中核を担い、民有林行政との連携を果たしてきた国有林野事業は一般会計化・独立行政法人化が検討されるなど、国民の共有の財産である国有林の管理が危ぶまれています。

こうした中、政府は平成18年9月8日、森林・林業基本計画が閣議決定され、今後は、その骨子である、①多様で健全な森林への誘導、②国土保全等の推進、③林業・木材産業の再生を前提に、森林整備や地域材利用計画の推進、林業労働力の確保等の対策を進めていくこととされ、また、平成19年2月23日に閣議了承された「美しい森林づくり」に係わる国民運動の推進は、地球温暖化防止対策との密接な連携をさらに進めていくものとなっています。

ついては、森林・林業基本計画の確実な実行や、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な実行、そして多面的機能維持を図るための森林整備等を推進するために、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望します。

記

1. 森林・林業基本計画に基づく、多様で健全な森林・保全の促進、林業・木材関連産業の再

生等、望ましい森林・林業施策実行に向け、必要な予算措置を講ずること。

2. 国産材利用・安定供給対策並びに地域材利用対策の推進と、木材の生産・加工・流通体制の整備に向け、関係省庁の枠を越えた計画の推進を図ること。

3. 森林・林業基本計画に基づく労働力確保に向け、森林整備を通じた「緑の雇用担い手対策事業」のさらなる充実や各種対策を講ずること。

4. 二酸化炭素を排出する者が負担する税制上の措置などにより、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を推進するための、安定的な財源確保を図ること。

5. 地球規模での環境保全や、持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進を図ること。

6. 国有林野事業については、安全・安心な国土基盤の形成と地域振興に資する管理体制の確保を図ること。

また、行政改革推進法に基づく平成22年度までの検討に当たっては、今後とも幅広く国民の意見を聞くとともに、国会で十分議論を尽くし対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年3月26日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
財務大臣	額賀福志郎様
農林水産大臣	若林正俊様
環境大臣	鴨下一郎様

意見第5号

森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成20年3月26日

人吉市議会議長 大 王 英 二 様

提出者 人吉市議会議員

箕毛正勝	森口勝之
井上光浩	福屋法晴
三倉美千子	仲村勝治
松田茂	本村令斗

田 中 哲 村 上 恵 一
立 山 勝 徳 松 岡 隼 人
下田代 勝 豊 永 貞 夫
西 信 八 郎 川 野 精 一
山 下 幸 一 笹 山 欣 悟
永 山 芳 宏

以上でございます。

○議長（大王英二君） ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りをいたします。意見第5号については、委員会付託を省略し採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し採決をいたします。意見第5号について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。よって、意見第5号は原案のとおり可決いたしました。

=====

追加日程 意見第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長（大王英二君） 次に、意見第6号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。

○5番（笹山欣悟君）（登壇） 意見書案の朗読によって提案理由の説明にかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第6号

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方分権の推進、少子・高齢化の進行、産業・雇用対策、地球規模や地域レベルの環境保全需要、災害・事故に対する安全対策など、地域の行政需要が増大しており、地方自治体が果たす役割はますます重要になっています。

政府は「歳出・歳入一体改革」に基づく歳出削減により地方財政と公共サービスを圧縮する

政策を続けています。しかし、自治体財政硬直化の要因は景気対策による公共事業の増発に対する公債費であり、国の義務づけ・関与が強い現行の行財政制度のもとで国の財政責任が極めて重いものです。一方的な地方財政の圧縮は、国の財政赤字を地方に負担転嫁するものであり、また、自治体財政健全化法のもとで財政指標のみを基準として判断し、医療、福祉、環境、ライフラインなど住民生活に直結する公共サービスを削減することは容認できません。

地方財政計画策定や交付税算定プロセスに地方が参画するもとの、地方税の充実強化、地方交付税算定に地域の行政需要を適正に反映させ、自治体の安定的な財政運営に必要な財源を確保することが重要です。

地方分権の理念を実現するため、より住民に身近なところで政策や税金の使途決定、住民の意向に沿った自治体運営を行うことができるよう、地方財政の充実・強化を目指し、政府に対し次のとおり求めます。

記

1. 医療、福祉、環境、ライフラインなど地域の公共サービス水準を確保するため、地方税の充実強化、地方交付税が持つ財政調整機能、財源保障機能を堅持し、必要財源の充実・強化を図ること。
2. 国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状において、地域の行政需要を的確に地方交付税算定に反映し、地方交付税総額の確保を図ること。
3. 地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月26日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

内閣総理大臣	福田 康 夫 様
内閣官房長官	町 村 信 孝 様
総 務 大 臣	増 田 寛 也 様
財 務 大 臣	額 賀 福志郎 様
経済産業大臣	甘 利 明 様
経済財政政策担当大臣	大 田 弘 子 様

意見第6号

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成20年3月26日

人吉市議会議長 大 王 英 二 様

提出者 人吉市議会議員
西 信 八 郎 松 岡 隼 人
松 田 茂 田 中 哲
下田代 勝 川 野 精 一
村 上 恵 一 豊 永 貞 夫
山 下 幸 一 本 村 令 斗
立 山 勝 徳 仲 村 勝 治
井 上 光 浩 三 倉 美 千 子
福 屋 法 晴 森 口 勝 之
簗 毛 正 勝 永 山 芳 宏
笹 山 欣 悟

以上でございます。

○議長（大王英二君） ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第6号については、委員会付託を省略し採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し採決をいたします。意見第6号について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。よって、意見第6号は原案のとおり可決いたしました。

=====

日程の追加について

○議長（大王英二君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

山下議員外6名から議長不信任動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしております。

お諮りをいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。よって、山下議員外6名から提出の議長不信任動議を日程に追加し、直ちに議題といたします。

ここで、私の一身上に関することでございますので副議長と交代をいたします。

[議長大王英二君 退場、副議長簗毛正勝君 着席]

=====

追加日程 議長不信任動議提出について

○副議長（簗毛正勝君） それでは、議事を進めさせていただきます。

議長の一身上の問題でございますので、副議長がかわって議事を進めます。

ここで、提出者の説明を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇） お疲れさまです。大王英二議長不信任案動議提出について、次の理由により大王英二議長を不信任とする。

理由、今議会に副市長の人事案件が提案され、その質疑において、市長と大王議長外2名の議員が、去る2月14日に上京の際、副市長候補者と面談をしていた事実が明らかになった。提案者側の市長は当然のこととしても、その案件を審議する側の議員がそこに同席したことは、議決機関としての議会の本分を著しく逸脱するものであり、我々は到底看過することはできない。また、提案前のこういう行動は、まさに執行部の片棒を担ぐ行為と言わざるを得ない。このような行為を何も知らされていない17名の議員を無視し冒涇するものと言わざるを得ない。そこにはチェック機関としての議会は全く存在していない。特に議長は、議会が果たす役割を常に心から高い見識と毅然たる態度が求められている。

大王議長は昨年7月15日の議会だよりの中で、議長就任に当たり次のように述べている。

「市民の皆様から新しい議会に対する期待の声が聞こえており、市民の声一つ一つに耳を傾け、市政の将来を見据えながら公平・公正な議会運営に心がけていく所存でございます。また、私たち議員は、今後4年間の市政の議決機関としての負託を受けたわけであり、チェック機関としての議会の責務と同時に、政策提案・提言型の議会、市民から信頼される議会を目指してまいります。」と申し上げておられます。大王議長はこの言葉の持っている意味をどう理解しているのか甚だ疑問である。我々は今回の行動を見るとき、それは日夜一生懸命市民の代弁者として頑張っている他の議員への背信行為であり、今さらながら強い憤りを感じるのである。

また、今回のゆゆしき行動は、我々議員にとっても議会人としてのあり方を問われているもので、議員一人一人が自覚を持って再認識をしなければならない問題でもあろう。この意味からも、議会の長たる議長の責任は重く、断じて許しがたいものである。

よって、大王議長は議長としての適格性を欠くため、不信任決議案をここに提出する。議員各位の皆様、何とぞこの趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（簗毛正勝君） ただいまの説明に対し質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

ここで大王議員から一身上の弁明をしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。この際、これを許すことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。よって、大王議員の一身上の弁明を許すことに決定いたしました。大王議員の入場を許します。

[議長大王英二君 入場]

○副議長（簗毛正勝君） 大王議員に一身上の弁明を許します。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

20番。

○20番（大王英二君）（登壇） 本日、議長不信任案が提出をされました。ある程度予想はしておりましたが、しかしこれも私の不徳の致すところであると思っております。しかしながら、私が平成3年に議員となり17年間の議員活動また政治活動の中で、名誉の問題もありますので、釈明の機会を申し出ました。議会の方でそれを受け入れていただきましたことに対して感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

この案件につきましては、3月4日に開催をいたしました代表者会議の折に、経過とまたその考え方等々について意見を求められ、各派代表者の方々には一定の理解を示していただいたと思っております。しかし、本日このような形で動議が提出されたことについては、本当に思慮が足らなかったと深く反省をしております。しかしながら、2月14日等々の問題について、改めてそのときに御説明申し上げたことを申し述べさせていただきたいと思っております。

2月14日、文科省池坊副大臣にお会いをしております。青井神社の国宝指定の問題、また城址整備の問題、これについては原城等の用地購入等々の問題がありますので、早急な今後の指針を示さなくてはいけないという思いであります。それともう1点につきましては青少年の健全育成等々について、ぜひ国の施設またいろんなモデル事業を当人吉また人吉球磨に持ってこれないだろうか、そういった思いでお会いをしてきたところでございます。

その折に、一般質問等々の中でありましたように市長の方から経済産業省の方へというような話がありまして、そのことが非常に今回の問題になってまいっております。そのときに本当に深く考えておれば、2月12日に全員協議会で各議員に御提案されたことを本当に深く考えておればそういった行動は慎むべきだったと深く反省をしております。また、こういったことがないような形で今後しなければならぬだろうと思っております。さまざまな考え方あるだろうと思っておりますが、先ほど山下議員の方から提案理由のときに、私がここで申し述べたことを改めまして初心に戻りましてもう一度肝に銘じたいと思っております。

今後は再度、議会の長として意識をしっかり持って初心に戻って誤解がないような行動をとってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げ、弁明の言葉にかえさせていただきます。

ます。どうも本当にお疲れのところ申しわけございません。

○副議長（簗毛正勝君） 大王議員の退場を求めます。

[議長大王英二君 退場]

○副議長（簗毛正勝君） それでは、これにより採決をいたします。採決は起立採決といたします。本動議を可と決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○副議長（簗毛正勝君） 起立少数。よって、本動議は否決されました。

ここで議長と交代いたします。

[副議長簗毛正勝君 退席、議長大王英二君 着席]

=====

○議長（大王英二君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

発言の申し出

○議長（大王英二君） ここで、3月31日付で退職されます職員の方からあいさつの申し出が
あっておりますので、これを許可いたします。

秋山総務部長。

○総務部長（秋山健児君）（登壇） 議員の皆様におかれましては、大変お疲れのところにも
かわりませず、発言の機会を与您いただきまして、まことにありがとうございます。

このたび、40年間の奉職をもって本年3月31日付で退職することになりました。この間、い
ろいろなことがございましたが、その時々におきまして、公私にかかわらず、議員の皆様を初
め市長や職員の皆様そして市民の皆様の御支援や御指導、御鞭撻のおかげをもちまして、浅学
非才な私ではございましたが、これまで務め上げることができました。衷心より厚く御礼を申
し上げる次第でございます。

これまで12の部署にかかわってまいりましたが、特に心に残っていますのは、構想から本格
稼働まで在職期間の約4分の1を携わってまいりました電算導入事業でございます。住民票や
各種証明書などが、市民の皆様を待たせることなく即座に発行できたときの感動は今でも忘れ
ることはできません。中には、一つのシステムを構築するのに100時間を超えるヒアリングを
行ったこともございました。そのような中で何事もなく電算導入ができた陰には、議会の御理
解はもとより電算の職員とそれから原課の職員、それにシステムエンジニア、この三者が同じ
目標に向かって、それぞれの立場を認め合い理解しながら、ともに出し切ってシステムを構築
していったことに尽きると考えております。

これから市におきましては、九州新幹線鹿児島ルート全線開通に伴う受け皿づくりのための
施策など喫緊の重要課題が山積し、大変重要な時期に入っておりますが、その活性化へ向け
た成功のかぎは、何といたしましても議会の皆様と市の執行部、それに市民の皆様、この三者の

協調・協働、ここに尽きると考えております。私も本当に微力ではございますが、今後いろんな立場で市政の発展のために幾らかでも寄与していければと考えておるところでございます。

最後になりましたが皆様方の御健勝、御活躍を心より御祈念申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

○議長（大王英二君） 俣野経済部長。

○経済部長（俣野 一君）（登壇） お疲れのところ、本日は貴重なお時間をいただきましてまことありがとうございます。

私は、入所以来、長きにわたりまして市のライフライン、水道・下水道の業務にかかわらせていただきました。そういうふうなことで経験も少なく、さしたる能力や見識がない私が経済部長を2年間も務めさせていただくことができましたのも、ひとえに議員の皆様方の温かい御指導と市長初め執行部の皆様方に支えられていただきましたおかげと心より感謝申し上げます。

私たちは戦後のベビーブームいわゆる団塊の世代の第一陣といたしまして、大量の定年退職者が高齢化社会に飛び込んでいくこととなりますが、今後は地域振興や地域活動等のお役に立つよう努めてまいりたいと存じます。

最後になりましたが、今後の人吉のますますの発展と市民の福祉向上、議員並びに執行部の皆様方の御健勝、御活躍を御祈念申し上げまして退職のあいさつとさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

○議長（大王英二君） 丸山建設部長。

○建設部長（丸山善利君）（登壇） 議員の皆様には大変お疲れのところ、あいさつの機会を与えていただきましてありがとうございます。

私、3月31日をもちまして退職することとなりました。29年間務めさせていただきまして、振り返ってみますとほ場整備事業や石野公園の開園、それから学校給食センターの新築移転などに携わらせていただいたことが思い出されております。その間、大過なく過ごさせていただきましたのも、議員の皆様を初め市長や職員の皆様、市民の皆様の御指導のたまものと心から感謝申し上げます。今後は一市民となるわけですが、微力ではございますけれども市政発展の一端を努めさせていただきたいと存じます。

最後になりましたが、議員の皆様を初め市長、職員の皆様、市民の皆様の御発展と御健勝を御祈念申し上げましてあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（大王英二君） 中村農業振興課長。

○農業振興課長（中村憲司君）（登壇） 大変お疲れのことと存じますが、退職に当たりましてあいさつの機会を与えていただきましてありがとうございます。

私は昭和44年に入所しまして、最初は水道局を皮切りに総務課、経済部、福祉生活部、経済部、建設部、最後は経済部と、約40年間余り人吉市職として奉職をさせていただきました。こ

の3月31日をもちまして定年退職を迎えることとなりましたが、市民の皆様、同僚の皆さん、議員の皆さん、多くの方々に大変お世話になりました。この席をかりまして厚く御礼を申し上げます。

戦後のベビーブームの昭和22年から24年生まれを団塊の世代と呼んでおりますが、全国で約680万人の大多数が退職を迎えます。私も22年生まれの団塊世代の仲間の一人でございます。退職後は限りある人生を40年間の役所経験を生かし、少しでも地域のために貢献できればと考えております。そのときは皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。

これから日本を初め地方も厳しい時代が予想されております。議会を初め執行部の皆様のますますの活躍によりまして人吉がさらに発展しますよう、またそれぞれの皆様の御健勝、御活躍を心から祈念いたしまして、退職のあいさつといたします。本当に長い間お世話になりました。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（大王英二君） 3月31日をもって退職をされます職員の皆様方には、長い間大変御苦労さまでございました。今後におきましても市政の発展のために御支援、御協力を賜りますよう心からよろしくお願い申し上げます。お疲れさまでございました。

=====

○議長（大王英二君） 以上をもって平成20年第1回人吉市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後7時5分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 大 王 英 二

人吉市議会副議長 簗 毛 正 勝

人吉市議会議員 森 口 勝 之

人吉市議会議員 田 中 哲

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長

人吉市議会副議長

人吉市議会議員

人吉市議会議員